

地震災害対策計画編

目 次

第1章 総 則.....	1
第1節 計画の目的・性質等	1
第2節 各機関の実施責任	3
第3節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	4
第4節 市地域の地勢と災害の概要	8
第5節 被害想定	9
第2章 災害予防.....	10
第1節 防災体制の確立	10
第2節 防災思想・防災知識の普及	14
第3節 防災訓練	17
第4節 自主防災組織等の育成と強化	20
第5節 ボランティア活動の環境整備	23
第6節 広域応援体制の整備	25
第7節 緊急輸送網の整備	27
第8節 防災通信設備等の整備	29
第9節 火災予防対策	31
第10節 孤立地域防止対策	33
第11節 避難対策	34
第12節 必需物資の確保対策	39
第13節 要配慮者対策	42
第14節 応急住宅対策	46
第15節 医療救護体制の整備	47
第16節 防疫対策	49
第17節 まちの不燃化・耐震化	50
第18節 危険物等の災害予防対策	54
第19節 災害危険区域の防災事業の推進	56
第20節 ライフライン施設対策	59
第21節 文教対策	63
第1項 学校対策	63
第2項 文化財保護、その他の文教関係の対策.....	64
第22節 行政機関の業務継続体制の整備	66
第23節 企業防災の促進	67
第24節 大規模停電対策	69
第3章 地震災害応急対策.....	70
第1節 活動体制	70

第1項	活動体制	70
第2項	災害対策本部の組織	76
第2節	災害対策要員の確保	80
第3節	ボランティア活動	83
第4節	自衛隊災害派遣要請	85
第5節	災害応援要請	90
第6節	交通応急対策	94
第1項	道路交通対策	94
第2項	輸送の確保	98
第7節	通信の確保	101
第8節	地震情報の受理伝達	106
第9節	地震災害情報の収集・伝達	108
第10節	災害広報	113
第11節	消防・救急・救助活動	116
第12節	浸水対策	119
第13節	孤立地域対策	120
第14節	災害救助法の適用	121
第15節	避難対策	126
第16節	建築物・宅地の危険度判定	135
第17節	食料供給活動	136
第18節	給水活動	141
第19節	生活必需品供給活動	143
第20節	要配慮者・避難行動要支援者対策	145
第21節	帰宅困難者対策	147
第22節	応急住宅対策	148
第23節	医療・救護活動	155
第24節	遺体の捜索・取り扱い・埋葬	160
第25節	防疫・食料品衛生活動	162
第1項	防疫活動	162
第2項	食料品衛生活動	166
第26節	保健活動・精神保健	167
第27節	清掃活動	170
第28節	愛玩動物等の救援	173
第29節	産業応急対策	174
第30節	公共施設の応急対策	177
第31節	ライフライン施設の応急対策	179
第32節	文教災害対策	185
第1項	学校対策	185
第2項	文化財、その他の文教関係の対策	189
第33節	災害警備活動	190

第34節 大規模停電対策	191
第4章 地震災害復旧.....	192
第1節 復旧・復興体制の整備	192
第2節 公共施設災害復旧事業	193
第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	194
第4節 被災者の生活確保	195
第5節 災害義援金品の募集配分	199
第6節 被災中小企業の振興	202
第7節 農林漁業関係者への融資	203
第5章 東海地震に関する事前対策.....	204
第1節 総 則	204
第1項 東海地震に関する事前対策の目的	204
第2項 東海地震に関する事前対策の体系	205
第3項 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合の対応方針	205
第4項 地震防災応急計画の作成	206
第2節 東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の対策.....	212
第1項 組織の体制	212
第2項 職員の動員配置	213
第3項 防災関係機関等協力体制	214
第4項 警戒宣言・地震予知情報等の伝達	215
第5項 広報対策	217
第6項 事前避難対策	219
第7項 消防・水防対策	221
第8項 警備対策	222
第9項 交通対策	223
第10項 緊急輸送対策	225
第11項 物資等の確保対策	227
第12項 保健衛生対策	228
第13項 生活関連施設対策	230
第14項 帰宅困難者、滞留旅客に対する措置.....	233
第15項 公共施設対策	234
第3節 大規模な地震に係る防災訓練計画	236
第4節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画.....	237
第6章 南海トラフ地震に関する対策.....	239
第1節 総 則	239
第1項 計画の目的	239
第2項 防災関係機関が地震災害時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	239
第3項 南海トラフ地震防災対策推進地域の指定について.....	239

第2節 災害対策本部等の設置等	240
第1項 災害対策本部等の設置	240
第2項 災害対策本部等の組織及び運営	240
第3項 災害応急対策要員の参集	240
第3節 地震災害時の応急対策等	241
第1項 地震災害時の応急対策	241
第2項 資機材、人員等の配備手配	242
第3項 他機関に対する応援要請	242
第4項 帰宅困難者への対応	242
第5項 長周期地震動対策の推進	243
第4節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応	244
第1項 趣旨	244
第2項 防災対応の基本的な考え方	244
第3項 南海トラフ地震臨時情報	245
第4項 防災対応をとるべき時期	246
第5節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災体制	248
第1項 市の体制	248
第6節 南海トラフ地震臨時情報の伝達	250
第7節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の災害応急対策	252
第1項 避難対策	252
第2項 関係機関のとりべき措置	253
第8節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の災害応急対策	257
第9節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	258
第10節 防災訓練	259
第11節 地震防災上必要な教育及び広報に関する対策	260

第1章 総 則

第1節 計画の目的・性質等

1 計画の目的

土岐市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「災対法」という）第42条の規定に基づき、土岐市防災会議が市の地域にかかる関係機関が処理しなければならない防災に関する事務又は業務について、総合的な運営を計画化したものであり、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにし、これを効果的に活用することによって、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、住民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

2 計画の性質

- (1) 「地震災害対策計画」は、「土岐市地域防災計画」の「地震災害対策計画」編として、発生すると想定されている東海地震、平成23年（2011年）東日本大震災を始めとする海溝型地震や、平成7年（1995年）阪神・淡路大震災、平成16年（2004年）新潟県中越地震、平成19年（2007年）新潟県中越沖地震といった内陸型地震を対象とし、その防災計画を定めるものである。
- (2) 「地震災害対策計画」は、県、市及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、これら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示すものであり、地震災害時及び災害が発生するおそれがある段階に講ずべき対策等を体系的に整理した実施細目（マニュアル）等については、さらに関係機関において別途具体的に定めることを予定している。
- (3) 「地震災害対策計画」中、第5章は大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条の規定に基づく地震防災強化計画とし、第6章は東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第6条の規定に基づく推進計画とする。
- (4) 「地震災害対策計画」に定められていない事項については、「風水害等災害対策計画」編の例による。

3 計画の構成

「地震災害対策計画」は、災対法第42条の規定に基づき、市の地域にかかる災害の対策に関し、次の事項を定め、もって防災の万全を期するものである。

- 第1章 総則
- 第2章 地震災害予防
- 第3章 地震災害応急対策
- 第4章 地震災害復旧
- 第5章 東海地震に関する事前対策
- 第6章 東南海・南海地震に関する対策

4 計画の修正

土岐市防災会議は、毎年同計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければ

ならない。また、計画を作成又は修正する場合は、岐阜県地域防災計画を参考として行う。

5 計画の用語

「地震災害対策計画」において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 市本部とは、土岐市災害対策本部をいう。
- (2) 市計画とは、土岐市地域防災計画をいう。
- (3) 市本部長とは、土岐市災害対策本部長をいう。
- (4) 県本部とは、岐阜県災害対策本部をいう。
- (5) 県支部とは、岐阜県災害対策本部東濃支部をいう。
- (6) 県計画とは、岐阜県地域防災計画をいう。
- (7) 県本部長とは、岐阜県災害対策本部長をいう。
- (8) 県支部長とは、岐阜県災害対策本部東濃支部長をいう。
- (9) 災対法とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。

災害対策本部設置時	災害対策本部不設置時（平常組織時）
市 本 部	土岐市（市長公室危機管理室）
市 本 部 長	土岐市長
市本部〇〇部〇〇班	土岐市〇〇部〇〇課
現地災害対策本部	土岐市（市長公室危機管理室）
本 部 連 絡 員	本部連絡員の担当職にある者
本 部 連 絡 ユ ニ ッ ト	本部連絡員で構成する組織
地 区 連 絡 所	市役所支所
県 本 部	岐阜県（防災課）
県 本 部 長	岐阜県知事
県本部〇〇部〇〇班	岐阜県〇〇部〇〇課
県現地災害対策本部	岐阜県（防災課）
県 支 部	東濃県事務所
県支部保健班	東濃保健所
県支部土木班	多治見土木事務所
県支部〇〇班	東濃県事務所〇〇課

第2節 各機関の実施責任

1 土岐市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、土岐市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、自ら必要な防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

3 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

4 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、地震災害時には災害応急措置を実施する。また、市その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力する。

5 住民

地震災害時、関係機関の活動が遅延したり阻害されることが予想されるため、住民は、「自らの生命は自ら守る」「みんなの地域はみんなでする」という意識の下に、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、地震災害時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。特に、住民は、いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する運動を展開しなければならない。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市等が行っている防災活動に協力する等、住民は、防災への寄与に努めなければならない。

6 事業者

事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施する等の防災活動の推進に努める。

第3節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者等は、おおむね次の事務又は業務を処理する。

1 市

- (1) 市防災会議に関する事項
- (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- (3) 災害による被害の調査・報告と情報の収集等
- (4) 災害の防除と拡大防止
- (5) 救助、防疫等災者救助、保護
- (6) 災害復旧資材の確保と物価の安定
- (7) 被災産業に対する融資等の対策
- (8) 被災市営施設の応急対策
- (9) 災害時における文教対策
- (10) 災害対策要員の動員、雇上
- (11) 災害時における交通、輸送の確保
- (12) 被災公共施設の復旧
- (13) 市内の関係団体が実施する災害対策等の調整
- (14) 防災活動推進のための公共用地の有効活用
- (15) その他災害対策

2 西日本電信電話株式会社岐阜支店、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社

- (1) 電気通信施設の整備と防災管理
- (2) 災害時における緊急通話の取扱い
- (3) 被災施設の調査と復旧

3 日本赤十字社岐阜県支部土岐市地区

- (1) 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整
- (2) 義援金の募集及び配分

4 中部電力パワーグリッド株式会社多治見支社

- (1) 災害時における電力の供給
- (2) 被災施設の調査と災害復旧

5 東海旅客鉄道株式会社

- (1) 鉄道施設の整備
- (2) 列車の運転規制に係る措置
- (3) う回輸送等輸送に係る措置

- (4) 列車の運行状況等の把握
- (5) 鉄道施設等の応急復旧
- (6) 鉄道施設等の災害復旧

6 自動車運送機関

- (1) 災害時における輸送の確保
※参考資料編「災害応急対策に必要な輸送車両の確保等に関する協定」参照
- (2) 災害応急対策用物資及び人員の緊急輸送
- (3) 被災地における交通の確保

7 中日本高速道路株式会社

- (1) 中日本高速道路株式会社施設の防災対策
- (2) 被災施設の調査と復旧

8 農業協同組合、森林組合等

- (1) 市本部が行う農林関係の被害調査等応急対策についての協力
- (2) 農作物、林産物の災害応急対策についての指導
- (3) 被災農林家に対する融資又はそのあっせん
- (4) 農業協同施設の災害応急対策及び復旧
- (5) 飼料、肥料、樹苗等の確保又はあっせん

9 病院等医療施設の管理者

- (1) 避難施設の整備と避難等の訓練
- (2) 災害時における負傷者等の医療及び収容保護

10 社会福祉施設経営者

- (1) 避難施設の整備と避難等の訓練
- (2) 被災時の入所者及び要介護者等の入所保護
※参考資料編「要配慮者の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定」参照

11 土岐市社会福祉協議会

- (1) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資
- (2) 市本部が行う義援金品の受付及び配分等についての協力
- (3) 市本部が行うボランティアの登録、派遣及び調整等についての協力

12 学校等設置者

- (1) 避難施設の整備と避難等の訓練
- (2) 被災時における教育の対策
- (3) 被災施設の災害復旧

13 商工会議所等

- (1) 市本部が行う商工業関係の被害調査、融資希望者の取りまとめ、あっせん等についての協力
- (2) 災害時における物価安定についての協力と徹底
- (3) 救助物資、復旧資材の確保についての協力、あっせん

14 高圧ガス等取扱機関

- (1) 岐阜県エルピーガス協会土岐支部と土岐市における「災害時におけるLPガスの供給に関する協定」事項に関する事。

※参考資料編「災害時におけるLPガスの供給に関する協定」参照

15 ガソリン等危険物取扱機関

- (1) 岐阜県石油商業組合と土岐市における「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」事項に関する事。

16 火薬取扱機関

- (1) 火薬の防災管理

17 専用水道設置者

- (1) 災害による水道施設の被害調査と報告
- (2) 災害の防除と被害の拡大防止
- (3) 被災施設の応急対策と復旧

18 土岐医師会、土岐歯科医師会、岐阜県薬剤師会

- (1) 土岐医師会と土岐市における「災害時における医療救護活動に関する協定」事項に関する事。

※参考資料編「災害時における医療救護活動に関する協定」参照

- (2) 土岐歯科医師会と土岐市における「災害時の歯科医療救護協定に関する覚書」事項に関する事。

※参考資料編「災害時の歯科医療救護協定に関する覚書」参照

- (3) 岐阜県薬剤師会と岐阜県における「災害時の医療救護活動等に関する協定書」事項に関する事。

※参考資料編「災害時の医療救護活動等に関する協定書」参照

19 土岐郵便局

- (1) 災害時における郵政事業の運営の確保
- (2) 災害の様態及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱及び救護対策の実施
- (3) 土岐郵便局と土岐市における「災害支援協力に関する覚書」事項に関する事。

※参考資料編「災害支援協力に関する覚書」参照

20 土岐市建設業組合

(1) 土岐市建設業組合と土岐市における「土岐市の災害応援協力に関する協定」事項に関すること。

※参考資料編「土岐市の災害応援協力に関する協定」参照

21 自治会、自主防災組織、防災士等

(1) 市本部が行う住家等一般被害状況等の調査についての協力

(2) 災害義援金品の募集についての協力

(3) 炊出しその他り災者の救助保護等についての協力

第4節 市地域の地勢と災害の概要

1 市地域の地勢

(1) 地形条件

本市は、岐阜県の南南東に位置し、東は瑞浪市、北は可児市、御嵩町、西は多治見市、南は愛知県と接し、市の南部は笠原断層が東西に走り、高原状の山地をなし、市の中・北部は、低い丘陵となっている。

市の北部を土岐川が西流し、東方に肥田川、西方に妻木川が共に北流して、土岐川に流入し、これらの河川によって、北部・東南部・西南部に3つの盆地が形成され、主な市街地になっている。

地質は、おおむね第三紀層、いわゆる土岐砂礫層と呼ばれる砂礫層と陶土原料として利用されている土岐口粘土層に覆われており、特に土岐砂礫層は崩れやすく、樹木の生育に適さない。

(2) 気象条件

本市は、おおむね太平洋式気候に属し、比較的温暖多湿である。降水量は梅雨期に多く、特に梅雨期後半には本州上に前線が停滞し、集中豪雨となりやすく、また梅雨期から真夏にかけては雷が発生しやすい。秋には、台風の接近や、本州沿岸に停滞した前線の影響でまとまった雨が降りやすく、特に停滞した前線に台風の接近が重なった時に集中豪雨となる恐れがある。冬期は、晴天が続く、乾燥する。積雪は少ないが、冬の終わりから春先にかけての時期に、本州南岸を通過する低気圧の影響で、比較的まとまった雪が降ることがある。周囲を山で囲まれているため、一年を通じて風は比較的弱く、冬の季節風も穏やかである。

2 災害の概要

我が国は、世界有数の地震国であり過去地震による被害を多大に受けているが、市地域においては、濃尾地震以後は大きな被害を受けていない。

しかしながら、近年、駿河湾を震源とする東海地震の発生が憂慮されておりこの地震が起こった場合土岐市も被害を受けるものと考えられる。

また、当市より北東約40キロメートル長野県境付近をのびる阿寺断層は、過去の活発な活動にもかかわらず、ここ1,200年以上主だった地震の発生をみておらず、地震予知連絡会が特定観測地域に指定しており、大地震の発生の危険がある。昭和59年長野県西部地震の被災地にみられるように、地震災害は複雑多岐であり、直接の大被害の他、住民に与える影響は極めて大きなものがある。

土岐市は、その被害を少しでも軽減するよう県、その他関係機関と協力してその対策を講ずる必要がある。

また、平素から住民に地震の際の心得を十分周知させ、火災、地滑り山崩れ等の2次災害、特に火災についての心得により被害の拡大防止を図る。

なお、地震の地域、発生の時刻、規模等によりさまざまな災害の様態が予想されるので、その対策は画一的なものでなく、非常事態に際し、その実態に即応して臨機に弾力的に対応できるようにする。

第5節 被害想定

平成 25 年の岐阜県による地震の被害想定調査によると、南海トラフ巨大地震が発生した場合、本市全域で最大震度 6 弱が予想されている。また、平成 30 年度の岐阜県による調査によると屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震では、市中心部等で最大震度 6 強と予想されている。

建物の崩壊に加えて、人的被害の発生も危惧されるほか、本市では土砂崩れによる孤立地域の発生、河川沿いの市街地や集落における液状化被害にも備え、被害を最小限に抑える必要がある。

本市における被害想定の内容は、参考資料編の「地震被害想定」に示す。

第2章 災害予防

第1節 防災体制の確立

各 課 共 通

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。その際、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限り推進し、ハード・ソフトを組み合わせる防災対策を実施していくことが必要である。

また、自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、住民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が連携して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるとともに、市、住民、事業者、自主防災組織、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努めることとする。

1 推進体制

(1) 減災に向けた運動の推進

市は、「想定外の常態化」ともいうべき自然災害の現状を踏まえ、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、たとえ大規模災害が発生したとしても県民の命を守り、命をつなげるためには、「自助」、「共助」によるソフトパワーの底上げが必要であり、ハザードマップを「知る・学ぶ」、防災訓練に「参加する」など具体的な目標を盛り込んだ新たな行動計画を定め、「災害から命を守る岐阜県民運動」として全世代に向け展開していく。

(2) 災害被害の軽減に向けた自発的な防災活動の推進

市は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努める。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図る。

(3) 男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制の確立

市は、多様な視点到配慮した防災を進めるため、地域防災会議の委員への任命等の防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点到配慮した防災体制の確立に努める。

また、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局等の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局等が連携し明確化しておくよう努める。

(4) 関係機関と連携した防災対策の整備

市は、平常時から防災関係機関、企業等との間で協定の締結や連絡手段の確保などの連携強化を

進めることにより、地震災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるように努め協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

さらに県は国と連携して、市長及び幹部職員を対象とした研修を実施し、市の災害対応能力の向上に努めるものとする。

加えて、県、市及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）について、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

その他に、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく等、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

（５）罹災証明書の発行体制の整備

市（福祉課）は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

（６）消防人材・消防団員等の確保・育成

市（消防本部）は、複雑・多様化する災害への対応能力を高めるため、消防職員及び消防団員等の教育環境の整備を図る。また、地域防災力を維持するため、県と連携したキャンペーンの実施や地域ぐるみで消防団・水防団を応援する取組み等により、団員の確保を図る。

（７）感染症対策の視点を取り入れた防災対策の推進

市（危機管理室・福祉課）新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

（８）デジタル技術を活用した防災対策の推進

市（危機管理室）は、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の推進を図る。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るよう努める。

2 防災業務施設・設備等の整備

(1) 気象等観測施設・設備等

市（危機管理室）は、気象等の自然現象の観測等に必要な気象等観測施設・設備等の整備、観測体制の充実、強化を図る。

(2) 消防施設・設備等

市（消防部）は、消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。

特に、特殊火災（危険物施設等）に対処するため、化学車、高所作業車、化学消火薬剤等の資機材の整備を図る。

(3) 防災施設・設備等

市（危機管理室）は、防災関係機関の協力を得て、緊急離着陸場の実態の把握と、離着陸試験等を計画的に実施し、その機能の確保を図る。

(4) 通信施設・設備等

市（危機管理室）は、防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、集落、市、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を図るとともに、有線通信が途絶した場合でも通信を確保するため、無線通信施設等を整備し、その機能の充実と交信範囲の充実及び信頼性の向上に努めるとともに、万一これら施設に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め通信連絡機能の維持を図る。

(5) 水防施設・設備等

市（建設総務課）は、重要水防区域、危険箇所等について把握し、水防活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の水防資機材を備蓄する。

(6) 救助施設・設備等

市は、人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材、生活必需品等の物資について有効適切に活用運用できるよう整備改善及び点検に努める。

(7) 災害対策本部施設・設備

市（危機管理室）は、災害対策活動の中核拠点として、迅速正確な災害情報の収集伝達及び迅速的確な指揮指令機能を有する災害対策本部機能の強化を推進するとともに、地震災害により本庁舎が損壊し、災害対策活動が実施不可能になることを避けるため、災害対策本部機能をもった代替施設の整備を図る。

また、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。

(8) 迅速な参集体制の整備

市（危機管理室）は、地震災害時に速やかに応急対策体制を確保するには、職員の迅速な参集が不可欠であり、地震災害時の監視及び災害情報の迅速な収集・伝達体制等を確保するため、勤務時間外における宿日直体制の実施とともに、より迅速な職員参集体制の整備を推進する。

その際、専門的知見を有する防災職員の確保及び育成、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の職場近傍での宿舍の確保、携帯電話等、参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討する。

(9) 広域防災拠点施設の整備

市（危機管理室）は、地震災害時の市内の迅速な災害対策活動のため、次の機能を有する広域防災拠点施設の指定を行う。

ア 救助活動拠点

市外から派遣される多数の警察、消防、自衛隊等の救助部隊を受け入れるための拠点

イ 物資配分活動拠点

市外から届く多種・大量の支援物資を被災地に効率的に配分するための物資輸送拠点及び地域内輸送拠点

ウ ライフライン復旧活動拠点

電気、ガス、上下水道等のライフラインの寸断が広域になった場合、応急供給体制の確保（バックアップ体制等）及び応急復旧体制（広域応援体制等）の確保のための拠点

(10) その他施設・設備等

市（危機管理室、建設総務課、土木課）は、災害のため被災した道路河川等の損壊の復旧等に必要資機材の調達方法を検討する。

また、特に防災活動上必要な公共施設、避難所に指定されている施設等の防災点検を定期的を実施するとともに、あらかじめ輸送ルート確保計画を策定するものとし、緊急輸送道路の確保を早期に確実に図るため、ネットワーク機能の向上を図る。

(11) 地震予知観測体制の整備

直下型地震の予知は、期待できないというのが共通認識とされているが地震発生を予知することはその被害軽減に大きな効果があり、行政として地震予知の可能性を追及することが使命であり、市（危機管理室）は、科学技術庁、気象庁等の関係機関との連携の下、各種観測システムの整備に協力する。

3 災害に強いまちづくり

市（危機管理室）は、それぞれのまちの災害特性を配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

市は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。

第2節 防災思想・防災知識の普及

各 課 共 通

地震災害を最小限に食い止めるには、災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが、日頃から「自らの生命は自らが守る」、「みんなの地域はみんなで守る」という基本理念と正しい防災知識を身に付け、平素から災害に対する備えを心掛けることが必要であり、生活単位や学校、職場等に着目し、それぞれの状況に応じた啓発を通じて防災意識の高揚を図ることが重要である。また、市は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、専門機関や専門家の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

また、「超」広域災害や、複数の災害が同時に発生するような災害が起こり得ることを周知し、それらの災害に対する備えの必要性を併せて啓発する。

なお、その際には乳幼児、重篤な傷病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

1 地域住民に対する普及

市(危機管理室)は、住民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断を持って行動できるよう、パンフレット、チラシ等の配布、防災に関する講演会、展覧会、研修会等の開催、ラジオ、テレビ、新聞、広報紙等を通じた広報や災害図上訓練の普及推進等により、災害予防、応急措置等の知識の向上に努め、誰にでも起こりうる災害による被害を少しでも軽減するための備えを一層充実し、その実践を促進する。

また、防災知識の普及に当たっては、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、自分は災害に遭わないという思い込み(正常化バイアス)等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得る。特に要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域で支援する体制が整備されるよう努める。

普及すべき教育内容を以下に示す。

- (1) 地震に関する一般的知識
- (2) 建物等の点検と補強方法
- (3) 地震災害時及び地震が予知された場合の心得
- (4) 火災の発生防止、初期消火及び応急救護の方法
- (5) 避難所、避難ひろば及び避難路に関する知識並びに避難方法
- (6) 情報入手の方法
- (7) 防災関係機関が講ずる地震対策の内容
- (8) 生活必需物資の備蓄、家具の固定等の方法
- (9) 要配慮者を守るための知識
- (10) 危険地域に関する知識
- (11) 地域で過去に発生した災害による教訓

(12) その他必要に応じて教育すべき事項

2 児童生徒等に対する普及

市（教育総務課）は、学校等における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保等、防災に関する教育の充実及び消防団員や防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。また、学校等において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

学校等は、災害の発生等に関する科学的知識の普及、災害予防、避難方法、早期避難の重要性等災害時の防災知識を児童生徒等に理解させるため、発達段階、地域コミュニティにおける多様な主体との関わりの中で地域の実情に即した防災教育を行い、消防機関及び自主防災組織等と協力した防災訓練を実施する。

普及すべき教育内容を以下に示す。

- (1) 地震に関する基礎知識
- (2) 地震災害時及び地震が予知された場合の心得
- (3) 立地条件、環境及び地域の危険箇所等に関する知識
- (4) 起震車による地震体験
- (5) 避難所、避難ひろば及び避難路に関する知識並びに避難方法
- (6) 児童、生徒が果たすべき役割
- (7) 地震対策として現在講じられている対策に関する知識
- (8) 連帯意識、隣人愛の高揚・啓発
- (9) 自衛意識に関する知識
- (10) 今後地震対策として取りくむ必要のある課題
- (11) 地域で過去に発生した災害による教訓

3 職員に対する防災教育

市（危機管理室）は、防災上必要な専門的知識及び技能の向上を図るため、防災事務又は業務に従事する職員はもとより、一般職員等に対しても機会を得て防災関係法令、地域防災計画、非常配備の基準、各部局において処理すべき防災事務又は業務等に関する講習会、研究会、研修会等を実施し、その指導を行う。

普及すべき教育内容を以下に示す。

- (1) 地震に関する一般的及び専門的知識
- (2) 地震対策として現在講じられている対策に関する知識
- (3) 今後地震対策として取りくむ必要のある課題
- (4) 職員等の果たすべき役割
- (5) 防災用資機材の使用方法に関する知識
- (6) 緊急輸送道路の周知
- (7) 大規模地震対策特別措置法に基づく地震予知に関する知識
- (8) 地震が予知された場合に取りべき対策の周知
- (9) 地域で過去に発生した災害による教訓

4 災害伝承

市（危機管理室）は、地域住民や児童生徒等に防災知識の普及を行うにあたり、地域で過去に発生した災害で得た教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるとともに、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

5 企業防災の推進

市（危機管理室、産業振興課）は、企業の防災意識の向上を図るとともに、企業の防災力向上の促進を図る。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

6 防災訓練への積極的参加

市は、防災知識の普及や災害時における防災対応行動力（共助の行動の実践）の向上を図るため、地域住民、自主防災組織、企業等に対して防災訓練への積極的参加について啓発に努め、必要に応じ指導、協力する。

7 「岐阜県地震防災の日」

市は、濃尾大震災（明治24年10月28日発生）が発生した10月28日に定められた「岐阜県地震防災の日」にあわせて、地震防災対策の取組の状況を点検するとともに、防災意識の向上を図るための啓発活動の実施に努める。

住民、事業者、団体、機関等は、地震災害に備え実施する安全確保に必要な対策の状況を点検し、その一層の充実を図るよう努める。

8 「岐阜県防災点検の日」

市は、濃尾大震災にちなみ毎月28日に定められた「岐阜県防災点検の日」にあわせて、市の防災体制、個々の職員の防災活動体制等について点検するとともに、地域住民等の点検を啓発する。

住民、事業者、団体、機関等は、それぞれ毎月1回、「県防災点検の日」に防災に関する点検を行い、突然の被害に備える。

第3節 防災訓練

各 課 共 通

地震災害時において、市計画に定める災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、平常時から地域の災害リスクに基づいた防災訓練を継続的に実施するものとし、逐年その内容を高度なものとするとともに、防災環境の変化に対応したより実効性のあるように努める。

1 基本方針

市、防災関係機関、防災上重要な施設の管理者等は、訓練の目的を具体的に設定した上で、水害、火災等それぞれの地域（施設）において発生が予想される災害の具体的な想定に基づいて、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、実地又は図上において、次の点に留意のうえ、それぞれの機関別あるいは合同して訓練を行う。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

(1) 応急対策体制の確認、評価等

防災訓練を通じて、各関係機関の組織体制の確認、評価等を実施し、危機管理体制の実効性について検証するとともに、各関係機関相互協力の円滑化を図る。

(2) 住民の防災意識の高揚

住民一人ひとりが防災訓練に際して、日常及び地震災害時に「自らが何をすべきか」を考え、危機（自然災害、事故等）に対して十分な準備を講じることができるよう実践的な訓練により防災意識の高揚と知識向上を図る。

(3) 要配慮者等の配慮

要配慮者に十分配慮し、地域で支援する体制の整備とともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に立った配慮が十分行われるよう努める。

(4) 広域災害の想定

市域、県域をまたぐ広域災害を想定し、広域医療搬送拠点を活用した要員の訓練、合同の災害対策本部の設置等、県や周辺市町村等との合同による訓練の実施を考慮する。

2 総合防災訓練

防災関係機関とできる限り多くの民間企業、NPO・ボランティア等との連携により、基礎訓練（災害対策本部の設置、災害情報の収集及び伝達、避難誘導訓練、初期消火訓練、救出救護訓練、食料供給・給水訓練等）を組み合わせ、総合的な防災訓練を実施する。

訓練では、訓練の目的を具体的に設定した上で、内陸型大規模地震を想定した訓練、南海トラフ地震を想定した臨時情報対応訓練等、地震の規模や被害の想定を明確にする。

また、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、シェイクアウト訓練及び、緊急地震速報を取り入れる等、より実践的な内容となるよう努める。

さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下で災害対応に備え、感染症対策に配慮した訓練を積極的に実施する。

その他、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

(1) 直下型大規模地震を想定した訓練

市、防災関係機関、住民、事業所等の協力のもとに直下型大規模地震を想定した災害応急対策に係る総合的な訓練

- ア 現場指揮本部訓練
- イ 広域消防応援体制訓練
- ウ 避難所開設運営訓練
- エ 広域防災応援受入体制訓練等

(2) 東海地震を想定した予知型対応訓練

中央防災会議の主唱により行われる国の総合防災訓練と連携しての訓練

- ア 判定会招集に基づく非常配備員の参集訓練
- イ 警戒宣言発令に伴う訓練
- ウ 地震発生後の被害情報等の収集伝達訓練等

3 部門別訓練

各部門別の避難その他の訓練は、次による。

(1) 幼稚園、学校等における訓練

幼稚園、学校等における訓練は、教育職員に対して職員自身の防災に対する心構えを確認し、地震発生時に適切な処置がとれるよう災害の状況を想定し、情報の伝達、園児、児童生徒の避難、誘導等防災上必要な計画を樹立するとともに、実施する。

なお、幼稚園、学校等における計画の樹立及び訓練の実施に当っては、次の点に留意する。

- ア 計画及び訓練は、種別、規模、施設設備の状況、園児、児童生徒の発達段階等それぞれの実情に応じた具体的かつ適切なこと。
- イ 訓練は、行事等に位置づけて計画し、全職員の協力と、園児、児童生徒の自主的活動と相まって十分な効果をおさめるように努めること。
- ウ 地震災害の特色や災害状況の相違等を検討し、形式的なものにならぬよう注意すること。
- エ 訓練は、年2回以上実施すること。
- オ 訓練の実施に当っては、事前に施設設備の状況、器具、用具等について点検し、常に十分活用できるように充足するとともに訓練による事故防止に努めること。
- カ 平素から災害時における組織活動の円滑を期するため、全職員並びに園児、児童生徒等の活動組織を確立し、各自の任務を周知徹底しておくこと。
- キ 計画の樹立及び訓練の実施に当っては、関係機関と事前に連絡を密にし、専門的な立場から助言指導を受けること。
- ク 訓練実施後は、十分な反省を加え、関係計画の修正整備を図ること。

(2) その他の文教施設における訓練

その他の文教施設、体育施設等における訓練は「(1) 幼稚園、学校等における訓練」に準じて行う。

(3) 社会福祉施設、医療施設における訓練

社会福祉施設、医療施設における訓練は、地震が発生したときの避難所、避難（誘導）方法、その他細部にわたる計画を施設管理者が策定し、年2回以上（児童福祉施設においては月1回）の避難訓練を消防機関等の協力を得て行う。うち、社会福祉施設のうち入所型の社会福祉施設においては、夜間又は夜間を想定した避難訓練を1回以上実施する。

4 その他の地震防災訓練

市及び防災関係機関は、機関ごとに次の地震防災のための訓練を適宜、繰り返し行う。

(1) 通信連絡訓練

地震災害時における情報の収集伝達方法、通信設備の応急復旧等についての訓練

(2) 実動訓練

初動体制を確保するための職員の動員訓練、情報連絡員や応援職員等の派遣訓練

(3) 図上訓練

職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部及び支部において応急対策活動に従事する要員に対し、多様な想定による図上訓練や実際の災害対処訓練（ロールプレイング方式）を行う。

(4) 自主防災組織等の訓練

住民、施設、事業所等は、それぞれの自主防災組織の訓練計画を定め、市等の総合防災訓練等に参加するとともに、自主的な訓練に努める。

5 防災関係機関等の実施する防災訓練の支援

市は、防災関係機関あるいは自主防災組織、防災士と連携し、関係機関が実施する防災訓練について積極的に協力支援し、要配慮者や女性の参画を含めた多くの住民の参加を図る。

6 訓練の検証

市は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図り、訓練成果を取りまとめ、訓練での課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第4節 自主防災組織等の育成と強化

危機管理室 消防部

地震災害が発生した場合、防災関係機関の活動の遅延、阻害が予想され、「みんなの地域はみんなで守る」という地域の人々のコミュニティ連携意識に基づく自主的な防災活動が不可欠であり、自主防災組織等の重要性についての認識を広め、自主防災組織等の設置促進と育成強化を推進する。

1 自主防災組織等の設置の推進

市（危機管理室）は、地震災害時における自主防災組織等の重要性についての認識を広め、地域住民の自主防災組織等の設置を推進する。

2 自主防災組織等の重要性の啓発と参加を促す環境整備

市（危機管理室）は、連携して自主防災組織等の重要性の啓発に努めるとともに、多様な世代が参加できるような環境を整備するよう努める。

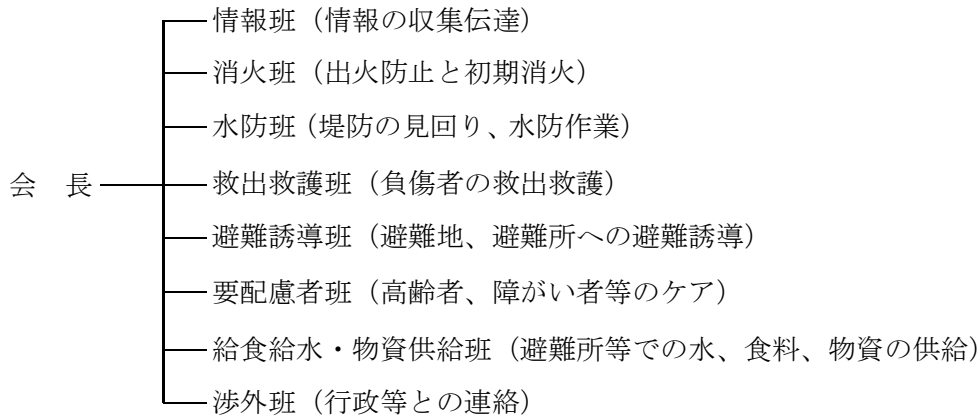
3 自主防災組織等の地区防災計画の作成

市（危機管理室）は、自主防災組織等の組織（各構成員の役割）、活動内容等を明確にし、「自助」・「共助」の精神に基づき、自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、共同して、地区防災計画を作成し、市防災会議へ提案できる。地区防災計画は当該地区における防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動に関する計画である。市防災会議は、提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に反映させる。

また、機能別団員を含む消防団や地域コミュニティを活用し、避難の「声かけ訓練」を実施するよう努める。

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図れるよう努める。

ア 組織の編成



イ 平常時の活動

- a 防災知識の習得・普及
- b 防災カルテ、防災地図の作成
 - …地域の防災設備や災害危険性について、地図にまとめて住民に周知徹底
- c 防災訓練の実施
 - …情報収集訓練、消火、避難、救出救護、給食給水、物資供給
- d 生活必需品、防災資機材の備蓄
 - …災害直後に必要な生活必需品と初期防災活動に必要な資機材の備蓄
- e 要配慮者の把握
 - …ひとり暮らしの高齢者、障がい者等の自力避難が困難な人の把握
- f 防災点検の実施
 - …毎月28日の岐阜県防災点検の日における「防災点検10ヶ条」の策定とそれに基づく点検
- g 地域内の他組織との連携
 - …地域内の事業所、団体等との連携を密にし、総合的な自主防災活動推進

ウ 地震災害時の活動

- a 情報収集伝達
 - …地域内の被害状況、被災者のニーズを市へ報告、防災関係機関提供情報を住民に伝達
- b 被害の初期的応急対策
 - …初期消火等被害の拡大を防ぐための対策を講ずる
- c 救出救護
 - …救出資機材による生理め者の救出、負傷者の応急手当て、救護所等へ搬送
- d 避難誘導
 - …避難指示の伝達、避難所、経路の安全確保
- e 炊出しや救助物資の配分の協力
- f 要配慮者の支援
 - …ひとり暮らしの高齢者・障がい者等の自力避難が困難な人の支援

4 自主防災組織等の活動拠点、防災資機材の整備

市（危機管理室）は、自治会等に1カ所の割合で自主防災組織等の活動拠点となる施設（コミュニティ防災活動拠点）を定め、その整備に努める。また、自主防災活動に必要な資機材の整備に努める。

(1) 拠点施設整備に係る財政支援

- ア 防災基盤整備事業、公共施設等耐震化事業（総務省消防庁）
- イ 地域防災拠点施設整備モデル事業費補助金（内閣府）
- ウ 市町村振興補助金（コミュニティ活動支援事業、災害対策事業のうち消防防災施設事業）、市町村振興貸付金（消防防災施設整備事業）（県）

(2) 自主防災資機材の整備に係る財政支援

- ア 消防防災施設等補助（自主防災組織活性化事業）（総務省消防庁）
- イ コミュニティ助成（自主防災組織育成事業）（（財）自治総合センター）
- ウ 市町村振興補助金（コミュニティ活動支援事業、災害対策事業のうち消防防災施設整備事業）、市町村振興貸付金（消防防災施設整備事業）（県）
- エ 防災資機材等整備事業補助金（市）

5 研修の実施

市（危機管理室）は、自主防災組織等のリーダーを中心とした研修を実施し、防災上の知識及び技術の向上を図ることにより、自主防災組織等の活動の充実に努める。

また、市（危機管理室）は、連携して地域に根ざした各種の団体（老人クラブ等）に対して、その構成員が自主防災組織等のリーダーとして活動できるよう、防災に関する研修活動等に参加するよう指導する。

6 消防団、交番等との連携強化

市（危機管理室、消防部）は、警察と連携して自主防災組織等と地域防災情報拠点である消防団、交番及び駐在所との連携強化に努め、迅速、的確な自主防災活動を推進するとともに、地域コミュニティの防災体制の充実に努める。また、市（危機管理室、消防部）は、自主防災組織、少年消防クラブ等他の自主的な防災組織との連携強化を図る。

7 その他の（「地域」を基準としない）自主防災組織

(1) 施設、事業所等の自衛消防組織等

市（危機管理室、消防部）は、施設、事業所等の自衛消防組織の整備・充実に努める。また、自主防災組織と自衛消防組織との連携強化を図る。施設、事業所においては、組織的な防災活動を行い、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域の一員として、被害の防止又は、軽減に努める。

(2) 建設防災支援隊

市内の建設事業者は、市が災害応急対策を実施する場合において、建設機械、資材、労力等を確保し、被災現場へ赴き、自主防災組織、警察、消防、その他の行政機関等と連携し、倒壊家屋等からの被災者の救出を支援する建設防災支援隊の構築を進める。

被災者救出支援に緊急を要するとき、又は災害により通信連絡が不能となり、市が要請できないときは、建設防災支援隊の判断により被災者救出支援を行う。（平成 16 年 2 月 26 日 土岐市建設業組合と土岐市の災害応援に関する協定を締結）

※参考資料編「土岐市の災害応援協力に関する協定」参照

(3) 農業用ダム、ため池の自主防災組織

市、土地改良区、受益者及び地域住民は、農業用ダム等の損傷に伴う二次災害を防止するため、自主防災組織を設立し、必要な措置、下流住民の誘導等を行う。

第5節 ボランティア活動の環境整備

危機管理室 福祉課

地震災害時におけるボランティア活動の必要性や重要性から、ボランティア活動が円滑に行われるようその活動環境の整備を図る必要があり、ボランティアの登録及び養成を行い、数の確保と質の向上を図るとともに、活動の調整機能を整備し迅速かつ円滑な活動を担保する。

1 ボランティア意識の啓発とボランティア活動に参加しやすい環境づくり

市（福祉課）は、市社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部土岐市地区、NPO・ボランティア等との連携の下に、住民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行う。

市（福祉課）は、行政、社会福祉協議会・NPO・ボランティア等が連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

2 ボランティアの組織化推進

市（福祉課）は、関係団体による連絡協議会の設置等を促進し、ボランティアの自主性を尊重した組織化を推進する。

3 災害ボランティアの登録

市（福祉課）は、市社会福祉協議会が行う、迅速・円滑な災害ボランティア活動を可能にするための受け入れ体制づくりについて、指導・支援する。また、ボランティアの登録状況について、把握しておく。

なお、市社会福祉協議会は、次の要領で災害ボランティアの登録受付を行う。

(1) 対象者

- ア 18歳以上で災害ボランティア活動が可能なる者
- イ 15歳以上18歳未満で次の条件を満たす者
 - a グループの活動であること
 - b グループに20歳以上の指導者がいること
 - c 原則として市内の活動に限ること
- ウ 災害活動を希望するグループ又は団体

(2) 登録後の活動要請

次の場合に市社会福祉協議会からボランティア活動を要請する。

- ア 災害が発生し、関係機関から派遣の要請があった場合
- イ 災害が発生し、災害ボランティア活動が必要と認められる場合

4 ボランティア活動の推進

(1) ボランティアセンターの設置

市社会福祉協議会は、ボランティアセンターを設置し、広報啓発、福祉教育、養成・研修、受け入れ側との連絡調整等を行い、ボランティア活動の推進を図る。

なお、市（福祉課）は、ボランティアセンターの設置、運営について指導及び支援を行う。

(2) ボランティアコーディネーターの育成

市社会福祉協議会は、災害時のボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようボランティアコーディネーターの育成に努める。

なお、市は、ボランティアコーディネーターの育成について指導及び支援を行う。

(3) ボランティアセンターへの参画

市は、ボランティアセンターの運営に積極的に参画するとともに、県はその取り組みを支援するものとする。

5 ボランティア活動拠点の整備

市（危機管理室、福祉課）は、災害ボランティア活動の拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の整備を図る。

6 総合ボランティア部会等の設置

市（危機管理室、福祉課）は、災害応急対策に当たって、ボランティアが効果的に活動できるよう、災害対策本部にボランティア活動を総合的に調整する機構の整備に努める。

7 廃棄物等に係る連絡体制の構築

市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。また、市は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努める。

第6節 広域応援体制の整備

危機管理室 警 防 課

地震災害時において、一地域の防災関係機関だけでは対応が不十分となることが考えられ、速やかに災害対策活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結する等、広域的な応援体制の整備を図る。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努める。

1 県外の市町村との相互応援協定の締結

市は（危機管理室）、必要に応じ、県外の市町村又は、友好市町村、同時に被災する可能性の少ない遠隔の市町村との間の相互応援協定を締結する。

（平成9年4月7日 静岡県焼津市と相互応援協定を締結（平成24年12月10日改正））

※参考資料編「災害時の応援に関する協定書」参照

2 広域相互応援

（1）地震災害時における他地方公共団体との相互応援の締結に努める。

※参考資料編「岐阜県水道災害相互応援協定」参照

※参考資料編「東海環状自動車道沿線都市災害時相互応援に関する協定書」参照

※参考資料編「大規模土砂災害時における相互連携対応に関する協定」参照

（2）岐阜県と中部9県1市との相互応援協定が締結されているので協定県内の市の応援を県に要請する。

（3）災害時には、初期段階の人命救助等の応急対策活動着手が最も肝要であることから、5～10時間に到着ができる市との協定締結の推進に努める。

（4）応援をする場合は、自己完結型（寝食自給型）により行う。

（5）県域を越えた広域相互応援

ア 市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

3 県内相互応援

（1）広域消防相互応援体制

市は、消防組織法第39条の規定に基づき消防に関し相互に応援するため「岐阜県広域消防相互応援協定」を締結している。

※参考資料編「岐阜県広域消防相互応援協定」参照

ア ブロック要請

…ブロック内市町村等に対する応援要請

イ 県域要請

…ブロック要請でも被害防除が困難な場合に他のブロックの市町村等に対する応援要請

(2) 県広域相互応援体制

市は、災対法第 67 条の規定に基づき、地震災害時の応急措置に関し他の市町村の応援を要求できるが、要求に基づかない自主的な相互応援体制を整備するため、県内の全市町村による「災害時相互応援協定」を締結している。

※参考資料編「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書」参照

4 その他の応援体制

(1) 緊急消防援助隊の活用

県は、県内で発生した災害の初期消火・救助活動を迅速に行うため、国の緊急援助隊制度を県内の災害にも活用できるようにする。この緊急消防援助隊は、県消防隊の一員として活動する。

(2) 警察災害派遣隊の設置

大規模災害時に都道府県の枠を越えて広域的に即応でき、高度の救出能力と自活能力を有する「警察災害派遣隊」が管区警察局単位等に設置される。全国警察の機動隊員、管区機動隊員、交通機動隊員、高速道路交通機動隊員の一部を指定し編成される。

(3) 広域航空消防応援

市（消防部）が消防組織法第 44 条の規定に基づき、他の都道府県の市町村にヘリコプターを用いた消防に関する応援を要請するときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」による。

第7節 緊急輸送網の整備

危機管理室	管財課
産業振興課	建設総務課
都市計画課	土木課

大規模地震災害時には、道路、橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多く、災害応急対策を迅速に実施し、ネットワークとしての機能の回復を迅速に行うことが極めて重要である。そのためには、関係各所と円滑な連携を図るとともに、緊急輸送網の確保に向けた耐震化対策を進める。

1 緊急輸送道路

緊急輸送道路の選定及び整備については、次による。

(1) 緊急輸送道路は、地震発生後の緊急輸送の確保の観点から広域的な役割を果たすもの、地域内の災害応急対策の輸送を果たすもの等、その役割から次のとおり区分してネットワークを構築する。

ア 第1次緊急輸送道路

本市及び地方生活圏の中心都市等の重要都市を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路

イ 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と防災拠点とを相互に連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路

区 分	路 線 名	指 定 区 分
第1次緊急輸送道路	国道19号	多治見市～中津川市
	国道21号	岐阜市～土岐市
	国道22号	国道21号～笠松町
	中央自動車道	多治見市～中津川市
	名神自動車道	羽島市～関ヶ原町
	東海環状自動車道	美濃市～多治見市
	市道82525号線	市道81920号線 ～東海環状自動車道五斗蒔PA外回り出入口
	市道82526号線	市道81920号線 ～東海環状自動車道五斗蒔PA内回り入口
第2次緊急輸送道路	主要地方道豊田多治見線	国道363号～多治見市
	主要地方道土岐足助線	国道19号～国道363号
	主要地方道多治見恵那線	主要地方道土岐足助線 ～恵那市
	主要地方道土岐市停車場細野線	JR土岐市駅～主要地方道多治見恵那線
	主要地方道土岐可児線	国道19号～国道248号
	一般県道土岐南インター線	一般県道肥田下石線～国道19号
	一般県道河合多治見線	主要地方道土岐市停車場細野線 ～主要地方道土岐足助線
	一般県道武並土岐多治見線	主要地方道土岐市停車場細野線 ～土岐市役所
	市道82087号線他	国道21号線 ～ヘリポート(総合活動センター芝生広場)
	市道82394号線他	国道19号・21号～消防署
	市道70017号線	主要地方道土岐市停車場細野線～消防署
	市道11164号線	消防署～ヘリポート(浅野緑地)
	市道81920号線	主要地方道土岐可児線 ～東海環状自動車道五斗蒔PA内回り出口
	市道62382号線	主要地方道土岐市停車場細野線

		～主要地方道多治見恵那線
	市道 12287 号線	主要地方道土岐足助線 ～土岐市立総合病院
	市道 42336 号線	国道 363 号 ～ヘリポート(旧市営濃南グラウンド)

(2) 緊急輸送道路に選定されている道路の管理者は、緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、整備計画を策定し、その計画に基づき、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上を図る道路整備や橋梁耐震対策、斜面对策等を進めていく。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の推進を図る。

2 ヘリコプター緊急離着陸場の指定

市（危機管理室）は、道路の損傷により陸上輸送が不可能となった場合のヘリコプターによる空輸の確保を図るため、ヘリコプターの離着陸の可能な空地を選定確保し、緊急離着陸場を設ける。

3 物資輸送拠点及び地域内輸送拠点の設置

県及び市（危機管理室）は、災害が発生した場合において、被災地への物資の輸送を迅速かつ効率的に実施するため、被災地周辺に被災市町村へ搬入する食料及び生活必需品等の応急輸送物資の中継拠点として、県は、広域物資輸送拠点、市は、地域内輸送拠点（以下「広域物資輸送拠点等」という。）を設置するものとする。

県は、市町村、関係指定（地方）公共機関と連携して緊急物資の広域物資輸送拠点等候補施設をあらかじめ指定しておくものとする。

県及び市は、広域物資輸送拠点等への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置や、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。

4 緊急通行車両の周知・普及

市（危機管理室）は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両について、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にする等、その普及を図る。

5 沿道建築物等の耐震化

市（危機管理室）は、建築物が地震によって倒壊した場合に緊急輸送道路の通行を妨げ、円滑な避難を困難とすることを防止するため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年10月27日法律第123号）第5条第7項に定める計画の策定に努め、沿道の通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修に関する啓発等に努める。

第8節 防災通信設備等の整備

秘 書 広 報 課 危 機 管 理 室
管 財 課 消 防 署

地震災害時には、通信機器の損傷、輻輳等により、通信の断絶、混乱は必至であり、情報の収集、伝達の遅れは災害応急対策活動の遅れにつながるものである。災害時の情報通信体制の信頼性を高めるため、衛星系通信・地上系通信・移動系通信によるシステムの三重化の推進・整備を図る。

1 市防災行政無線等の整備

市（危機管理室）は、市本部、市内各町、防災関係機関、災害現場等を結ぶ防災行政無線（同報無線、移動無線）及び避難所等との間の通信網の整備拡充とその運用の習熟に努める。なお、移動無線についてはデジタル化を推進する。

また、長期停電に対応できるよう燃料の供給体制を構築するよう努める。

2 県警察、消防その他の防災関係機関の防災用無線の整備

警察、消防その他の防災関係機関は、通信の確保を図るため、無線通信施設の整備拡充に努める。

3 西日本電信電話株式会社の災害対策用無線の整備

西日本電信電話株式会社は、一般加入電話の途絶により孤立化した市町村の通信を確保するため、小型ポータブル衛星通信システム、可搬型無線システム等の配備及び維持管理に努める。

4 防災相互通信用無線の整備

市（危機管理室）及び防災関係機関は、災害現場において、相互の連絡を密にし、災害応急対策を緊急かつ円滑に推進するため、防災相互通信用無線の整備に努める。

市（消防総務課）は、消防機関相互間の連絡を密にするため消防無線の統制波を備えた無線局を整備するよう努める。

5 非常時の通信体制の整備

市（危機管理室）及び防災関係機関は、災害時に、加入電話や自己の所有する無線通信施設等が利用できない場合又は利用することが困難となった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、東海地方非常通信協議会の活動を通して、非常通信体制の総点検、非常通信の円滑な運用に努める。

6 その他通信網

市（危機管理室）は、通信の途絶を回避するため、次の通信手段の確保に努める。

(1) 移動体通信（衛星携帯電話等）

市（危機管理室）は、移動体通信のサービス未提供地域の解消に向け、関係機関と連携を図り、整備促進に努める。

(2) アマチュア無線

市（危機管理室）は、社団法人日本アマチュア無線連盟岐阜県支部と県との災害時応援協定により、アマチュア無線を活用した情報の収集、伝達体制の整備に努める。

(3) インターネット等

市（危機管理室）は、被災情報、支援情報等をインターネット等により提供する体制の整備に努める。

(4) タクシー無線

市（危機管理室）は、東海自動車無線協会等の協力を得て、タクシー無線を活用した情報の収集体制の整備に努める。

7 その他通信システムを作動させるための人的・物的備え

市（危機管理室）及び防災関係機関は、非常電源設備及び要員の緊急体制等の整備に努める。

8 情報の収集、伝達方法の多様化

(1) ヘリコプターによる情報収集

市（危機管理室）は、地震災害が発生した場合、必要に応じ県防災ヘリコプター及び県警ヘリコプターによる上空から情報収集活動を要請し、情報収集活動に努める。

(2) 災害現場からの情報収集

市（危機管理室）は、あらかじめ、災害現場に赴き情報収集に当たる職員を指定するとともに、自主防災組織等の情報担当者との連絡体制を確立し、また、無人航空機（ドローン）等の機材を整備するなど、災害現場情報等の収集に努める。

9 情報システムの高度化等

(1) 道路被害情報通信システム

道路管理者は、災害時の道路に関する被害・規制情報について、オンラインにより関係機関を結ぶ情報ネットワークシステムの構築と整備を推進する。

また、道路管理者は、道路情報提供システム等により、通行規制情報の円滑な提供に努める。

(2) 情報収集・連絡システム

市（危機管理室）は、画像監視カメラ、ヘリコプターテレビシステム、防災情報モバイルネットワーク、被害情報集約システム、震度情報ネットワークシステム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）等、情報収集や連絡のシステムの整備に努める。

市は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

第9節 火災予防対策

危機管理室 消防部

地震災害が発生した場合、多くの場合、火災は同時多発し、時間、季節、風向等によっては大火災となる可能性があり、消防水利の損壊、応援団体相互の通信混乱等予期せぬ事態も踏まえ、効果的・機能的な消火活動ができる体制を整備する。

1 火災予防の指導強化

(1) 地域住民に対する指導

市（危機管理室、消防部）は、自主防災組織、少年消防クラブ等火災予防に関する各種団体の育成を図るとともに、住民に対し、地震災害時における火災防止思想の普及を図るため次の指導を行う。

- ア 火気使用器具の使用法、転倒・落下防止、周囲の整理整頓
- イ 初期消火の重要性の啓発、各家庭、事業所等での消火器、消火用水の準備とその使用方法
- ウ 火災予防条例の周知、徹底

(2) 防火対象物の管理者等に対する指導

市（危機管理室、消防部）は、防火対象物の管理者に対し、次の指導等を行う。

- ア 防火対象物及び消防設備の耐震性の確保
- イ 消防法に規定する防火対象物に対する防火管理者・防災管理者の選任、自衛消防組織の設置、地震対策を含めた消防計画の作成（消防法に規定のない事業所についても、消防計画に準じた計画作成を指導）
- ウ 火気使用器具の使用法、転倒・落下防止、周囲の整理整頓
- エ 消防用設備の設置、整備点検とその使用方法
- オ 防火対象物の予防査察の計画的な実施、火災発生危険の排除、火災予防対策の万全な指導
- カ 建築基準法の規定に基づく消防同意制度の効果的な運用による建築あるいは増築の段階での火災予防の徹底

(3) 初期消火体制の確立

市（危機管理室、消防部）は、各家庭等で消火し切れない火災について、自主防災組織等で初期消火活動を行えるよう、次のとおり整備、指導する。

- ア 消火栓の設置、その使用方法及び消防ホース、消火栓の使用法
- イ 自主防災組織用の可搬式動力ポンプ、水槽等の整備、その使用方法及び組織的消火活動

2 消防力の整備強化

(1) 消防力の強化

市（危機管理室、消防部）は、消防力の整備指針に適合するよう消防組織の充実強化及び消防施設の整備増強を図ることはもとより、地震災害が発生した場合の道路交通の阻害、同時多発災害の発生等に対応できる消防力の整備に努める。

- ア 消防施設の整備拡充と消防職員、消防団員の確保、防災拠点となる消防庁舎の耐震化
- イ 大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進

ウ 必要な資機材等の整備

エ 救出活動を阻害する障害物除去のための大型建設機械の要請に関する関係者団体との協力体制の確保

※参考資料編「災害時における障害物除去等の協力に関する協定書」参照

オ 消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進かつその育成

カ 同時多発災害時に備えた、自主防災組織等の育成強化

(2) 消防水利等の確保

市（危機管理室、消防部）は、消防水利の基準に適合するよう適正配置と同時多発災害、消火栓使用不能事態等に備えた水利の多様化を図る。

※参考資料編「災害時における消防水等の供給支援協力に関する協定相互連携対応に関する協定」参照

ア 防火水槽及び耐震性貯水槽の整備

イ 緊急水利として利用できる河川、池、プール、井戸等の把握による水利の多様化

ウ 水を輸送できる民間車両（散水車、ミキサー車等）の利用についての関係団体との協議

第10節 孤立地域防止対策

危機管理室	福祉課
高齢介護課	産業振興課
建設総務課	都市計画課
土木課	

本市は、市域の約7割が山林であり、中央丘陵を取り囲むように市街地が形成され、さらに北部・南部にも丘陵が存在する。こうした地勢は、孤立地域の発生を余儀なくさせることから、通信手段の確保、道路網の整備等の防止対策を推進する。

1 通信手段の確保

通信手段については、「第2章 第8節 防災通信設備等の整備」による。

市（危機管理室、建設総務課、土木課）は、災害時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努める。

2 孤立地域の発生に備えた道路ネットワーク等の確保

市（建設総務課、都市計画課、土木課、産業振興課）は、道路整備等による孤立地域対策及び緊急輸送道路や孤立の恐れのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。

3 孤立予想地域の実態把握

市（危機管理室、福祉課、高齢介護課）は、災害時の孤立地域を予測し、孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平素から把握するとともに、周辺道路を含めた地図を付してデータベース化する。また、自助・共助の考えのもと、各自の食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する。

4 避難所の確保

市（危機管理室）は、孤立予想地域ごとに避難所となり得る公民館等の施設の整備を推進する。

5 備蓄

備蓄については、「第2章 第12節 必需物資の確保対策」による。市は、孤立地域内での生活が維持できるよう、地域完結型の備蓄を心がけるよう努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する。

6 その他

市は上記の対策に加え、県が別に定める孤立地域対策指針により、その他の対策を実施する。

第11節 避難対策

各課共通

大規模地震災害時には、崖崩れの危険地域や火災の延焼等の二次災害の恐れのある区域の住民等は、速やかに危険な場所から避難することが何よりも大切であり、安全・迅速な避難のための方策を講ずる必要がある。また、建物の倒壊、火災等により住居が奪われる等、長期にわたり避難生活を余儀なくされる事態が予測され、質的にも、量的にも整備された避難所を確保しておくことが必要であるため、避難路の安全を確保し、避難誘導體制を整備するとともに、避難所における良好な環境生活の確保に努める。

1 避難計画の策定

市は、地震災害時に安全かつ迅速な避難誘導や住民の安否情報の収集等が行えるよう避難計画を策定し、地域住民、避難所設置予定施設の管理者等に周知徹底する。

2 行政区域を越えた広域避難の調整

市域や県域を越えた避難所開設や運営等については、県と調整して実施する。

市は、市域外に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

- (1) 市は、地震災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、平時から広域避難等の実施に係る検討をするとともに、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう、また、住民へ周知するよう努める。

市は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市からの住民等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

- (2) 市は、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村と共有できる仕組みの構築に努める。

3 避難所の指定

市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される一時避難所及び避難者が避難生活を送るための広域避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、広域避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時における指定避難所の開設状況や混雑状況等の周知について、県総合防災ポータル等を活用することに加え、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

指定避難所が使用不能となった場合に備え、ホテル・旅館、民間団体等が保有する宿泊施設など民間施設等で受入れ可能な施設を検討し、事前に避難所として使用するための協定を締結しておくよう努める。

また、広域避難所の指定や避難所運営マニュアルの策定等に当たっては、車中泊避難者や感染症等が発生することも想定した対策を検討しておく。

一時避難所と広域避難所は相互に兼ねることができるが、一時避難場所と広域避難所が相互に兼ね

る場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

(1) 避難所の指定

ア 避難所の種類

市（危機管理室）は、住家の倒壊等により生活の本拠を失ったとき又は避難が長時間に及び宿泊を要するときの施設としてあらかじめ避難所を確保・指定し、住民に周知する。避難所の選定に当たっては、二次災害等の恐れがないこと、立地条件や建物の構造等を考慮し安全性が十分確保されていること、主要道路等との緊急搬出入用災害アクセスが確保されていること等、環境衛生上問題のないこと等を検討し、目的に応じて次の種類を指定する。

a 広域避難所【災害対策基本法で定める指定避難所をいう。以下同じ】（参考資料編「避難所一覧」中◇印の避難所）
災害救助法が適用される程度の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ多数の避難者がある場合の避難所。

b 一時避難所【災害対策基本法で定める指定緊急避難場所をいう。以下同じ】（参考資料編「避難所一覧」中◇印以外の避難所）

災害が発生するおそれがある場合、家屋の倒壊や焼失等の被害を受け一時的に避難する場合、避難者が少数の場合で広域避難所が適当でない場合又は、広域避難所に避難することが不可能等の場合の避難所。

c 広域避難ひろば

地域全体が危険になったときに避難する場所で、おおむね次の基準を満たす場所。

- ① 火災による輻射熱を考慮し、周囲の木造密集度に応じて、木造地域から適当な間隔があること。また、防火帯となる樹木等が整備されていること。
- ② 周囲に多量の危険物等が貯蔵されていないこと。
- ③ 大規模ながけ崩れや浸水等の危険がないこと。
- ④ 避難者の安全を図るために、消防用水、飲料水等の確保及び応急救護所となり得る建築物の確保が図れること。

d 一時避難ひろば

自主防災組織、町内会ごとに一時的に集合して待機する場所、おおむね次の基準を満たす場所。

- ① 周囲に多量の危険物等が貯蔵されていないこと。
- ② 居住者等が集合しやすく、また移動しやすい場所であること。
- ③ 大規模ながけ崩れや浸水等の危険がないこと。
- ④ 避難者の安全を図るために、消防用水、飲料水等の確保及び応急救護所となり得る建築物の確保が図れること。

イ 避難所の指定

市（危機管理室）は、広域避難所を指定した場合は、広域避難所及び周辺道路に案内標識、誘導標識を設置するとともに、他の避難所についても、平素から関係地域住民に周知を図り、速やかに避難できるようにしておく。

また、社会福祉施設等を避難所として指定する等、要配慮者に配慮した福祉避難所の確保、宿泊施設を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保について検討しておく。加えて、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。

市（危機管理室、高齢介護課）は、福祉避難所として一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを必要に応じて指定するよう努め、特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

市（危機管理室）は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として広域避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

市（高齢介護課）は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

※参考資料編「要配慮者の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定」参照

(2) 避難所の整備

市は、避難所を指定した場合、避難所施設の整備に努める。

- ア 避難所の不燃化、耐震化、バリアフリー化
- イ 非常用燃料、非常用電源の確保
- ウ 衛星携帯電話等の通信機器の確保
- エ 貯水槽の整備
- オ 仮設トイレ、排水経路を含めた災害に強いトイレ、洋式トイレ等の整備
- カ 換気、照明、空調等の設備
- キ 男女のニーズの違いを考慮し、男女双方の視点に立った環境整備

(3) 避難所における生活物資の確保

市は、指定した避難所又はその近くで避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

(4) 避難所運営マニュアルの策定

市（危機管理室）は、避難所の運営を確立するため、避難者（自主防災組織等）、施設管理者の協議により、予定される避難所ごとに、事前に避難所運営マニュアルを策定し、訓練等を通じて避難所や資機材に関する必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図る。この際、住民等への普及に当たっては、地域の防災リーダーをはじめ住民等が主体的に広域避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応をまとめたマニュアルを別途作成し、適宜更新するよう努める。

また、指定管理施設が広域避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に広域避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

市（危機管理室、福祉課）及び各広域避難所の運営者は、広域避難所の良好な生活環境の継続的

な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

(5) 避難所開設状況の伝達

市は、避難所が開設されていることを住民に伝達する手法について、あらかじめ定めておく。

4 避難路及び避難先の周知

市（危機管理室）は、市街地の状況に応じ、住民の理解と協力を得て、次に示すような避難路及び避難先を住民に周知するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

(1) おおむね8メートル以上の幅員を有する道路であること。

(2) 避難用道路付近に大量の危険物が貯蔵されていないこと。

(3) 相互に交差していない避難用道路であること。

5 要配慮者の避難誘導體制の整備

市（高齢介護課、福祉課、危機管理室）は、消防団等の防災関係機関、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員、福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有及び避難支援計画の策定等、要配慮者の避難誘導體制の整備に努める。

6 避難に関する広報

市（危機管理室）は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難所、避難ひろば、災害危険地域等を明示したハザードマップ（洪水・浸水、土砂災害）や広報紙、PR紙等を活用して広報活動を実施する。併せて、デジタル技術等を活用した災害リスクの可視化や災害の疑似体験等、リアリティ、切迫感のある広報・啓発に努める。

7 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、市は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促したりするなど、帰宅困難者対策を行う。

8 避難所等におけるホームレスの受入れ

市（危機管理室）は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

9 避難情報の把握

県及び市（危機管理室）は、感染症予防等により避難所以外への多様な避難形態が発生することを踏まえ、住民の安否や必要な支援についての情報を把握・確認する体制の構築に努める。

10 広域避難

国、県及び市は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、平常時から広域避難の実施に係る検討、他市町村や事業者等との協定締結、住民への周知に努める。

ア 市の役割

市（危機管理室）は、災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、住民等の生命又は身体を災害から保護するため、他の市町村の区域に滞在させる必要があるときは、その住民等の受入について、県内の他の市町村に協議する。なお、他の都道府県の市町村の区域に滞在させる必要があるときは、県に対し、他の都道府県と協議するよう求める。

市（危機管理室）は、広域避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの住民等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

イ 県の役割

県は、市から協議の要求があったときは、他の都道府県と協議を行う。また、市からの求めにより、協議の相手方その他広域避難に関する事項について助言する。

県は、災害が発生するおそれがある地域の住民等を災害から保護するため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、運送を要請する。なお、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに要請に応じないときは、特に必要があるときに限り、当該機関に対し、運送を行うべきことを指示する。

ウ 国の役割

国は都道府県から要請があった場合、協議の相手方その他都道府県外広域避難に関する事項又は広域避難に関する事項について助言する。

15 感染症の自宅療養者等の避難

市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から防災担当部局との連携の下、自宅療養者等に対し、居住地が危険エリアに該当するかを事前にハザードマップ等により確認するよう周知するとともに、避難予定先の把握に努めるものとする。また、県の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難先の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難先の確保に向けた情報を提供するよう努める。

第12節 必需物資の確保対策

危機管理室	市民課
子育て支援課	福祉課
高齢介護課	産業振興課
生活環境課	上下水道課
予防課	

公共備蓄、流通在庫の確保等が図られている場合でも、地震災害時には、調達先の被災、搬送の遅れ等で被災直後の需要が賅えないことが予想され、個人、地域での備蓄や広域応援が必要であり、また、被災者の種別、時間の経過によりニーズは異なり、それぞれに適合する物資の確保が必要であるため、家庭、地域、事業所等での自主的備蓄を推進するとともに、他市町村との相互応援協定や関係機関及び保有業者との協力体制を整備し、また最小限の公共備蓄を行う等により、円滑な食料・物品等の確保を図る。

また、被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、輸送体制の整備を図る。

1 備蓄の基本方針

(1) 個人備蓄

地震災害の発生初期の飲料水や食料、生活物資の確保は、個人の備蓄を中心に対応するものとし、災害発生直後の7日分の生活に必要な水、食料、物品等は原則として個人が備蓄する。また、自主防災組織において共同備蓄を進めることとする。

市（危機管理室）は、それらの啓発に努める。

(2) 公共備蓄

地震災害時の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等災害発生後直ちに必要な物資の確保は市があたるものとし、市（危機管理室）は、個人の物資確保及び災害発生後の救助に必要な資機材の分散備蓄等の支援を行う。

また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとし、例えば、ライフラインが断絶された場合においても水等を使用せずに授乳できる乳幼児用液体ミルクの確保に努めるとともに、子育て世代の方などが乳児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めていく。

そのため、市（危機管理室）は、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って災害発生後緊急に必要となる物資の備蓄及び調達並びに供給体制の整備充実に努めるとともに、備蓄に当たっては、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努める。

2 食料及び生活必需品

市は、地震災害が発生した場合、緊急に必要とする食料及び生活必需品を確保供給するため、あらかじめ次の措置に努める。

(1) 緊急食料及び生活必需品の調達・備蓄計画の策定（被災者、特に要配慮者等のニーズを十分配慮

する。)

- (2) 市内における緊急物資流通在庫調査
- (3) 緊急物資調達に関する機関及び業者との調達協定の推進
※参考資料編「緊急時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」、「震災時における食料の緊急連絡体制」参照
- (4) 緊急物資調達及び輸送に関する相互応援協定の推進
- (5) 公共備蓄すべき物資の備蓄
- (6) 緊急物資の集積場所の選定及び避難所への輸送体制の確保
- (7) 住民、事業所等に対する緊急物資確保の啓発、指導
- (8) 炊出し要請先リスト作成（学校給食施設、炊飯業者、外食事業者等の給食施設、自衛隊施設等）及び必要に応じ炊出しに関する協定締結
- (9) 住民は、次のとおり地震災害が発生した場合の緊急物資の確保に努める。
 - ア 3日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄（乳幼児、高齢者等の家族に配慮）
 - イ アのうち、非常持出品の準備（7日間程度の食料、防災用品（懐中電灯、携帯ラジオ、救急用品等）等）
 - ウ 自主防災組織等を通じて助け合い運動の推進（協同備蓄の推進等）
- (10) 病院、社会福祉施設、企業、事業所等は、利用者、入居者等の特性に応じた物資の備蓄に心掛ける。

3 飲料水の確保

市（上下水道課、危機管理室）は、地震災害が発生した場合の飲料水を確保するため、あらかじめ次の措置に努める。

- (1) 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水計画の作成
- (2) 応急給水用資機材（給水タンク、浄水（ろ過）装置、給水車）等の整備
- (3) 水道工事事業者等との協力体制確立
- (4) 復旧資材の備蓄
- (5) 住民、事業所等に対する貯水、浄水（ろ過）装置等による応援給水についての指導
- (6) 住民は、次のとおり地震災害が発生した場合の応急飲料水の確保に努める。
 - ア 家庭における貯水
 - a 1人1日3Lを基準とし、世帯人数の3日間程度を目標に貯水する。
 - b 貯水する水は、市販のミネラルウォーター等衛生的な水を用いる。また、生活雑用水の利用を目的として、風呂水の溜め置き等も有効である。
 - c 貯水容器は、衛生的で、安全性が高く、地震動により水漏れ及び破損しない。
 - イ 自主防災組織を中心とする飲料水の確保
 - a 給水班の編成
 - b 地域の井戸、泉、河川、貯水槽等の水質調査等による飲料水の確保
 - ウ 応急給水用資機材の確保
浄水（ろ過）装置、ポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム、ポリ袋、燃料等

4 防災資機材の確保

地震災害時には、現在の消防、警察、自衛隊の装備では効率的な応急対策活動ができないことが予想され、市（危機管理室）は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧時に必要な資機材の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める等、防災資機材の確保を図る必要がある。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会が増大などに配慮するよう努める。

また、自主防災組織等地域住民による活動も重要であることから、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、防災資機材の充実強化を促進するとともに、地域における資機材の整備を進め地域防災力を高める。

(1) 防災資機材の整備

市（危機管理室、予防課）は、防災資機材の確保に努める。

ア 防災活動上の資機材、救助活動上の資機材等の備蓄

情報通信機器……………携帯無線、ハンドマイク、車載型拡声装置、携帯ラジオ等

防災活動資機材……………テント、防水シート、防災シート、発電機、投光機等

救助活動資機材……………鋸、チェーンソー、エンジンカッター、油圧ジャッキ、ハンマー、バール、
可搬式ウィンチ、救命ロープ、救急医療セット、担架等

その他の資機材……………その他実情に応じて、必要とする災害応急対策用資機材

イ 重機類借上げ等

市内の建設業組合と重機類及び要員の借上げ等に関する協定を締結する。

※参考資料編「土岐市の災害応援協力に関する協定」参照

ウ 防災用特殊車両等の整備

エ 化学消火薬剤等（化学消火剤、空中消火剤等）の備蓄

(2) 地域における防災資機材の整備

市、防災センターの資機材倉庫に備蓄するほか、防災資機材の適正配分及び管理を図るため、各避難所等（小中学校等）に分散配置する。

5 緊急輸送拠点の整備

市（危機管理室）は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

6 物資支援の事前準備

県及び市（危機管理室）は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるように、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

第13節 要配慮者対策

危機管理室	市民課
保健センター	福祉課
高齢介護課	子育て支援課

近年の災害においては、乳幼児、重篤な傷病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者が災害時に犠牲となるケースが多くなっており、今後、高齢化によって要配慮者は益々増加することが予想される。市及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という）等は、関係団体、地域住民等の協力を得て、要配慮者支援体制を確立するとともに、要配慮者の状況、特性等に応じた防災対策が的確に講じられるよう、個別かつ専門的な支援体制を調整する。

1 地域ぐるみの支援体制づくり

(1) 市

ア 体制づくり

市（高齢介護課、福祉課、危機管理室）は、災害時に、地域ぐるみで要配慮者の安全確保を図るため、自主防災組織、民生委員、地域住民等との連携のもと、平常時から見守りネットワーク活動と避難行動要支援者名簿の整備・充実等による要配慮者の実態把握に努め、災害時における迅速・的確な情報伝達、避難誘導、救助等の体制づくりを進める。

また、災害時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組織やボランティア組織及び他の地方公共団体等の応援協力体制の確立に努める。

※参考資料編「要配慮者の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定」参照

イ 避難行動要支援者名簿

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うため、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

市（高齢介護課、福祉課）は、避難支援等に携わる避難支援等関係者（自治会及び町内会組織・自主防災組織・消防団・民生児童委員）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。

市は、避難行動要支援者の円滑な避難のため、分かりやすい言葉や表現に配慮し、避難情報を多様な手段により伝達する。

なお、避難支援等関係者による避難支援にあたっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。そのため、市は、避難行動要支援者の避難支援については、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で行えるよう、安全確保に十分に配慮する。

① 避難行動要支援者名簿に登載する者の範囲

- ・ 65歳以上の独居の者
- ・ 65歳以上の者のみで構成された世帯の高齢者
- ・ 要介護認定（要介護3以上）を受けている者

- ・身体障害者手帳（１，２級）の交付を受けている者
 - ・療育手帳（Ａ，Ａ１，Ａ２）の交付を受けている者
 - ・精神障害者保健福祉手帳（１，２級）の交付を受けている者
 - ・その他災害時に地域の支援が必要な者
- ② 避難行動要支援者名簿に必要な個人情報
- ・氏名（ふりがな）
 - ・生年月日
 - ・性別
 - ・住所又は居所
 - ・電話番号その他の連絡先
 - ・避難支援等を必要とする事由
 - ・その他避難支援等の実施に関し、市長が必要と認める事項
- ③ 個人情報の入手方法
- ・市関係部局で把握しているひとり暮らし・要介護高齢者や障がい者等の情報を集約する。なお、情報の集約に際しては、要介護状態区分別や障がい種別、等級・程度別に把握する。
 - ・難病患者に係る情報等、市で把握していない情報の取得が名簿の作成のために必要がある場合は、県知事その他の者に対して、情報提供を求める。
- ④ 避難行動要支援者名簿の更新
- ・市は、避難行動要支援者の異動などの情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿の情報を最新の状態に保つ。
- ⑤ 避難行動要支援者名簿の提供に際しての情報漏えいを防止するための措置
- ・当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
 - ・災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
 - ・避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないように努める。

ウ 個別避難計画

市（高齢介護課、福祉課、危機管理室）は、市計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、避難行動要支援者の居住地におけるハザードの状況、当事者本人の心身の状況、独居等の居住実態等を考慮し、優先度が高い者から個別避難計画を作成する。

市（高齢介護課）は、個別避難計画に、避難行動要支援者名簿に記載する事項のほか、避難支援等を実施する者や避難場所、避難経路等の事由を記載し、関係者と連携して、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新する。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

市（高齢介護課）は、市計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、当該計画に係る避難行動要支援者本人及び避難支援等を実施する者の同意を得ることにより、または、市条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要

支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

市は、個別避難計画の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

エ 避難行動要支援者の移送

市（高齢介護課、福祉課）は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から広域避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

(2) 施設等管理者

施設等管理者は、災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。また、市との連携のもとに、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。

2 防災知識の普及、啓発、防災訓練の実施

(1) 市

市（危機管理室）は、地域における要配慮者の支援に向けて、また、要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、地域住民、要配慮者等を対象に防災知識の普及、啓発を行うとともに、地域、社会福祉施設等において適切な防災訓練、防災教育が行われるよう指導する。

(2) 施設等管理者

施設等管理者は、職員、入所者等に対し、要配慮者を災害から守るため、また、要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、防災訓練、防災教育等を行う。

3 施設、設備等の整備

(1) 市

市（危機管理室、高齢介護課）は、要配慮者自身の災害対応能力に配慮した緊急通報システム、要配慮者の所在等を把握した防災マップシステム及び要配慮者への情報提供システムの導入及び普及を図るとともに、要配慮者に配慮した避難所、避難路等の防災施設の整備を図り、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図る。

また、市は、要配慮者関連施設が災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導する等、災害に対する安全性の向上を図り、災害時に社会福祉施設等において、一定程度の要介護者等を受入れ可能となるように体制整備を図るとともに、地震災害時における社会福祉施設等との情報収集、伝達体制の確立に努める。

(2) 施設等管理者

施設等管理者は、施設全体の耐震対策の強化を図るよう努めるとともに、長期停電に備え、非常用自家発電設備を整備するよう努める。

また、災害に備え、食料や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

4 人材の確保とボランティア活用

(1) 市

市（福祉課、高齢介護課）は、要配慮者の支援にあたり、避難所等での介護者等の確保を図るため、平常時よりヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。また、ボランティアの活用を図るため、その活動の支援に努める。

(2) 施設等管理者

施設等管理者においては、平常時よりボランティア受入れ等に積極的に取り組み、災害時のマンパワー確保に努める。

5 外国人等に対する防災対策

市及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、地震災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努める。

(1) 避難所や避難路の標識等を簡明かつ効果的などともに、多言語化を推進

(2) 地域全体で要配慮者への支援システムや救助体制を整備

(3) 多言語による防災知識の普及活動を推進

(4) 外国人を対象とした防災教育や防災訓練の普及

(5) 多言語による災害時の行動マニュアルの作成及び配布

(6) インターネット、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など多様な手段を用いた、多言語による災害情報等の提供

第14節 応急住宅対策

危機管理室	管財課
生活環境課	税務課
都市計画課	

地震災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、住むことが不可能な場合、被災者を収容するための住宅を仮設する必要があることから、的確・迅速な応急住宅対策を行うための体制を整備する。

1 供給体制の整備

市（管財課）は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握する等、あらかじめ供給体制を整備しておく。

なお、本市における応急住宅の建設可能用地は参考資料編の「応急住宅建設可能用地」に示す。

2 民間賃貸住宅の借上げ体制の確立

市（生活環境課）は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。また、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておく。

第15節 医療救護体制の整備

危機管理室 保健センター

地震災害の発生により、数多くの負傷者、被災者等へ医療を提供するため、災害医療救護（助産を含む。以下同じ）体制を確立する。

1 地震災害等医療救護計画の策定

市（保健センター）は、地域の医療機関等の協力の下に、医療救護体制を確立するため、医療救護活動のための計画及びマニュアルを作成するとともに、軽微な負傷者等に対する自主防災組織等による応急救護や医療救護チーム等の活動支援等について、自主救護体制を確立するための計画を岐阜県地震災害等医療救護計画を参考に定める。

2 救護所、救護病院の整備

市（保健センター）は、傷病者を処置、収容等を行う施設として、救護所及び救護病院をあらかじめ指定しておくとともに、住民への周知を図っておく。

3 効率的な医療を確保するための研修

効率的な医療を確保するため、市（危機管理室、保健センター）は、医療機関と連携して、トリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）技術、災害時に多発する傷病の治療技術等に関する研修を実施に努める。

《トリアージの基準例》

優先度	処置	識別	疾病状況	診断
1	最優先	赤	生命、四肢の危機的状態で直ちに処置の必要なもの	気道閉鎖又は呼吸困難重症熱傷、心傷害、大出血又は止血困難、開放性胸部外傷、ショック
2	待機	黄	2～3時間処置を遅らせても悪化しない程度のもの	熱傷、多発又は大骨折脊髄損傷、合併症のない頭部外傷
3	保留	緑	軽度外傷、通院加療が可能程度のもの	小骨折外傷、範囲小熱傷(対表面積の10%以内)で気道の熱傷を含まないもの、精神症状を呈するもの
4	死亡	黒	生命兆候のないもの	死亡又は明らかに生存の可能性のないもの

4 災害医療の普及・啓発

市（保健センター）は、心肺蘇生法、応急手当、トリアージの意義等に関し、住民への普及・啓発に努める。

5 医療品等の確保体制の確立

市（保健センター）は、次のとおり医療品等の確保体制の確立に努める。

- (1) 救急医療品、医療用資機材の備蓄、調達体制の整備、在庫量の把握
- (2) 医療用血液の備蓄(東海北陸ブロック血液センターと協議のうえ、愛知県赤十字血液センター又は岐阜県赤十字血液センター)、輸送体制の確保、献血促進

6 広域搬送拠点の整備

広域搬送拠点の整備は県が実施するが、市においても県と連携して、地域の実状に応じて、広域搬送拠点として使用することが適当な施設を抽出しておく等、地震災害時における救急医療体制の整備に努める。

第16節 防疫対策

危機管理室	保健センター
生活環境課	衛生、環境センター
上下水道課	浄化センター

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の体力や抵抗力の低下等により、感染症の発生とその蔓延の危険性が増大することから、防疫活動の徹底が必要であり、的確・迅速な防疫活動を行うための体制を確立する。

1 防疫体制の確立

市は、地震災害時における防疫体制の確立を図る。

2 防疫用薬剤等の備蓄

市（保健センター）は、防疫用薬剤及び資機材について備蓄を行うとともに、調達計画の確立を図る。

3 感染症患者に対する医療提供体制の確立

市（保健センター）は、感染症患者又は保菌者の発生に備え、感染症指定医療機関等の診療体制の確保に努め、患者の搬送体制の確立を図る。

第17節 まちの不燃化・耐震化

危機管理室	管財課
土岐口財産区事務所	建設総務課
都市計画課	土木課
予防課	

阪神・淡路大震災では、木造家屋のみならず比較的安全とされていた堅牢建築物までもが倒壊し、また、地震に伴い二次災害としての延焼火災も各地で発生した。

このため、建築物の耐震化・不燃化の推進、都市公園の整備等による防災空間の確保、市街地の開発等による密集市街地の整備等を推進することが必要であり、災害廃棄物の発生を抑制する意味でも、想定を超える地震災害が発生した場合、生命の安全の確保を第一としつつ被害を一定のレベルに食い止められるような「地震に強いまちづくり」を目指す。

1 建築物の防災対策

(1) 地震災害時に、応急対策活動の拠点となる市有施設を防災上重要建築物として指定し、耐震化対策を講ずる。また、緊急輸送道路沿道建築物等について、緊急輸送の障害の可能性が高い建築物等に対して重点的に耐震化を実施する。

(2) 一般建築物の耐震性強化

市（都市計画課）は、建築物の所有者又は管理者に対し、耐震工法及び耐震補強等の重要性について啓発を行い、一般建築物の耐震性の強化を図る。

ア 耐震化に関する住民相談の実施

市は、耐震相談窓口を開設し、住民からの建築物の耐震化に関する相談に応ずるとともに、耐震診断及び耐震補強に関する技術指導、啓発等に努める。

イ 耐震性に関する知識の普及

市は、耐震工法、耐震補強等についての資料配付、説明会の開催等を行い、建築物の耐震性の強化に関する知識の普及に努める。

ウ 耐震化についての啓発強化

市は、木造住宅の危険度を評価できるウェブサイトを活用する等、耐震化の必要性と、具体的な耐震方法の啓発に努める。

エ 建築士事務所協会等の協力

市は、建築物の設計・施工について豊富な知識と経験を持つ建築士事務所協会等と協力し、一般建築物の耐震性確保を図る。

(3) 被災した建築物・宅地の危険度判定体制の整備

市（都市計画課）は、地震により被災した建築物（一般住宅を含む）及び宅地が余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を実施する技術者を確保するため、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「被災宅地危険度判定連絡協議会」が定める判定要綱及び判定業務マニュアル（震前対策編）に基づき平常時から事前に準備しておくよう努める。

ア 危険度判定活動の普及啓発

市は、県と協力し判定士の養成に努め、危険度判定活動の普及啓発を行う。

イ 震前判定計画、震前支援計画の作成

市は、被災時に円滑な判定活動が行えるよう、あらかじめ震前判定計画を作成する。

ウ 研修機会の拡充

市は、被災時に円滑な判定活動が行えるよう、あらかじめ判定士を対象とした判定訓練を実施し、判定技術の向上を図る。

エ その他の安全対策

市及び建築物の所有者等は、窓ガラス及び看板等の落下対策、ブロック塀（石塀を含む）の倒壊防止対策、天井の脱落防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策等、建築物に関連する安全対策を講ずる。

特に倒壊の危険のあるブロック塀の除却を進めていくものとする。

2 建築物の不燃化の促進

(1) 防火・準防火地域の指定

市（都市計画課）は、建築物が密集し、地震による火災により多くの被害を生ずる恐れのある地域を防火地域又は準防火地域に指定し、耐火建築物、準耐火建築物その他建築基準法で規定する防火措置を講じた建築物の建築を促進する。

(2) 屋根不燃化区域の指定

市（都市計画課）は、県と協議し、防火・準防火地域以外の市街地における木造等の建築物の延焼火災を防止するため、建築基準法に基づき屋根を不燃材料で造り又は葺かなければならない区域について、指定の拡大を検討する。

(3) 都市防災不燃化の促進

市（都市計画課）は、新築、増改築等建築物の防火について、建築基準法に基づき指導を行うとともに、既存建築物については、次の法制度体系を通じ事業の推進を図る。

ア 既存建築物に対する改善指導

市は、県と連携し百貨店、旅館等の不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の防災性を常時確保するため、建築基準法に基づく定期報告制度等を活用し、建築物の安全性確保と施設改善を指導する。また、大規模な既存特殊建築物及び中小雑居ビルに対して、防火及び人の避難の安全を確保するため、必要な防火避難施設の改善を指導する。

イ 防火基準適合表示制度による指導

市は、消防機関が実施する防火基準適合表示制度による表示マーク交付に際し、消防機関と連携して建築構造・防火区画・階段等の安全性について調査するとともに、防火避難施設の改善指導を行う。

3 道路、河川施設等の防災対策

(1) 道路・橋梁等の整備

道路管理者は、地震発生後の緊急輸送の確保等の観点から、道路・橋梁等の整備を推進する。

ア 道路の整備

道路管理者は、地震災害時における道路機能を確保するため、管理道路について、のり面等危険箇所調査により対策工事の必要な箇所は、順次整備等の推進を図る。

さらに、市街地においては、消防活動が困難である区域の解消あるいは道路空間が有する延焼

遮断機能についても考慮し、新設改良計画の推進を図る。

イ 橋梁の整備

道路管理者は、地震災害時における橋梁の確保のため、各管理橋梁について、道路橋耐震点検結果に基づいて、補修対策が必要なものから、順次整備推進を図る。

(2) 河川等の整備

河川管理者及び市は、次のとおり安全と利用の両面から河川施設の整備を推進する。

ア 河川管理施設の安全性の確保

地震災害時における樋門、排水機等の施設の被害を防止するため、それぞれの施設について耐震診断と破壊影響等の調査を実施し、補強対策工事の必要な箇所を指定し、整備を図る。

イ 河川空間の整備

河川の防災・避難空間としての機能を踏まえ、地震災害時の防災・避難所としての一時的活用を図る。また、高水敷を利用した緊急河川敷通路の検討・整備を図る。

ウ 消防水利の強化

河川水利用の消火活動に資するため、必要に応じて河川堤防や河岸から水辺へのアプローチの改善を図る。また、水道管等の被災による消防水利の不足に備えるため、用水路、ため池等の活用を図る。

エ 河川管理施設等の整備拡充

万一の災害及び決壊の事態が生じた場合、人家や公共施設に重大な影響を及ぼすことが懸念されることから、緊急時に備えて、管理施設（観測施設）等の整備拡充を図る。

4 都市の防災対策

(1) 都市防災の推進

市（都市計画課）は、過密化した都市の地震災害を防止、軽減する観点から土地利用の規制・誘導、避難所、避難路等の整備及び建築物の不燃化等による市街地の整備の施策を総合的に展開し、都市の防災構造化を図る。

(2) 防災空間の確保

ア 緑地保全地区の指定

市（都市計画課）は、都市緑地法に基づく緑地保全地区等の地域指定の拡大を推進し、防災空間の確保に努める。

イ 都市公園の整備

市（都市計画課）は、都市公園の計画的な整備拡大を図り、延焼防止あるいは避難所として防災効果を発揮する防災空間の確保に努める。

(3) 市街地の開発等

ア 市街地再開発の推進

市（都市計画課）は、低層の木造建築物が密集し生活環境の悪化した市街地について、市街地再開発事業、優良再開発建築物整備促進事業、市街地再開発資金融資制度の事業等を推進し、防災性の高い安全で快適な都市環境の創造に努める。

イ 住環境整備事業の推進

市（都市計画課）は、市街地において、不良住宅が集団的に存する地区等を居住環境、都市基盤及び都市防火等の観点から整備し、防災性の高い安全で快適なまちづくりを図る。

ウ 土地区画整理事業

市（都市計画課）は、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地利用増進を目的とした土地区画整理事業を実施することにより、防災的効果を有した安全で快適なまちづくりを促進する。

(4) 空家等の状況の確認

市（生活環境課）は、平常時より災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

第18節 危険物等の災害予防対策

危機管理室 産業振興課
生活環境課 予防課

地震災害が発生した場合、危険物等により、出火、爆発、有毒ガスの発生等人命に著しく危険を及ぼす恐れがあり、災害の発生・拡大防止のための平素からの対策が重要である。

また、危険物はほぼ製造所、貯蔵所、取扱及び販売所の形で流通しており、それぞれの流通部門ごとの対策も必要であり、市、その他関係機関は、危険物の保安体制の確立について施設、事業所等を指導し、災害の未然防止に努める。

1 危険物

地震時の危険物による災害を最小限に止めるため、各関係機関は次の措置に努める。

(1) 市（予防課）は、消防法に基づき次の立入検査及び指導を行う。

- ア 危険物施設の立入検査、保安検査による位置、構造及び設備、危険物の貯蔵及び取扱い方法の調査指導、特に、屋外タンク貯蔵所の保安検査
- イ 消防法等による危険物施設の規制の徹底、耐震性の確保
- ウ 消防法に基づき予防規定の作成が義務付けられている危険物施設に対し、地震対策を含めた予防規定の作成指導
- エ 火災予防条例の適用を受ける指定数量未満の危険物の貯蔵、取扱いを行っている施設等について、火災予防上の立入検査等の実施、危険物の貯蔵、取扱い方法の指導、自主的定期点検等による自主保安体制の強化指導
- オ 石油ストーブ、ボイラーを使用している事務所、一般家庭等について、灯油の適正な保管及び取扱い方法の指導啓発
- カ 危険物流出防止資機材の整備及び整備・配備状況の把握

(2) 危険物施設の所有者等

危険物施設の所有者、管理者及び占有者は、災害予防のため、次の対策等を行う。

- ア 消防法に基づく安全確認のための定期点検
- イ 防災資機材、危険物流出防止資機材の整備及び化学消火薬剤の備蓄等
- ウ 地震防災訓練及び取扱者に対する地震防災教育の実施

2 高圧ガス及び火薬類

(1) 地震時の高圧ガス及び火薬類による災害を最小限に止めるため、関係機関は地震対策のために次の指導、推進を行う。

- ア 高圧ガス施設の耐震化指導
- イ 保安管理技術の研究開発
- ウ 地震時応急体制の整備の推進
- エ 地震災害時の火薬類の流出・紛失防止対策
- オ 地震防災教育の実施

カ 地震防災訓練の推進

(2) 関係事業所は自主保安体制充実のため、次の対策を行う。

- ア 施設、設備等の耐震対策の強化
- イ 防災資機材の整備
- ウ 緊急保安体制の確立
- エ 「地震時における緊急措置作業基準」の作成
- オ 地震防災教育、訓練の実施

(3) エルピーガス協会

エルピーガス協会は、液化石油ガス消費設備の災害予防のため、次の対策を講じる。

- ア 協会のLPガス災害対策要綱に基づく緊急連絡・緊急出動体制の整備、必要資器材の確保
- イ 販売事業者は、液化石油ガス消費施設の災害予防のため、次の措置を講じる。
簡易ガス施設についても貯蔵施設や配管の維持管理を徹底し地震対応型ガス機器の設置促進を図る。

3 毒物及び劇物

(1) 地震時の毒物及び劇物による災害を最小限に止めるため、関係機関は地震対策のために次の指導、推進を行う。

- ア 施設の耐震化の推進
- イ 貯蔵タンクの検査強化の推進
- ウ 地震防災教育の実施
- エ 地震防災訓練の推進

(2) 関係事業所は自主保安体制充実のため、次の対策を行う。

- ア 緊急時の通報体制の確立
- イ 施設、設備等の耐震性の強化
- ウ 消火、吸着剤、化学処理剤等の整備
- エ 地震防災教育の実施
- オ 地震防災訓練の推進

第19節 災害危険区域の防災事業の推進

管	財	課	産	業	振	興	課		
建	設	総	務	課	都	市	計	画	課
土	木	課	上	下	水	道	課		

本市は、広大な面積を有し、その約70%は山地であり、いたるところにがけ崩れ、山崩れの危険性がかかえている一方、主な市街地は、砂礫層の堆積から成る丘陵に囲まれており流失しやすく崩れやすい。また、地震災害が発生した場合、これらの被害により、一瞬にして多くの人命を失い、また広範囲に人命が危険にさらされる恐れがあり、防災事業の推進が必要である。

このため、災害危険区域を把握し、関係機関及び地域住民に周知徹底するとともに、緊急度の高い区域から防災事業の推進及び指導を図る。

1 土地利用の適正誘導

市（建設総務課、都市計画課、土木課）は、地盤災害の予防対策として、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法をはじめとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。同時に、地盤地質をはじめ自然条件の実態を把握する自然環境に関するアセスメントを実施することによって、地震に伴う地盤災害の予防を検討する必要がある。

この他地盤災害が発生すると思われる地域の人々へは、防災カルテや防災マップ等により正しい知識の普及に努め、周知徹底を図る必要がある。

2 宅地造成の規制誘導

市（建設総務課、都市計画課）は、都市計画法の開発許可制度や宅地造成等規制法によって一定規模以上の宅地造成を許可制度とし、宅地の安全確保を図るため規制誘導策を進める。また、宅地造成に伴い、がけ崩れ又は土砂の流出を生ずる恐れが著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域（宅地造成工事規制区域）を指定し、宅地造成に関する工事等について、災害防止のため必要な規制を行う。

3 土砂災害防止事業

市（建設総務課、土木課）は、土砂災害警戒区域の把握を行い、法令に基づく砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等を国、県が指定することに協力し、有害行為等の規制等を行うとともに、次により土砂災害防止事業の推進及び警戒避難に資する情報提供を図る。

(1) 砂防

土石流発生による被害が大きいと予想される都市周辺地区、人家密集地区及び市街地の進展の著しい地区に係る溪流等を重点に、国、県が実施する砂防施設（砂防堰堤、護岸工事）の整備に協力する。

(2) 地すべり

地すべり崩壊による被害を除却、又は軽減するため、都市周辺地区、人家密集地区及び下流地域への影響の大きい地区を重点に地すべりを助長、又は誘発する原因、機構及び規模に応じ、国、県と協力して対策を推進する。

(3) 急傾斜地

急傾斜地（傾斜角 30 度以上、がけ高 5 m 以上）の崩壊による被害を軽減するため、一定行為の制限を行うとともに、必要な箇所については対策を実施する。

(4) ソフト面での土砂災害対策

土砂災害警戒区域、及び非常時の避難所を記載した土砂災害危険区域図（ハザードマップ）を作成・配布するとともに、土砂災害警戒区域表示看板を設置し、地域住民に対し周知を実施する。

4 老朽ため池の整備

市（産業振興課、建設総務課、土木課）は、市の管理するため池等のうち設置年次が古いこと等により、その施設が老朽化し、堤体決壊により下流地域に洪水の発生の恐れのあるものについて、防災重点農業用ため池等緊張度の高いものから順次堤体断面の補強、余水吐断面の拡大及び取水施設の整備を図る。

5 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

市（建設総務課、都市計画課）は、傾斜地において土地造成が行われる場合は、土砂崩れ、擁壁の崩壊等の危険が予想されるため、土地造成業者に対し安全を図るよう指導する。

また、既存の土地造成地にあつて、崩壊等の危険のある土止め施設等については、その危険を周知し、防災対策を確立するよう指導する。

更に土砂災害の恐れのある区域について、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）に基づき、県は市の意見を聴いて、災害の恐れのある区域を土砂災害警戒区域、土砂災害により著しい危害が生じる恐れのある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、特別警戒区域については、新たな住宅等の立地抑制を図り、市は警戒区域ごとに土砂災害に係る情報伝達及び警戒避難体制の整備を図るためのマニュアルを作成し、土砂災害から地域住民の生命を守るよう努める。

6 液状化対策

岐阜県を震源とした地震はもとより、周辺県、さらに遠隔地で発生した地震においても、それが長周期地震動を伴い、揺れの時間が長いほど地盤の液状化現象の発生が考えられることから、適切な予防措置及び迅速な安全点検を講ずる。

(1) 液状化危険度に関する意識啓発

市は、現在ある液状化危険度マップの周知、自宅周辺の過去の土地利用の経過等の把握をすすめ、一般住宅の液状化対策工法の周知等、より具体的な液状化危険度に関する啓発を行う。

特に、液状化現象により生じる被害（ライフライン被害、住家被害、堤防被害等）について住民に周知し、被害軽減のための予防対策を行うよう啓発を行う。

(2) 液状化危険度調査の見直し

市は、揺れの時間の長さを考慮した、精度の高い液状化危険度マップを作成し、平素から液状化危険度を把握するとともに、住民に対する危険度の周知に努める。

(3) 基幹交通網における耐震化の推進

市は、液状化危険度マップを活用した、重要度を考慮した道路等ライフライン復旧の優先順位の整理を行う。

(4) 堤防の液状化対策

強い揺れが長く続く地震動が発生した場合には地盤の液状化による堤防の沈下が懸念されることから、河川管理者及び市は、水害等の複合災害を防ぐため、堤防の耐震点検及び液状化対策等を適切かつ優先的に行う。

(5) ライフライン施設等の液状化対策

市は、ライフライン施設に関して、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や、マンホールの浮き上がり防止等、液状化が発生した場合でも施設等の被害防止する対策を実施する。

7 住宅移転事業

(1) 防災のための集団移転促進事業

市（生活環境班）は、災害危険区域のうち、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために住居の集団移転を促進することが適当と認められる区域について防災のための集団移転促進事業の実施の促進を図るものとし、移転者に対しては、生活確保に必要な援助を行うよう努める。

(2) がけ地近接危険住宅移転事業

市（生活環境班）は、県建築基準条例で指定した「災害危険区域」及び建築を制限している区域に存する住宅で移転を必要とするものについては、がけ地近接危険住宅移転事業の実施の促進を図るものとし、本制度の活用について、地域住民の積極的な協力を得るよう努める。

第20節 ライフライン施設対策

危機管理室	管財課
生活環境課	上下水道課
浄化センター	

電気、ガス、上下水道等のライフラインはまさに生命線であり、その寸断は都市生活の基本的な部分での麻痺を生じ、二次災害の発生、応急対策の遅延にもつながる等、その影響は極めて広範に及ぶものであり、その対策は万全でなければならない。そのため、施設の耐震性の確保及び電線類の無電柱化に努めるとともに、応急供給体制の確保（バックアップ体制等）及び応急復旧体制（広域応援体制等）の確保を図る。

1 水道施設

市は、水道施設のより一層の耐震化を図り、水道水の安定供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備に努める。

(1) 災害時の水道水の安定確保

配水施設等の耐震化に努めるとともに、貯留水の流出防止のため配水池に緊急遮断弁等を設置するよう努める。

(2) 管路施設の整備

送・配水管の布設にあつては耐震性の高い管の採用に努める。また、2以上の配水系統を有する水道施設にあつては、相互連絡管の整備に努める。

(3) 電力設備の確保

水道施設用電力の停電に配慮した受電方式の採用及び受電設備（自家用発電設備を含む）の整備に努める。

(4) 緊急時給水拠点の設定

災害時の給水拠点をあらかじめ設定し、給水に当たって必要な備蓄に努める。

(5) 資機材の備蓄等

復旧工事用資機材の備蓄・調達について、製造業者等の調達先との協定に努める。

(6) 広域的相互応援体制の整備

「岐阜県水道災害相互応援協定」に基づき、応援体制、受入れ体制の整備に努める。

※参考資料編「岐阜県水道災害相互応援協定」参照

2 下水道施設

市（上下水道課）は、地震災害時の下水道施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の対策に努める。

(1) ポンプ場及び処理場内の重要施設等について耐震性の強化に努める。

(2) 地震被害の程度によって排水機能に支障をきたす場合があるので、緊急用としての管渠及び処理場にバイパス等の整備について検討をする。

(3) 停電及び断水に対して速やかに対応できる設備の整備に努める。

- (4) ポンプ場及び処理場内での各種薬品類、重油及びガス等の燃料用設備の設置に当たっては、地震による漏えい、その他の二次災害が発生しないよう努める。
- (5) 施設の維持管理においては、点検等による危険箇所の発見と改善を行い施設の機能保持に努める。

3 電気施設

電気事業者は、地震災害時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の対策に努める。

- (1) 電力供給施設の耐震性確保
- (2) 防災資機材及び緊急資機材の整備
 - ア 復旧用資材
 - イ 各種工具
 - ウ 無線
 - エ 車両・船艇
- (3) 要員の確保
 - ア 緊急連絡体制の確立
 - イ 交通途絶時の出動体制の確立
- (4) 被害状況収集体制の整備
- (5) 広域的相互応援体制の整備

4 鉄道施設

鉄道事業者は、地震災害時における旅客の安全と円滑な輸送を図るため、次の対策に努める。

- (1) 鉄道施設の耐震構造への改良促進、地震時要注意構造物の点検
 - ア 橋りょうの維持、補修
 - イ のり面、土留めの維持及び改良強化
 - ウ 建物設備の維持、補修
 - エ トンネルの維持、補修及び改良強化
 - オ 通信設備の維持
- (2) 地震計設置による早期点検体制の確立
- (3) 耐震列車防護装置等の整備増強
 - ア 列車防護無線装置
 - イ 落石防護装置
 - ウ 列車無線装置
- (4) 防災資機材の整備点検
 - ア クレーン車、モーターカー、トラック、ジャッキ、レール、電線類等の整備を図る。
 - イ 重機械類、その他必要な資機材の整備を図る。
- (5) 要員の確保

5 電話（通信）施設

電気通信事業者は、地震災害時に電話通信設備の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の電話通信の混乱を防止するため、次の対策に努める。

- (1) 非常用電源の整備等による電話通信施設、設備の耐震化
- (2) 地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保
- (3) 災害対策機器の配備
 - ア 小型ポータブル衛星通信システム
 - イ 可搬型無線システム
 - ウ 移動電源車
 - エ 可搬型整流器
 - オ 可搬型発動発電機
 - カ 応急ケーブル、特殊車両、防災用機材等
- (4) 通信輻輳対策の推進
- (5) 重要通信の確保
 - ア 災害時優先電話の確保
 - イ 通信のそ通が困難となった時、状況に応じ一般加入者等の使用を適宜制限する措置をとる。
 - ウ 災害用伝言ダイヤル「171」の開設

☆西日本電信電話株式会社の災害用伝言ダイヤル・171のしくみ

災害用伝言ダイヤル 171 いざと言うときには家族の安否・避難先を録音してください。	災害用伝言ダイヤルセンター → (全国2箇所 東京・大阪に分散) ←	災害用伝言ダイヤル 171 大災害等で電話が混んでいる時でも安否伝言を聞くことができます。
【伝言を録音する方法】 ①171にダイヤルする。 ▽(ガイダンスが流れる) ②録音の場合 1をプッシュ ▽(ガイダンスが流れる) ③自宅や被災者の電話番号を市外局番からダイヤル		【伝言を再生する方法】 ①171にダイヤルする。 ▽(ガイダンスが流れる) ②再生の場合 2をプッシュ ▽(ガイダンスが流れる) ③自宅や被災者の電話番号を市外局番からダイヤル

- ・伝言蓄積数には限りがある。(1つの電話番号に1~20伝言) ※提供時にお知らせします。
- ・録音時間は1伝言30秒以内
- ・伝言は提供終了まで預けることができる。
- ・海外からは使用できない。
- ・西日本電信電話株式会社からの通話料は無料。

エ 災害用伝言板 (Web171) の開設

☆災害用伝言板のしくみ

被災地域の居住者が「災害用伝言板サイト (<https://www.web171.jp>)」にアクセスして電話番号をキーとして伝言(テキスト)情報を登録する。

登録された伝言は電話番号をキーとして全国(海外含む)から閲覧、追加伝言の登録を可能とする。

(6) 要員の確保

6 電線類

道路管理者は、電線類の無電柱化を推進する。

7 ライフラインの代替機能の確保

市は、ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、代替機能（ライフラインからの自立機能）の確保に努める。

- (1) 飲料水の貯留が可能な耐震性貯水槽の設置
- (2) 避難所その他公共施設への自家発電装置の設置
- (3) 避難所へのプロパンガス及びその設備の備え付け
- (4) 仮設トイレ、バキュームカーの配備（業者との協定）
- (5) 各種通信メディアの活用…アマチュア無線、タクシー無線、インターネット
- (6) 新エネルギーシステムの導入

第21節 文教対策

第1項 学校対策

危機管理室	子育て支援課
認定こども園	各幼稚園
教育総務課	各小中学校
生涯学習課	

幼稚園、学校等（以下「学校等」という）の土地、建物、その他の工作物及び設備を災害から防護し、教育の確保と幼児、児童、生徒（以下「児童生徒等」という）及び職員の生命、身体の安全を図るため、文教施設の保全管理、防災知識の普及、訓練の実施等適切な予防措置を講ずる。

1 学校等施設の不燃化、耐震構造の促進

学校等の経営者又は管理者は、文教施設の建設に当たっては、適切な構造物による建築に努める。また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する適切な予防措置を講ずる。

2 学校等施設の予防対策

学校等の設置者又は管理者は、文教施設の保全管理に努め、特に次の事項には十分留意して災害の予防に当たる。

(1) 組織の整備

学校等施設の補強、補修等が迅速的確に実施できるよう、職員任務の分担あるいは作業員の配置等、平常時からその組織を整備しておく。

(2) 補修、補強等

平常時から学校等施設の点検、調査を実施し、危険箇所あるいは不備施設の早期発見に努めるとともに、これの補修、補強あるいは整備に当たる。

(3) 資材等の整備

災害時の学校等施設の補修、補強に必要な資材、器具等を整備しておく。

3 防災教養

市（教育総務課）又は学校等の管理者は、学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

(1) 児童生徒等に対する防災知識の普及

児童生徒等の安全と家庭や地域への防災知識の普及を図るため、学校（幼稚園を含む。以下同じ）において防災上必要な安全教育を行う。防災知識の普及は、教育課程に位置づけて実施し、とりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。

(2) 関係職員の専門的知識のかん養及び技術の向上

関係職員に対して防災指導資料を作成配布し、あるいは講習会、研究会等を開催して防災に関する

る知識のかん養及び技術の向上に努める。

4 登下校の安全確保

学校等の管理者は、児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに策定し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図る。

なお、市（教育総務課）は、学校等が保護者との間で、地震災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。

5 避難その他の訓練

学校等の管理者は、児童生徒等及び職員の防災に対する心構えを確認し、災害時に適切な処置がとれるよう防災上必要な計画を樹立するとともに、訓練を実施する。なお、訓練計画の策定及び訓練の実施に当たっての留意点は、「第2章 第3節 防災訓練」による。

第2項 文化財保護、その他の文教関係の対策

危機管理室	教育総務課
生涯学習課	文化スポーツ課
給食センター	図書館

地震災害時には建造物等の倒壊、破損、焼失等により、古くから伝承されてきた貴重な文化遺産が、滅失の危機にさらされることが予想され、被害状況を的確に把握し、保存・管理の徹底を図る。

また、文教施設を災害から防護し、施設の利用者及び職員の生命、身体の安全を図るため、文教施設の保安全管理、防災知識の普及、訓練の実施等適切な予防措置を講ずる。

1 文化財保護対策

(1) 防災思想の普及

指定文化財等の所有者又は管理者は、文化財に対する住民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。

(2) 文化財施設の予防対策

ア 指定文化財等の所有者、管理者

指定文化財等の所有者又は管理者は、施設を災害から保護するため、不燃化建築による保存庫、収蔵庫等の設置を行い、文化財の保存に努める。また、建造物等には消火栓、消火器等を設置し防災に努めるとともに、指定文化財等での火気の使用制限、施設内の巡視等を行い、災害予防に努める。

イ 市（文化スポーツ課）

a 国指定、県指定文化財の所有者ごとに文化財防災台帳を作成し、文化財の保存（保管）状況の把握に努める。

b 所有者及び管理者に対する防災知識の普及を図るために「文化財の防災の手引き」を発行し、その管理・保護対策について指導助言をする。

- c 自動火災報知設備、消火栓、放水銃、貯水槽、避雷設備等の防災・防火設備の設置を促進する。
- d 文化財保護指導員を委嘱し、文化財に関する定期的な点検を実施する。

2 文教施設対策

(1) 文教施設の不燃化構造の促進

公民館その他社会教育施設等の経営者又は管理者は、施設の建設に当たっては、適切な構造物による建築に努める。

(2) 文教施設の予防対策

公民館その他社会教育施設等の文教施設の経営者又は管理者は、施設の保全管理に努め、特に次の事項には十分留意して災害の予防に当たる。

a 組織の整備

施設の補強、補修等（台風時における準備作業等）が迅速的確に実施できるよう、職員任務の分担あるいは作業員の配置等、平常時からその組織を整備しておく。

b 補修、補強等

平常時から施設の点検、調査を実施し、危険箇所あるいは不備施設の早期発見に努めるとともに、これの補修、補強あるいは整備に当たる。

c 資材等の整備

災害時の施設の補修、補強に必要な資材、器具等を整備しておく。

3 防災教養

指定文化財及び公民館その他社会教育施設等の文教施設の所有者及び管理者は、毎年防火管理、防火知識の普及を図るため、施設職員に対して講習会等を開催して、火災予防の徹底を期する。

4 避難その他の訓練

指定文化財及び公民館その他社会教育施設等の文教施設の所有者及び管理者は、防火訓練、避難訓練等を実施するよう努める。

5 応急協力体制

指定文化財及び公民館その他社会教育施設等の文教施設の所有者及び管理者は、災害が発生した場合に備え、関係機関等と連絡を密にし、専門的な立場から助言・指導を受ける。

第22節 行政機関の業務継続体制の整備

各 課 共 通

地震災害時には、庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失等、人的資源や社会基盤等が失われ、行政の業務継続に大きな支障を来すことが考えられる。

こうしたことから、地震災害時の被害を最小限にとどめ、行政にとって災害時に必要な業務の継続、あるいは早期に立ち上げるための業務継続計画の策定に取り組む等、予防対策を進める必要がある。

1 行政における業務継続計画の策定

市は、地震災害時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うとともに、市の機能が壊滅した場合、県職員や他市町村職員等を速やかに受け入れることができる体制の確立を図る。

特に、市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行準備及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

2 行政機関における個人情報等の分散保存

市は、業務継続のために重要な個人情報を含むデータ（戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面）の分散保存の促進を図る。

第23節 企業防災の促進

危機管理室 産業振興課

企業の事業継続及び早期再建は、住民の生活再建や街の復興にも大きな影響を与えるため、地震災害時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期復旧を可能とする予防対策を推進する必要がある、そのために企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan（以下「BCP」という））の策定・運用に取り組む等、予防対策を進める必要がある。

市、商工団体等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時に企業が果たす役割が十分に実施できるよう、BCPの策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

1 企業の取り組み

企業は、地震災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施する等の防災活動の推進に努める。

（1）生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に来たり、施設内に留まったりすることが想定される施設の管理者等については、まず顧客の安全、次に企業の従業員等業務に携わる者の安全を確保する。

（2）二次災害の防止

製造業等においては、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止等、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取り組みが必要である。

（3）事業の継続

被災した場合の事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、BCPを策定し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方針、手段等を取り決めて、継続的に事業継続の取り組みを実施する。

（4）地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、住民、行政、取引先企業等と連携し、地域の一日も早い復旧を目指す。その活動の一環として企業が行う地域貢献は、可能な範囲において、援助金、敷地の提供、物資の提供等が一般的であるが、このほかにも技術者の派遣、ボランティア活動等、企業の特色を活かした活動が望まれる。また、平常時からこれら主体との連携を密にしておくことも望まれる。

2 企業防災の促進のための取り組み

市（危機管理室、産業振興課）、商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、BCPの策定を促進するための情報提供や相談体制の整備等の支援等により企業の防災力向上の推進を図る。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓

練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

市（危機管理室、産業振興課）、商工団体等は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援系アックの策定に努める。

(1) B C Pの策定促進

ア 普及啓発活動

企業防災の重要性やB C Pの必要性について積極的に啓発していく。

イ 情報の提供

企業がB C Pを策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、市は策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表する。

(2) 相談体制の整備

企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援についてあらかじめ整理しておく。

第24節 大規模停電対策

各 課 共 通

大規模かつ長期停電の未然の防止や発生した場合の被害の軽減を図るため、事前の防止対策や代替電源の確保等を行う。

1 連携の強化

市（危機管理室）及び防災関係機関は、平時から会議等を開催し、情報共有を行うなど停電の早期復旧に向けた連携体制の強化を図る。

2 事前防止対策

市（危機管理室）及び電気事業者は、倒木や電柱の倒壊等による道路の通行止めや停電等ライフラインの途絶が長期間にわたることを防止するため、危険木の伐採等の対策を実施する。

3 代替電源の確保

市（危機管理室）及び事業者は、大規模停電に備え、自ら管理する施設等において非常用発電設備等代替電源の確保に努めるとともに、非常用発電設備等の燃料を満量にしておくことや燃料供給体制を構築する。

また、重要施設等の停電時に優先的に電源車や電気自動車等を配備できるよう関係機関や民間事業者とあらかじめ当該施設に関する情報の共有を図る。

第3章 地震災害応急対策

第1節 活動体制

第1項 活動体制

各 課 共 通

市は、市域内に地震災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で市長が必要と認めたときは、災対法の規定により災害対策本部を設置し、災害が発生する恐れが解消し、又は災害応急対策をおおむね完了したと認めたときはこれを廃止する。

また、市長は、災害地に現地災害対策本部を置くことができる。

1 災害対策本部

(1) 市災害対策本部の設置基準

市長は、地震災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、災害応急対策を円滑に行うため、次の基準により災害対策本部を設置する。

また、市長は、災害の危険がなくなったとき、又は災害発生後における措置がおおむね完了したとき、災害対策本部を廃止する。

土 岐 市 災 害 対 策 本 部 設 置 基 準
1 市内で震度5弱以上の地震が発生したとき
2 市内に相当規模の災害が発生したとき、又は発生する恐れのあるときで市長が必要と認めたとき

(2) 本部員会議

地震災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、市本部長（不在のときは副本部長又は代理者）が、その必要を認めたときは本部員会議を開催し、おおむね次の事項を協議する。

- ア 職員の動員（応援を含む）及び配置に関すること。
- イ 現地災害対策本部の設置及び現地指揮者の指名に関すること。
- ウ 災害防除（拡大防止）対策に関すること。
- エ リ災者の救助対策に関すること。
- オ 交通、通信その他総合的に実施を要する対策の調整、推進に関すること。
- カ その他災害対策に関連した必要な事項

(3) 防災関係機関への通報

市（危機管理班）は、災害対策本部を設置、又は廃止したときは、速やかに次に掲げる者のうち必要と認める者に通報する。

- ア 指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体の長又は代表者
- イ 陸上自衛隊第35普通科連隊長（電話 052-791-2191）
- ウ 防災上重要な施設の管理者
- エ 災害時に応援を要請した市町村の長

(4) 開設の場所

災害対策本部は、特別の場合（市庁舎被災時等）を除き本庁3階大会議室に設置する。

なお、本庁舎が被災し、その使用に耐えないときは、土岐市消防本部庁舎3階会議室に設置する。

(5) 現地災害対策本部の設置

現地災害対策本部は、必要に応じ、被災地またはその付近に設置する。

2 動員体制

(1) 動員体制

市域内で地震を観測したとき、又は地震による被害が発生したときの動員基準及びその人員は、国が示した「避難勧告等に関するガイドライン」に基づき次のとおりとする。

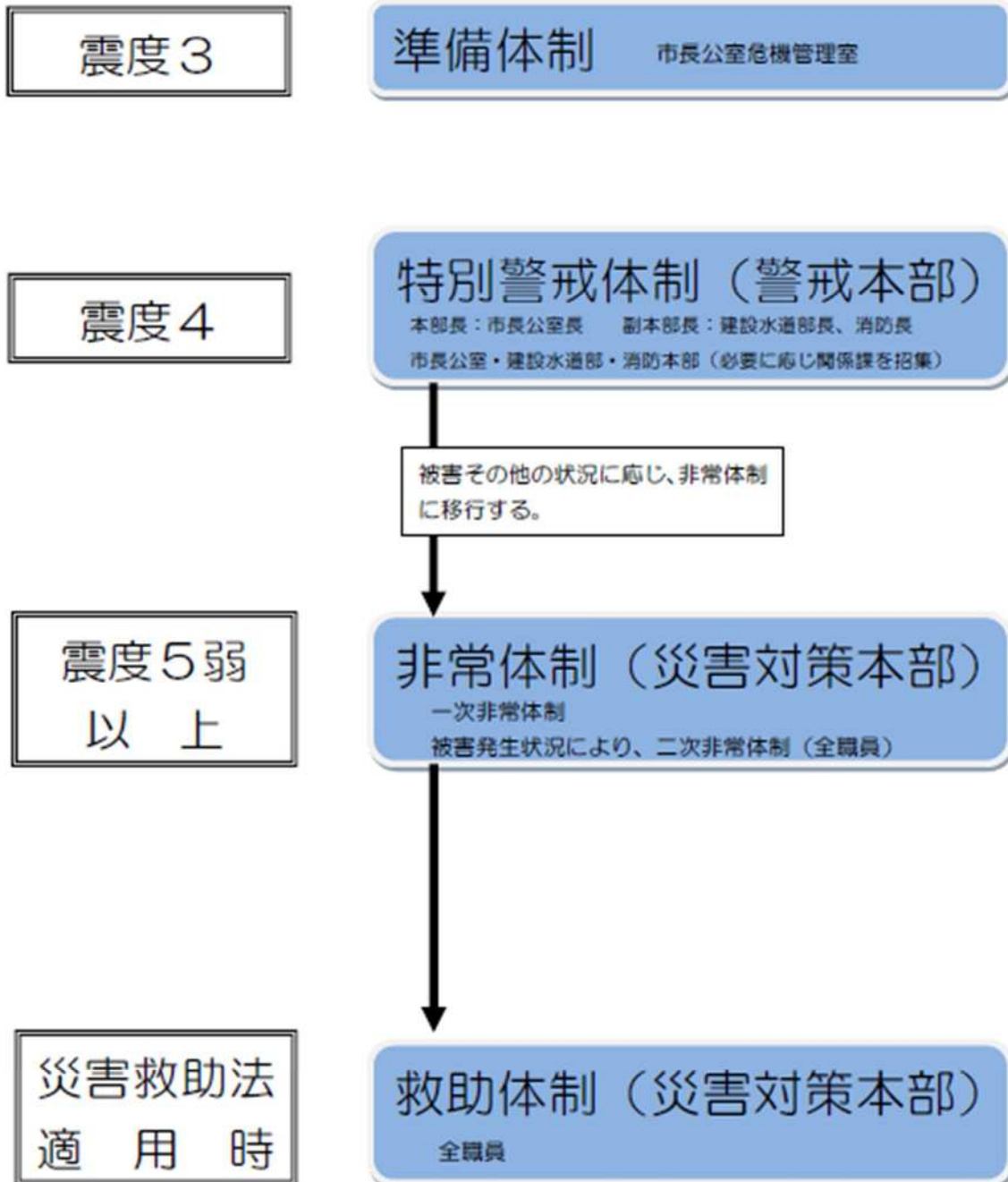
種別	基準	体制をとる部、班	摘用
準備体制	①岐阜地方気象台が土岐市に震度3の地震の発生を発表したとき ②岐阜県震度情報ネットワークシステム（以下「システム」という）で震度3の地震の発生を検知したとき ③岐阜地方気象台の発表にかかわらず、市内で震度3の地震を計測したとき	市長公室	①勤務時間内外を問わず、状況により必要な準備体制をとる。 ②各種情報の収集及び連絡活動を行う。 ③災害警戒本部、災害対策本部は設置されないが、被害発生の恐れがあるときは、必要に応じて本部員会議を開催し、体制について協議する。
特別警戒体制	①岐阜地方気象台が土岐市に震度4の地震を発表したとき ②システムで震度4の発生を検知したとき ③岐阜地方気象台の発表にかかわらず、市内で震度4程度の大地震を感じたとき ④南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき	市長公室 建設水道部 関係各班	①災害警戒本部が設置される。 ②勤務時間内外を問わず、状況により必要な体制をとる。 ③各種情報の収集及び連絡活動を行う。 ④災害対策本部は設置されないが、被害発生の恐れがあるときは、必要に応じて本部員会議を開催し体制について協議する。

非常体制	①岐阜地方気象台が土岐市に震度5弱以上の地震を発表したとき ②システムで震度5弱以上の地震の発生を検知したとき ③岐阜地方気象台の発表にかかわらず、市内で震度5弱以上程度の地震を感じたとき ④南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	すべての部、班 又は関係部、班	災害対策本部が設置される。
救助体制	①災害救助法が適用される災害が発生したとき	全職員	
解散基準		災害が発生する恐れが解消したときかつ災害発生後における応急対策がおおむね終了したとき	

- (注) 1 上記の職員動員基準については、岐阜地方気象台の発表及び岐阜県震度情報ネットワークシステム（北消防署通信室設置）のほか、本庁（無線室設置）の震度計の計測した震度情報による。
- 2 体制の基準によらず、災害の状況により市長（本部長）が必要と認めた場合は、より上位の体制をとる。
- 3 災害対策本部の設置に至るまでの消防部の体制は、別途消防計画で定める。

地震

体制の流れ(地震)



(2) 体制等の伝達

地震災害時における職員への伝達は、次による。

<p>市内に震度3の地震が発生した場合</p>	<p>ア 勤務時間内ー北消防署通信員は、庁内放送により職員に伝達するとともに、本庁危機管理室へ連絡する。</p> <p>イ 勤務時間外ー北消防署通信員は、消防長、北・南署長、消防総務課長、予防課長、警防課長、本庁の危機管理室長（危機管理室職員）へ連絡する。（ただし、ラジオ、テレビ、メール等により承知した場合は、連絡の有無にかかわらず準備体制につく。）</p>
<p>市内に震度4の地震が発生した場合</p>	<p>ア 勤務時間内ー北消防署通信員は、庁内放送により職員に伝達するとともに、本庁危機管理室へ連絡する。</p> <p>危機管理室員 は、本庁各課へ放送により伝達する。</p> <p>本庁外にある班については、庁外の班を主管する班において伝達する。</p> <p>イ 勤務時間外ー北消防署通信員は、消防長、北・南署長、消防総務課長、予防課長、警防課長、本庁の危機管理室長（危機管理室職員）へ連絡する。</p> <p>ウ 本庁危機管理室（課長等） は、体制をとる各部の部長へ連絡し、部長は、職員動員連絡網に基づき関係職員に連絡する。（ただし、ラジオ、テレビ、メール等により承知した場合は、連絡の有無にかかわらず警戒体制につく。）</p> <p>エ 市内に震度4の地震災害が発生した場合は、防災行政無線により、市内一斉通報で住民及び関係機関に伝達する。</p> <p>（勤務時間内：本庁危機管理室）</p> <p>（勤務時間外：北消防署通信係）</p>
<p>市内に震度5弱以上の地震が発生した場合</p>	<p>ア 震度5弱以上の場合は、災害対策本部が設置されるので、各部の部長、並びに本部連絡ユニットの課長等及び本部連絡員は震度5弱以上の地震の発生を確知したときは、動員編成計画に基づき、直ちに個々の勤務地に参集する。</p> <p>イ 防災行政無線により、市内一斉通報で住民及び関係機関に伝達する。</p> <p>（担当：危機管理室）</p>

(3) 職員の配備

- ア 準備体制及び警戒体制の要員は、それぞれの基準に該当する地震が発生した場合、直ちに準備あるいは警戒体制につく。
- イ 準備体制及び警戒体制にかかわる指揮監督は、市長公室長が行う。
- ウ 警戒体制において、市長が災害対策本部の設置を必要と認め災害対策本部を設置したときは、市長公室長は、直ちに各部長に通知する。
- エ 各部長は、災害対策本部が設置されたときは、動員体制に基づく体制をとる。

(4) 動員体制時の事務分掌

動員時の事務分掌は、土岐市災害対策本部条例施行規則第2条によるが、職員の被災により要員の確保が困難なときは、本部長（不在時は、副本部長）は、各部、各班（班長等）に対して、特別な体制の班編成、又は種類の異なる体制を指示する。

又、本部長、副本部長の双方が不在の場合は、参集している本部員が協議し、特別な体制の班編成、又は種類の異なる体制を定め、各部、各班（班長等）に指示する。

3 職員の動員

(1) 職員の心構え

職員は、常に気象状況、及び災害状況に留意し、対策を要する災害の発生（災害の発生が予想される場合を含む）を承知したときは、速やかにそれぞれの配備場所につき、又は待機すること。

(2) 職員の動員計画

各班長は、分担する災害対策その他のため職員を動員する必要がある時は、それぞれ各班において動員し、各班は、あらかじめ動員の系統、順序、連絡の方法について具体的に計画しておく。

なお、各班長はあらかじめ動員の系統、動員の順序等職員の動員計画を危機管理室長に報告しておかなければならない。また、消防部における動員は、消防長が別に定める動員の方法及び消防並びに水防信号サイレン等による。

開庁時における職員の動員は、消防署から危機管理室長を通じて市長公室長及び担当部課長に災害の状況等を急報し、指示を受けて職員動員計画に基づき動員をする。連絡の方法は、参集メール又は電話によるが、電話不通時等にあつては他の方法により連絡をする。

(3) 職員の応援

各班における災害応急対策の実施に当たって職員が不足するときは、所属の本部連絡員を通じて市（危機管理班）に応援を要請する。

市（危機管理班）は、本部会議で決定された応援方針に基づき余裕ある班のうちから適当な班を決定し通知する。なお、市本部内における応援で不足するときは県支部危機管理班（市（教育班）にあつては県支部教育班）に職員の応援又は派遣を要請する。

職員の応援要請に当たっては次の事項を明示して行う。

- ア 作業（事務の内容）
- イ 就労（勤務）の場所
- ウ 職種及び男女の別
- エ 予定期間
- オ 携帯品その他必要事項

4 市職員の証票等

(1) 身分証明書

市職員の身分証明書は、「（土岐市）職員証」をもって兼ね、災対法第83条第2項（強制命令の執行に伴う立入り検査時の身分証票）による身分を示す証票も本証をもって兼ねる。

(2) 腕章

災害応急対策の実施又はその事務に当たるものは、腕章を着用する。

※参考資料編「市職員の腕章・標旗」参照

(3) 標旗

災害応急対策に使用する自動車には、標旗を付する。

※参考資料編「市職員の腕章・標旗」参照

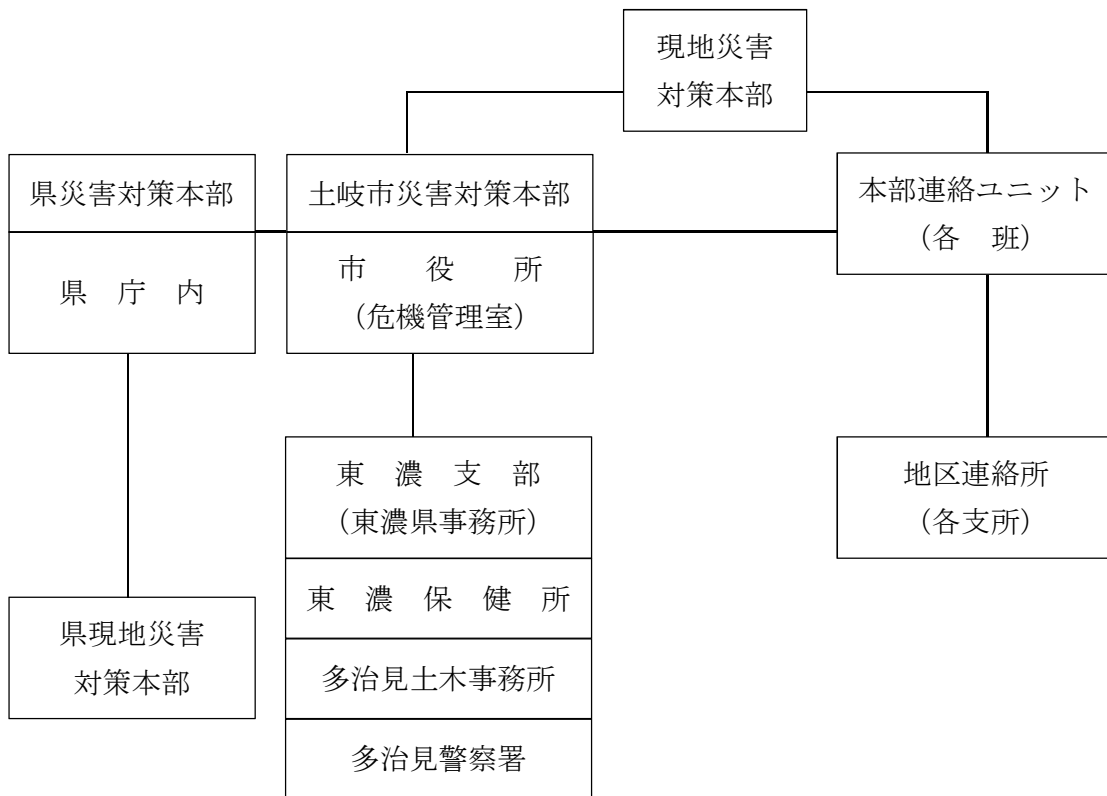
第2項 災害対策本部の組織

各課共通

市本部は、土岐市災害対策本部条例及び土岐市災害対策本部条例施行規則の規定に基づき次の組織による。

なお、市本部の開設及び配置並びに職員の動員等その運用は、「第3章 第1節 活動体制」による。

1 市本部の系統



- (注)
- 1 県現地災害対策本部は、災害の規模、程度等状況により県本部長が設置する。
 - 2 市本部設置時において、地震災害により市庁舎が被害を受け、本庁に本部設置をすることが不可能な時は、消防本部庁舎に市本部を設置する。
 - 3 現地災害対策本部は、市本部長が災害の規模、程度により必要があると認めたとときに設置される。
現地災害対策本部に、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する。

2 編成



3 分担任務等

(1) 本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長及び各部の部長をもって組織し、災害対策本部にかかる災害応急対策の基本的な事項を協議するとともに、災害対策の総合的な調整とその実施の推進に当たる。

(2) 各部、各班の分担任務

「風水害等対策計画編 第3章 第1節 活動体制」における各部、各班の分担業務による。

(3) 本部連絡ユニットの組織及び任務

本部連絡ユニットは、本部員会議の庶務その他各部、各班の連絡等に関する事項の処理に当たる。各部内の連絡を図るため各班に部内連絡員をおく。

組織	本部連絡ユニット長	危機管理室長
	本部連絡員	下記の所属職員のうち、主幹・課長補佐・係長級の職員から各所属1名 (政策推進課、総務課、生活環境課、福祉課、まちづくり推進課、土木課、上下水道課、会計課、議会事務局、教育総務課、消防総務課)
任務	本部連絡ユニットは、次の事項を処理する。 a 本部員会議の庶務 b 本部長の命令指示事項等の伝達 c 気象警報等の関係機関への伝達 d 被害状況等災害情報の本部への報告及び本部情報の伝達 e 2部以上にわたって実施を要する対策の連絡調整 f 分担の明確でない軽易な事項の担当部班の決定	

(注) 部内連絡員は、各班において定め、関係する本部連絡員に通知しておく。

なお、各部、各班内の連絡計画は、あらかじめ各部、各班ごとに定めておく。

(4) 地区連絡所の任務

地区連絡所は、支所におき、所管地域住民その他関係機関と市本部との連絡に当たる。

地区連絡所長は、支所長をもって充て、支所に勤務する職員は、地区連絡班員となる。

(5) 特別警戒体制（警戒本部）

設置基準	市内において震度4の地震が発生したとき	
組織	警戒本部長	市長公室長
	警戒副本部長	消防長、建設水道部長
	構成員	市長公室、建設水道部、消防本部の代表者 ただし、警戒本部長が必要と判断した場合は、追加することができる。
任務	a 災害情報の収集・伝達に関すること。 b 職員の配備状況の把握に関すること。 c 災害対策本部の設置に関すること。	

(6) 現地災害対策本部

市本部長は、災害の規模、程度により必要があると認めたとき、現地災害対策本部を開設する。

現地災害対策本部は、現地の適当な施設を利用して開設し、現地で直接的な対策にあたる。現地災

害対策本部長、現地災害対策本部員及びその他の職員は、災害対策本部長が指名するものを充てる。

(7) 県現地災害対策本部への連絡員の派遣

県本部が関係被災地に現地災害対策本部を開設したときは、市職員のうちから若干の連絡員を派遣する。なお、派遣する連絡員は、総務部長（不在時は、市長）が指名する。

4 協力組織

市本部で実施する応急対策に協力奉仕を受けるため、市本部の協力組織として自主防災組織等を置く。自主防災組織等の構成等は、「第2章 第4節 自主防災組織等の育成と強化」による。

第2節 災害対策要員の確保

人 事 課	危 機 管 理 室
保 健 セ ン タ ー	建 設 総 務 課
都 市 計 画 課	土 木 課
上 下 水 道 課	

地震災害時において、緊急に必要となる膨大な応急対策業務を迅速かつ確実に処理するため、災害対策要員を確保する。

1 市職員の動員

市職員の動員については、「第3章 第1節 活動体制」による。

2 国又は県等に対する要請

国又は県等に対する職員の派遣要請については、「第3章 第5節 災害応援要請」による。

3 労働者の雇い上げ

(1) 実施者

災害応急対策の実施に当たって、特殊な作業のため技術者あるいは特別な職種労力を必要とするときは、おおむね次の各班において雇い上げ又はあっせんをする。

職 種	担 当 班
医 療 関 係 者	保 健 班
土 木 工 事 関 係 者	建 設 水 道 部 各 班
水 道 工 事 関 係 者	〃
下 水 道 工 事 関 係 者	〃

(2) 給与の支払い

賃金等の給与額は、その時における雇い上げの慣行料金以内によることを原則とする。ただし、法令その他により別の基準があるものはこの限りでない。

(3) 労務者従事記録

労務者を雇い上げたときは、次の記録を作成し、整備保管しておく。

ア 労務者出役表（様式1号）

イ 賃金台帳（様式2号）

4 災対法第71条に基づく従事命令等

災害応急対策実施のための要員が一般の動員、災害対策作業員の雇い上げ等の方法によってもなおかつ不足し、他に供給の方法がないとき若しくは緊急の必要があると認めるときは、従事命令又は協力命令を執行する。

(1) 従事命令等の種類と執行者

従事命令等は、次表に掲げるところにより執行する。

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防職員又は消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者、水防団長、消防機関の長
災害救助作業	従事命令	災害救助法第24条	県知事
	協力命令	災害救助法第25条	県知事
災害応急対策作業 (除災害救助)	従事命令	災対法第71条	県知事 市長(委任を受けた場合のみ)
	協力命令	災対法第71条	県知事 市長(委任を受けた場合のみ)
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	災対法第65条第1項	市町村長
		災対法第65条第2項、第3項	警察官、自衛官
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官
		自衛隊法第94条第1項	自衛官

(2) 従事命令等の対象者

従事命令等の種別による従事等対象者は、次表に掲げる範囲とする。

命令区分	従事対象者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	区域内に居住する者又は水防の現場にある者
災害救助その他の作業 (災害救助法及び災対法による知事の従事命令)	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師又は看護師 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官又はとび職 5 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 6 鉄道事業者及びその従業者 7 軌道経営者及びその従業者 8 自動車運送事業者及びその従業者 9 船舶運送事業者及びその従業者 10 港湾運送事業者及びその従業者
災害救助その他の作業 (協力命令)	救助を要する者及びその近隣の者
災害応急対策全般 (災対法による市長、警察官、自衛官の従事命令)	市内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害緊急対策全般 (警察官職務執行法による警察官)	その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者

(3) 従事命令の執行

警察官、自衛官が従事命令を発した場合は、次の機関に通知等をする。

- ア 災対法第65条第2項に基づいて執行したときは、市長に通知するとともに所轄警察署長に報告する。

イ 災対法第65条第3項に基づいて執行したときは、市長に通知するとともに部隊の指揮官に報告する。

ウ 警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条に基づいて執行したときは、警察署長に報告し、順序を経て公安委員会に報告する。

エ 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第94条第1項に基づいて執行したときは、部隊の指揮官に報告し、順序を経て当該自衛官の属する災害派遣命令者に報告する。

（注）警察官、自衛官が執行する従事命令は、災対法を適用する程度の災害時にあっては、災対法による執行が警察官職務執行法及び自衛隊法に優先する。

（4）公用令書の交付

従事命令等を発するとき及び発した命令を変更し又は取消すときは、「公用令書」を交付する。なお、県知事（県知事が市長に委任をした場合は市長を含む）が発する以外の従事命令については、公用令書の交付は必要ない。

上記公用令書を発したときは、従事者から公用令書の受領書を受け取る。

ア 災害救助法による従事命令（様式3号）

イ 災害救助法による従事命令の取消命令（様式4号）

ウ 災対法による従事、協力命令（様式5号）

エ 災対法による従事、協力命令の変更命令（様式6号）

オ 災対法による従事、協力命令の取消命令（様式7号）

（5）実費弁償

従事命令等により災害応急対策に従事した者で、公用令書にかかり実費を要したときは、実費弁償請求書（様式8号）により実費分を弁償する。

（6）損害補償

従事命令等により災害応急対策に従事した者でそのことにより負傷し、疾病にかかり又は死亡した者の遺族等に対しては、土岐市消防団員等公務災害補償条例による。

（7）従事台帳の作成等

ア 従事命令又は協力命令を発したときは、「強制従事者台帳」（様式9号）を作成整備する。

イ 従事できない場合の届出

公用令書の交付を受けた者がやむを得ない事故により作業に従事することができない場合には、必要な書類を添付して県知事に届け出る。

5 惨事ストレス対策

（1）救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

（2）消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第3節 ボランティア活動

危機管理室 福祉課

地震災害が発生した場合、ボランティア・NPO等の活動への期待が大きくなるが、被災地において、ボランティア・NPO等の活動が無秩序に行われると現場が混乱する。そのため、ボランティア・NPO等に対するニーズを把握するとともに、その活動拠点の提供、感染症対策の徹底等環境整備を図り、ボランティア・NPO等の活動が円滑に行われるように努める。

1 市本部の活動

(1) 災害直後の情報提供

市（福祉班）は、ボランティア活動が円滑に行われるよう県本部、報道機関の協力を得て、最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

(2) 被災地におけるボランティア支援体制の確立

市（福祉班）は、市社会福祉協議会、その他関係機関と連携し、ボランティア支援体制を確立する。

(3) ボランティアを行っている者への配慮

市（福祉班）は、ボランティアの活動状況を把握するとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

(4) ボランティアからの情報・ニーズの収集

市（福祉班）は、ボランティアからの情報・ニーズ等を把握し、ボランティア活動に対する適切な支援に努める。

(5) ボランティア活動拠点の確保

市（福祉班）は、活動拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の確認を行う。

(6) 災害ボランティアセンターの設置

市（福祉班）は、市社会福祉協議会と協力して災害ボランティアセンターを設置し、市社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部土岐市地区、NPO、ボランティア関係団体等の各種ボランティアによる救護活動の連絡調整を行う。

(7) 経費の負担

県から事務の委任を受けた市は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

2 日本赤十字社岐阜県支部土岐市地区の活動

日本赤十字社岐阜県支部土岐市地区は、被害の状況に応じて、災害対策本部を設置するとともに、赤十字奉仕団等のボランティアによる救護活動の連絡調整を行う。

また、必要に応じて報道機関の協力を得て、日赤救援事業を支援するためのボランティアの参加を呼び掛ける。

3 市社会福祉協議会の活動

- (1) 市と協力して災害ボランティアセンターを設置し、次の業務を行う。
- ア 災害救援計画の策定及び実施
 - イ 活動に必要な情報の発信
 - ウ 災害ボランティアの受入及びコーディネート
 - エ 災害ボランティアの受付・登録
 - オ ボランティア登録者への活動要請
 - カ 災害ボランティアの救援活動への支援
- (2) 市社会福祉協議会は、被害が甚大で災害救援活動の必要があるときは、県社会福祉協議会に対し災害救援のための組織体制について支援を要請する。

4 専門分野のボランティア関係機関の活動

救出、消火、医療、看護、介護等の専門知識・技術を要するボランティアについては当該ボランティア活動に関する団体等が、災害ボランティアセンター等関係機関と連携を密にし、受入・派遣に係る調整等を行う。

- (1) 被災者の人命救助や負傷者の手当て
これらの活動は、専門的技術や重い責任が要求され、医師、看護師等の活動が中心となる。
- (2) 被災建物の危険度調査
被災した建物が、その後の余震に耐えられるかどうかを判定する業務であり、建築士等で専門的な技術を取得した人が中心となる。
- (3) 被災者の生活支援
これが一般的なボランティアであり、その内容としてはつぎのようなものがある。
- ア 避難所援助
食料・飲料水の提供、炊出し、救援物資の仕分け、洗濯・入浴・理美容サービス、高齢者・身体障がい者等援助（手話通訳、外出援助）、話相手、子どもの世話、学習援助、メンタルケア、避難所入所者の名簿作成、生活情報の提供、（パソコン通信、ミニコミ紙の作成・配付）
 - イ 在宅援助
高齢者・身体障がい者等の安否確認の協力と援助（手話通訳、外出介助）食料・飲料水・生活物品の提供、生活情報の提供（パソコン通信、ミニコミ紙の作成・配付）、メンタルケア、家屋後片付け、洗濯・入浴・理美容サービス等
 - ウ その他
被災者のニーズ把握・援助、被災者の健康状態のチェック、家屋修繕ホームステイ・里親、営業マップの作成・配付、引っ越しの手伝い等

第4節 自衛隊災害派遣要請

危機管理室

地震災害に際し、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合に、県知事は、自衛隊に対し、自衛隊法（昭和25年法律第165号）の規定により部隊の災害派遣を要請する。

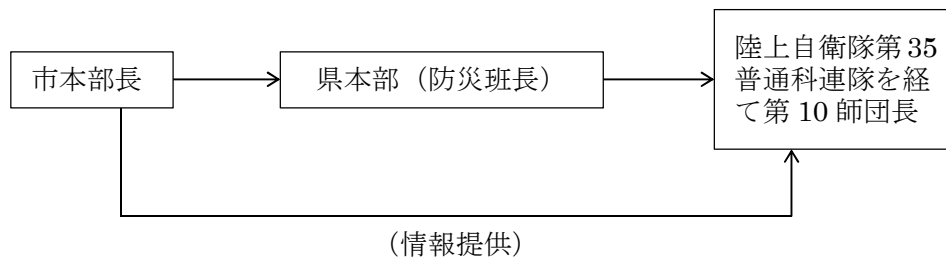
1 自衛隊に対する派遣要請

(1) 市本部長は、地震災害が発生し、人命及び財産の保護について、その必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊法第83条第1項の規定により部隊等の災害派遣の要請を依頼する。

なお、この場合次の系統により要請の依頼を「災害派遣要請依頼書」（様式1号）をもって行う。

ただし、急を要するときは、口頭（電話及び防災行政無線を含む）で行い、事後速やかに文書を提出する。要請を行った場合、市本部長は、必要に応じて、その旨及び市の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。

(2) 市本部長は、県知事に派遣要請を求めることができない場合には、その旨及び市の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができる。ただし、事後速やかに通知した旨を県知事に通知する。



(3) 要請の窓口

参考資料編の「自衛隊に対する派遣要請の窓口」による。

(4) 自衛隊の自主派遣

自衛隊は、災害に際し、その事態に照らし特に急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自衛隊法に基づき、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

2 災害派遣部隊の活動範囲

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の捜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 給食及び給水

- (10) 物資の無償貸付又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去
- (12) 入浴支援
- (13) その他

3 派遣部隊の受入体制

市（危機管理班）は、自衛隊の作業が防災関係機関と協力して効率的に実施できるように、特に次の事項に留意のうえ、その受入体制に万全を期する。

(1) 派遣部隊との連絡窓口及び責任者の決定

派遣部隊との連絡を緊密にするため連絡場所を設け、責任者を定め常に自衛隊と連絡窓口を統一し、作業の実施についても現地指揮官と協議して行うよう努める。また、必要に応じ地図、略図等を準備し、作業地区ごとに連絡員を定め、災害情報の伝達、資料の調達等が円滑に行えるよう努める。

(2) 作業計画及び資機材の準備

派遣部隊の行う作業の作業計画をたて、必要な資機材を準備し、作業に関連ある管理者等にも連絡しておく。

(3) 宿泊施設（野営施設）の準備

派遣部隊を宿泊させる施設（小中学校等公共建物が適当）又は野営施設を準備し、合わせて駐車場等を確保すること。また、派遣部隊と関係所在自衛隊との情報連絡を確保するため、必要に応じ臨時電話を架設すること。

(4) 住民の協力

(5) 派遣部隊の誘導

(6) 活動状況の報告

自衛隊の活動状況等について随時知事に報告する。

4 経費の負担区分

(1) 原則として派遣を受けた市が負担するものとし、次の基準とする。

ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地建物等の使用料及び借上料

イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む）及び入浴料

ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備品以外の資材、機材等の調達、借上げ、運搬及びその修理費

エ 県、市町村が管理する有料道路の通行料

(2) 負担区分について疑義が生じた場合、あるいはその他必要経費が生じた場合は、県が調整してその都度協議して決定する。

5 派遣部隊撤収時の手続

市（危機管理班）は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに県知事に対し、「自衛隊の撤収要請依頼書」（様式2号）を提出する。

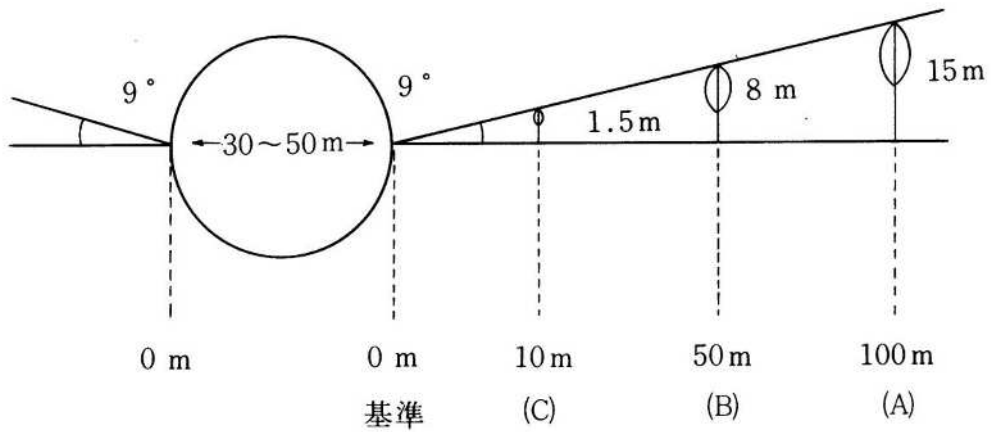
6 自衛隊ヘリコプターの派遣要請等に関する留意事項

(1) 発着場選定基準

ア 地面は、堅固で傾斜6度以内であること。

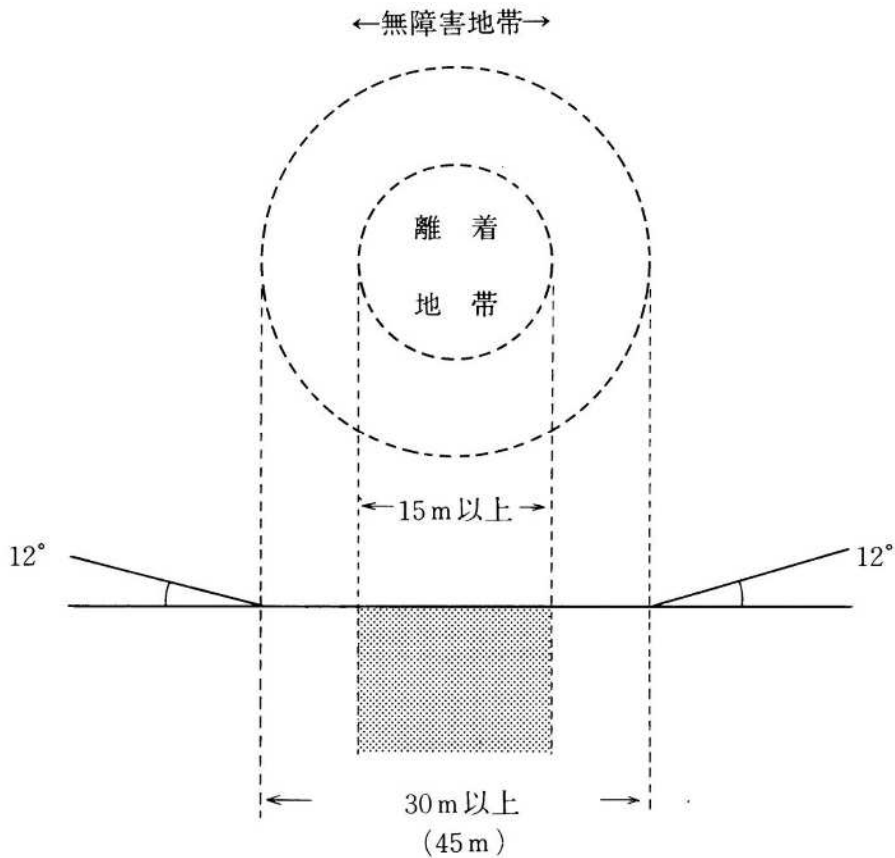
イ 四囲にあまり障害物がないこと。少なくとも2方向に障害物がないことが望ましい。ただし、東西南北100m×100mの面積があれば下図のごとく障害物があっても離着陸は可能である。

発着場

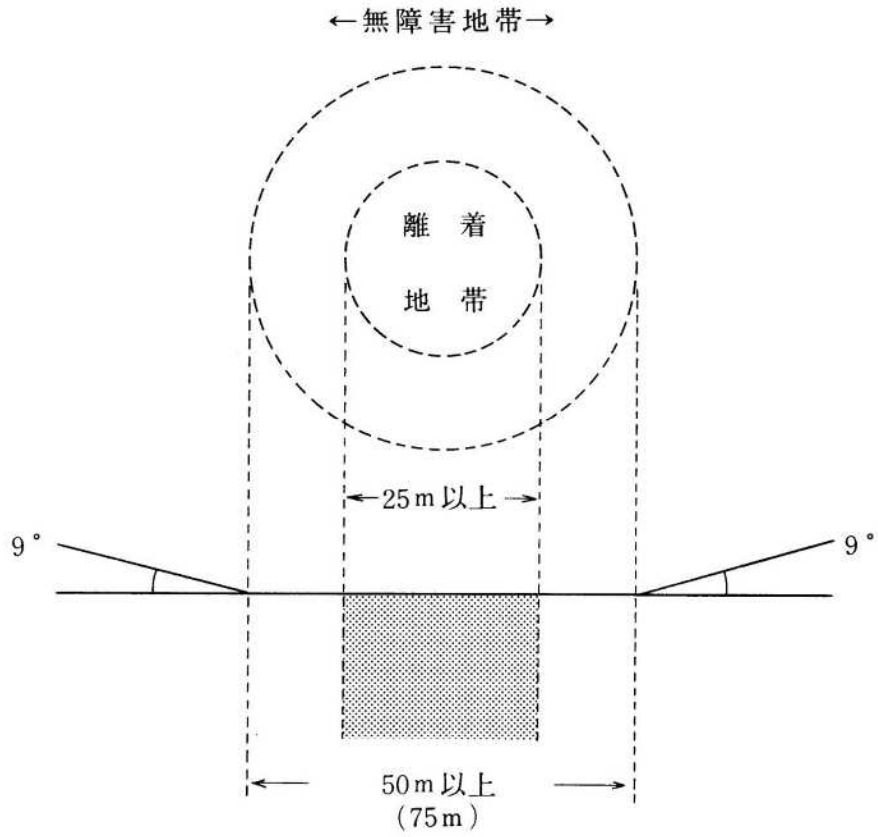


ウ 発着場の基準

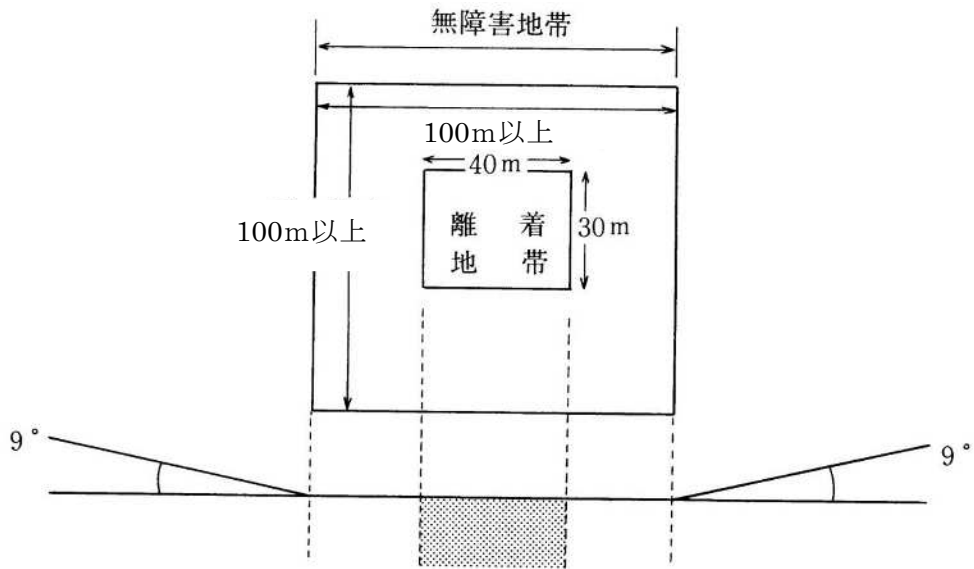
a 小型機（OH-6）の場合（括弧内は夜間）



b 中型機 (HU-1) の場合 (括弧内は夜間)

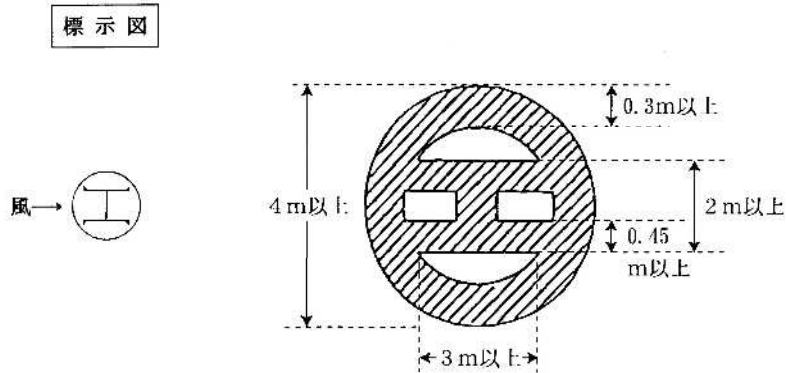


c 大型機 (CH-47) の場合



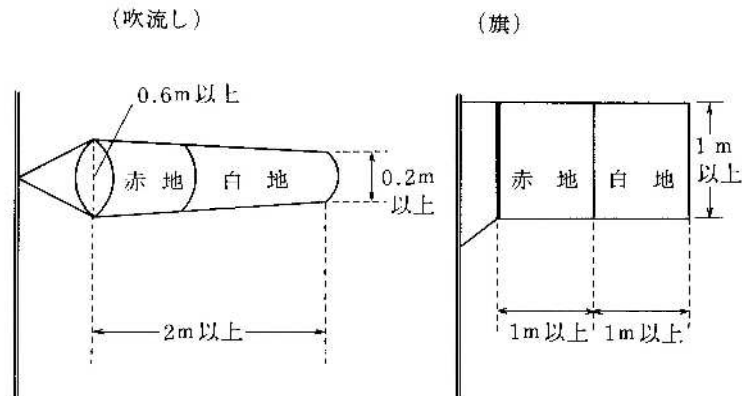
(2) 離着陸場の表示

ア 風向に対して、石灰等でⓂを書くこと。



(注) 斜線内は白色、積雪時は赤色とする。

イ ヘリポートの近くには、上空から風向、風速等の判定が確認できるように吹流し又は旗をたてるとともにできれば発煙筒（積雪時は赤色又は着色したもの）を併用すること。



ウ ヘリコプターによる物資等を輸送する場合は、搭載量を超過させないため計量器を準備すること。

(3) 離着陸場における安全

ア 離着陸場は、平面にし、必要に応じて撒水し、積雪時は踏み固めること。

イ 離着陸場の半径25m以内には、人が入らないこと。

ウ 市は、ヘリポート適地周辺において、通信、電力線の架設、塔の設置等を行う場合は、前記選定基準に抵触しないよう留意すること。

第5節 災害応援要請

危機管理室 警 防 課

地震災害時においては、その被害が大きくなることが予想され、単一の防災関係機関のみでは、応急対策活動に支障を来すため、各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。応援の派遣及び受け入れにあたっては、感染症対策に留意するとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

1 相互応援協定

市は、相互応援協定に基づき、他市町村に応援を要請する。また、応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救急等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。

(1) 県外の市との広域応援協定

次の協定に基づき、当該市に応援を求める。

ア 静岡県焼津市－平成9年4月7日協定の締結（平成24年12月10日改正）

※参考資料編「災害時の応援に関する協定書」参照

(2) 県内の市町との相互応援協定

消防組織法第39条の規定による次の相互応援協定に基づき、当該市町等に応援を求める。

ア 相互応援協定

a 岐阜県広域消防相互応援協定

※参考資料編「岐阜県広域消防相互応援協定」参照

b 岐阜県内の高速道路等における消防相互応援協定

c 消防相互応援協定（多治見市、瑞浪市、恵那市、中津川市、可茂消防事務組合）

d 岐阜県水道災害相互応援協定

※参考資料編「岐阜県水道災害相互応援協定」参照

e 大規模土砂災害時における相互連携対応に関する協定

※参考資料編「大規模土砂災害時における相互連携対応に関する協定」参照

イ 派遣区域

災害が発生した応援協定締結の市（町）長（消防長）から消防業務応援の要請があったときは、消防隊又は救急隊を派遣する。

ウ 指揮

応援のため派遣された消防隊、救急隊の指揮は、原則として応援を受けた市町村の消防長、消防署長（団長）が行う。

エ 経費

消防相互応援協定書に定めるところによる。

2 職員の派遣要請

(1) 県に対する応援要請

市本部長は、市域において地震災害が発生した場合、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。（災対法第68条）

その際、次の事項を明らかにし、とりあえず無線又は電話をもって行い、後に文書を送付する。

- ア 災害の状況
- イ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ウ 応援を必要とする職員の職種別人員等
- エ 応援を必要とする場所及び期間
- オ その他職員の応援について必要な事項

(2) 他の市町村に対する応援要請

市本部長は、災害応急対策を実施するため必要がある時は、他の市町村長等に応援を求め災害対策の万全を期する。（災対法第67条）

その際、次の事項を明らかにし、とりあえず無線又は電話をもって行い、後に文書を送付する。

- ア 災害の状況
- イ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ウ 応援を必要とする職員の職種別人員等
- エ 応援を必要とする場所及び期間
- オ その他職員の応援について必要な事項

(3) 指定地方行政機関等に対する応援要請

市本部長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関等の職員の派遣を要請（災対法第29条）、若しくは県知事に対して、指定地方行政機関等の職員の派遣についてあつ旋を求めることができる。（災対法第30条）

ア 市本部長が直接派遣を要請する場合は、次の事項を記載した文書により行う。（災対法施行令（昭和37年政令第288号）第15条）

- a 派遣を要請する理由
- b 派遣を要請する職員の職種別人員数
- c 派遣を必要とする期間
- d 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- e その他職員の派遣について必要な事項

イ 市本部長が、知事に対し職員の派遣についてあつ旋を求める場合は、次の事項を記載した文書により行う。（災対法施行令第16条）

- a 派遣のあつ旋を求める理由
- b 派遣のあつ旋を求める職員の職種別人員
- c 派遣を必要とする期間
- d 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- e その他職員の派遣のあつ旋について必要な事項

(4) 経費の負担

国から県又は市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他県、他市町村から

県又は市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は災対法等所定の方法による。

(5) 応援の受入体制の整備

市は応援を求めた場合、必要に応じてその応援の受入体制を整備する。

(6) 応援職員の派遣及び受入に際しての感染症対策

市は、応援職員を他団体へ派遣する場合又は他団体から受け入れる場合には、応援職員に対し、派遣期間中の感染症対策及び派遣期間前後における体調確認の実施を徹底させる。

3 ヘリコプターの派遣要請

(1) 県防災ヘリコプターの応援要請

※参考資料編「岐阜県防災ヘリコプター応援協定」参照

ア 要請方法

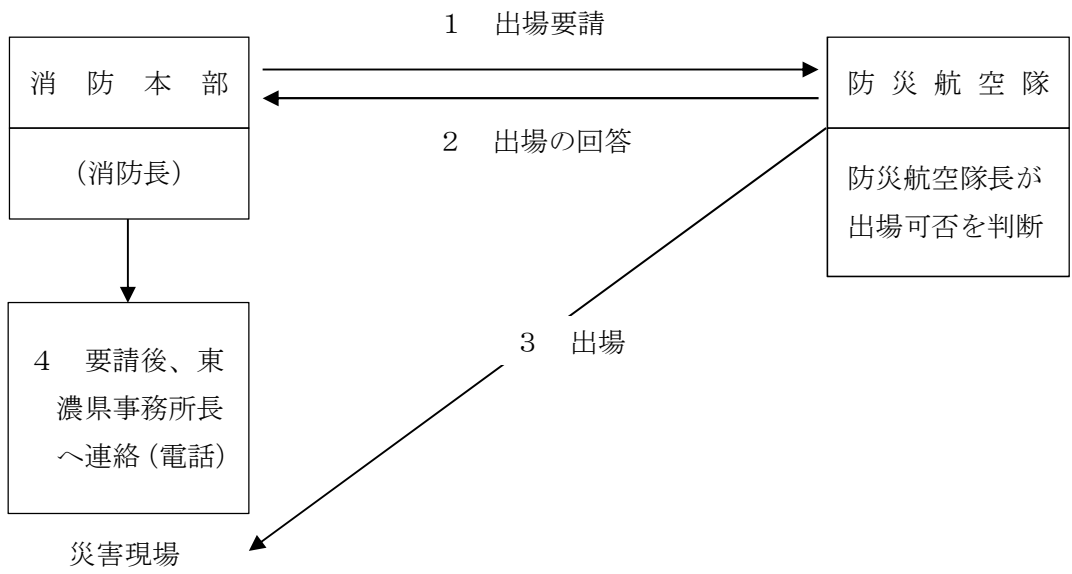
市（警防班）は、防災ヘリコプターの応援要請をする場合は、岐阜県防災ヘリコプター応援協定に基づき、県に対して次の事項を明らかにして行う。

- a 災害の種類
- b 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- c 災害発生現場の気象状態
- d 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- e 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
- f その他必要事項

イ 要請の種別

- a 救急活動
- b 救助活動
- c 火災防ぎょ活動
- d 災害応急対策活動
- e 災害予防対策活動

防災ヘリコプターの応援要請に関わる手続き



(2) 消防ヘリコプターの応援要請

ア 要請方法

要請は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」（昭和61年5月30日消防救第61号）に定める方法による。

イ 要請の種別

- a 調査出場
- b 火災出場
- c 救助出場
- d 救急出場
- e 救護出場

ウ 飛行場外離着陸場の指定

- a 土岐市妻木町1513の1 西陵中学校
- b 土岐市泉町定林寺958の11 総合活動センター芝生広場
- c 土岐市肥田浅野双葉町1の25 浅野緑地

エ ヘリコプター補給燃料請達先

住所 愛知県西春日井郡豊山町豊場 名古屋空港内

名称 マイナミ空港サービス名古屋事業所 TEL (0568) 28-1012

オ 要請ヘリコプターとの連絡方法

消防本部、消防用無線機に実装してある、統制波1～3で連絡を行う。

カ 経費

「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に定めるところによる。

第6節 交通応急対策

第1項 道路交通対策

危機管理室	管財課
産業振興課	建設総務課
土木課	

地震災害により道路、橋梁等の交通施設（以下本節において「道路施設」という）に被害が発生し、若しくは発生する恐れがあり、交通の安全と道路施設保全上必要があると認められるとき又は災害時における交通確保のため必要があると認められるときの通行禁止及び制限（以下「規制」という）、並びにこれに関連した応急の対策を行う。

1 輸送道路の確保

(1) 道路に関する被害状況の把握

道路管理者は、地震災害発生後、緊急輸送道路を優先し、速やかに道路パトロールを行い、道路及び交通の状況を把握する。

県、市、県警察は、道路情報ネットワーク、ヘリコプター、交通監視カメラ等を活用し、県内のみならず隣接県内の道路に関する情報も的確に把握し、救援・災害復旧体制の早期確立を図る。

また、現地調査に当たっては自転車やバイク等の多様な移動手段の活用を図る。

(2) 情報の提供

道路管理者等は、災害発生箇所、内容、通行規制状況、う回路等の情報について、道路情報板、道路情報ネットワーク等により迅速かつ的確に道路利用者、防災関係機関等に情報提供を行う。

(3) 警備業者との連携

道路管理者等は、緊急輸送の確保のために行う交通規制に伴い、交通誘導の専門的知識を有する警備業者を活用する。

2 発見者等の通報

地震災害時に、道路施設の被害その他により通行が危険であり、又は極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに警察官又は市に通報する。市が通報を受けたときは、その路線管理機関又はその地域を所管する警察関係機関に速やかに通報する。

3 交通規制の実施

(1) 規制の種別

ア 道路法（昭和27年法律第180号 第46条）に基づく規制

道路管理者は、道路施設の破損、欠壊等によりその保全又は交通の危険を防止するため必要があると認められる場合、道路の通行を禁止し、又は制限する。

イ 道路交通法（昭和35年法律第105号 第4条～第6条）に基づく規制

警察は、災害時において道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要

があると認められる場合、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限する。

ウ 災対法（第76条）に基づく規制

公安委員会は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

また、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

(2) 緊急交通路の確保

ア 交通規制の実施

市域内の道路敷地にかかる規制は、次の区分によって行うが、実施者による規制が遅れ、時期を失することも予想されるので、市本部は国土交通省多治見砂防国道事務所、県等と緊密な連絡をとり適切な規制がなされるように配慮する。

実 施 者	規 制 範 囲
国土交通省(多治見砂防国道事務所)	国道 19 号及び 21 号
県 支 部 土 木 班	国道 363 号及び県道
市 (建 設 総 務 課)	市道
中 日 本 高 速 道 路 (株)	中央自動車道 東海環状自動車道
公 安 委 員 会	隣県に影響を及ぼす規制、規制区区域が 2 警察署以上にわたるもの又は期間が 1 ヶ月を越えるもの
多 治 見 警 察 署	自署の管轄区域内であり、かつ、適用期間の短い(1 ヶ月以内) 規制
警 察 官	緊急を要する一時的な規制
自 衛 官	緊急を要する一時的な規制(警察官がその場にいる場合)

イ 運転者等に対する措置命令

警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行う。

ウ 放置車両の撤去等

警察は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

エ 自衛官、消防職員の行う措置命令・強制措置

警察官がいない場合、自衛官又は消防吏員は、上記イ又はウ同様の措置命令、強制措置を行うことができる。なお、措置命令をし、又は強制措置をとったときは直ちに、管轄の警察署長に通知する。

オ 障害物の除去

警察は、緊急交通路の障害物の除去について、道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。

(3) 交通規制の周知徹底

道路管理者は、交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

(4) 迂回路の確保

警察が交通規制を行ったときは、適当な迂回路を設定し、必要な地点に図示する等によって一般交通にできる限り支障のないよう努める。

4 緊急通行車両の確認

災対法第76条に基づく規制に伴う緊急通行車両の確認等については、以下のとおりとする。

(1) 通行可能な車両

ア 道路交通法第39条第1項及び同法施行令第13条に定める緊急自動車

イ 災対法施行令第33条により災対法第76条の緊急車両であると知事又は公安委員会が確認した車両

(2) 緊急通行車両の届出

緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、別に定める「緊急通行車両等確認申請書」を、県又は県公安委員会に提出する。

(3) 緊急通行車両の標章及び証明書の交付

緊急通行車両であると認定したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」(様式1号)を標章(様式2号)とともに申請者に交付する。

(4) 事前届出制度

県公安委員会は、災害応急対策が円滑に行われるよう、事前に災害応急対策に従事する関係機関の届出により、緊急通行車両として使用する車両について事前届出済証を交付するものとし、災害時において、事前届出済証を携行している車両の使用者に対して、「緊急通行車両確認証明書」及び標章を交付する。

5 道路啓開等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合においては、道路管理者は、自ら車両の移動を行う。

県知事は、道路管理者である市に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。

様式1号（緊急通行車両確認証明書）

第 号 平成 年 月 日 緊急通行車両確認証明書 岐阜県知事 氏 名		第 号 平成 年 月 日 緊急通行車両確認証明書 岐阜県公安委員会 印	
送付先に表示されている番号 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		送付先に表示されている番号 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）	
送付先 氏名	住所 () 局 番	送付先 氏名	住所 () 局 番
通行日時 通行経路 備考		通行日時 通行経路 備考	

(注) 用紙は、日本工業規格 A5とする。

様式2号（標章）



備考 1 色彩は、記号を青色、緑及び「緊急」の文字を赤色、登録(車両)番号1、有効期限1、年、月及び日1の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 2 記号の部分1、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する積層を施すものとする。
 3 図の長さの単位は、センチメートルとする。

5 報告等

交通規制を行ったときは、関係機関へ報告又は通知をする。報告通知等に当たっては、次の事項を明示して行う。

- (1) 禁止、制限の種類と対象
- (2) 規制する区間又は区域
- (3) 規制する期間
- (4) 規制する理由
- (5) 迂回路の道路、幅員、橋梁等の状況等

第2項 輸送の確保

危機管理室	管財課
産業振興課	生活環境課
都市計画課	土木課

地震災害発生に伴い家屋の倒壊、火災等が広範囲で起こり、多くの被害、被災者が生じることが予想されるため、市は、被災者及び災害応急対策要員の移送あるいは災害応急対策用物資、資材の輸送等のための手段を確保する。

1 輸送手段の確保

市（管財班）は、地域の現況に即した車両等の調達を行う。なお、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達のあっせんを依頼する。

(1) 自動車等確保の要請

市本部各班は、災害輸送のため、車両、船艇等借上を要するときは、本部連絡員を通じ市（管財班）に車両等確保の要請をする。要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- ア 輸送区間又は借上期間
- イ 輸送量又は車両（舟艇）の台数等
- ウ 車両等集合の場所及びその日時
- エ その他の条件

（注）各班の所属車両をその目的業務に使用する場合は、要請は行わない。

(2) 輸送の調整等

車両確保等の要請を受けた市（管財班）は、輸送の緊急度、輸送条件、市本部保有車両の活動状況を総合的に把握し、輸送の優先順位その他について調整を行う。

(3) 自動車等の借り上げ

- ア 自動車輸送
 - a 市本部所属の車両
 - b 農協等の所有車両
 - c 輸送業者の車両
 - d その他の自動車

（注）車両の借上げに当たっては、当該車両の運転手付で借上げる。

イ 船艇の確保

船艇の借上げは、直接市（管財班）が行う。

ウ 東海旅客鉄道株式会社による輸送

道路の被害によって自動車による輸送が不可能なとき、あるいは避難者の移送等で、東海旅客鉄道株式会社によることが適当なときは、東海旅客鉄道株式会社と協議し東海旅客鉄道株式会社輸送による。

エ 空中輸送

陸上交通途絶時等で、空中輸送することが必要なときは、県に空中輸送を要請する。

オ 人力輸送

車両等による輸送が不可能なとき等にあつては、市職員（消防団員を含む）、自主防災組織の構成員及び雇上げ人夫等の直接人力によって輸送するが、輸送要員の動員等は、それぞれの計画の定めるところによる。

2 ヘリコプター離着陸場等の確保

市（危機管理班）は、ヘリコプターが安全に離着陸できる場所（避難所、避難ひろばを除く）を県へ報告するとともに、離着陸する場合には安全の確保を図る。なお、ヘリコプターの離発着可能な場所は別表のとおりである。

3 緊急物資の広域物資輸送拠点等の運用

市は、被災地内の道路の交通混乱を避けるため、被災地内の避難所等へのアクセス、道路の被害状況、並びに予想される輸送物資の種類及び量等を勘案し、被災地周辺の公的施設のうちから物資の広域物資輸送拠点等を確保し、被災地内の道路交通の混乱が解消されるまでの間設置する。

なお、陸路による緊急輸送が不能であると判断された場合には、ヘリコプターによる空輸を行うため、ヘリコプター緊急離着陸場を有する公的施設に物資を搬送し、ここを広域物資輸送拠点等とする。

(1) 取り扱い物資

- ア 救援要請を受けて、他地域から配送される救援物資（食料、飲料水及び生活用品等）
- イ 食料、生活必需品等の応急生活物資
- ウ 義援物資集積所から市に配送される義援物資
- エ 医薬品

(2) 物資輸送拠点における業務

- ア 緊急物資、救援物資の物資輸送及び分類
- イ 避難所等の物資需要情報の集約
- ウ 配送先別の仕分け
- エ 小型車両への積み替え、発送

(注) 1 大型車両による輸送は原則として物資輸送拠点までとする。

2 (2) のウ、エについては、ボランティアを積極的に活用する。

(3) 避難所等への輸送

避難所等までの輸送は、原則として市が実施する。

4 災害輸送の実施にあつての留意点

(1) 災害輸送に当たっては、市（管財班）は輸送責任者を定め、車両等に同乗させ、あるいは同行させる等適切な輸送に努め、その引継ぎに当たっては、物資等の授受を明らかにしなければならない。

(2) 輸送の記録

災害輸送を行ったとき輸送責任者は、次の記録を作成し整備保管しておく。なお、災害救助法が適用されたときは、同法による対策の実施に要した輸送を判然と区分整理しておく。

ア 車両使用書

車両を使用した者（輸送責任者）は、車両使用書（様式1号）を作成し市（管財班）に提出する。

イ 輸送記録簿

市（管財班）は、輸送記録簿（様式2号）を備え付け、車両の使用状況を記録し、整備保管する。

ウ 救助実施記録日計票

市（管財班）は、救助実施記録日計票（様式3）及び輸送明細書（様式4）を作成し、整備保管する。

エ 自動車等の燃料及び修繕料等

自動車燃料、消耗品、修繕料その他は、救助の種目別物資受払状況簿（様式5）を備え付け、その出納状況を明らかにしておく。

第7節 通信の確保

秘 書 広 報 課 危 機 管 理 室
管 財 課 消 防 署

被害状況その他の情報の報告等災害時における連絡を行い、迅速・適正な災害応急対策活動を講ずるため、災害発生後直ちに通信手段の確保を図る。

1 通信の確保

(1) 情報通信手段の機能確保

- ア 市（危機管理班）及び防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障を生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。
- イ 市（危機管理班）、西日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ及びKDD I株式会社等は、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。

(2) 通信の統制

通信施設の管理者は、地震災害時において、加入電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、必要に応じ、適切な通信統制を実施し、その通信が円滑、迅速に行われるよう努める。

(3) 各種通信施設の利用

ア 各種通信メディアの活用

市（危機管理班）及び防災関係機関は、アマチュア無線、タクシー無線、インターネット、コミュニティ放送局等各種通信メディアを有効に活用し、緊急情報通信を行う。

イ 非常通信の利用

市（危機管理班）及び防災関係機関は、加入電話及び県防災行政無線等が使用不能になったときは、東海地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する通信施設を利用する。

ウ 通信施設所有者等の相互協力

通信施設の所有者又は管理者は、災害応急対策を円滑迅速に実施するため、相互の連携を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力を行う。

エ 放送機関への放送要請

加入電話及び県防災行政無線が使用不能になったときは、災対法の規定に基づく放送協定により放送機関に対し、連絡のための放送を要請する。

オ 防災関係機関の利用可能な通信施設の状況は、参考資料編の「機関別利用可能通信施設」のとおりである。

2 有線通信施設による通信

災害時における有線電話による通信は、次の方法による。

(1) 一般加入電話による通信

災害時においても、通常の使用方法により一般加入電話を利用するが、市外通話が困難になった場合は、「災害時優先電話」の利用により通話を行う。災害時の救援、復旧や公共の秩序を維持す

るために必要な重要通信を確保できるよう、あらかじめ「災害時優先電話」に指定されている電話は、災害時においても優先的に通話を利用することができる。

災害時優先電話

居住者等の相互連絡、市、学校及び防災関係機関等への問い合わせ等の増大により、一般加入電話の通話が麻痺状態となったときにおいても、市の特定の番号の一般加入電話は、西日本電信電話株式会社岐阜支店の災害時優先電話の選定により、一般の通話が規制された場合においても優先的に通話ができる措置がされている。

(2) 警察電話による通信

一般加入電話（非常電話を含む）が使用困難な場合であって、緊急を要するときは、警察機関の協力を得て警察用電話により通信の伝達を依頼する。

(3) 鉄道電話による通信

上記（2）と同様、緊急を要するときは、鉄道機関の協力を得て鉄道専用電話により通信の伝達を依頼する。

(4) 中部電力パワーグリッド電話による通信

上記（2）、（3）同様、緊急を要するときに中部電力パワーグリッドの有線電話又は無線電話による通信を必要とするときは、中部電力パワーグリッド(株)多治見支社の協力を得て通信の伝達を依頼する。

(5) その他有線電話による通信

上記の他有線専用電話が敷設されている地域にあつては、当該施設機関の協力を得て、通信の伝達を依頼する。

3 無線通信施設による通信

地震災害時における無線通信施設による通信は、次の方法による。

(1) 市防災行政無線による通信

市防災行政無線の運用については、次のとおり運用する。

ア 通信の種類

- a 緊急通信…災害の発生若しくは発生の恐れのある場合その他緊急を要する事態が生じたときに、固定系親局から行う通報をいう。
- b 普通通信…平常時に固定系親局から行う通報をいう。
- c 緊急通話…災害の発生若しくは発生の恐れのある場合その他緊急を要する事態が生じたときに、基地局と陸上移動局及び陸上移動局相互で行う通話をいう。
- d 普通通話…平常時に基地局と陸上移動局及び陸上移動局相互間で行う通話をいう。

イ 一斉通報

- a 同一内容の通報を、二以上の相手方へ送信する場合は、原則として一斉通報により行う。
- b 一斉通報の送信は、防災に関する緊急度の高いものから順次行い、その優先順序はおおむね次による。
 - ① 人命の救助に関する通報
 - ② 気象の予・警報に関する通報
 - ③ その他防災に関する通報
 - ④ 一般行政に関する通報

ウ 通信の統制

- a 災害が発生し、通信を統制又は制限する場合は、市（危機管理班）が行う。
- b 通信の統制又は制限をする時は、統制又は制限の内容、開始時刻、解除予定時刻、その他必要な事項を危機管理班長に通知する。また、統制又は制限の必要がなくなったときも同様

エ 職員の配置

市長公室長は、災害その他緊急の用務のための通信を行う必要が生じ、又は生ずることが予想される時は、執務時間外にも通信取扱担当者を配置し当該通信の円滑な運用を図る。

(2) 岐阜県防災行政無線による通信

県は、地震災害時において、回線不足等により通信に支障を来す場合は、緊急及び災害に関する通信を優先させるため、「岐阜県防災行政無線通信取扱規程」に定めるところにより通信の統制を行う。

(3) 消防無線による通信

被災現地と市本部との通信等で、消防無線による通信が必要なときは移動局（消防部車両）を派遣し消防部を経由して、市本部との通信を行う。

(4) 警察無線による通信

岐阜県防災行政無線による通信が使用困難な場合であって、緊急を要するときは、警察機関の協力を得て、警察無線により通信の伝達を依頼する。

(5) 西日本電信電話株式会社の災害対策用無線電話による通信

一般加入電話の途絶により孤立化した市町村の通信を確保するため、小型ポータブル衛星通信システム、可搬型無線システム等を活用する。この場合、孤立地域からは、相手の一般加入電話番号をダイヤルする。

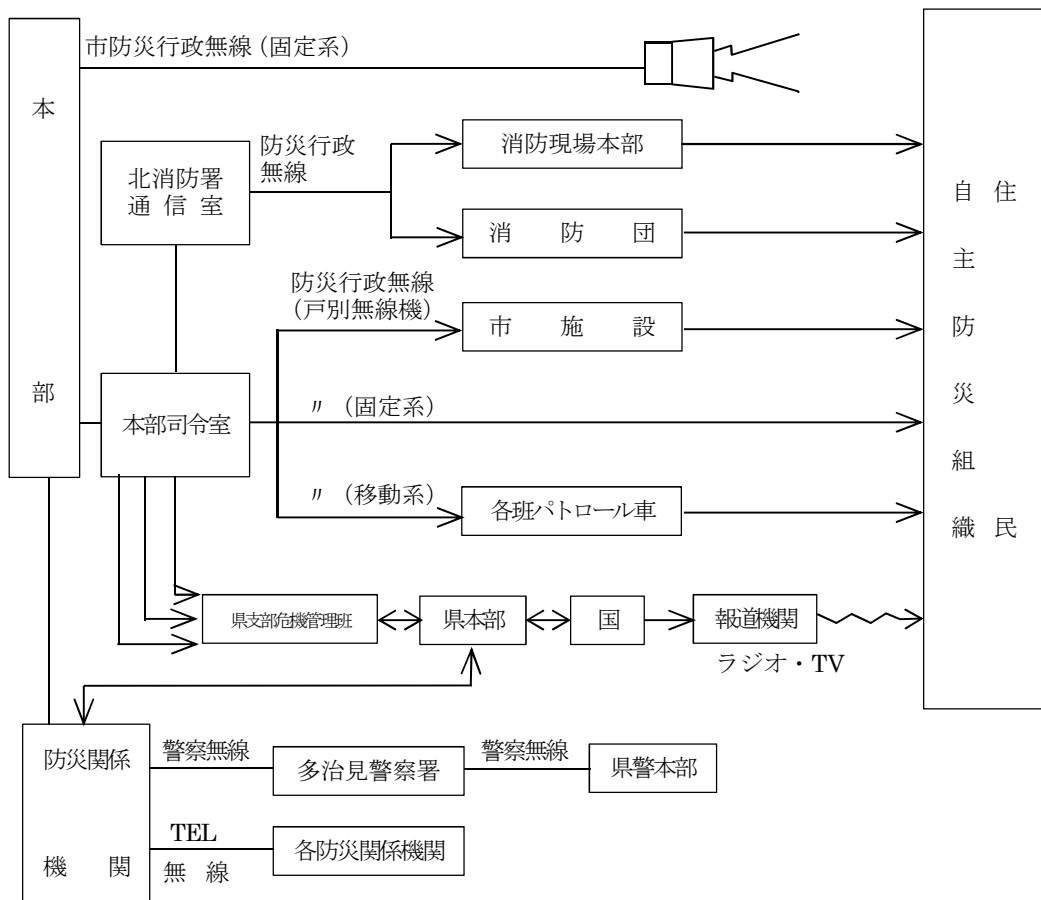
(6) 防災相互通信用無線による通信

市（危機管理班）及び防災関係機関は、災害対策等について、他の防災関係機関と相互に連絡を取り合う必要のある場合は、防災相互通信用無線電話により通信を行う。

(7) 非常通信による通信

市（危機管理班）及び防災関係機関は、一般加入電話及び自局の無線電話による通信が不可能な場合であって、緊急を要するときは、東海地方非常通信協議会構成員の協力を得て、非常通信の伝達を依頼する。

無線による情報の収集・伝達基本ルート



4 その他の通信

(1) インターネット等による通信

(2) 急使による通報

1～3及び4(1)までの方法等により通信できないときは、急使によって連絡する。

(3) 信号による方法

消防、水防、あるいは避難に関する指示等の信号は、それぞれの計画で定めるサイレン半鐘等の信号による。

(4) 同報無線による方法

住民全体又は多数の者に周知させる事項があるときは、市防災行政無線(固定系)による。

(5) 広報車による方法

多数の者に周知させる事項があるときは、市広報車・警察パトカーによって広報する。

(6) 文書による通報

通信に当たっては、通報の発受内容を記録し、発信した事項のうち特に定めるものは、さらに文書により通報する。

通信の発受記録及び文書による連絡は、「第3章 第9節 地震災害情報の収集・伝達」及びそれぞれの応急対策の計画に定めるところによる。

5 通信の統制等

(1) 通信の統制

災害のため平常な方法で通信の確保ができず、他機関の通信施設を利用し、あるいは急使を派遣するような場合にあっては、市（危機管理班）は、優先順位その他について調整を行う。調整に当たっては次の点について留意する。

ア 優先順位

市（危機管理班）は、多数の通信を必要とするに施設が不足し、通信の確保ができないときは、災害防除、災害救助に係る通信を優先させ、特に他機関の専用施設を利用する場合にあっては、できる限り災害の防除と救助の通信に限定する。

イ 報告等の統制

普通電話途絶時の被害報告あるいは現地連絡所に対する指示連絡等に当たっては、各部門別の通信を避け、できる限り本部連絡ユニットにおいてまとめて一括して行う。

特に急使（伝令）派遣時等にあっては、市（危機管理班）は、市本部各班のほか警察機関等にも連絡し、一括通報する。

(2) 専用施設利用の要請

ア 他機関の専用施設を利用して通信を行うときは、緊急必要な事項に限定し、できる限り簡略に要点を明示して当該施設機関に要請する。

イ 要請に当たっては、様式1号の非常通信用紙により、又は同様式に準じた書類による。

なお、無線による通信を要請する場合にあっては、電文の長さは原則として200字以内としなければならない。

ウ 通信の要請は、通信を行おうとする班が、市（危機管理班）に協議し、その結果に基づきその班又は市（危機管理班）がまとめて要請する。

(3) 通信の記録

電話、口頭等で通信を行った者は、その状況を様式2号災害情報用紙に記録し、保管する。

6 機関別利用可能通信施設

参考資料編の「機関別利用可能通信施設」による。

第8節 地震情報の受理伝達

危機管理室 建設総務課
警防課 消防署

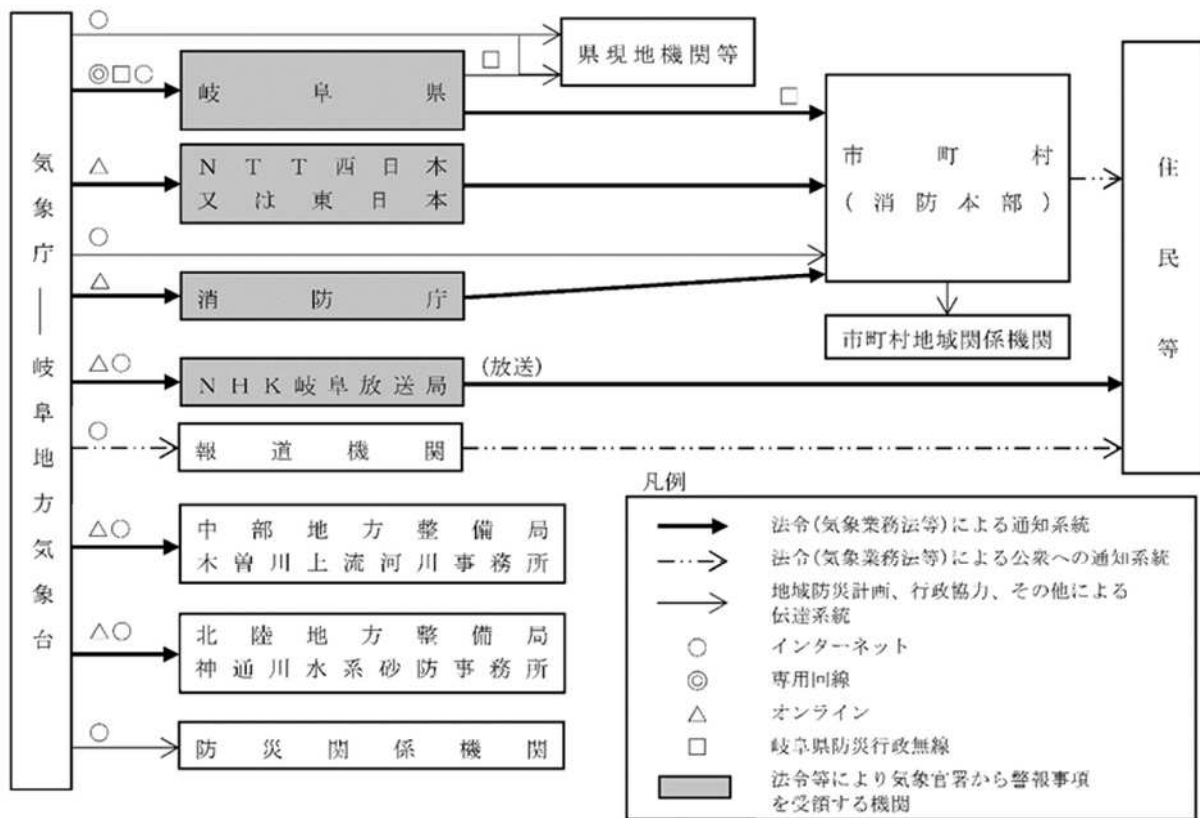
災害応急対策活動に役立てるため、地震情報を迅速かつ的確に収集、伝達する。

1 地震情報の発表

気象庁（岐阜地方气象台）は、県内に設置した観測点で震度1以上を観測した場合又は必要と認める場合は、「震度速報」、「震源に関する情報」、「震源・震度に関する情報」、「各地の震度に関する情報」、「地震回数に関する情報」等を発表・伝達する。

2 地震情報等の伝達体制

(1) 地震情報等は、次の系統図に示す経路に準じて、迅速的確に伝達する。



※通信途絶時の代替経路

障害等により、通常の通信経路が途絶した法定伝達機関については、電話 FAX 等により伝達する。

代替経路も途絶した場合は、状況により可能な範囲で、加入電話、無線設備機関、その他関係機関の相互協力により伝達するよう努める。

(2) 市（危機管理班）は、地震情報及び震度情報を受理したときは、直ちに住民等に伝達するとともに、避難の指示等の措置を行う。

3 緊急地震速報の発表、伝達

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会へ通知するほか、関係機関への提供に努める。

日本放送協会は、気象庁からの通知を受けて、緊急地震速報の放送を行う。

市（危機管理班）は、受信した緊急地震速報を市防災行政無線等により住民等へ提供する。

第9節 地震災害情報の収集・伝達

各課共通

災害応急対策活動を迅速かつ的確に行うためには、防災関係機関との連絡や情報収集、さらには報道機関や市町村等を通じた正確な情報提供が不可欠であり、迅速に被害情報及び災害応急対策等の情報の調査・報告（即報）及び収集、伝達体制を確立する。

ただし、災害が発生してから一定期間経過後等に行う詳細な調査については、それぞれ応急対策に関連する計画の定めるところによる。

1 地震被害情報の調査、収集体制

「風水害等対策計画編 第3章 第9節 災害情報等の収集・伝達」によるが、地震災害時、特に次の点に留意する。

- (1) 災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関に来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。
- (2) 被害が広範にわたる場合は、自衛隊に対し航空偵察を要請する。
- (3) 参集途上にある職員に、途中の被害状況や商店等のオープン状況等の情報収集を行わせる。
- (4) 自主防災組織や自治会等地域住民から情報を収集する。
- (5) 被害が甚大な場合にあっては、調査班を編成し現地に派遣する。
- (6) 甚大な被害を受けた職員を自宅待機させ、自宅周辺の情報収集に当たらせる。

2 情報の収集・連絡手段

(1) 情報の収集

市（危機管理班）は、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、県警察、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備を図る。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。

市（危機管理班）及び防災関係機関は、所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報又は被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。

市は、災害時の迅速な把握のため、安否不明者等についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

また、市（危機管理班）は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報提供等の協力を求める。

(2) 情報の整理

市は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かす。また、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図る。

(3) 情報の連絡手段

市（危機管理班）及び防災関係機関は、県被害情報集約システム、電話、ファックス、防災行政無線、携帯電話等の通信手段の中から、状況に応じ最も有効な手段を用いて、情報を連絡するが、県被害情報集約システム設置機関にあつては、原則、県被害情報集約システムにより報告する。

3 被害状況等の調査・報告

(1) 被害状況等の報告方法

市（危機管理班）は、地域内に地震災害が発生した場合は、災対法及び災害報告取扱要領及び即報要領に基づき、県にその状況等を報告するとともに、応急対策終了後 15 日以内に文書により県に確定報告を行う。

通信の途絶等により県に連絡できない場合は、直接消防庁に報告し、連絡が取れ次第県にも報告する。

災害情報及び被害状況報告は、災害対策上極めて重要なものであり、あらかじめ報告の責任者を定めておき、数字等の調整について責任を持つ。

なお、被害の調査が、被害甚大でその市においては不可能なとき、あるいは調査に技術を要するためその市単独ではできないときは、関係機関（県事務所等）に応援を求めて行う。

(2) 一定規模以上の災害

市（危機管理班）は、即報要領「第3 直接即報基準」に該当する火災、災害等を覚知したときは、第一報を県に加え、直接消防庁に対しても、原則として 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告を行う。この場合において、消防庁から要請があつた場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。

また、消防機関への 119 番通報が殺到した場合については、市（危機管理班）は、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県に報告するとともに直接消防庁へも報告する。

(3) 被害状況等の調査及び報告

市（危機管理班）は、被害状況等の調査及び報告は、災害の種別その他の災害条件によって一定できないが、おおむね次表の区分によって調査・報告をする。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域内で行方不明となつた者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者等の住民登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡する。

種別区分	調査・報告事項	報告時限
災害概況即報	災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、発生状況、被害状況、防護応急活動状況等を即時に報告する。	発生の都度即時 (様式1号)
被害状況即報	災害により被害が発生したとき、直ちにその概況を調査し、報告する。	発生後毎日定時 (様式2号)
中間・調査報告	概況調査後被害が増大し、あるいは減少したとき、及び概況調査で省略した事項を調査し、報告する。	被害の状況がおおむね確定した時 (様式2号)
確定	災害が終了し、その被害が確定したときに	応急対策を終了した後 20 日以内

(詳 細) 調 査 ・ 報 告	全調査事項を詳細に調査し、報告する。	(様 式 2 号)
----------------------	--------------------	-------------

(4) 調査報告を要する災害の規模

本計画に基づく調査、報告は、おおむね次の各号の基準のいずれかに該当したときに被害のあった事項について行う。

- ア 県が準備体制、警戒体制をとったとき。
- イ 県又は市が災害対策本部を設置したとき。
- ウ 市地域内において自然災害により住家の被害が発生したとき。
- エ 災害の発生が県下広域に及び県地域に相当の被害が発生したと認められるとき。
- オ 災害復旧費が、国庫補助又は県費補助等の対象となる災害が発生したとき。
- カ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるとき。

4 被害状況等の調査及び報告の優先順位

被害状況等の調査・報告の順序、時期は、災害の種別、規模等によって一定できないが、市においては、人的被害（行方不明者の数を含む）と直接つながる被害の調査・報告を他の被害に優先して行う。

5 部門別の調査

「風水害等対策計画編 第3章 第9節 災害情報等の収集・伝達」における調査方法による。

6 応急対策活動情報の連絡

市（危機管理班）は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

7 情報の共有化

県及び市（危機管理班）は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うこと等により、情報共有を図るよう努める。

被害状況受付

被害状況受付・被害状況調査報告書

様式1

管理番号※ (N)		受信者 (E)	
受付日時※ (A・B)	年 月 日 午前・午後 時 分	部局(C)	
通報者 (D)	氏名 (電話)		
発生場所 (H)	住所	目標物	
	氏名	(電話)	
通内 報容 (F)	----- -----		
被害区分 (G)	人的被害	負傷(軽傷・重傷)・要救助・死亡・行方不明・その他	
	住家被害	全壊・半壊・一部損壊・床上浸水・床下浸水・その他	
	非住家被害	全壊・半壊・一部損壊・床上浸水・床下浸水・その他	
	道路被害	道路損壊・法面崩壊・倒木・側溝詰り・側溝蓋スレ・道路冠水・土砂等流出・落石・その他	
	橋梁・水路被害	崩落・流失・損傷・流水阻害物・溢水・氾濫・その他	
	河川・ため池など水害	護岸崩壊・流水阻害物・土砂等流入・越水・氾濫・閉塞・その他	
	農地被害	耕土流出・埋没・冠水・法面崩壊・土砂等流入・その他	
	農業用施設被害	全壊・一部損壊・流失・土砂流入・その他	
	山地災害	がけ崩れ・地すべり・土石流・その他	
	上水道被害	断水・水質異常・湧き水・水道管破損・配水施設損壊・その他	
下水道被害	マンホール溢水・異臭・下水道管破損・処理施設損壊・その他		
その他被害	ライフライン・公園・その他		
対応・処理 (I・J)	【現地調査の有・無】		対応者氏名
	連絡機関	時分	相手指名 対応内容
	消防	:	-----
	国・県	:	-----
	業者	:	-----
他課	:	-----	

緊急度 高・中・低			
対応完了時分 時 分 被害住家【世帯数 ・ 世帯人員】(K・L)			

- 1 住家等の被害調査【後日】、税金の減免(税務課)
- 2 り災証明の発行、災害見舞金の支給(福祉課)
- 3 消毒用液体石鹼、消石灰の配布【居宅のみ】(保健センター)

第10節 災害広報

秘 書 広 報 課	危 機 管 理 室
各 支 所	生 活 環 境 課
消 防 署	警 防 課

住民の安全の確保、民心の安定及び迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、被災者へのきめ細やかな情報の提供に心掛けるとともに、デマ等の発生防止対策を講じ、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮して、被災者等への広報を行う。

1 災害広報の実施

市本部及び防災機関は、地震発生後すみやかに広報部門を設置し、お互いに連携して、被災地住民をはじめとする住民に対して、適切かつ迅速な広報活動を行う。

市本部における被害状況その他災害情報の収集取りまとめ及びその広報は、市（秘書広報班）が担当する。

(1) 地震災害に関する情報を地域住民に広報する。

(2) 広報の方法

市（危機管理室）は、情報伝達に当たって、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることにかんがみ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、Lアラート（災害情報共有システム）、掲示板、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運業者の協力を得るなどあらゆる伝達手段の複合的な活用するほか、自主防災組織を通じる等、伝達手段の多重化・多様化に配慮し、迅速かつ的確な広報に努める。また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるよう努める。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。

また、文字放送、外国語放送等の手段を活用し、要配慮者に配慮した情報伝達に努めるとともに、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した広報を行う。

※参考資料編「防災への取り組みに関する協定」、「災害に係る情報発信等に関する協定」参照

(3) 広報の内容

被災者のニーズに応じたきめ細かな情報を提供する。その際、情報の混乱を避けるため、関係機関と十分に連絡を保つ。

ア 地震災害の状況に関すること

イ 避難に関すること

- ・市本部が発令した避難情報、避難所の内容
- ・居住者がとるべき行動

ウ 応急対策活動の状況に関すること

- ・交通規制及び道路情報等に関すること
- ・水道、電気、ガスの供給状況及び復旧予定
- ・鉄道、路線バスの運行状況及び復旧予定
- ・電話の使用制限及び復旧予定
- ・金融機関の非常金融措置及び業務運営予定
- ・救護所の開設状況、その他の医療情報

エ その他住民生活に関すること（二次災害防止情報を含む）

- ・被災者の安否情報
- ・食料、飲料水、生活必需品等の供給に関すること
- ・水道、電気、ガスの二次災害防止に関すること
- ・下水道の使用に関すること
- ・防疫に関すること
- ・臨時災害相談所の開設に関すること
- ・デマの防止に関すること

(4) 防災関係機関は、各機関の有する広報手段により、居住者等に対し必要な広報（ライフラインの被害状況、復旧見込み等）を行うほか、必要に応じて県及び市本部と連携し、又は報道機関の協力を得る。

(5) 報道機関は、民心の安定及び混乱の防止を図るため、居住者等に対し冷静かつ沈着な行動をとるよう呼びかけるとともに、居住者等に密接に関係のある事項について必要な情報の提供に努める。

2 報道機関との連携

(1) 放送協定の締結

市は、放送の要請に関する手続きについて、放送機関との放送協定の締結を推進する。

(2) 情報の提供及び報道の要請

市（秘書広報班）は、情報を一元的に（災害対策本部の広報担当部局を通じ）報道機関に提供し、必要に応じ報道を要請する。

ア 地震被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報

イ 救助活動に関する情報

ウ 生活関連情報（交通施設等の復旧状況、医療情報）

エ 被災者の安否確認に関する情報

オ その他の関係情報

(3) 防災関係機関は、報道機関に対し、居住者等に密接に関係のある事項について報道提供・報道要請する。

3 デマ等の発生防止対策

市及び防災関係機関は、デマ等の発生を防止するため、報道機関の協力も得て、正確な情報を迅速に提供するとともに、デマ等の事実をキャッチしたときはその解消のため適切な措置をする。

4 住民の安否情報

市は、住民の安否情報を収集し、一般住民等からの安否照会に対応する。

西日本電信電話株式会社は、災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「web171」、他電気通信事業者は災害用伝言板サービス等の提供により、住民の安否確認と電話の輻輳緩和を図る。

5 総合的な情報提供・相談窓口の設置

- (1) 市（生活環境班）は、各部（課）の情報提供・相談事業との連携により、効果的な情報の提供や相談に応ずるため、専用の電話を備えた情報提供、相談の総合窓口を設置する。
- (2) 総合窓口は、各部（課）から派遣された要員で構成するものとし、災害対策本部の下に置く。
- (3) 総合窓口は、最新の情報、資料の収集、データ更新等を図りながら24時間対応する。

第11節 消防・救急・救助活動

危	機	管	理	室	管	財	課
各	支	所	福	祉	課		
都	市	計	画	課	消	防	署

地震災害時には、火災の多発により極めて大きな人命危険が予想されるため、消防団員はもとより住民、事業者あげて出火防止と初期消火を行うとともに、消防機関は、関係消防機関と連携を保ちつつその全機能をあげて避難の安全確保を始め、重要な地域、対象物の防ぎよと救助・救急活動等に当たり、地震災害から地域住民の生命、身体を保護する。

特に、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

1 出火、延焼の防止

(1) 出火等の防止

市は、出火等を防止するため住民、事業者等に対し、広報、巡回指導等を行い、出火等の防止措置の徹底を図る。地域住民の自主防災組織及び事業所、危険物施設等の自衛消防組織等はこれに協力し出火等の防止に万全を期する。

(2) 初期消火

自主防災組織等は、道路の寸断等により消防隊の活動が阻害される場合に備え、初期消火に努め、消防機関の消火活動に協力する。

(3) 延焼の防止（火災防ぎよ）

消防機関は、火災の発生状況、通行可能な道路、利用可能な水利等を速やかに把握し、火災の延焼防止に万全を尽くす。

市（危機管理班）は、火災の状況が市の消防力を上回る場合には、応援協定に基づく県内市町村及び消防組織法第 44 条に基づく他都道府県の消防機関の応援を求める。場合によっては、自衛隊の派遣を要請する。

2 危険物関係施設における災害拡大防止措置

(1) 危険物施設の所有者等の措置

ア 施設の異常を早期に発見するための点検の実施

イ 危険物の安全な場所への移動及び漏えい防止の措置、引火・発火等を防ぐための冷却等の安全措置

ウ 異常が見られ災害が発生する恐れのあるときの消防、警察、市への通報、付近住民への避難の周知

エ 自衛消防隊その他の要員による初期消火活動や延焼防止活動の実施

(2) 消防機関及び警察の措置

ア 施設の所有者等に対する災害拡大防止の指示、自らの措置の実施

イ 警戒区域の設定、広報活動の実施、住民の立入制限、退去等の命令

- ウ 消防隊の出動、救助及び消火活動の実施
- エ 警察による施設周辺の警戒、交通規制の実施

3 負傷者等の救出及び救急活動

(1) 消防機関、警察等による救出・救急活動

消防機関、警察等は、倒壊家屋の下敷き、ビル内での孤立、土砂による生き埋め等により救出を必要とする者に対し、速やかに救出活動を行い、負傷者については、医療機関又は応急救護所へ搬送する。

ア 救出活動

- a 消防機関、警察等は、生き埋め者等に関する情報の収集に努めるとともに、資機材を使用して生き埋め者等の早期発見に努める。
- b 消防機関、警察等は、救出活動を阻害する瓦礫、土砂、コンクリート等の除去のため、関係団体の協力を得て、大型建設機械の早期導入を図る。

イ 救急活動

- a 消防機関は、救出した傷病者に対し、必要な処置を行うとともに、緊急の治療を要する者については、応急救護所又は医療機関等への搬送を行う。
- b 消防機関、警察等は、道路の損壊による車両通行止めに伴い搬送が不可能な場合や医療機関が被災し被災地以外の医療機関への搬送が必要な場合には、ヘリコプターによる搬送を実施する。

ウ 相互協力

消防機関及び警察は、消防組織法に基づき、消防機関及び自衛隊は大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定（平成8年1月17日締結、消防庁次長、防衛庁防衛局長）に基づき相互に協力する。

(2) 地域住民による救出救助

自主防災組織等は、負傷者等の救出及び搬送に努め、消防機関等の救急救助活動に協力する。

また、救出を要する状態にあるものを発見した者は、直ちに救出に当たるとともに独自で救出できない場合にあっては、市本部、消防機関、警察等に通報する。

(3) 応援要請

市は、相互の応援協定に基づき他市町村の応援を要請する。

(4) 応援部隊の指揮

被災地を管轄する市（消防部）は、応援部隊の受入れに当たっては、応援側代表消防機関と協議しながら指揮する。

(5) 要員、救出用資機材の確保等

ア 要員の確保

現地指揮者は、救出及び救急活動に要する要員が不足する場合は、市本部にその旨連絡し応援を得る。

応援の要請を受けた時、市本部は、市（危機管理班）と協議し市職員あるいは自主防災組織の構成員を動員派遣し若しくは技術者を動員（雇上げ）する。

イ 救出用資器材等の確保

救出に必要な機械器具及び資材は現地等において確保（借上げ）するが、確保できないときは、

現地指揮者は市本部に連絡し関係各班（自動車、舟艇にあつては市（管財班）、建築用資機材にあつては市（都市計画班））と協議して確保する。

(6) 報告

救出作業の状況は、逐次市（福祉班）に連絡する。また、救出完了後、指揮者は市（危機管理班）に連絡する。

(7) 災害救助法の基準等

災害救助法によるり災者救出の実施基準その他は、次による。

ア 費用の範囲

り災者救出のため支出する費用は、おおむね次の範囲とする。

a 借上費又は購入費

舟艇その他救出に必要な機械器具の実際に使用した期間分の借上費又は機械器具の購入費

b 修繕費

救出のため使用した機械器具の修繕代

c 燃料費

機械器具の使用に必要なガソリン代、石油代あるいは救助実施のため必要な発動発電機等の燃料費等

イ 救出期間

災害発生日から3日以内とする。ただし、災害発生日から4日以上経過してもまだ救出を要するものが生じ、災害救助法による救助の必要があるときは、市は、法定の救出期間内に県に期間延長の要請をする。

ウ 事務手続

市は、り災者の救出に関し、次の諸記録を作成し整備保管し、り災者の救出期間中は、その状況を毎日救助日報（第3章 第15節 様式1号）により県に報告する。

a 救助実施記録日計票（第3章 第14節 様式2号）

b り災者救出状況記録簿（様式1号）

c 救助の種目別物資受払状況（第3章 第14節 様式3号）

4 活動における感染症対策

災害現場で活動する各機関は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理や手指消毒等を徹底する。

5 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第12節 浸水対策

産業振興課 建設総務課 土木課

地震災害が発生し、地震による外力や地盤の液状化により堤防の崩壊、水門、樋門、ダム、ため池等の決壊等が生じ、浸水の恐れがある場合又は浸水による被害に対し、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急措置を適切に実施し、氾濫水による被害の拡大防止に努める。

1 水防情報の収集

(1) 河川管理施設等の被害状況の把握

河川管理者及び発電ダム、ため池等、河川に関する施設の管理者は、地震による施設被害の状況を速やかに把握するとともに、他の管理者や関係機関との連絡を密にし、状況の掌握に努める。

(2) 水防管理者は、河川管理者やその他の管理者との連絡を密にし、その区域における水害発生の際の情報収集に努める。

(3) 気象状況の把握

河川管理者等は、地震災害発生後の気象状況に留意し、施設被害が生じたことによる浸水被害や降雨災害の発生の恐れ、また、洪水の発生等の可能性等に注意する。

2 水防活動

(1) 水防体制

地震発生後、さらに洪水の来襲が想定される等、水害による被害が予想される場合、水防管理者は、水防体制をとる。

(2) 水防計画

水防活動に関する計画は、「土岐市水防計画」による。

3 応援要請

(1) 水防管理者は、相互に協力するとともに、水防上必要があるときは他の水防管理者の応援を要請する。

(2) 要請を受けた水防管理者は、自らの管理区域における水防活動に支障のある場合を除いて、要請に従い、できる範囲で応援をする。

第13節 孤立地域対策

危	機	管	理	室	福	祉	課		
高	齢	介	護	課	建	設	総	務	課
土	木	課	消	防	署				

地震災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と、交通手段の孤立がある。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を妨げ、人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に大きな影響を与える。このため、孤立が予想される地域が多数存在する本市の災害応急対策では、次の優先順位をもって当たる。

- ① 被害実態の早期確認と、救急救助活動の迅速実施
- ② 緊急物資等の輸送
- ③ 道路の応急復旧による生活の確保

1 孤立実態の把握

通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から能動的に状況を確認する必要がある。

市（危機管理班）は、地震災害時に、平素からの孤立予想に基づき、ただちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認する。

2 救助・救出活動の実施

孤立を生じた地域は、概して被害が大きいことが予想される。

市は、負傷者等の発生等の人的被害の状況が判明した場合は、早急な救助・救出活動を実施する。

3 通信手段の確保

市（危機管理班）は、孤立地域の実態を把握するためには、情報通信の孤立を解消する必要があり、「第3章 第7節 通信の確保」によるほか、総務省防災業務計画に基づく東海総合通信局備蓄の災害対策用衛星携帯電話等の貸与により通信手段の確保を図る。

4 食料品等の生活必需物資の搬送

市（福祉班）は、道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地域住民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送を実施するが、この場合、ヘリコプターによる空輸を効率的に行う他、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施する。

5 道路の応急復旧活動

市（土木班）は、孤立地域に対する最低限の物流ルートを確保するため、優先度に応じ、最低限度の輸送用道路を確保する。

6 その他

市は上記の対策に加え、県が別に定める孤立地域対策指針により、その他の対策を実施する。

第14節 災害救助法の適用

各 課 共 通

地震災害が一定規模以上でかつ応急的な救助を必要とする場合は、災害救助法（昭和22年法律第118号）を適用し、災害にあった者の保護と社会秩序の保全を図ることが必要であり、制度の内容、適用基準及び手続を関係機関が十分熟知し、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、地震災害時における迅速・的確な法の適用を図る。

1 制度の概要

災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るために、県知事が国の機関として応急救助を行うものであるが、救助の事務の一部を市長が行うこととすることができる。

救助の種類、程度、方法及び期間に関しては、県知事が厚生労働大臣の承認を得て定めることとされており、県及び市が救助に要した費用については、県が国の負担を得て支弁する。ただし、市（危機管理班）は一時繰替支弁することがある。

なお、災害救助法の適用等の詳細については、以下に示すもののほか、岐阜県災害救助法施行細則、別に定める災害救助の手引による。

2 被害状況の把握及び報告

市本部は、速やかに被害状況の把握を行い、把握した被害状況を県に報告する。

被害が甚大で正確に把握できない場合には、概数による緊急報告を行う。

また、県の機能等に甚大な被害が発生し、被害状況の報告が一時的に不可能な場合には、直接、厚生労働大臣に対して緊急報告を行う。

3 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助の適用は、市（危機管理班）が報告する「住家等一般被害状況等報告書」（風水害等災害対策計画編 第3章 第9節 地震災害情報の収集・伝達の様式1号の1）による被害及び応急対策実施状況に基づき、県本部長が決定するが、この場合の適用される被害の基準は、おおむね次のとおりである。

（1）適用被害基準

市内の被害が次の各号のいずれかに該当する災害時で、県本部長が、災害救助法による救助実施の必要があると認めるとき。

ア 住家の全失世帯が80世帯以上に達したとき。

イ 県地域の全失住宅被害の集計が2,000世帯以上に達し、かつ、市地域内の被害が40世帯以上に達したとき。

ウ 県地域の全失住宅被害の集計が9,000世帯以上に達し、かつ、市地域内で救助を要する被害が発生したとき。

エ 多数の者が災害により生命若しくは身体に被害を受け又は受ける恐れが生じ、厚生労働省令で定める基準に該当したとき。

(注) 上記被害に達しないときでも、災害が隔絶した地域に発生し、災害にかかった者の救助が著しく困難とする特別の事由がある場合で、かつ、多数の住家が全失したとき等にも適用される。

(2) 被害計算の方法

適用基準である全失世帯の換算の方法は、次による。

- ア 住家の半失（半壊、半焼）世帯は、全失世帯の1/2、床上浸水又は土砂堆積等により一時的に居住することができない状態になった世帯は1/3として計算する。
- イ 被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数とは関係なくあくまで居住世帯で計算する。従って例えば被害家屋は1戸であっても3世帯が居住しておれば3世帯として計算する。
- ウ 飯場、下宿等の一時的寄留世帯については、生活根拠地の所在地等総合的条件を考慮して実情に即して決定する。
- エ 災害の種別については、限定しない。従って洪水、震災等の自然災害であっても、火災等人災的なものであっても差し支えない。

4 災害救助法の適用手続

災害救助法の適用について市が行う報告等の手続は次のとおりである。

- (1) 災害に際し、本市における災害が前記3の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市は直ちにその旨を知事に報告する。
- (2) 災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないときは、市本部は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告しその後の処置に関して知事の指揮を受ける。
- (3) 災害救助法に基づく救助の実施に当たっては、完了までの間救助実施状況を整理しておくとともに、知事に災害の状況を適宜報告する。

5 救助法による救助の種類と実施者

災害救助法による救助の種類と実施者は、次のとおりである。

救 助 の 種 類	実 施 期 間	実 施 者
避難所の設置及び収容	7日以内	市（福祉班）
炊出し及び食品の給与	7日以内	市（福祉班）
飲料水の供給	7日以内	市（上下水道班）
被服寝具及び生活必需品の給貸与	10日以内	確保、輸送＝県本部 調査、報告、割当、配分＝市（福祉班）
医療	14日以内	医療救護チーム＝県本部、日赤支部、市本部
助産救助	分べんした日から7日以内	編成及び連絡調整＝市（保健班）
学用品の支給	教科書 1カ月以内 文房具及び通学用品 15日以内	確保、輸送＝県本部 調査、報告、割当、配分 ＝市（教育総務班）
災害にかかった者の救出	3日以内	市（消防部）

埋 葬 救 助	10日以内	市（生活環境班）
仮 設 住 宅 の 建 設	20日以内	市（生活環境班）
住 宅 応 急 修 理	災害発生の日から3か月以内に完了（国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内に完了）	市（生活環境班）
死 体 の 捜 索	10日以内	市（消防部）
死 体 の 処 理	10日以内	市（福祉班）
障 害 物 の 除 去	10日以内	市（生活環境班）

- (注) 1 本実施区分は、計画上の基本実施者を示したもので、実際の実施に当たっては、県本部実施分を市本部が、市本部実施分を県支部等が実施することが適当と認められるときは、県本部と協議して実施する。
- 2 救助法の実施は、知事である県本部長が法的責任者であるが、市本部の行う救助活動は、災害救助法第30条 第1項の規定による知事はその権限に属する事務を市長が行うこととする通知をした場合による。
- 3 救助を実施し、又は実施しようとするときは、県本部及び県支部に報告又は連絡をする。ただし、実施に当たって連絡するいとまのないときは、市本部で実施した結果を報告する。
- 4 実施期間は、災害発生の日からの期限（仮設住宅の建設については着工期限）を示す。従ってこの期間内に救助を終了（着工）するようにしなければならない。

6 市本部実施の応急救助と救助法との関係

災害が発生し、又は発生しようとしているとき、市本部は、本計画の定めるところにより応急救助を実施するとともに、その状況を速やかに県本部防災班（県支部総務班経由）に連絡する。実施した応急救助については、災害救助法が適用されたときは、災害救助法に基づく救助として取扱い、災害救助法が適用されない災害にあつては、市本部単独の救助として処理する。

7 救助実施状況の報告

市本部は、災害救助法に基づく救助を実施しようとし、又は実施したときは様式1号の「救助日報」により毎日その状況を県本部防災班に報告し、県支部総務班に連絡する。

なお、救助別の報告事項は、次のとおりである。

報 告 事 項		報 告 様 式	その都 度報告	日 報	期 間
被 害	概 況 報 告	住 家 等 一 般 被 害 状 況 報 告 書	○		
	中 間 報 告		○		
	確 定 報 告				2日以内
避 難 所 設 置	開 設 報 告		○		
	収 容 状 況 報 告	救 助 日 報		○	
	閉 鎖 報 告	—	○		
住 宅 修 繕	住 宅 対 策 報 告	住 宅 総 合 対 策 報 告 書			5日以内
	入 居 該 当 世 帯 報 告	応 急 仮 設 住 宅 入 居 該 当 世 帯			5日以内

	着工報告	救助日報		○	
	竣工報告	救助日報		○	
	入居報告	—	○		
炊出し状況報告		救助日報		○	
飲料水供給状況報告		救助日報		○	
生活必需品給与 被服寝具等	世帯構成員別被害報告	世帯構成員別被害状況			2日以内
	支給状況報告	救助日報		○	
	支給完了報告	—	○		
医療、助産	医療救護チーム出動要請	医療救護チーム出動編成表	○		
	医療救護チーム出動報告	救助日報	○		
	医療助産実施状況報告	救助日報		○	
り災者救出状況報告		救助日報		○	
住宅応急修理	住宅対策報告	住宅総合災害対策報告書			5日以内
	応急修理該当世帯報告	住宅応急修理該当世帯調			
	着工報告	救助日報		○	
	竣工報告	救助日報		○	
資金貸付 災害援護	災害援護資金等希望世帯報告	災害援護資金等希望世帯数調			10日以内
	借入予定者報告	災害援護資金借入予定者名簿			10日以内
	申込書申込	—			15日以内
学用品支給	被災教科書報告	被災教科書報告書			5日以内
	支給状況報告	救助日報		○	
	支給完了報告	—	○		
埋葬救助状況報告		救助日報		○	
死体捜索状況報告		救助日報		○	
死体処理状況報告		救助日報		○	
障害物除去	住宅対策報告	住宅総合災害対策報告書			5日以内
	障害物除去該当報告	障害物除去該当世帯調			5日以内
	障害物除去状況	救助日報		○	
	除去完了報告	—	○		
輸送、人夫雇上状況報告		救助日報		○	
救助期間、程度、方法特例申請		—	(程度方法) ○		(期間特例) 各救助実施期間中

(注) 詳細内容は、各救助計画の定めるところによる。

8 救助関係の様式

救助に関して共通する様式は、次による。

- (1) 救助実施記録日計票 (様式2号)
- (2) 救助の種目別物資受払状況 (様式3号)

9 災害救助法非適用地域に対する県の財政援助

災害救助法の適用に至らなかった地域について、一定の基準に該当する場合は、県において救助に対する助成措置を行う。

(1) 適用地域

県内1以上の市町村に災害救助法による救助が実施された場合、災害救助法適用市町村に近接する市町村で被害の規模が災害救助法施行令別表第1に掲げる3分の1以上の被害があった市町村

(2) 助成の対象となる救助の種類

助成の対象となる救助の種類は、災害救助法第23条の規定による救助とする。

(3) 助成の対象となる救助の程度等

助成の対象となる救助の程度、方法及び期間は、岐阜県災害救助法施行細則別表第1の基準による。

(4) 助成の対象となる費用

上記(2)、(3)に要した経費を補助金として交付する。

第15節 避難対策

各課共通

地震災害時においては、家屋倒壊、火災、がけ崩れ、地すべり等の発生が予想され、とりわけ火災については、延焼が拡大することにより大きな被害を及ぼす恐れがあり、住民の避難を要する地域が数多く発生するものと予想される。市本部長は、災対法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、住民等の生命及び身体の安全の確保等に努める。

1 警戒区域の設定

(1) 市本部長

災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、市本部長は警戒区域を設定し、当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(2) 警察官

警察官は上記の場合、市本部長よりその命を受けた職員がその場にいるとき、又はこれらの者から要求があったとき、あるいは自らの権限により警察官は、警戒区域を設定し必要な措置をとることができる。

(3) 自衛官

災害派遣を命ぜられた自衛官は、上記の場合において、市本部長等及び警察官がその場にいる場合、警戒区域を設定し、必要な措置をとることができる。

(4) 水防管理者の措置

洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くことを指示することができる。

(5) 消防職団員

消防職団員等は、消防活動の確保のためあるいは水防上の緊急性に基づき、警戒区域を設定し、必要な措置をとることができる。（消防法第28条、水防法第21条）

2 避難の指示

地震災害により、住民等の生命、身体の保護又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるとき、市本部長等は、関係法令の規定、あらかじめ定めた計画、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル等に基づき、住民等に対して避難のための立ち退きの指示を行う。

(1) 市長の措置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市本部長等は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。（災対法第60条第1項）さらに、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

(2) 実施者

避難の指示は、関係法令に基づき、次の実施者が行う。

	災害種別	実施者	根拠法令	担当部(班)
指示	全般災害	市長	災対法第60条1項	市本部 火災の場合 は消防部
		警察官	災対法第61条1項 警察官職務執行法第 4条1項	災害現場に ある警察官
		自衛官	自衛隊法第94条1項	災害現場に ある自衛官
	地すべり	県知事	地すべり等防止法第 25条	
	土砂	市長	土砂災害防止法32条	
	洪水	水防管理者	水防法第29条	市本部

(3) 避難の指示

市本部長等の避難の指示は、次の内容を明示して行う。

- ア 避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難路
- エ 避難の指示の理由
- オ その他必要な事項

(4) 注意喚起及び高齢者等避難

大きな被害を及ぼす恐れがある場合は、必要な地域に地震情報を知らせ、住民等の注意を喚起するとともに、その状況に応じて住民等が自ら危険性を判断して速やかに避難すること（以下「自主避難」という）を促す。なお、自主避難の呼びかけについては、状況に応じて、要配慮者等の避難行動に時間を要する者及び要配慮者施設に対し、早めの避難行動の開始を求める情報の発信に、特に留意して行う。

3 避難措置等の周知

(1) 関係機関相互の通知及び連絡

避難のための立ち退きを指示し、若しくは指示等を承知したとき、避難情報の実施者は、関係機関に通知又は連絡する。

- ア 市の措置————→県知事（危機管理部長）
- イ 警察官又は自衛官の措置
 - a 災対法に基づく措置
警察官→警察署長→市長→県知事（危機管理部長）
 - b 職権に基づく措置
警察官→警察署長→警察本部長→県知事（危機管理部長）→市長

- c 自衛官の措置
自衛官→市長→県知事（危機管理部長）
- d 水防管理者の措置
水防管理者（市長）→警察署長
水防管理者（市長）→県知事（危機管理部長）

(2) 住民等に対する周知

市（消防署班）は、避難の指示を行った場合あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、「第3章 第10節 災害広報」により住民に周知する。なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

ア 周知徹底事項

避難の周知徹底に当たっては、できる限り次の事項を具体的に示し、その徹底を図る。ただし、緊急を要する場合にあっては、特に必要な事項について徹底できる範囲の事項を行う。

- a 避難の指示及び避難誘導者
- b 避難所及び経路
- c 予想される災害の概要と見通し
- d 避難に当たっての留意事項（「9 避難に当たっての留意事項」参照）

イ 関係機関への伝達

避難の指示地域の次の機関に関しては、一般の伝達徹底のほか所管する班から直接電話又は伝令をもって徹底する。

伝達を要する機関	伝達責任班
総合病院及び老人保健施設、駄知診療所	健康福祉部 保健班
各保育園、各認定こども園、各児童館	健康福祉部 子育て支援班
泉憩の家、恵風荘、白寿苑、美濃陶生苑、ウエルフェア土岐、ひだまり	健康福祉部 高齢介護班
セラトピア土岐	地域振興部 産業振興班
社会教育各施設	教育部 生涯学習班
各小、中学校	教育部 教育総務班
市立幼稚園	健康福祉部 子育て支援班
社会体育各施設、文化プラザ	教育部 文化スポーツ課

4 避難所の指定

市本部は、あらかじめ指定する避難所うちから被害を免れた避難所、二次災害の恐れのない避難所等、災害の発生状況等に応じて避難に適した場所を指定する。いずれの避難所も適当でないときは、縁故者宅等に避難させる。この場合も併せて避難者として報告する。

なお、指示によらず避難する場合や、状況により市本部の連絡を待ついとまがない場合は、避難の実施者が開設を指定し、後に市本部へ連絡する。また、自主避難の申し出があった場合は、市（危機管理班）は避難所を指定し、その広報を行う。

5 避難所の開設及び収容保護

(1) 避難所の開設場所

市（福祉班）は、市本部が指定する避難所を開設する。なお、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

また、避難所の設置にあたり、その施設の所有者又は占有者の反対により、当該施設を使用することができず、かつ他に適当な施設がないときは、市本部はこれにより調査・検討し、その必要を認めるときは公用令書による強制命令を執行する。

市における避難所の指定場所及び収容能力は、参考資料編の「避難所一覧」に示す。

(2) 避難の長期化等への備え

市（福祉班）は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等、若しくは縁故者宅等への移動を促す。

市（生活環境班）は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等の利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努める。

(3) 避難所の周知

市本部長は、避難所を開設した場合において、特定の広域避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況等、速やかに地域住民に周知するとともに、県をはじめ警察、自衛隊等関係機関に連絡する。

(4) 避難所における収容保護

避難所における市本部長の実施する救援措置は、おおむね次のとおりとする。

ア 被災者の収容

a 収容者

避難所へは、次の者を収容する。

- ① 避難指示者の指示に基づき、又は緊急避難の必要に迫られ住家を立ち退き避難した者
- ② 住宅が災害により全焼、全壊、流失し、又は半焼、半壊し、若しくは床上浸水の被害を受け日常起居する場所を失った者

(注) 上記の者であっても被災をまぬがれた建物（会社事務所やアパート等）を所有し、あるいは親戚縁故者に避難する者は、この限りではない。

b 避難施設への移送

指定した避難所が野外のため収容保護することが困難なとき等にあつては、集団的に収容保護できるテント等適当な施設へ避難者を移送して保護する。

c 収容の期間

避難所の開設、収容、保護の期間は災害発生の日から7日間とするが、それ以前に必要ななくなった者は逐次退所させ、期間内に完了させる。ただし、開設期間中に、り災者が住居あるいは仮住居を見出すことができずそのまま継続するときは、その数が少数であれば以降の収容は、災害救助法によらず市本部独自の収容として行うものとし、また8日目以降においても多数の収容者を続けて収容する必要があるときは、災害発生後5日目以内に県支部救助班を経て、県本部に開設期間の延長を要請する。なお、要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- ① 延長を要する期間
- ② 延長を要する地域

- ③ 延長を要する理由
 - ④ 延長を要する避難所名及び収容人数
 - ⑤ 延長を要する期間内の収容見込
 - イ 被災者に対する給水、給食措置
 - ウ 負傷者に対する医療救護措置
 - エ 被災者に対する生活必需品の供給措置
 - オ その他被災状況に応じた応援救援措置
- (5) 避難所の開設及び収容保護に関する事務
- ア 市職員の駐在

市（福祉班）は、避難所を開設したときは、市職員を派遣駐在させる。駐在員は、市（福祉班）の指示に従い、避難所の管理と収容者の保護にあたり次の事務を処理する。

- a 「避難所設置及び収容状況」（様式1号）並びに「避難所収容者名簿」（様式3号）の記録整備
 - b 「救助実施記録日計票」（第3章 第14節 様式2号）を記録整備し、市（福祉班）に報告すること、並びに「避難所施設及び器物借用整理簿」（様式2号）を記録整備すること。
 - c 「救助の種目別物資受払状況」（第3章 第14節 様式3号）を記録整備すること。
 - d 飲料水、食料品、生活必需品等の配分
 - e 避難所の防疫清掃等衛生管理に関すること。
 - f その他状況に応じた応援・救援措置
- イ 避難所開設状況の報告

市（福祉班）は避難所を開設したときは、速やかに県支部危機管理班を経由して県本部防災班に報告するとともに、その後の収容状況を毎日「救助日報」（第3章 第14節 様式1号）により報告する。

なお、報告は次の事項について電話等によって行う。

- a 開設状況の報告
 - ① 開設日時
 - ② 開設場所及び施設名
 - ③ 収容状況（うち、避難指示による者）（施設別に）
 - ④ 開設期間の見込み
- b 収容状況の報告
 - ① 収容人数
 - ② 開設期間の見込み
- c 閉鎖報告
 - 閉鎖日時（施設別に）

6 避難所の運営

- (1) 市（福祉班）は、避難所の運営があらかじめ定めた避難所運営マニュアル（在宅被災者への対応を含む）に従って運営されるよう指導する。
- (2) 市（福祉班）は、長期の避難生活による精神的ストレス解消のため、被災者のこころのケアに努める。

- (3) 市（福祉班）は、食料供給の状況、排水経路を含めたトイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。
- (4) 市（福祉班）は、避難の長期化等必要に応じて、次に示す避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。
- ア プライバシーの確保状況
 - イ 入浴施設設置の有無及び利用頻度
 - ウ 洗濯等の頻度
 - エ 医師、歯科医師や看護師等による巡回の頻度
 - オ 暑さ・寒さ対策の必要性
 - カ ごみ処理の状況
- (5) 市（福祉班）は、必要に応じ、避難所における愛玩動物のためのスペースの確保に努める。
- (6) 市（福祉班）は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- (7) 市本部は、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び自宅や親戚・知人宅等の指定避難所以外に避難した被災者に係る情報の把握に努め、県等への報告を行う。
- (8) ボランティアの活用
- 市（福祉班）は、避難所を開設するに当たって、防災士、日本赤十字社奉仕団、その他ボランティア団体等避難所運営について専門性を有した NPO・ボランティア等の外部支援者の協力を得、避難所の生活環境の保持等に努める。
- (9) 物資の確保
- 避難所開設及び収容保護のための所用物資は原則として市本部において確保する。ただし、市本部において確保できないときは県支部に避難所用物資の確保について連絡し、県本部又は県支部に物資の確保及び輸送を要請する。
- (10) 福祉避難所の運営
- 市（福祉班）は、社会福祉施設管理者等と連携し、必要に応じて福祉避難所として指定した社会福祉施設等における受入れを行う等、要介護者等に配慮した避難所運営に努める。
- (11) 市（福祉班）は、自宅や親戚・知人宅等の指定避難所以外に避難した被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- (12) 市（福祉班）は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。
- (13) 市（福祉班、危機管理室）は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保険福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が広域避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。
- (14) 市（福祉班、危機管理室）は、広域避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等

は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについて注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、県警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

7 避難路の通行確保

避難措置の実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう自動車の規制、荷物の運搬等を制止する等、通行の支障となる行為を排除、規制し、避難路の通行確保に努める。

8 避難の誘導

市職員、警察官等の避難措置の実施者は、住民が迅速かつ安全に避難できるよう避難先への誘導に努める。避難誘導に当たっては、避難所、避難路、災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。

9 避難に当たっての留意事項

(1) 着衣等

避難に当たっては、次のものを着用し、又は携行すること。

- ア 頭にヘルメット等をつけること。
- イ 夏期等でも身体の裸出をさけ、できるだけ厚着をすること。
- ウ 夜間は、懐中電灯を携行すること。
- エ ロープ、紐等を携行すること。
- オ 手袋をはめ、運動靴等をはく。

(2) 携帯品（所持品）

携帯品は、できるだけ最少限度にとどめ自力で所持でき避難に際して障害にならない程度とすること。

携帯（所持）すべき主なものは、おおむね次のとおりである。

- ア 主食（握り飯、パン等、乳児がいるときはミルク）2～3食分程度
- イ 副食（缶詰、漬物等携帯可能なもの）若干
- ウ 飲料水（水筒、携帯ポット等による）
- エ 貴重品（現金、貯金通帳、証書類、印鑑等）
- オ 肌着等衣類（気温を考慮し、寒冷期には毛布等も携帯する。）
- カ その他（救急薬品、タオル、チリ紙、携帯ラジオ等）

(3) 避難後の戸締り等

避難の際に戸締りを行うことや余裕がある場合は家屋の補強を施す等の指示を行う。

(4) 避難の方法

避難者あるいはその誘導者は、避難に当たっての行動に際しては、次の点に留意すること。

ア 避難の順序

避難を時期的に段階に分けて行うときは、傷病者、身体障がい者、高齢者、幼児等を優先し、一般青壮年男子は後にすること。

イ 集団避難

避難は集団で行い、できるだけ単独行動は避けること。

ウ 誘導補助者等

誘導者が不足し、あるいはいないときにあつては、避難者等のうちから壮健なものが誘導補助者あるいは直接誘導者となって統制をとり、安全を期すこと。

エ 集団の脱落防止

集団避難する場合にあつては、誘導者は人員の掌握に努めるとともに、脱落者等を防ぐため、ロープ等によって集団の確保に努めること。なお、集団の配列に当たっては高齢者や子供は中央の安全な場所に位置させ、あるいは必要に応じて各人をロープにつなぐ等集団の確保と安全を図ること。

オ 誘導者の配置

集団避難時にあつては、誘導者が先頭と後尾につくこと。ただし、集団の規模あるいは危険度の高いときには、誘導者あるいはその補助者を増員して適宜に配置し、避難の安全を期すこと。

カ 病人等の避難

避難は、各人が自力で行動することが原則であるが、病人、高齢者、障がい者、乳幼児等自力で行動のできないものがあるときは、誘導者あるいはその補助者が、その家族に助力し必要に応じて、担架、車両等によって移送すること。

キ 避難者の移送

避難立ち退きに当たっての移送及び輸送は、避難者が各個に行うことを原則とする。ただし、避難者が自力による立ち退きが不可能な場合は、市（消防部）が車両、舟艇等によって行う。

ク その他事故防止

その他避難に当たっての事故防止に努めるため、次の点に留意すること。

- a 避難中に電線が垂れ下がっているような場合は絶対にふれないこと。
- b 自動車交通の頻繁な道路を避難するときは、交通事故の防止に努め、必要に応じて警察機関と連絡し安全を期すこと。
- c 避難のために家屋を空けるとき等にあつては盗難予防あるいは財産保全のために戸締り施錠を厳重にし危険のある災害に応じた家財等の処置をする。なお、予想される災害の程度を考慮して必要に応じて家族のうち青壮年者が居残る等万全を期すること。
- d 火の元に注意し、完全に火の始末をすること。

10 自主防災組織による避難活動

自主防災組織は、自ら又は市の指示、誘導により、次のとおり避難活動を実施する。

- (1) 避難情報の地域内居住者等への伝達の徹底
- (2) 避難時の携行品（食料、飲料水、貴重品等）の周知
- (3) 高齢者、傷病者、身体障がい者等の配慮を要する者の介護及び搬送
- (4) 防火、防犯措置の徹底
- (5) 組織的な避難誘導、避難所又は避難所への収容
- (6) 地域内居住者の避難の把握

11 要配慮者への配慮

市（高齢介護班、福祉班）は、避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては、要配慮者に十分配慮する。特に高齢者、身体障がい者の避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、身体障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。

また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

12 広域避難

(1) 行政区域を超えた広域避難の支援要請

市は、災害の予測規模避難者数を鑑み、当該市の区域外への広域的な避難、広域避難所及び一時避難所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

市は、広域避難所及び一時避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

(2) 広域一時滞在

市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、市域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該地の都道府県との協議を求めることができる。

(3) 関係機関の連携

国、県、市、運送業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

国、公共機関、県、市、及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに相互に連絡を取り合い、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで避難者等に役立つ的確な情報を提供できるよう努める。

13 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則等による。

第16節 建築物・宅地の危険度判定

危機管理室	管財課
建設総務課	都市計画課
土木課	

地震発生後、余震等による二次災害の防止と住民の安全確保を図るため、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「被災宅地危険度判定連絡協議会」（以下「協議会」という）が定める判定要綱及び判定業務マニュアルに基づき、被災した建築物及び宅地の危険度判定を実施する。

1 制度の概要

「被災建築物応急危険度判定士」及び「被災宅地危険度判定士」が被災した建築物及び宅地の被害状況を調査し、余震等による二次被害に対する危険度の判定・表示等を行い住民へ情報提供する。

2 被災建築物の応急危険度判定

市（都市計画班）は、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、次のとおり応急危険度判定実施本部を設置、建築物の被害を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示等を行う。

「震度5強」以上の地震災害が発生した場合及び市本部が設置された場合、都市計画班長は被災建築物の応急危険度判定の要否の判断のために必要な被害状況を把握し、市本部長に対して判定の要否の具申を行う。

市本部長は判定の実施を要すると判断した場合は直ちに判定実施を宣言するとともに、岐阜県知事に連絡を行う。また、判定実施を決定した場合は、実施本部業務マニュアル（岐阜県震災建築物応急危険度判定協議会制定 平成12年5月25日）に従い市本部の下に応急危険度判定の実施本部を設置し判定の実施にあたる。

被害規模が大きいこと等により、実施本部の運営に支障がある場合は、岐阜県支援本部に対して実施本部の業務にあたる職員あるいは必要に応じ応急危険度判定士の派遣等運用に関する協力を要請する。

3 被災宅地の危険度判定

市（都市計画班）は、地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全確保を図るため、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。

第17節 食料供給活動

危機管理室	管	財	課
市民課	福	祉	課
給食センター			

地震災害により食料を確保することが困難になり、日常の食事に支障が生じ又は支障が生じる恐れがある場合は、被災者等を保護するために、食料の応急供給を迅速かつ的確に行う。

1 実施主体

(1) 炊出し及び食料供給の直接の実施は、市（福祉班）が担当するが、実施にあたり職員が不足する場合には、市（危機管理班）を通じて応援の要請をする。

なお、小規模災害時において地区単位で炊出しを実施する場合には、その都度、各町内会あるいは各班単位においてそれぞれ実施する。

(2) 炊出しの労力

炊出しに関連した作業に必要な労力は、自主防災組織等による。なお、集団炊出し時における自主防災組織等の構成員1人当りの炊出し量は30～50名分程度である。

(3) 災害救助法が適用されたときは、県知事の委任を受けて市本部長が実施する。

(4) 供給活動における配慮

被災者へ食料等を供給する際には、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が供給されるよう努める。

また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

2 炊出しの方法

(1) 炊出しは、市が給食施設等既存の施設を利用して行う。実施に当たっては、次の点に留意する。

ア 主食

主食は、握り飯及び包装食による。ただし、包装袋がないとき、あるいは不足するときにあつては、握り飯、パン等による。

イ 副食

副食は、災害発生直後の混乱時あるいは供給者が分散しているとき等、副食の配分が困難などにあつては、缶詰、梅干、漬物等の輸送配分に便利なものによる。なお、炊出しが長期にわたるような場合にあつては、栄養価を考慮して実施しなければならないが、食器を必要とするような副食は、事態が平穏化し、食器が支給され、あるいは確保された場合に行う。

ウ 湯茶

防疫上、生水の飲用を避けるため、炊出しにあわせて必ず湯茶の供給を行う。

湯茶は、被災者の所持する水筒等の容器に供給するほか、集団的に食事し、あるいは収容する場所には、湯茶及び容器を備え付け供給する。

エ 献立

献立は、被災状況に留意し、できるだけ栄養価等を考慮する。

- (2) 炊出し場所には、市職員のうちから連絡責任者を派遣駐在させ、炊出しの円滑を期する。ただし、避難所施設において炊出しを実施する場合にあっては、避難所駐在員に炊出しの連絡責任者を兼ねさせる。

連絡責任者は、市（福祉班）の指示に従って次の事項を処理する。

- ア 炊出しの実施及び配分割当てを行い、又は指揮すること。
- イ 炊出し品を供給場所（配分場所）まで輸送すること。（輸送に当たって自動車等を必要とする場合にあっては市（管財班）に連絡し、自動車等を確保して行うこと。）
- ウ 炊出し施設を管理し、給食原材料等物品の出納管理を行うこと。
- エ 炊出し日誌（様式適宜）を備え付け、炊出しに関する記録をすること。

(3) 業者委託

市において直接実施することが困難なときで、米飯業者等に注文することが実情に即すると認められるときは、市（福祉班）は炊出しの基準等を明示して業者から購入し、配給することとして差し支えない。

米飯業者における炊出しを委託する場合は、市（福祉班）は、業者に献立、費用基準等を示して委託し、あるいは購入する。委託する場合は、必要に応じて原材料を給付するが、米穀については、給付することを原則とする。ただし、米穀を購入し、給付するいとまがないときは、とりあえず業者所有米穀を立替使用する。

3 原材料等の確保

(1) 主食料の一般的な確保

被災者及び被害応急対策従事者に対する炊出し及び食料供給のために必要な米穀等は、原則として市において、管内の米穀販売業者等から購入する。

(2) 主食料の緊急確保

市は、主食料の緊急確保が必要と判断する場合は、県に米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）、県民食料備蓄事業実施要綱及び災害時に対応する精米の供給等の協力に関する協定（以下「精米供給協定」という）、災害時に対応する玄米の備蓄・供給に関する協定に基づく供給を要請する。

(3) 副食等の確保

炊出しその他食料供給のため必要な原材料、燃料等の確保は、市において行う。ただし、災害の規模その他により現地において確保できないときは、県若しくは隣接市町において確保輸送し、あるいは確保のあっせんをする。

また、必要に応じて市は、防災関係機関、事業者等の協定に基づき応援食料等を調達する。

4 実施現場

炊出しの実施は、おおむね次の順位で市（福祉班）が施設の管理者と協議して定める。

ただし、近くに適当なところがないときは、適宜の場所あるいは施設で実施し、自動車等で運搬する。

(1) 既存施設の利用

学校等の給食施設のうち、食事場所（避難所あるいは作業現場）にできるだけ近い適当な施設を利用して市本部が直接行う。

(2) 家庭炊出し

被災をまぬがれ、あるいは災害の危険のない地域の家庭で、分散して炊き出すことが適当な場合は、自主防災組織等（町内会等）を通じて各家庭に割り当て、主食（包装食または握り飯）の炊出しを行う。この場合の副食は、市本部において一括購入し、炊出し品と合わせて配分するが、この方法は、災害発生直後の緊急食（1～2食分）について行い、できるかぎり速かに集団給食施設利用による炊出しに切り替える。なお、家庭炊出しに当たっての米穀等原材料は、市本部が一括購入確保し、これを配分して行うことを原則とするが、そのいとまがないときは、とりあえず各家庭等において原材料等を立替え使用する。

(3) 臨時仮設

以上の方法によれない場合、あるいは適宜の場所に仮設して炊き出すことが適当な場所にあつては、炊出しを行う適当な場所に炊飯具を設置して行う。この場合はできるだけ既存建物を利用するが、それができない場合にあっては、野外に天幕等を張って仮設する。

5 配分

炊出し品その他食料の供給は、次による。

(1) 引継ぎ

連絡責任者は、炊出し品の配分条件を示して、次の者に引き継ぐ。

ア 避難所施設にあつては、避難所駐在員

イ 災害応急対策従事者にあつては、その部隊（団体）の指揮者

ウ 分散収容されている被災者にあつては、その地区の自主防災組織等の役員（町内会長又は民生委員）

(2) 配分

引継ぎを受けた者は、配分条件に基づき各対象者に配分する。災害救助法に基づく炊出し品の配分は次による。

ア 避難所における配分は、駐在員が世話人の協力を得て各世帯別に配分する。

イ この場合は、その状況を収容者名簿に記録しておく。

ウ 分散収容者（孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅の避難者、所在が把握できる広域避難者）に対する配分に当たっては、配分責任者は、名簿（収容者名簿に準ずる）を作成し、これに配分の状況を記録しておく。

エ 上記の記録は、救助終了後、市（福祉班）に引き継ぐ。

6 食料衛生

炊出し連絡責任者は、常に食料の衛生に心掛け、特に次の点に留意する。

(1) 炊出し施設には、飲料適水を十分に確保すること。

(2) 炊出し場所には、手洗設備及び器具類の消毒ができる設備を設けること。

(3) 供給食料は、防ハエその他衛生害虫等の駆除に留意すること。

(4) 使用原材料の購入、保管に当たっては、衛生に充分注意すること。

(5) 炊出し施設は、学校等の給食施設又は公民館、社寺等の既存施設を利用するほか、これらが得が

たい場合は、湿地、排水の悪い場所、ごみ、汚物処理場等から遠ざかった場所を選定して設けること。

- (6) 炊出しに携わる者は、皮膚、手指に化膿創のある者、下痢をしている者等は避け、できるだけ用員を固定すること。また、炊出しに携った者を明確にしておくこと。
- (7) 腹痛、下痢、嘔吐、発熱等の発病者があった場合には、直ちに市（保健班）に連絡するとともに、医師の手配を行うこと。
- (8) 食料品の救援物資を受けた場合は、その出所、日時を明確に把握するとともに食料の品質低下を避ける措置をとること。
- (9) 加熱せず飲食できるものは、提供前に検食すること。

7 応援等の手続

市の地域内において炊出し等食料の供給ができないとき、あるいは炊出しに必要な原材料の確保ができないときは、市（福祉班）は市（危機管理班）と協議し、県支部危機管理班に応援の要請をする。なお、緊急を要する場合にあつては、直接隣接市町に応援の要請をする。

応援の要請に当たっては、次の条件を明示して行う。

- (1) 炊出しの要請
 - ア 炊出し食数（人数）
 - イ 炊出し期間
 - ウ 炊出し品送付先
 - エ その他必要な事項
- (2) 物資の確保
 - ア 所要物資の種別、数量
 - イ 物資の送付先及び期日
 - ウ その他必要な事項

8 その他

災害救助法が適用された場合の炊出し及び食料供給の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則等による。

[参考]

災害救助用米穀の緊急引渡手続き

- ア 知事と市長の連絡ができる場合
 - a 米穀（精米）

- ① 市長は、知事に災害救助用米穀の引渡要請を事前に行うとともに、災害救助用米穀緊急引渡申請書（様式第1号）を1部提出する。
 - ただし、申請書を提出するいとまがないときは、ファックス又は電話により申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行う。
- ② 知事は、市長の申請に基づき精米の供給を行う業者（以下「供給業者」という）と協議のうえ、引渡数量を決定し、供給業者に対し、精米の供給の要請を行う。
- ③ 精米の引渡場所は知事が指定するものとし、知事は当該場所に職員を派遣し、確認のうえ引き取る。

④ 市長は、精米の引渡しを受ける際に、知事に災害救助用米穀受領書を1部提出する。

イ 交通、通信の途絶等のため知事と市長の連絡がつかない場合

(市長がアの規定による災害救助用食料の引渡しを受けることができない場合)

① 市長は、農林水産省生産局に引渡しに関する情報を連絡し、災害救助用米穀の引渡要請書を提出する。

② 市長が直接、農林水産省生産局に連絡した場合は、必ず、知事に連絡する。

③ 知事は、農林水産省生産局と協議のうえ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領第4章第10の2に基づき農林水産省生産局長と売買契約の締結を行う。

④ 市長は、精米の引渡しを受ける場合に、知事に災害救助用米穀受領証を提出する。

ウ 代金納付

買受手続き等が完了した後の代金納付については、岐阜県災害救助法施行細則等による。

第18節 給水活動

危機管理室	管財課
市民課	上下水道課

地震災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して飲料に適する水を得ることができない者に対して、最小限度必要な量の飲料水を供給するため、迅速に適切な措置を行う。

1 実施主体

飲料水の供給は、市（上下水道班、危機管理室）が行う。ただし、市本部のみで飲料水の供給が困難な場合、岐阜県水道災害相互応援協定等に基づき、飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材について、県に必要な措置を要請する。

※参考資料編「岐阜県水道災害相互応援協定」参照

2 給水の方法

給水の方法については、あらかじめ策定した給水計画によるが、おおむね次の方法により、実施する。

(1) 市（上下水道班）は、応急給水を実施する。

《応急給水の目安》

給水量：おおむね1人1日3L

給水期間：飲料水の取得手段が平常状態に回復するまでの期間

(2) 市（上下水道班）は、水道事業者が設定した給水拠点等のほか、プールの水、井戸水（農業用井戸を含む）等を活用し、浄水装置を使用しての応急給水を実施する。

(3) 市（上下水道班）は、応急給水に当たっては、住民に対して給水場所、時間等を広報する。また、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても飲料水が供給されるよう努める。

給水は公平に行うものであるが、おおむね次の順序で行う。

ア 避難所及び炊出し場所

イ 病院（手術、入院施設のあるものを優先する。）

ウ 断水地域の住民、施設

(4) 水道事業者は、応急飲料水確保に努めるとともに、市が行う応急給水活動に対して、可能な限り支援する。また、必要があれば「岐阜県水道災害相互応援協定」等に基づき応援要請する。

(5) 住民は、地震発生後7日間程度は貯えた水等をもって飲料水を確保するように努める。また、衛生上の注意を十分払いながら、地域内の井戸・湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。

(6) 給水用機械器具保有の状況は参考資料編の「給水用機械器具保有状況」に示す。

3 応援要請

(1) 市本部において飲料水の供給ができないときは、市（上下水道班）は原則として岐阜県水道災害相互応援協定その他の規定に定めるところにより、県支部保健班応援等の要請をする。ただし、緊

急を要するときは、直接隣接市町本部に応援等の要請をする。

(2) 自衛隊の災害派遣による給水

市（危機管理班）は、渇水又は災害等により飲料水の供給が不能となった場合に、他の施設からの応援によってもなお飲料水の確保ができないときは、「第3章 第4節 自衛隊災害派遣要請」に基づき自衛隊の災害派遣要請を県知事に要求する。

4 水道の対策

市（上下水道班）は、災害による水道事故に対するため、緊急時の対応方針をあらかじめ定めておく。水道施設の応急復旧については、「第3章 第31節 ライフライン施設の応急対策」によるもののほか、次の次項による。

- (1) 現水源地の他に水源を調査しておき、非常の場合に、その水源から取水できるよう計画を樹立する。
- (2) 塩素滅菌による残留塩素を 0.2 mg/L 以上に保持する。
- (3) 水道施設に被害があったときは、市（上下水道班）は速やかに「医療衛生施設被害状況報告書（水道施設）」の様式3号の1により県支部保健班経由県本部防災班に報告する。ただし、水道事業者は岐阜県水道災害対策実施要領に基づき県支部保健班経由県本部薬務水道班に報告する。

5 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、給水量、期間、経費等については、災害救助法施行細則等による。

第19節 生活必需品供給活動

危機管理室	市民課
福祉課	

地震災害により、日常生活に欠くことのできない燃料、被服、寝具その他生活必需品（以下「生活必需品」という）を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給与又は貸与するため、迅速に適切な措置を行う。

1 実施体制

(1) 被災者に対する生活必需品の給与又は貸与については、市が実施する。災害救助法が適用された場合も、各世帯に対する割当及び支給は、市が実施する。

市本部における実施は、市（福祉班）が担当するが、物資を確保する場合にあっては、関係各班が協力し、また、配分に当たっては他班から職員の応援を得て実施する。

(2) 市は、自ら生活必需品等の給与又は貸与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ応援を要請する。

(3) 災害救助法が適用された場合は、物資の確保及び輸送は県が行う。

2 生活必需品等供給対象者

供給対象者は、災害によって日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、しかも資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手することができない状態にある次の者とする。

(1) 住家が全失（全焼、全壊、流失をいう。）及び半失並びに床上浸水した世帯

(2) 被服、寝具その他生活上必要な最少限度の家財を喪失した世帯

(3) 物資販売機構の混乱等により資力の有無にかかわらず家財を直ちに入手することができない状態にある世帯

3 生活必需品の確保及び供給

(1) 支給品目等

支給品目等は被害の実情に応じ、寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料等の生活必需品について現物をもって行う。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含める等、被災地の実情を考慮する。

(2) 物資の調達、輸送

ア 備蓄物資の放出

イ 応急生活物資の協力に関する協定業者からの調達による。

※参考資料編「緊急時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」参照

・株式会社バロー土岐店（TEL 55-8000）

・株式会社サンマート（TEL 55-5868）

・株式会社岐東ファミリーデパート三起屋（TEL 55-5011）

(3) 物資の供給

市（福祉班）は、物資の供給に当たって、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資が供給されるよう努める。

※参考資料編「災害時における応急生活物資の供給及び被災者等への支援に関する協定書」参照

(4) 物資の保管

市（福祉班）は、物資の引継を受けてから配分するまでの間は厳重な保管に留意し、保管場所の選定、警察機関に対する警備の要請等十分な配慮をする。なお、り災者に対して物資を支給した後の残余物資については（通常の場合残余物資の生ずるように輸送される。）、市（福祉班）は厳重に保管し、県本部の指示によって処置（返還）する。

4 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則等による。

第20節 要配慮者・避難行動要支援者対策

まちづくり推進課	危機管理室
市民課	保健センター
福祉課	高齢介護課
子育て支援課	

市（高齢介護班）は、災害時には、避難行動要支援者本人や避難支援等を実施する者の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮する。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮する。

1 在宅の要配慮者対策

- (1) 市（高齢介護班、福祉班、危機管理班）は、地震発生直後、関係機関の協力を得て、避難行動要支援者名簿や地図あるいは警察（特に交番）の情報を利用する等して居宅に取り残された要配慮者の迅速な発見に努める。
- (2) 市（高齢介護班）は、要配慮者を発見した場合は、次の情報を把握するとともに消防機関、警察と連携して地域住民が要配慮者とともに避難するよう指導する。
 - ア 避難所への移動
 - イ 施設緊急入所等の緊急処置
 - ウ 居宅での生活が可能な場合には在宅保健ニーズの把握等を実施する。
- (3) 住民は、地域の要配慮者の避難誘導について、自主防災組織の協力等により地域ぐるみで協力支援する。
- (4) 要配慮者のニーズに応じた救援、救護

市（高齢介護班、福祉班）は、要配慮者を支援するため、できるだけきめ細かな対策を講じる。

- ア 特別な食料（柔らかい食品、粉ミルク等）を必要とする者に対し、その確保・提供
- イ 要配慮者用資機材（車イス、障がい者用トイレ、ベビーベッド等）の提供
- ウ ボランティア等生活支援のための人材の確保及び派遣
- エ 情報提供
- オ 人工透析及び難病患者等への医療の確保等
- カ 避難所での要配慮者への配慮
- キ 要配慮者向け相談所の開設
- ク 社会福祉施設の活用検討
- ケ 要配慮者向け仮設住宅の提供、優先入居

2 社会福祉施設の対策

社会福祉施設の設置者、管理者は、要配慮者を災害から守るため、次のような対策を講じる。

(1) 入所者の保護

ア 迅速な避難

災害の程度、種別等に応じた避難所を選定しておき、あらかじめ定めた避難計画に従い、速やかに入所者の安全を確保する。

避難に当たっては、できるだけ施設近隣住民の協力を求め、迅速な避難に努める。

イ 臨時休園等の措置

保育所及び認定こども園にあつては、保育を継続することにより乳児、幼児の安全の確保が困難な場合は、臨時休園とし、乳児、幼児を直接保護者へ引渡す等必要な措置をとる。

また、児童館、児童センター、知的障がい者通所更生施設等の通所施設についても、保育所等に準じた措置をとる。

その他の社会福祉施設にあつては、入所者を一時安全な場所で保護し、実情に応じた措置をとる。

ウ 負傷者等の救出、応急手当等

入所者が被災した場合は、負傷者等の救出、応急手当等必要な措置をとるとともに、必要に応じ消防機関の応援を要請する。

また、医療その他の救助を必要とする場合は、市本部、県支部救助班に連絡又は要請する。

エ 施設及び設備の確保

被災した施設及び設備については、県、市等の協力を得つつ施設機能の回復を図り、また、入所可能な場所を応急に確保する。

オ 施設職員等の確保

災害により職員に事故があり、又は入所者数の増加によって職員等のマンパワーが不足するときは、不足の程度等を把握し、市本部、県支部救助班に連絡しその応援を要請する。

カ 食料や生活必需物資の確保

入所施設においては、食料や生活必需物資に不足が生じた場合、買い出し等により速やかに確保し、入所者の日常生活の確保を図る。

確保できないときは、不足が予想される物資の内容や程度について市本部、県支部救助班に連絡しその支援を要請する。

キ 健康管理、メンタルケア

入所者をはじめ職員等の健康管理（特にメンタルケア）に、十分配慮する。

(2) 被災者の受入れ

被災を免れた施設又は被災地に隣接する地域の施設においては、入所者の処遇を確保した後、余裕スペース等を活用して、一定程度の被災者の受入れを行う。

なお、余裕スペース等の活用による被災者の受入れについては、要介護者等配慮の必要性の高い者を優先する。

3 外国人対策

(1) 各種通訳の実施

市（まちづくり推進班）は、県と協力して、通訳ボランティアを必要な地域に派遣する。

(2) 正確な情報の伝達

市（まちづくり推進班）は、テレビ・ラジオ等の外国語放送による正確な情報を伝達する等、外国人に対し、避難所や物資支給等の必要な情報が欠如、混乱することがないように努める。

第21節 帰宅困難者対策

各 課 共 通

通勤・通学、出張、買い物、旅行等で、多くの人々が長距離間を移動しており、地震災害が発生した場合、自力で帰宅することが極めて困難となる人々が多数発生することが想定される。

このため、地震災害時の安否確認の支援、被害情報の伝達、避難所の提供、帰宅のための支援等帰宅困難者に対する支援体制を速やかに構築する。

※参考資料編「災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書」「災害時における帰宅困難・滞留旅客者への支援に関する協定書」参照

1 住民、事業所等の啓発

市（危機管理班）は、公共機関が運行を停止し、帰宅困難者が大量に発生する場合は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保等の帰宅困難者等への支援を行う。また、各種手段により、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業所の責務等、必要な啓発に努める。

2 避難所対策、救援対策

市（危機管理班）は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所への収容が必要になった人への救助対策、避難所対策を図る。

3 徒歩帰宅困難者への情報提供

市（危機管理班）は、企業、放送事業者、防災関係機関等との情報収集により、徒歩帰宅困難者に対して支援ルートやコンビニエンスストア等の支援ステーションの情報提供に努める。

第22節 応急住宅対策

危機管理室	管財課
生活環境課	税務課
福祉課	高齢介護課
都市計画課	会計課

地震災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、又は土石、竹木等の流入により住むことが不可能な場合、被災者を収容するために住宅を仮設し、また住宅のき損等に対し自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対して、日常生活の可能な程度の応急修理又は障害物を除去するため、迅速に必要な措置を行う。

ただし、災害発生直後における住宅の対策については、「第3章 第15節 避難対策」の避難所の開設及び収容による。

1 住宅確保等の種別

住宅を失い又は破損し、若しくは土石の侵入その他によって居住することができなくなった被災者に対する住宅の建設、修理等は、おおむね次の種類及び順位による。

対 策 種 別		内 容	
住 宅 の 確 保	① 自力 確保	(1) 自 費 建 設	被災世帯が自力（自費）で建設する。
		(2) 既 存 建 物 の 改 造	被災を免れた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。
		(3) 借 用	親戚その他一般の借家、貸間、アパート等を自力で借りる。
	② 既存 公営施設 収容	(1) 公 営 住 宅 入 居	既存公営住宅へ特定入居、又は目的外使用
		(2) 社会福祉施設へ収容	老人ホーム、児童福祉施設等、県、市町村又は社会福祉法人の経営する施設への優先入所
	③ 国庫 資金融資	(1) 災害復興住宅融資	自費で建設するには資金が不足する者に対して独立 行政法人住宅金融支援機構から融資する。
		(2) 地すべり関連住宅融資	
	④ 災害救助法による仮設住宅の供与	自らの資力では住宅を修繕することができない者に対して市が仮設の住宅を供与する。	
	⑤ 公営 住宅建設	(1) 災害公営住宅の建設	大災害時に特別の割当を受け、公営住宅を建設する。
		(2) 一般公営住宅の建設	一般の公営住宅を建設する。
住 宅 の 修 繕	① 自費修理		被災者が自力で修理する。
	② 資金 融資	(1) 国庫資金融資	自費で修理するには資金が不足する者に独立行政法人住宅金融支援機構（災害復興住宅融資）して補修する。
		(2) その他公費融資	生活困窮世帯に対しては社会福祉協議会、及び県が融

		資して改築あるいは補修する。
	③ 災害救助法による応急修理	生活能力の低い世帯に対して、市が応急的に修理する。
	④ 生活保護法による家屋修理	保護世帯に対し、生活保護法で修理する。
障害物の除去等	① 自費除去	被災者が自力（自費）で除去する。
	② 除去費等の融資	自力で整備するには資金が不足する者に対し住宅修理同様融資して除去する。
	③ 災害救助法による除去	生活能力の低い世帯のために市が除去する。
	④ 生活保護法による除去	保護世帯に対し、土砂等の除去又は屋根の雪降ろしを生活保護法で行う。

- (注) 1 対策順位は、その種別によって対象者が異なったり、貸付の条件が異なるので適宜実情に即して順位を変更する必要がある。
- 2 住宅の確保のうち、④及び⑤の建設は、住家の全焼、全流失及び全壊した世帯を対象としたものである。
- 3 障害物の除去等とは、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去等をいう。

2 住宅対策等の調査・報告

市（生活環境班）は、住宅の被害が確定したときは、次の方法により調査・報告する。なお、調査に当たっては説明会を開催し、あるいは必要に応じて相談所を開設する等して、次の各制度別の希望世帯を取りまとめる。

(1) 調査

- ア 公営住宅入居希望者
- イ 国庫資金借入希望者
- ウ 生活福祉資金借入希望者
- エ 母子・父子・寡婦福祉資金借入希望者
- オ 寡婦福祉施設入居希望者
- カ 社会福祉施設入居希望者
- キ 仮設住宅入居対象者
- ク 住宅応急修理対象者
- ケ 障害物除去対象者

なお、調査に当たっては次の点に留意して行う。

- a 制度の種別が多くその内容も異なるので、被災者に対して十分にその内容を徹底すること。
- b 建設、あるいは融資等の時期が異なるため、本調査後相当の変更希望者が予想されるが直ちに着手する災害救助法による制度については、特に正確を期するよう努めること。
- c 各世帯別重複計上を避けることにこだわり、本人の第1希望によってのみ計上することなく、その世帯条件等も十分考慮して適切な種別を希望できるよう指導すること。
- d 各制度別種別のうち次の制度間については重複しても差支えないこと。
 - ① 応急仮設住宅と各種公営住宅
 - ② 応急仮設住宅と各種資金融資

③住宅応急修理と各種資金融資

④障害物の除去と各種資金融資

e 各制度の調査方法は、「県計画第6章 災害復旧」の定めるところによる。

(2) 報告の方法

市（生活環境班）は、その対策を取りまとめ「住宅総合災害対策報告書」（様式1号）により県支部を経由して県本部防災班に報告する。報告期限は、災害発生の日から5日以内に行わなければならない。

3 応急仮設住宅（賃貸型応急住宅を含む）の提供

災害により住宅を失った者で、直ちに住宅を確保できない者のうち、生活能力の低い者に対して災害救助法により応急仮設住宅を建設し提供するとともに、適切な運営管理を行う。

(1) 実施者

ア 応急仮設住宅の供与、住宅の応急修繕及び障害物の除去等は、原則として市が行う。

イ 災害救助法が適用された場合においても県知事から委任されたとき、又は県知事による救助のいとまがないときは、市が行う。

ウ 応急仮設住宅の供与は、市（生活環境班）が直接又は業者に請け負わせて建設し供与するが、市本部において実施できないときは、県本部建築班に応援を求める。

エ 応急仮設住宅を建設して確保することが困難な場合は、関係団体に協力を求め、民間賃貸住宅等借り上げるほか、利用可能な公営住宅のあっせんにより、応急仮設住宅の確保に努める。

(2) 建設用地

建設用地については、市（生活環境班）が市（管財班）と協議して決定する。

応急仮設住宅の建設用地を選定したときは「応急仮設住宅入居該当世帯調」に略図を添えて県支部総務班に提出する。なお、選定した敷地については、契約期間3か月以上の土地貸借契約書又は貸与承諾書を作成若しくは徴して保管し、その写しを県本部防災班に提出する。

(3) 対象者及び入居予定者の選定

市（生活環境班）は、次の条件に適合する対象者のうちから入居予定者を選定し、様式2号の「応急仮設住宅入居該当世帯調」により災害発生後5日以内に県支部総務班を経由して県本部防災班に報告する。

ア 住家が全失した世帯であること。

イ 居住する仮住宅がなく、また、借家等の借上げもできない世帯であること。

ウ 自己能力では、住宅を確保できない世帯であること。

(4) 建築基準等

ア 面積の限度 原則として29.7㎡以内

イ 費用の限度 岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内

(5) 建設期間

応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成させる。

(6) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅は、市本部長が管理する。

ア 家賃及び維持管理

a 家賃は、無料とする。

- b 維持補修は、入居者において行う。
- c 地料を必要とするときは、入居者の負担とする。
- d 維持補修にあつて原形が変更される場合は、市長に届け出て実施する。市長は承認に当たっては県の意見に従つて承認する。

イ 入居台帳の作成

入居予定者が入居したときは応急仮設住宅入居者台帳（様式3号）を作成し、「災害救助法による応急仮設住宅入居誓約書」（様式8号）とともに整備保管しておく。なお、入居者台帳の写しを県本部防災班に提出する。

ウ 貸与期間その他

り災者を応急仮設住宅に入居させるに当たっては、仮設住宅の趣旨をよく説明し貸付期間が2年であること等も指示し、様式8号による「災害救助法による応急仮設住宅入居誓約書」を徴する。

(7) 着工及び竣工届

市（生活環境班）は、着工届及び竣工届を県支部総務班を経由して、県本部防災班に提出する。

(8) 応急仮設住宅の運営管理

市（生活環境班）は、各応急仮設住宅の適切な運営を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、孤独死、餓死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の目的外使用及び第三者提供について、事前に同意をとる等配慮する。また、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における愛玩動物の受入れにも配慮する。

(9) 要配慮者への配慮

市（高齢介護班）は、応急仮設住宅への入居については、要配慮者に十分配慮した応急仮設住宅の設置等に努めるほか、優先的に実施し、住宅建設に関する情報の提供についても十分配慮する。

4 住宅の応急修理

市（生活環境班）は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けるなど、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者に対し、住宅の応急処理を行う。災害救助法による方法は次のとおりである。

(1) 実施者

市（生活環境班）

(2) 修理基準等

住宅の修理箇所及び費用は、次の基準による。

ア 修理箇所

応急修理は、居室、炊事室、便所等生活上欠くことのできない部分のみを対象とする。

すなわち、個々の修理部分については、日常生活に欠くことのできない緊急を要する破損箇所の応急的修理で、例えば、土台、床、壁、天上、屋根、窓、戸等のいかんを問わない。

イ 費用の基準

1世帯あたりの費用（原材料費、労務費、輸送費、事務費等一切）は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

(3) 修理対象世帯の選定

市（生活環境班）は、次の条件に適合する対象者のうちから修理予定者を選定し、住宅応急修理該当世帯調（様式4号）により災害発生後5日以内に県支部危機管理班を経由して県本部防災班に報告する。

ア 住家が半失（半焼又は半壊又は半流失）し、そのままでは当面の日常生活を営むことのできない世帯であること。

イ 生活程度が低く自己の資力では、住宅の応急修理を行うことができない世帯であること。選定に当たっては、民生委員その他関係者の意見を聞き、生活能力が低く、かつ、住宅の必要度の高い世帯から順次修理戸数の範囲内において選定する。なお、必要に応じ適宜補欠世帯も選定しておく。

(注) 住宅の修理については、借家は家主が、社宅・寮については会社が、また公舎・公営住宅については設置主体が行うが、借家等で家主に能力がなく、かつ、借家人も能力がないような場合は本救助の対象とする。

(4) 修理資材の確保

住宅修理のために必要な資材は、修理を請け負った業者が確保することが原則であるが、災害時における混乱等により業者において確保することができないときは、県本部の林政部、商工労働部その他関係機関において、その確保についてのあっせんを行い又は確保して資材を公給する。

(5) その他

市（生活環境班）は、修理についての着工届及び竣工届を、県支部危機管理班を経由して県本部防災班に提出する。

(6) 備付帳簿等

市（生活環境班）は、住宅の応急修理に関し、次の帳簿類を作成し、整備保管しておく。

ア 住宅応急修理該当世帯調（様式4号）

イ 住宅応急修理記録簿（様式5号）

ウ 修理請負契約関係書類

エ 住宅応急修理該当者選考関係書類

オ 救助実施記録日計票（第3章 第14節 様式2号）

カ 救助の種目別物資受払状況（第3章 第14節 様式3号）

5 障害物の除去

市（生活環境班）は、災害により住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい障害を受けている世帯に対し、障害物の除去を行う。災害救助法による方法は次のとおりである。

(1) 実施者

障害物の除去は、市（生活環境班）が奉仕労力又は人夫を雇い上げ、機械器具を借り上げで直接実施し、又は土木業者に請け負わせて実施する。ただし、市本部において実施できないときは、次の方法により応援を得て実施する。

ア 市（生活環境班）は、県支部危機管理班に障害物除去の応援を要請する。ただし、緊急を要する場合等にあつては隣接市町本部に直接応援の要請をする。

イ 応援の要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

a 応援を要する地域（作業場所）

b 障害物の除去を要する戸数及び状況

- c 応援を求める内訳（人員、機械、器具）
- d 応援を求める期間
- e その他

（2）除去対象世帯の選定

市（生活環境班）は、次の条件に適合する対象者のうちから除去予定世帯を選定し、障害物除去該当世帯調（様式6号）により災害発生後5日以内に県支部危機管理班を経由して県本部防災班に報告する。

- ア 住家が半壊又は床上浸水の被害を受け、土石、竹木等が住家又はその周辺に運ばれ日常生活に著しい障害を来している世帯であること。
 - イ 生活程度が低く自己の資力では、障害物を除去することのできない世帯であること。
 - ウ 高齢者世帯、母子世帯あるいは寡婦世帯等で自力で除去することができない世帯であること。
- 対象世帯の選定に当たっては、民生委員その他関係機関の意見を聞き、能力が低く、かつ、除去すべき障害物の条件の悪い世帯から順次除去対象数の範囲内において選定する。なお、必要に応じ、適宜補欠世帯も選定しておく。

（3）除去する基準等

障害物の除去に要する経費は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。ただし、同一住家（一戸）につき2以上の世帯が居住している場合は一世帯当たりの限度額の範囲内とする。実施は、居室、便所、炊事場等について、人夫の雇上、器具の借上、除去のため輸送等被害の条件に適した方法によって行うが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による清掃との関係を考慮し、「第3章 第27節 清掃活動」により実施する。

（4）除去する期間

障害物を除去する期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、10日以内に除去することができないと認められるときは期間内に市（生活環境班）は、県支部危機管理班を経由して県本部防災班に期間延長の要請をする。

期間延長の申請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- ア 延長を要する時間
- イ 期間延長を要する地域
- ウ 期間延長を要する理由
- エ 期間延長を要する地域ごとの戸数
- オ その他

（5）報告等事務手続

市（生活環境班）は、障害物の除去を実施したときは、その状況を毎日救助日報（第3章 第14節 様式4号）により、県支部危機管理班を経由して県本部防災班に報告するとともに、次の諸記録を整備保管する。

- ア 障害物除去該当世帯調（様式6号）
- イ 障害物除去記録簿（様式7号）
- ウ 救助実施記録日計票（第3章 第14節 様式2号）
- エ 救助の種目別物資受払状況（第3章 第14節 様式3号）
- オ 除去工事その他関係書類

カ 障害物除去対象世帯選考関係書類

6 応援要請

市（危機管理班、生活環境班）は、自ら応急仮設住宅の供与、住宅の応急修繕及び障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県に応援を得て実施する。

7 低所得世帯に対する住宅融資

市（福祉班）は、低所得世帯、母子世帯あるいは寡婦世帯について、災害により住宅を失い又は破損等のため居住することができなくなったもので、住宅を補修し又は被災を免れた非住家を改造する等のため貸金を必要とする世帯に対して、次の資金を融資する。

- ア 生活福祉資金の災害援護資金
- イ 母子・父子・寡婦福祉資金の住宅資金
- ウ 災害援護資金の貸付

8 生活保護法による家屋修理

市（福祉班）は、災害救助法が適用されない災害時で、生活保護世帯が被災した場合は、生活保護法により、次の方法で家屋の修理をする。

（1）家屋修理費等

国が定める基準額の範囲内において必要最少限度の家屋の補修又は畳、建具、水道、配電設備その他現に居住する家屋の従属物の修理

（2）土砂等の除去費

家屋修理費の一環として（1）による基準の範囲内において土砂、毀物等の除去に要する器材の借料及び人夫賃等

9 社会福祉施設への入所

市（高齢介護班、福祉班）は、災害により住宅を失い又は破損等により居住することのできなくなった者のうち、要介護者等で社会福祉施設に入所させることが適当な者について、必要性の高い者から入所させる。

市（高齢介護班）は、被災者の避難状況等にかんがみ、他県等区域外の社会福祉施設への入所が必要であると判断した場合は、関係機関と連携して速やかに入所させる。

10 適切な管理のなされていない空家等の措置

市（生活環境班）は、災害時に適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最低限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除去等の措置を行う。

11 その他

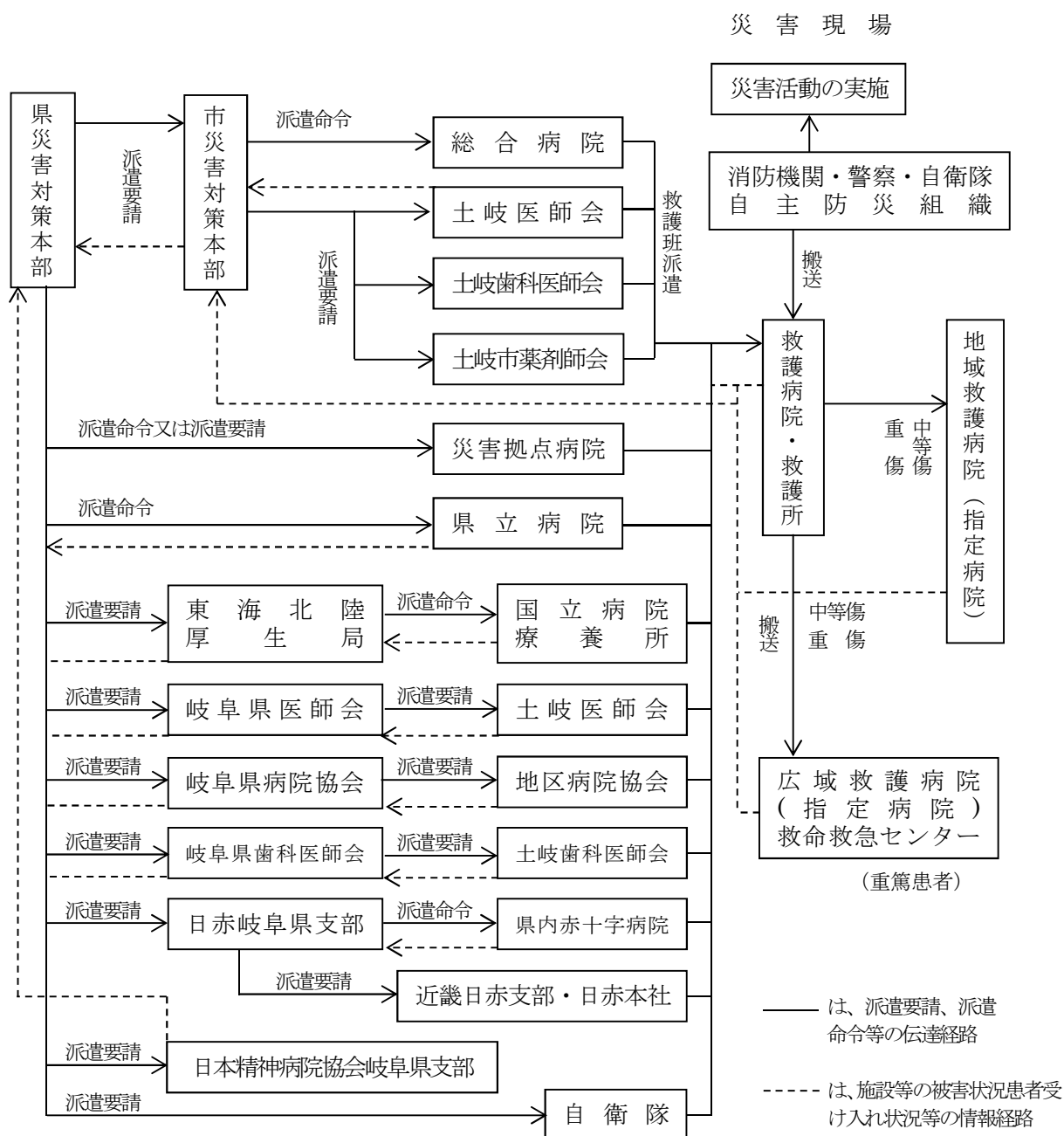
災害救助法が適用された場合の対象者、戸数、経費等の詳細については、災害救助法施行細則等による。

第23節 医療・救護活動

危機管理室 保健センター
消防署

地震災害の発生により、数多くの負傷者、被災者等へ医療を提供するため、災害医療救護体制を確立する。なお、詳細は、岐阜県地震災害等医療救護計画による。

1 医療救護活動の体制



2 医療救護活動

(1) 市（保健班）は、救護所を設置するとともに医療救護チームを派遣し、災害の程度に即した救護活動を行う。

ア 医療救護チームの編成基準

医療救護チームの編成基準は、次によるものとし、災害の種類、規模、状況に応じて適宜増員する。

医師	1名
薬剤師	1名
看護師、助産師又は保健師	2名
事務職員	1名

(注) 運転士については必要に応じ編成に加える。

イ 医療救護チームの携行品

医療救護チームは、出動に当たってはおおむね参考資料編の「医療・救急」に掲げる薬品等を携行する。

(2) 市（保健班）は、災害の程度により必要と認めるときは、市本部と協議し、県に応援を要請する。

ア 市（保健班）は、県支部保健班に要請する。ただし、緊急を要する場合でそれが困難なときは、隣接市町本部に対して要請をする。

イ 要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- a 医療、助産救助実施の場所
- b 当該地域における対象者及び医療機構の状況
- c 実施の方法及び程度（派遣医療救護チーム数等）
- d その他必要な事項

(3) 医療等関係機関によって実施することが適当なときは、市（保健班）は、患者に医療券を交付し、患者は、医療等関係機関に医療券を提示して診療を受ける。

医療券は、生活保護法による医療券用紙に「災害」と朱書して発行する。なお、医療券を発行するいとまがないときは、市（保健班）は医療等関係機関と連絡をとり、とりあえず診察を受けさせ事後に医療券を発行する。

(注) 本救助は、災害の混乱により一般の方法によれない場合の対策であるから、通常の方法による場合は行わないのが原則である。

(4) 医療救護活動の原則

医療救護活動は、県、市の調整のもと、救護所、救護病院、災害拠点病院等の医療機関が連携して実施する。

なお、被災地では、発災からの時間的経過に応じて医療救護に対するニーズが変化していたため、それに対応した医療救護活動を行う。

(5) 重症者の搬送方法

医療救護チームは、重症者等の後方医療機関への搬送は、市（保健班）に通知し、地元消防機関の協力を得て実施する。ただし、消防機関の救急車両が確保できない場合は、県、市及び医療救護チームで確保した車輛により搬送する。

また、市（危機管理班）は、道路の損壊等の場合又は遠隔地への搬送が必要な場合においては、県又は自衛隊等のヘリコプターを要請し、実施する。

(6) トリアージの実施

医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じトリアージを実施し、効率的な活動に努める。

(7) 災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣要請

市（保健班）は、市本部と協議し、必要に応じて医療関係機関又は県支部保健班に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を要請する。なお、岐阜県と「岐阜DMATの派遣に関する協定」を締結している指定病院を参考資料編の「岐阜DMAT指定病院」に示す。

(8) 後方医療活動の要請

市（保健班）は、市本部と協議し、必要に応じて広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構）に区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。

また、市（保健班）は、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保、運営するとともに、市内の医療機関から広域搬送拠点までの重症者等の輸送を実施する。

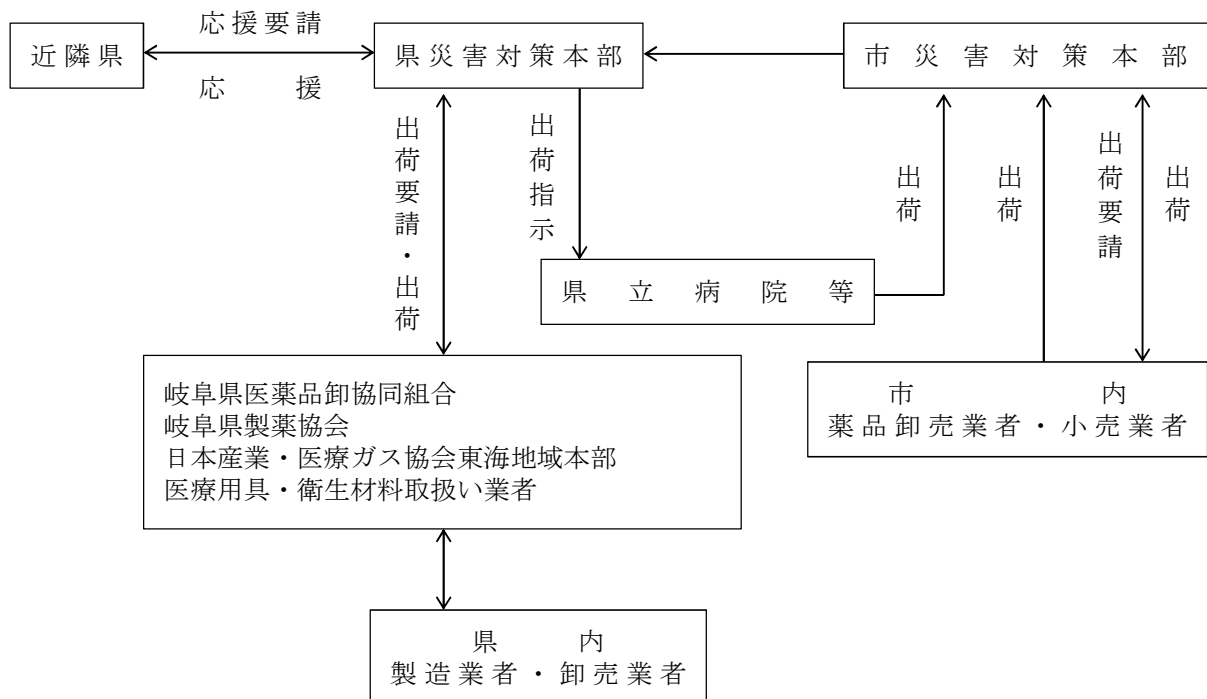
(9) 医療機関の状況

市内の医療機関（歯科医療を除く。）は参考資料編に示す。

3 医薬品等の確保

(1) 市（保健班）は、関係機関との連携を図り、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料、医療機器及び血液の確保を図る。

(2) 市（保健班）は、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料及び医療用具については、調達計画に基づき調達する。ただし、不足が生じるときには、市（保健班）は、市本部と協議し、県及び関係機関に応援を要請する。



4 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、給付等については、災害救助法施行細則等によるが、おおむね次のとおりである。

(1) 医療の範囲

- ア 診察
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護

(2) 助産の範囲

- ア 分べんの介助
- イ 分べん前後の処置
- ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(3) 程度

医療、救護の程度は、生活保護法による医療、助産保護に定める程度による。

(4) 期間

- ア 医療救護は、災害発生の日から14日以内
- イ 助産救護は、災害発生前後7日以内に分べんした者で、分べんの日から7日以内
- ウ 上記期間で打ち切ることができないときは、市（保健班）は県支部保健班に実施期間延長の要請を連絡する。
- エ 期間延長の要請、申請に当たっては、次の事項を明示して行う。
 - a 延長を要する期間
 - b 期間延長を要する地域
 - c 期間延長を要する理由
 - d 救助を要する患者数、病状等
 - e その他

(5) 費用

災害救助法による医療及び助産のための費用の基準及び請求は、次による。

ア 費用の基準

- a 医療救護チームの費用
 - ① 救助費 使用した薬剤、治療材料及び医療器具消耗破損の実費
 - ② 事務費 医療救護チームの派遣旅費
- b 医療機関による費用
 - 国民健康保険の診療報酬の例による額以内（生活保護法医療扶助の基準）
- c 助産の費用
 - 産院その他の医療機関による場合は、使用した衛生材料及び処置費等の実費また、助産師による場合は、当該地域における慣行料金の8割以内の額

イ 請求

a 医療救護チーム費用の請求

医療救護チームに要した経費請求書（様式1号）により関係機関経由県本部防災班に提出する。

b 医療機関費用の請求（含助産）

医療機関は、災害により負傷等した患者の診療報酬明細書（レセプト）を作成し、災害用医療券（生活保護法の医療券に「災害」と朱書きされたもの）を有している場合はそれを、またそれに順ずる連絡票（診療依頼書）等を有する場合はそれをレセプトに添付の上、患者の居住する市に提出する。

市（保健班）は、医療機関より提出された前記のレセプトを様式5（助産については様式6）にとりまとめ、県本部福祉政策班に提出する。

5 診療記録

医療救護チームが出動し、救助に従事したときは、次の記録を作成し市（保健班）に提出する。

- (1) 医療救護チーム出動編成表（様式2号）
- (2) 医療救護チーム活動状況（様式3号）
- (3) 医療救護チーム医薬品衛生材料使用記録（様式4号）
- (4) 病院、診療所医療実施状況（様式5号）
- (5) 助産台帳（様式6号）
- (6) 救助実施記録日計票及び救助の種目別物資受払簿（第3章 第14節 様式2号及び3号）

第24節 遺体の捜索・取り扱い・埋葬

危機管理室	保健センター
福祉課	生活環境課
消防署	

地震災害時に死亡した者の遺体の捜索、見分、取り扱い、埋葬等を的確に実施するため、遺体捜索体制の確立、必要機器や遺体安置所の確保、他市町村、隣県等の協力による火葬の実施等迅速に必要な措置を行う。広域に被災した場合は、検視、検案体制を含め、広域調整を行う。

1 遺体の捜索

市（福祉班）は、消防機関、自主防災組織、警察、防災関係機関の協力を得て遺体の捜索を行い、発見したときは速やかに収容する。

2 遺体の取り扱い、収容等

（1）遺体の取り扱い

市（福祉班）は、遺体を発見した場合は、警察に届出を行い、警察は、遺体の見分、検視を行い、身元が判明している場合は、遺族等へ引き渡す。

（2）遺体の収容

市（福祉班）は、身元の判明していない遺体及び遺族等への引き渡しが困難な場合は、次の措置をとる。

ア 医師により、遺体の識別のため、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置をとり、必要に応じて撮影を行う。

イ 寺院等の施設又は仮設安置所における遺体の一時安置を行う。

ウ 医師による死因その他についての検査を行う。

（3）遺体の検視、身元確認

県警察は、必要に応じ、警察災害派遣隊を被災地に派遣し、医師、歯科医師等の協力を得て、遺体の検視、身元確認等を行う。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう市と密接に連携する。

（4）その他

市（福祉班）は、棺、骨つぼ、ドライアイス等の確保に努める。

3 遺体の埋葬等

（1）遺体の埋葬等

市（福祉班）は、遺体を遺族へ引き渡し又は火葬に付し、骨つぼ若しくは骨箱を遺族に引き渡す。身元の判明しない遺体は、火葬に付し、墓地又は納骨堂に埋収蔵する等必要な措置をとる。

なお、埋葬の実施に当たっては次の点に留意を要する。

ア 事故死等による遺体については、警察から引き継ぎを受けた後埋葬する。

イ 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡しその調査に当たる。

ウ 被災地域以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人としての取扱いとする。

(2) 広域調整

市（生活環境班）は、地震災害が発生し火葬場が破損し使用できない場合や、使用可能であっても火葬能力を大幅に上回る死亡者があった場合においては、別に定める岐阜県広域火葬計画に基づき、円滑な広域火葬を実施する。

4 遺体安置所の確保

市（福祉班）は、避難所として使用されている施設を除き、適当な場所に遺体安置所を設ける。

5 応援協力

市（福祉班）は、自ら遺体の捜索、取り扱い、収容、埋葬の実施が困難な場合、市本部と協議し、他市町村又は県支部総務班・保健班へ実施、若しくは実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。

6 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則によるが、おおむね次のとおりである。

(1) 捜査期間

災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、期間内において捜索を打ち切ることができないときは、市（福祉班）は、市本部と協議し、県支部総務班に期間延長の申請をする。

(2) 報告及び事務手続

市（福祉班）は、本救助を実施したときは、次の諸記録を整備保管するとともに、その状況を毎日救助日報（第3章 第14節 様式1号）により報告する。

ア 死体捜索状況記録簿（様式1号）

イ 救助実施記録日計票（第3章 第14節 様式2号）

ウ 救助の種目別物資受払状況（第3章 第14節 様式3号）

エ 死体捜索用機械器具修繕簿（様式2号）

(3) 遺体の処理に関する災害救助法の基準については、記録としての死体処理台帳（様式3号）、死体及び所持金品引取書（様式4号）をつけ加える。

第25節 防疫・食料品衛生活動

第1項 防疫活動

危機管理室	保健センター
福祉課	生活環境課
衛生、環境センター	上下水道課
浄化センター	

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件により感染症等の疫病が発生しやすく、また蔓延する危険性も高いため、地震災害時における防疫措置は、臨時に多数の避難者を収容し衛生状態が悪化しやすい避難所をはじめとして、的確かつ迅速に実施する。

1 防疫活動

市は、避難所運営マニュアルに基づく感染症予防対策を講ずるとともに、次の防疫活動を行う。

(1) 防疫用資機材の確保、便槽、家屋等の清潔及び消毒

ア 清潔方法

- a 市（清掃班）は、清潔方法の実施に当たっては、管内における道路溝渠、公園等公共の場所を中心に行う。
- b 災害に伴う家屋並びにその周辺の清掃は、各個人が行うのを原則とし、災害地の状況に応じ、市本部長は的確な指導及び指示を行う。
- c 市（生活環境班・清掃班）は、収集したごみ、汚泥、その他の汚物を焼却埋没等、衛生的に適切な処分をする。この場合、できる限りし尿浄化槽又は下水終末処理場の処理施設を利用する等の方法により、不衛生にならないようにする。

イ 消毒方法

- a 市（生活環境班）は、消毒方法の実施に当たっては、法令の定めるところに従って行う。
- b 実施に当たっては、速やかに消毒薬剤等の手持量を確認の上、不足分を補い適宜の場所に配置する。

(2) ごみ集積場所への殺虫剤、殺そ剤の散布

市（生活環境班）は、感染症を媒介するねずみ、昆虫等を駆除するため、ごみ集積場所等に殺虫剤・殺そ剤を散布する。

(3) 感染症患者の隔離

市（保健班）は、被災地域において感染症患者が発生したときは、ただちに感染症指定医療機関等適当な場所に隔離する。

(4) 避難所における避難者の健康状態の調査、防疫活動の実施

市（保健班）は、避難所において、避難者の健康状態の調査を実施するとともに、避難所の自治組織等の協力を得て、防疫活動を実施する。特に、簡易トイレ等の消毒を重点的に行う。

- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号。以下「感染症予防法」という。）第35条第1項の規定による感染症予防委員の選任
市（保健班）は、知事の指示に従い、感染症予防法の規定による当該職員の選任をする。
- (6) 臨時予防接種又は予防内服薬の投与
市（保健班）は、知事の指示に従い、臨時予防接種又は予防内服薬の投与を実施する。
- (7) 感染症の発生状況、防疫活動等の広報活動の実施
市（保健班）は、感染症が発生した場合、県とともに、その発生状況及びその防疫活動につき、速やかに広報活動を実施する。
- (8) 上記、防疫の活動は、次の区分によってそれぞれの機関が協力して行う。

作業区分		県機関	市機関	備考
検病調査		検病調査 (県支部保健班)	情報提供等協力 (保健班及び予防委員)	患者発生の届出(医師)
健康診断		健康診断 (県支部保健班)	対象人員把握等協力 (保健班及び予防委員)	
臨時予防接種		予防接種の命令 (県本部感染症対策推進班)	予防接種の実施 (保健班、予防委員、嘱託医)	
清潔方法		清潔方法の指示 (県本部感染症対策推進班) 清潔方法の指導 (県支部感染症対策推進班)	公共施設の清掃、廃棄物等の処理 (生活環境班、清掃班等)	
消毒方法		消毒方法の指示 (県本部感染症対策推進班) 消毒方法の指導 (県支部感染症対策推進班)	(内容下記)	
内	飲料水の消毒	井戸水	井戸水の消毒 (生活環境班、予防委員)	
		水道水	水道水の消毒 (上下水道班、予防委員)	
		市本部供給水	供給水の消毒 (上下水道班)	
訳	家屋の消毒		家屋内の消毒 (生活環境班、予防委員)	
	便所の消毒		便所の消毒 (生活環境班、予防委員)	
	ごみ溜、溝渠等の消毒		ごみ溜、溝渠その他周辺の消毒	

			(生活環境班)	
	患者運搬用器具等の消毒		患者運搬器具等の消毒 (保健班)	
ねずみ昆虫等の駆除	ねずみ昆虫等駆除区域指定 (県本部医療整備班) ねずみ昆虫等駆除指導 (県支部保健班)		ねずみ、昆虫駆除等の実施 (生活環境班、予防委員)	
家庭用水の供給	家庭用水供給の指示 (県本部薬務水道班) 家庭用水供給の指導 (県支部薬務水道班)		家庭用水の供給 (上下水道班)	
感染症患者の措置			収容診察 (保健班、医療機関等)	

(9) 市における関係施設及び防疫器具等の状況は、参考資料編の「防疫関係施設及び防疫器具等の状況」の通りである。

2 応援の要請

市（保健班）は、被害が甚大で市限りで防疫活動等の実施が不可能又は困難なときは、市（危機管理班）と協議し、他の市町村又は県支部保健班からの応援を得て実施する。

要請に当たっては、次の点を明示する。

- (1) 要請する作業内容等
- (2) 要請する人数、物資名、数量
- (3) 日時、場所等
- (4) その他必要な事項

3 報告及び記録

災害時における防疫に関する報告は、次による。

(1) 被害状況の報告

市（保健班）は、防疫を必要とする災害が発生した場合は、「風水害等対策計画編 第3章 第9節 災害情報等の収集・伝達」の様式3号の1により防疫に関する情報を県支部保健班を経由して、県本部防災班に毎日電話及び文書をもって報告する。

(2) 災害防疫完了報告

市（保健班）は、災害防疫の完了したときは完了の日から20日以内に災害防疫業務完了報告書（様式2号）を県支部保健班を経て県本部健康部に提出する。

(3) 記録の整備

- ア 災害防疫活動状況日報（様式3号）
- イ 災害防疫経費関係書類（様式1号）
- ウ 清潔方法及び消毒方法に関する書類
- エ ねずみ族昆虫等駆除に関する書類
- オ 家庭用水供給に関する書類

カ 防疫作業日誌

キ 患者台帳

第2項 食料品衛生活動

危機管理室 保健センター 福祉課

地震災害時には、食料の調理、加工、販売等について、通常の衛生管理が困難となることが想定されることから、食中毒等食料品に起因する危害発生の危険性が高くなる。このため、被災地における食料の安全性を確保するため、炊出し施設、飲食店等の食料関連施設に対して監視指導を実施し、食中毒等の発生防止を図る。

1 食料品関連施設に対する監視指導

- (1) 市（福祉班）は、炊出しを開始する場合、速やかに管轄の保健所に連絡する。
- (2) 保健所は、炊出しに伴う食中毒の防止のため、監視員を派遣し、食料品の衛生について監視指導にあたる。

2 食中毒発生時の対応

- (1) 市（保健班）は、食中毒症状を呈する者の発生を探知した場合、直ちに医師による診断を受けさせるとともに、その旨を保健所へ連絡する。
- (2) 保健所は、市から食中毒に関する連絡を受けた場合、その原因を究明するとともに再発防止に必要な措置をとる。

第26節 保健活動・精神保健

危機管理室	保健センター
福祉課	高齢介護課
子育て支援課	

地震災害時の生活環境の劣悪さや心身への負担の大きさは、心身双方の健康に変調を来す可能性が高く、被災者に対して公的な保健医療面での支援が不可欠であり、また精神障がい者の保護や地震によるショック、長期化する避難生活等による様々なストレスを抱え込む被災者の心のケア対策が必要となる。そのため、地震により被害を受けている住民を対象に、県、市、関係機関が協力し、避難所の生活環境の整備や心身両面からの保健指導を実施するとともに、仮設住宅や一般家庭等住民全体に対しても、被災に伴う心身両面の健康状態の悪化を予防し、被災者自らが健康を回復、維持及び増進し、心身とも健康な生活が送れるよう支援する。

1 保健活動

(1) 市（保健班）は、保健活動チームを編成し被災者の健康管理活動を行う。

《保健活動チームの編成（例）》

- ・避難所巡回保健チーム（医師1 保健師2）
- ・精神科チーム（医師、精神科ソーシャルワーカー、保健師）
- ・歯科チーム（歯科医師、歯科衛生士）
- ・リハビリチーム（医師、理学、作業療法士、保健師、看護師）
- ・栄養チーム（栄養士1～2）
- ・臨床心理チーム（臨床心理士1～2）
- ・家庭訪問チーム（保健師1～2）
- ・仮設住宅訪問チーム（保健師1～2）
- ・避難所巡回検診チーム（医師、保健師、栄養士、診療放射線技師、臨床衛生検査技師）

(2) 活動内容

市（保健班）は、県と連携して保健活動チームを編成し、ブロック毎（ブロックは状況により決定）に協同して活動する。

具体的な保健活動については、岐阜県地震災害等医療救護計画に定めているが、主な内容は次のとおりである。

ア 避難所及び自宅、仮設住宅等の被災者の生活状況を把握し、生活環境の整備をする。

- a 避難所のトイレ・室内の清潔状態・ごみの整理状態の把握と調整及び指導
- b 避難所の室内の換気・室温等の室温気候の状態の把握と調整及び指導
- c 手洗い・消毒・うがい・咳エチケット（マスクの着用）等の清潔行動についての状態の把握と指導
- d 衣類・寝具による体温調節、及び清潔の状態の把握と調整及び指導
- e 歯磨・入浴・洗髪の状態の把握と調整及び指導
- f 食事の摂取状況の把握と調整及び指導

イ 避難所における巡回健康相談

- a 避難者個々の健康状態を把握し、対処する。
- b 症状の出現考及び、風邪等、突発的・一時的疾患の罹患者の管理と生活指導
- c 被災による症状や障害のある患者の観察と、疾病管理及び生活指導
- d 慢性疾患患者、寝たきり老人等の治療の状況把握と、医師・行政職員等との調整及び生活指導と管理
- e 妊婦の生活指導と管理
- f 乳幼児の生活指導と管理
- g 高齢者の生活指導と管理
- h 難病・身体障がい者の生活指導と管理
- i 結核既往者の管理と生活指導

ウ 訪問指導の実施及び強化

- a 結核、難病、精神障がい者、寝たきり老人、高齢者、乳幼児、震災に伴う健康障がい者等への訪問指導を強化する。
- b 一般家庭への健康調査と保健指導を実施する。
- c 仮設住宅等における訪問指導とグループ指導の実施

2 健康課題に応じた専門的な支援の実施

市（保健班）は、保健活動により把握した健康課題に応じて、こころのケア、歯科保健、要配慮者支援等の専門的な支援を実施する。

具体的な支援活動については、岐阜県地震災害等医療救護計画に定めるが、精神保健活動についての主な内容は次のとおりである。

(1) 精神障がい者の住居等、生活基盤の至急の確保

- ア 住居を無くした精神障がい者の被災地外施設入所等促進
- イ 精神保健訪問活動、ホームヘルパー派遣、入浴サービス等の福祉支援対策

(2) 精神科入院病床の確保

入院必要患者の急増に対応するため被災地外での精神科入院病床の確保

(3) 24時間精神科救急体制の確保

- ア 被災地外の精神科チームの配置と同チーム内へ夜間往診チームの設置
- イ 夜間休日対応窓口、夜間休日入院窓口の設置

(4) 治療、通所中断した通院、通所者の治療、通所機会の提供

閉鎖した診療所、通所施設等の代替施設の設置（精神科救護所等）と早期再開

(5) 被災者の心の傷へのケア

被災に伴う健常者の反応性病状としてのPTSD（心的外傷後ストレス障害）、不眠や不安、焦燥感、無力感等への相談、診療、サポートが必要となる。

- ア 民間諸機関の協力による被災後の心の健康に関する正しい知識の啓発、普及
- イ 心の健康に関しての相談体制の充実
 - a 精神科医、保健師等による常設の相談実施
 - b 民間諸機関の協力による24時間電話による相談を受ける体制整備
 - c 避難所等への相談所開設

d 仮設住宅、家庭等への巡回相談

ウ 医療、福祉、教育等の各領域において実施される診療、相談等との調整

(6) 被災救援にあたる職員、ボランティアの心のケア

不眠不休の活動で、職員やボランティアの心も追い詰められる状況が発生する。

ア 民間諸機関の協力を得ながら、専門の精神科医により、随時相談診察等

イ 必要があれば、適切なカウンセリング等を継続実施

第27節 清掃活動

危機管理室 産業振興課 生活環境課 衛生、環境センター

災害時には、大量の廃棄物の発生等により、ごみ、し尿の処理に支障をきたす恐れがある。
被災地における環境衛生の保全を図るため、排出されたごみ、し尿、がれき等の災害廃棄物の迅速な収集・処理体制を確保する。

1 ごみ処理

市（清掃班）は、ごみ収集車の確保について、市所有のものを利用するが、不足する場合には、民間、特に清掃事業団体の協力も得る。

(1) 収集順序

ごみの収集は、実施者が被災地の状況を考慮し、緊急に清掃を要する地域から順次実施する。
特に、当初は災害廃棄物を重点とした対応を行い、道路の確保に努める。

(2) 収集方法

ごみの収集に当たって、各班の収集担当地域を明確にする。また、被災住民、市（清掃班）に災害廃棄物の分別収集の徹底を図る。

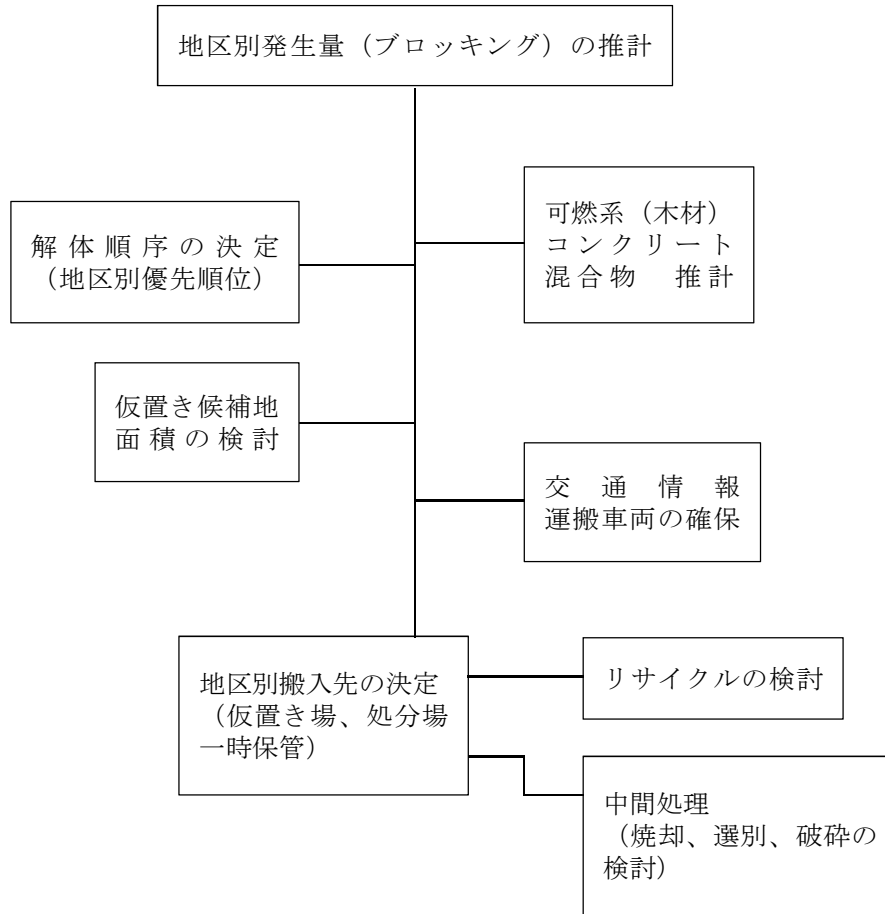
(3) ごみの処分

災害廃棄物の仮置場、処分場所等については、別図「災害廃棄物の処理計画フロー」により、あらかじめシュミレーションしておく。特に、仮置場は各地区毎に指定しておく。

集積されたごみの処理は、資源化再利用を原則とするが、リサイクルできない廃棄物のうち、可燃物は焼却施設による焼却処分を原則とし、不燃物又は焼却処分が困難なごみの場合にあっては、埋立処分する。

なお、フロン使用機器の廃棄処分に当たっては、行政、住民、回収業者が連携してフロンの適切な回収・処理を行うこと。

《災害廃棄物の処理計画フロー》



2 し尿処理

市（清掃班）は、し尿収集車の確保について、市所有のものを利用するが、不足する場合には、民間、特に清掃事業団体の協力も得る。

（1）収集順序

し尿の汲み取り収集は、実施者が被災地の状況を考慮し、緊急に汲み取りを要する地域から順次実施する。

（2）収集方法

し尿の汲み取り収集に当たって、各班の収集担当地域を明確にする。

（3）し尿の処分

し尿の処分は、原則として、土岐市衛生センター等において処分する。

3 災害廃棄物の発生への備え

市（清掃班・生活環境班）は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。

国、県及び市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進等に努める。また、災害廃棄物に関する情報をホームページ等において公開する等周知に努めるものとする。

4 災害廃棄物の処理

市（清掃班・生活環境班）は、発生した災害廃棄物の種類、性状等（土砂、ヘドロ、汚染物等）を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づいて、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて処理実行計画の策定や広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

なお、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。また、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

国は、大規模な災害が発生したときは、その災害廃棄物の処理に関する指針を策定するとともに、廃棄物処理特例地域内の市町村長から要請があり、かつ、当該市町村における災害廃棄物の処理の実施体制、当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性、当該指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性を勘案して、必要と認められる場合には、災害廃棄物の処理を当該市町村に代わって行う。

5 その他関連対策

(1) 仮設トイレ

市（清掃班）は、避難所等の開設に伴い仮設便所を設置する場合、原則として、し尿貯留槽が装備された便所（以下「仮設トイレ」という）を配置する。やむを得ない場合には、立地条件を考慮し、漏洩等により、地下水が汚染しないような場所を選定し、避難人員200人に対して、大小便器をそれぞれ2個以上ずつ設置する。閉鎖に当たっては、消毒後埋没する。

仮設トイレは、当初は、市備蓄のものを利用し、不足する場合には、県支部保健班等に応援要請を行う。

なお、市においては、民間での保有状況もあらかじめ把握しておく。

(2) へい獣の処理

犬、ねこの死体及び牛、馬、豚、にわとり等の死体処理は、市（生活環境班、産業振興班、清掃班）が行う。

(3) 清掃事務の処理手続

被害状況の報告及び清掃事業の報告は、次の書式による。

ア 廃棄物処理施設等被害状況の報告（様式1号）

イ 災害廃棄物処理事業の報告（様式2号）

6 応援要請

地震災害のためあるいは清掃施設被災のため市本部において清掃の実施ができないとき、市（清掃班）は、市（危機管理班）と協議して県支部総務班に応援の要請をする。

第28節 愛玩動物等の救援

危機管理室 生活環境課

地震災害時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。

このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、市（生活環境班）は、別途策定する被災動物救援マニュアルに基づき、関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。

1 被災地域における動物の保護

市（生活環境班）は、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。

2 動物の適正な飼養体制の確保

市（生活環境班）は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努める。

市（環境班）は、県、関係団体等と協力して、飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行う等、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。

第29節 産業応急対策

産業振興課

災害時における産業の応急対策を迅速に行うため、各機関において適切な措置をとる。

1 商工業の応急対策

市は、県の実施する対策の広報を行う等、協力する。

2 観光客等の応急対策

(1) 観光施設等の経営者又は管理者（以下「管理者」という）は、災害条件を把握し、施設利用者にできる限り徹底しその対策に当たる。なお、施設被害を想定し、緊急時における避難予定先、経路、誘導の方法を徹底しておく。

(2) 管理者は、災害時における応急対策の実施ができないときは、速やかに市（消防団を含む）又は警察官に応援又は実施の要請をする。なお、この場合に要する経費は、管理者の負担とする。

3 農作物の応急対策

(1) 代作用種子の確保

農業経営者は、災害時における代作用種子を災害に備えて平常時から備蓄しておくが、なおかつ不足し確保できないときは、市（産業振興班）は、県に確保あっせんの要請をする。

(2) 病虫害防除対策

ア 病虫害防除指導の徹底

市（産業振興班）は、災害により病虫害の発生が予想され又は発生したときは、病虫害発生予察情報に基づき、県、植物防疫協会、農業協同組合、農業共済組合等と協力して病虫害防除の指導徹底に当たる。

イ 農薬の確保

農業協同組合及び農業経営者は、災害に備えて農薬を確保しておくが、災害時に農薬が不足し確保できないときは、市（産業振興班）は、県に確保あっせんの要請をする。

ウ 防除器機具の整備

市（産業振興班）は、県、関係機関等と協力して、病虫害防除機具の整備に努めるが、その整備について指導に当たる。なお、市（産業振興班）は、緊急防除に当たって器具が不足する場合でその地域において確保できないときは、県に応援の要請をする。

(3) 肥料等の確保

市（産業振興班）は、災害のため必要な肥料等が確保できないときは、県に確保あっせんの要請をする。

4 畜産の応急対策

(1) 家畜の診療

市（産業振興班）は、災害のため家畜飼育者が平常時の方法により家畜の診療を受けることができないときは、市において診療する。なお、市において実施ができないときは、県に家畜の診療について要請する。

(2) 家畜の防疫

市（産業振興班）は、県が行う家畜の防疫活動に協力する。

(3) 家畜の避難

市（産業振興班）は、県から浸水等災害の発生が予想され又は発生したとの連絡を受けあるいはその他により家畜を避難させる必要を認めたときは、家畜飼育者に家畜を避難させるよう指導する。

(4) 飼料等の確保

市（産業振興班）は、避難家畜に対する飼料、藁等が現地において確保できないときは、県に確保あっせんの要請をする。

(5) 青刈飼料等の対策

市（産業振興班）は、飼料作物、牧草等が風水害により被害を受け全壊または回復の見込みが少ない場合は、速やかに再播措置について指導する。一部分の被害で回復の見込みのある場合は、速効性の肥料を施用し、生育の促進をするよう指導する。

なお、地震災害時において飼料作物、牧草等の種子及び肥料を確保することができないときは、県に確保あっせんの要請をする。

(6) 牛乳の集乳対策

市（産業振興班）は、被災地域内において酪農家が生産した牛乳が災害に伴う交通途絶等により集乳搬送できないときは、県に集乳搬送についての協力を要請する。

5 林地、林産物等の応急対策

(1) 林地の対策

市（産業振興班）は、災害により発生した林地被害の復旧工事について、特に先行して施行する必要があるもの、又は公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置し難いものである場合、県にその緊急復旧を要請する。

(2) 造林木の対策

ア 倒木対策

市（産業振興班）は、災害により倒木したもののうち倒木起しにより成立可能なものについて、森林組合等と協力して、できる限り速やかに根踏み、倒木起しを実施するよう指導する。

※参考資料編「土岐市の災害応援協力に関する協定」参照

イ 資材等の調達

市（産業振興班）は、災害に備えて、市あるいは森林組合等において倒木復旧に必要な木起し機、縄等を常備しておくように努めるが、地震災害時にそれら資機材が不足するときは、県に確保あっせんを要請する。

(3) 苗木等の対策

ア 苗木種子の確保

市（産業振興班）は、災害により苗木、種子の確保が困難なときは、県に確保あっせんを要請

する。

イ 病虫害の防除

市（産業振興班）は、森林組合と協力して長雨、冠没水等の災害による苗木への赤枯病、ペスタロチャ病等の防除について指導の徹底を図る。

(4) 一般林産物及び施設の対策

ア 被害木の処理

市（産業振興班）は、森林組合等と協力して被害木の早期伐出について督励指導するとともに被害木搬出等のため労務、輸送の確保に努める。

イ 流木の防止

木材取扱者は、木材の流失による損害と流木による被害防止のため、流失の恐れのある場所への貯木を避け、あるいは出水により流失の恐れがあるときは木材を緊結する等貯木には十分の配慮をする。

ウ 浸水製材施設の処理

市（産業振興班）は、浸水等により製材施設が被害を受けたときは、森林組合、木材協同組合等関係機関と協力して、速やかに清掃処理を行い、製材能率の早期復旧を図るようその指導徹底に当たる。

(5) 特用林産物及び施設の対策

ア 復旧用原木ほだき、わさび苗等の確保

市（産業振興班）は、災害のため特用林産物あるいは施設が被災し、その復旧に必要な原木、苗あるいは種菌等が不足し確保できないときは、県に確保について要請する。

イ しいたけ等への雑菌対策

市（産業振興班）は、農業協同組合等と協力して、災害時におけるしいたけ等の雑菌防止についてその指導徹底に当たる。

第30節 公共施設の応急対策

各 課 共 通

地震災害時には、各種の災害が同時・複合的に発生し、各方面に甚大な被害が予想され、特に道路、河川をはじめとした公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動にとって重要であり、また地震災害時の応急対策活動においても、極めて重要となる。また、山地では、地震災害時に土石流や大規模崩壊とこれに伴いせき止められてできたダムが形成され、決壊する恐れがあるため、これらの事象にも的確に対応する必要がある。

そのため、各公共施設の管理者は、各々が管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先した施設復旧を行う。

1 道路施設の応急対策

(1) 応急対策

道路管理者は、地震災害発生後速やかに、あらかじめ指定した緊急輸送道路について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、地震災害の発生地域や被害状況を勘案したうえで、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。

(2) 応援要請

道路管理者は、啓開作業を実施するにあたり、路上の障害物の除去が必要な場合には、警察機関、消防機関、自衛隊、建設業者等の協力を得て実施する。

2 河川施設の応急対策

市、その他の河川・ダムため池等の管理者は、地震災害発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努める。

堤防施設等に被害を認めた場合は、その被害状況に応じた適切な応急対策に努める。

3 土砂災害防止施設の応急対策

(1) 土砂災害警戒区域の点検、状況把握

市（建設総務班）は、県と協力して土砂災害警戒区域のパトロールを行い、がけ崩れ、地すべり等の発生の有無、土砂災害防止施設の被害状況を把握する。

また、市（建設総務班）は、がけ崩れ、地すべり等が発生した危険箇所の住民に対して、警戒避難体制をとるよう通知する。

(2) 応急対策

市（建設総務班）は、被害が拡大しないようにクラック、滑落のある箇所についてビニールシートで覆う等応急処置を行う。被害が拡大する恐れがある箇所には、観測機器を設置し、異常が発生すれば避難情報を発令する体制整備するよう努める。

4 治山施設の応急対策

(1) 応急対策

治山施設管理者は、林地崩壊、治山施設の被害状況の早期把握とともに、余震、二次災害発生の恐れのある箇所の把握に努める。

人家、公共施設等への二次災害の恐れが高く緊急に復旧を要する場合は、必要に応じて災害復旧に先立ち、応急復旧工事を実施する。

(2) 応援要請

治山施設管理者は、応急復旧のため建設業協会、建設業者、森林組合等に対して応急資材の確保、出動を求める等必要な処置をとる。

(3) 応急資材の確保

治山施設管理者は、生産設備や道路の不通等を想定して、地域で確保できる簡易な資材(木材等)の活用を図る。

5 公共建築物の応急対策

市等各管理者は、官公庁舎、学校施設、病院及びその他の公共施設について、災害対策の指令基地や避難施設等の利用が想定されることから、次の応急対策を実施する。

(1) 建築物の応急対策

市等各管理者は、「被災建築物応急危険度判定士」等による施設の緊急点検を実施し、被害状況の把握に努め、できる限り応急復旧による機能確保に努める。

(2) 施設機能の応急対策

ア 停電した場合の自家発電装置の運転管理、被災装置の応急復旧及び可搬式発動発電機の配置並びに燃料確保

イ 無線通信機等通信機器の配置及び被災通信機器の応急復旧

ウ 緊急輸送車両その他車両の配備

エ 複写機の非常配備、被災電算機、複写機等の応急復旧

オ その他の重要設備の点検及び応急復旧

カ 飲料水の確保

キ エレベーターに閉じ込められた者の救出

ク 火気点検及び出火防止措置

第31節 ライフライン施設の応急対策

危機管理室	管財課
上下水道課	浄化センター

電気、ガス、上下水道等のライフライン施設に被害が発生すると、被災住民の生活に大きな混乱を生じるだけでなく、その後の復旧活動や経済活動にも支障を来す。また医療活動を実施するうえにおいては、これらの提供は不可欠であり優先的に供給する必要があるため、事業者間の広域的な支援体制の実施、復旧予定時期の明示による民心の安定、防災関係機関や医療機関への優先的復旧等を図る。

1 水道施設

(1) 緊急要員確保

市（上下水道班）は、緊急要員確保と情報連絡体制を整備する。

(2) 被害状況調査及び復旧計画の策定

市（上下水道班）は、水道施設の被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに送・配水系統を考慮した復旧計画を作成する。

(3) 復旧資機材業者及び工事業者への協力要請

市（上下水道班）は、復旧用資機材の確保、復旧工事の実施について、業者に協力を要請する。

(4) 応急復旧の目標期間の設定

- ・ 3日まで：給水拠点による給水（1人1日3L）
- ・ 10日まで：幹線付近の仮設給水栓（1人1日20L）
- ・ 21日まで：支線上の仮設給水栓（1人1日100L）
- ・ 22日以降：仮配管による各戸給水や共用栓（1人1日250L）

(5) 応援要請

市（上下水道班）は、応急復旧が困難な場合は、岐阜県水道災害相互応援協定に基づき県を通じて他の水道事業者に対し応援を要請する。

また、必要に応じて東海四県水道災害相互応援に関する覚書に基づき応援要請をする。

※参考資料編「岐阜県水道災害相互応援協定」等参照

(6) 重要施設への優先的復旧

市（上下水道班）は、防災関係機関、医療機関について優先的に復旧する。

2 下水道施設

(1) 緊急要員の確保

市（上下水道班）は、緊急要員確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて他の下水道管理者に応援を要請する。

(2) 被害状況の把握及び応急対策

市（上下水道班）は、施設の被害状況を迅速かつ的確に把握し、下水管路、処理場、ポンプ場施設等について、被害の拡大及び二次災害の防止、暫定機能の確保等の災害応急対策を実施する。

ア 第一段階（主要目標：被害拡大及び二次災害の防止）

a 管路

①緊急調査

- ・被害拡大、二次災害の防止のための調査（おもに地表からの調査）
- ・管路の破損による道路等施設への影響調査
- ・重要な区間の被害概要の把握

②緊急措置

- ・マンホールと道路の段差へ安全柵、陥没部への土砂投入、危険箇所への通行規制、可搬式ポンプによる排水、下水道施設の使用中止依頼

b 処理場、ポンプ場施設

①緊急点検（主要目標：二次災害の未然防止、予防）

- ・人的被害につながる二次災害の未然防止、予防
（有毒ガス、燃料の流出防止等のための元弁の完全閉止め、機器の運転停止等）

②緊急調査

- ・被害状況の概要把握、大きな機能障害につながる二次災害防止のための調査

③緊急措置

- ・火気の使用禁止、立入の禁止、漏えい箇所のシール

イ 第二段階（主要目標：暫定機能の確保）

a 管路

①応急調査

- ・被害拡大、二次災害防止のため調査（管内、マンホール内まで調査）
- ・下水道の機能的、構造的な被害程度の調査

②応急復旧

- ・管内、マンホール内の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の排除、仮管渠の設置

b 処理場、ポンプ場施設

①応急調査

- ・処理場、ポンプ場施設の暫定機能確保のための調査

②応急復旧

- ・コーキング、角落としによる水路仮締切、仮配管の布設、弁操作による配管のルート切りまわし、可搬式ポンプによる揚水、固形塩素剤による消毒

3 電気施設

(1) 市の応急対策

ア 連絡調整

市（危機管理班）は、地震災害時には関係電力会社から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な情報伝達に努める。

イ 応援要請

市（危機管理班）は、二次災害防止と応急復旧への協力を電力会社及び電気工事関連団体に要請するとともに、住民への広報に努める。

(2) 電力会社の応急復旧対策

ア 災害対策本部の設置

電力会社は、地震災害の発生が予想される時又は発生したとき、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整える。

イ 緊急要員の確保

電力会社は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請する。

ウ 情報収集・連絡体制

電力会社は、移動無線、保安用社内専用電話、加入電話等の他、衛星通信回線や高感度カメラ搭載ヘリコプター等により、被害状況の早期収集に努める。

エ 復旧用資機材及び輸送手段の確保

電力会社は、通常時より復旧用資機材の確保に努めるとともに、その輸送には道路の寸断、渋滞等を想定して、ヘリコプターによる空輸等、多面的輸送手段を用いる。

オ 災害時における危険予防措置

電力会社は、地震災害時においても原則として可能な限り送電を継続するが、二次災害防止と円滑な防災活動の実施のため、必要に応じて送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

カ 高圧発電機車による電源確保

電力会社は、必要に応じて高圧発電機車による緊急電源確保に努める。

キ 災害時における広報活動

電力会社は、被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定等を報道機関や広報車等を通じて周知する。また、地域復旧体制への協力と被害状況把握のため、地域の防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

ク 重要施設への優先的復旧

電力会社は、防災関係機関、医療機関について優先的な復旧に努める。

4 ガス施設

(1) 市の応急対策

ア 連絡調整

市（危機管理班）は、地震災害時には関係都市ガス会社から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な伝達に努める。

イ 応援要請

市（危機管理班）は、二次災害防止と応急復旧への協力を都市ガス会社及び関連団体に要請するとともに、住民への広報に努める。

(2) ガス会社の応急復旧対策

ア 災害対策本部の設置

ガス会社は、地震災害の発生が予想される時又は発生したときは、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整える。

イ 緊急要員の確保

ガス会社は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請する。

ウ 情報収集・連絡体制

ガス会社は、緊急連絡用無線、災害時優先電話等により、被害状況の早期収集に努める。

エ 復旧用資機材及び輸送手段の確保

ガス会社は、復旧用資機材の確保に努めるとともに、災害時の輸送手段の確保に努める。

オ 復旧支援要請

ガス会社は、被害状況に応じて、復旧支援を社団法人日本ガス協会に要請する。

カ 災害時における広報活動

ガス会社は、被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定等を報道機関や広報車等を通じて周知する。また、地域復旧体制への協力と被害状況把握のため、地域の防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

キ 重要施設への優先的復旧

ガス会社は、防災関係機関、医療機関について優先的に復旧する。

5 鉄道施設

(1) 市の応急対策

ア 連絡調整

市（危機管理班）は、地震災害時には関係鉄道事業者から被害状況、列車等の運行状況及び関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な伝達に努める。

イ 応援要請

市（危機管理班）は、二次災害防止と応急復旧への協力を鉄道事業者及び関連団体に要請するとともに、住民への広報に努める。また、バス代行輸送体制に関する現地情報を集約し、鉄道事業者及び道路管理者と連携し、生活交通を確保する。

(2) 鉄道事業者の応急復旧対策

ア 災害対策本部の設置

鉄道事業者は、地震災害の発生が予想されるとき又は発生したとき、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整える。

イ 緊急要員の確保

鉄道事業者は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請する。

ウ 情報収集・連絡体制

鉄道事業者は、緊急連絡用無線、災害時優先電話等により、被害状況の早期収集に努め、報道機関への施設被災状況及び列車運行情報の提供、旅客等への列車運行情報の提供、市等への情報提供を行う。

エ 危険防止措置

- a 乗務員は、地震を感知した場合、橋りょう、がけ地、トンネル等危険な場所を避け、運転を一時停止する。
- b 列車司令又は駅長は、地震を感知した場合、その震度に応じて各列車に一時停止、徐行運転、出発の見合わせの指示等の必要な措置をとる。
- c 鉄道事業者は、一定の震度以上の場合及び被害発生の恐れがある場合、線路及び周辺について地上巡回を行い、安全点検を実施し列車運転の可否を決定する。

オ 駅構内等の秩序の維持

鉄道事業者は、駅舎等の倒壊、停電、出火等に伴う混乱の防止、駅構内、列車等における犯罪の予防、旅客の適切な避難誘導等の災害警備活動の実施に万全を期し、旅客の安全を確保する。

カ 輸送の確保

鉄道事業者は、不通区間が生じた場合、う回線区間に対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送の確保に努めるとともに並行他社線との振替輸送等の措置を講ずる。

キ 資機材及び車両の確保

鉄道事業者は、鉄道復旧に必要な資機材の数量確認及び必要な車両確保を図るものとし、調達を必要とする資機材について生産者、工事業者等の在庫量確認を行い緊急確保する。

ク 応急復旧

鉄道事業者は、早期運転再開を期すため、実施可能な範囲において災害復旧に先立ち工事業者に出動を求める等必要な措置をとり、応急復旧工事を実施する。この場合、重要幹線等復旧効果の大きい路線を優先し実施する。

ケ 災害時における広報活動

鉄道事業者は、被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定等を報道機関や広報車等を通じて周知する。また、地域復旧体制への協力と被害状況把握のため、地域の防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

6 電話（通信）施設

(1) 市の応急対策

ア 連絡調整

市（危機管理班）は、地震災害時には電気通信事業者から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な情報伝達に努める。

イ 応援要請

市（危機管理班）は、二次災害防止と応急復旧への協力を電気通信事業者及び関連団体に要請するとともに、住民への広報に努める。

(2) 電気通信事業者の応急復旧対策

ア 災害対策本部の設置

電気通信事業者は、地震災害の発生が予想されるとき又は発生したとき、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整える。

イ 緊急要員の確保

電気通信事業者は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関連会社に応援を要請する。

ウ 情報収集・連絡体制

電気通信事業者は、被害状況の早期収集に努め、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

エ 通信の非常そ通措置

電気通信事業者は、地震災害時に際して臨時措置をとり、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

オ 資機材及び車両の確保

電気通信事業者は、応急復旧に必要な資機材の備蓄数量確認及び車両確保を図るものとし、不足すると予想される資機材について、関連会社等の在庫量確認を行い緊急確保に努める。

カ 応急復旧

電気通信事業者は、通信の早期そ通を図るため、災害復旧に先立ち関連会社等に出動を求める等必要措置をとり応急復旧工事を実施する。

キ 災害時における広報活動

電気通信事業者は、被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定等を報道機関や広報車等を通じて周知する。また、地域復旧体制への協力と被害状況把握のため、地域の防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

ク 重要施設への優先的に復旧

電気通信事業者は、防災関係機関、医療機関について優先的に復旧する。

第32節 文教災害対策

第1項 学校対策

危機管理室	子育て支援課
認定こども園	各幼稚園
教育総務課	各小中学校
生涯学習課	

地震災害が発生した場合、学校教育においては児童生徒等の安全確保が第一であるが、安否確認等に困難が生ずる。また、学校等の再開については、教育施設が避難所として使用され、その使用が長期化する場合、教育の再開時期が問題となる。

そのため地震災害時に、早急に教育施設の確保を図る等応急対策を実施するとともに、学校教育に支障を来さないように必要な措置を講ずる。

1 児童生徒等の安全確保

学校等は、災害発生に対してあらかじめ定められた計画に基づき、児童生徒等の保護に努める。

(1) 学校等の対応

ア 学校長等は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め的確な指揮にあたる。

イ 学校等は、児童生徒等だけで下校させず、保護者が学校等に出向くまで学校等に残すことを原則とする。帰宅させるに当たっては、事前に保護者が届け出た方法で帰宅させる。

ウ 登下校中に地震災害が発生した場合は、学校等へ登校し、又は学校等へ引き返した児童生徒等についてイに準じて所要の措置をとる。

校外における学校行事中に地震災害が発生した場合は、引率責任者は、児童生徒等を集合させ、安全な場所へ避難させる等必要な措置をとる。

エ 地震災害が発生し、又は発生が予想される場合は、市（各小中学校班）は、市本部教育部長と協議し必要に応じて休校措置をとる。

なお、休校措置を決定したときは、市（各小中学校班）は、直ちに休校の旨を各家庭まで徹底するが、市（各小中学校班）は、別に定める連絡系統によって徹底する。

(2) 教職員の対処、指導基準

ア 地震災害発生の場合、児童生徒等を教室等を集める。

イ 児童生徒等の退避・誘導に当たっては、氏名・人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。

ウ 学級担任等は学級名簿を携行し、本部の指示により、所定の場所へ誘導・退避させる。

エ 心身障害児については、あらかじめ介助体制等の組織を作る等十分配慮する。

オ 児童生徒等の保護者等への引き渡しについては、あらかじめ決められた引き渡しの方法で確実に行う。

カ 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童生徒等については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護する。

キ 児童生徒等の安全を確保したのち、本部の指示により防災活動にあたる。

2 教育活動の早期再開

教育委員会は、地震災害時において、教育活動の早期再開を期するため、次の措置を講ずる。

(1) 応急教育の実施

教育委員会は、教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

(2) 被害状況の把握及び報告

学校等は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに児童生徒等、教職員及び施設設備の被害状況を把握し、教育委員会に報告する。

(3) 教育施設の確保

教育委員会は、教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

ア 被害箇所及び危険箇所の応急修理

被害箇所及び危険箇所は、早急に修理し、正常な教育活動の実施を図る。

イ 相互利用

授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用する。

ウ 仮設校舎の設置

校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図る。

エ 公共施設の利用

被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育館設備、その他公共施設を利用して、授業の早期再開を図る。この場合、県は、市と協議して、利用についての総合調整を図る。

オ 上記によっても教育施設の確保が困難なときは、二部授業等必要な措置を実施する。

(4) 応急教育についての広報

教育委員会は、応急教育の開始に当たって、開始時期、方法等について、児童生徒等や保護者等への周知を図る。

(5) 教員の確保

教育委員会は、教職員が被災したことにより通常の実施することが不可能となった場合、被災地周辺の教職員も含め総合調整し、教職員の確保を図る。なお、確保が困難な時は、合併授業等必要な措置をとる。

3 児童生徒等に対する援助

(1) 学用品の給与等

市（教育総務班）は、学用品を失った小中学校の児童生徒等に対し、県が確保した学用品を給与する。

ア 実施体制

市本部における教材、学用品の調達、支給は、災害救助法適用時にあっては市の要請に基づいて次の区分で分担して実施する。なお、災害救助法が適用されない災害時の教科書のあっせんは、市（教育総務班）又は各学校が実施する。

区 分	担 当 班	摘 要
被災児童生徒等の調査・報告	各 学 校	取りまとめ、県支部への報告は、教育総務班
教科書等の確保	教育総務班	
学用品等の割当	〃	
物品の直接支給	各小中学校	教育総務班で各学校別に配分

イ 被災児童生徒等の調査・報告

市（福祉班）は、災害が発生し学用品等支給の必要があると認めたときは、市（教育総務班）に調査・報告の要請をする。

調査・報告の実施期間は、次表のとおりである。

区 分	各学校班における期限	各学校から教育総務班への提出期限	教育総務班から県支部への提出期限
被災児童生徒等の調査	2日以内	—	—
被災教科書等調査集計	3日以内	—	—
被災教科書の報告	—	3日以内	4日以内

(注) 1 災害救助法が適用されない災害時にあっては、各学校において適宜に実施する。

2 県支部に対する報告に当たっては市（教育総務班）は、市（福祉班）と合議をする。

(2) 就学援助

市（教育総務班）は、県と連携して、世帯が被災し、就学が困難となった児童生徒等に対し、就学奨励のための必要な援助を行う。

(3) 学校給食及び応急給食の実施

教育委員会は、関係諸機関等の協力を得て、学校物資及び資機材の確保について必要な措置をとり、学校給食の維持確保に努める。また、状況に応じては応急給食を実施するよう努める。

(4) 防疫措置

学校等は、児童生徒等の保健指導を強化し、感染症の発生の恐れのあるときは、臨時に児童生徒等の健康診断を行い、患者の早期発見と早期処置に努める。なお、児童生徒等に感染症が集団発生したときは、県、市、学校医等と緊密に連絡をとり、防疫措置に万全を期する。防疫の実施は、「第3章 第25節 防疫・食料品衛生活動」による。

(5) 転出、転入の手続

教育委員会は、県と連携して、児童生徒等の転出、転入について、状況に応じ、速やかかつ弾力的な措置をとる。

また、転入学に関する他県の対応等の情報及び手続き等の広報に努めるとともに、窓口を設け問い合わせに対応する。

(6) 心の健康管理

教育委員会は、県と連携して、被災した児童生徒等及び救援活動に携わった教職員に対し、メンタルケアを必要とする場合、相談事業や研修会等を実施する。

4 その他

災害救助法が適用された場合の学用品等の給与についての対象者、期間、経費は、災害救助法施行細則等による。

5 報告、記録

- (1) 市本部教育部は、各施設責任者の協力を得て、各様式により被災児童生徒等の状況を調査し、県本部に報告しなければならない。
- (2) 市本部教育部は、災害時における学校給食関係の被害状況の掌握と災害に伴う準要保護児童、生徒給食補助の国庫負担等のため、次の調書を作成し、報告する。
 - ア 市立学校関係の対策
報告様式・災害により被災した児童生徒数調（様式1号）
 - イ 学校保健の対策
報告様式・学校給食用物資被害状況報告書（様式5号）
児童生徒被災状況報告書（様式7号）
- (3) 災害救助法に基づく学用品等の支給を行ったときの次の記録は、救助終了後市（福祉班）に引き継ぐ。
 - ア 被災児童生徒名簿（様式2号）
 - イ 被災教科書報告書（様式3号）
 - ウ 学用品引継書（様式4号）
 - エ 学用品の給与状況（様式6号）
 - オ 救助実施記録日計票（第3章 第14節 様式2号）
 - カ 救助の種目別物資受払状況（第3章 第14節 様式3号）

第2項 文化財、その他の文教関係の対策

危機管理室	教育総務課
生涯学習課	文化スポーツ課
図書館	給食センター

地震災害時における文化財その他文教関係の応急対策を行うため、必要な措置を講ずる。

1 被害報告

文化財、公民館その他社会教育施設等の所有者又は管理者は、その文化財、施設等に被害が発生した時、被害の状況を公立学校共済組合員被害状況報告書（様式1号）により市に報告する。

2 公民館その他社会教育施設の対策

市（教育総務班、生涯学習班、文化スポーツ班、給食センター班、図書館班）は、文化財、公民館その他社会教育施設等に災害が発生したときは、被害状況を県へ報告するとともに、被災施設の応急対策等を行う。なお、被災時において、公民館その他社会教育施設等は、災害応急対策のため（特に避難所、災害対策本部等）に利用される場合も少なくないため、その管理者は、その受入れ等について積極的に協力する。

3 文化財の対策

市（文化スポーツ班）は、被災文化財について、市文化財保護審議会委員等専門家の意見を参考に、文化財的価値を可及的に維持するよう所有者あるいは管理者に被害文化財個々につき対策を指示し指導する。

第33節 災害警備活動

生活環境課

様々な社会的混乱の中、地域住民の安全確保、各種犯罪の予防、取締り等を行い、被災地における治安維持を図るため、必要な措置を講ずる。

また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努める等、社会混乱の抑制に努めるも。

1 多様な手段による各種情報の収集と早期実態把握

- (1) 警察は、警備対策を的確に推進するために各種情報を積極的に収集し、被災状況、交通情報等の早期実態把握に努める。
- (2) 警察は、各種情報の収集に、交番、駐在所、パトカー、白バイ等の勤務員を当たらせるほか、ヘリコプターを早期に出動させ、上空からの被害情報の収集に努める。

2 被災地、避難所、重要施設等の警戒警備の強化

警察は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブルを防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、警戒員の配置、避難所等の定期的な巡回等を行うほか、状況によっては臨時交番を開設し、臨時困り事相談所等の開設に努める。

3 不法事案等の予防及び取締り

警察は、犯罪情報の収集及び不穏動向を把握し、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の予防及び取締りに重点を置くほか、住民等のい集地における混乱の発生防止、デマの防止等の活動を積極的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

また、銃砲火薬類の製造、販売業者及び所有者等に対し、盗難、紛失等の事故のないよう厳重な保管指導に努める。

4 住民等による地域安全活動への指導、連携

市は、地域の自主防災組織、防犯団体等の自主防犯活動が効果的に推進されるよう、積極的な指導、支援に努めるとともに、警備業者に対して防犯活動の強化を要請する。

第34節 大規模停電対策

危機管理室

大規模かつ長期停電が生じた場合、正確な情報を迅速に提供するなど混乱の防止を図るとともに、電源車や電気自動車等の配備など応急対策を実施する。

1 広報

市及び電気事業者は、住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、住民等に役立つ次の情報について、ホームページやSNS等により提供する。

また、情報提供は、多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮する。

- (1) 停電及び停電に伴う災害の状況
- (2) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (3) 停電の復旧の見通し
- (4) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (5) 携帯電話等の充電可能な施設等の情報
- (6) その他必要な事項

2 応急対策

市及び防災関係機関は、その状況に応じて活動体制を整え、関係機関と連携をとり、所管にかか
る応急対策を実施する。

また、復旧計画等の情報共有を図る。

3 電力供給

電気事業者等は、市と協議のうえ、重要施設や避難所等へ電源車や電気自動車等による緊急的な電力供給を行う。

4 通信機器等の充電

市及び防災関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携し充電機器等の提供に努める。

第4章 地震災害復旧

第1節 復旧・復興体制の整備

各課共通

被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

その際、地域住民の意向等を反映するとともに、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。あわせて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

1 復旧・復興の基本方針の決定

(1) 基本方針の決定

市は、地震災害が発生した場合には、復旧・復興に向けた具体的な指針、基本目標等を検討し速やかに復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制整備、地域住民への計画内容の周知、情報提供等を行う。

(2) 復旧・復興計画の策定

市は、被災の状況、地域の特性及び関係公共施設管理者等の意向を勘案しつつ、復旧・復興計画を作成する必要があると判断した場合には、住民の意向を尊重しつつ、可及的速やかに計画を作成する。

2 人的資源等の確保

災害復旧・復興対策を実施するためには、通常業務に加え、長期間に渡る膨大な業務の執行が必要になることから、市は不足する職員を補うため、必要に応じて、国、県、他の市町村に職員の派遣その他協力を求める。

3 その他

市は、被災した学校等施設の復興にあたり、学校等の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

第2節 公共施設災害復旧事業

各 課 共 通

公共施設等の復旧は、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、実情に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能回復に努める。

なお、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案したうえで、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図るための計画についても検討する。

1 基本的手段

公共施設、公益事業等施設管理者は、次のとおり災害復旧を行う。

(1) 調査分析

応急復旧工事終了後、施設について被災原因、被害の程度等についての調査分析

(2) 災害復旧計画の策定

調査分析の結果に基づく、災害復旧事業計画の策定及び再度の災害の防止を図るための必要な新設、改良を組み入れた再度災害防止事業計画の策定

(3) 優先順位の策定

被災の程度、復旧の難易度等を勘案した復旧効果の高いものからの優先順位の策定

(4) 協力体制

関係機関の応援協力による災害復旧工事等に必要な技術者等の確保

2 公共土木施設の災害復旧

土木施設管理者は、公共土木施設の地震発生による災害復旧について、被災施設の原形復旧に合わせて、再度の地震災害防止の観点から、必要な施設の改良又は耐震上より優れた施設の新設等を考慮して復旧する等、被害の程度を検討して将来の災害に備える計画とする。

(1) 災害復旧事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による対象施設は、河川・海岸・砂防設備・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設・道路・下水道・公園・林地・荒廃防止施設等であり、一定の要件を満たす災害復旧に国の負担がなされる。

※参考資料編「災害復旧事業の種類」参照

(2) 被害報告

被害の報告に関する様式、伝達方法等については、「第3章 第9節 地震災害情報の収集・伝達」による。

第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

各 課 共 通

地震災害に伴う災害に対して早急な復旧を図るために、多方面に及ぶ国の支援は不可欠であり、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づき援助される事業の早期指定を受けるため、市は早期な災害情報の収集や国への働きかけを行う。

1 法律等により一部負担又は補助するもの

※参考資料編「災害復旧事業に伴う法律・要綱等」参照

2 激甚災害に係る財政援助措置

(1) 激甚災害に係る対応計画

市は、激甚かつ広範囲に及ぶと思われる地震被害に対して早急な復旧を図るために、多方面に及ぶ国の支援が不可欠であることから、激甚法に基づく激甚災害の早期指定を受けるため、早急な被害情報の収集や早期指定に向けた国への働きかけを行う。このため被害状況の収集に努め、県が行う調査に協力する。

※参考資料編「激甚災害に係る財政援助措置」参照

第4節 被災者の生活確保

各 課 共 通

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずる。

被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。また、県は市町村の活動の支援に努めるものとする。

1 生活相談

市（生活環境班）は、被災者の生活確保のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、強力な広聴活動を実施する。

市域外に避難した被災者に対しても、県、市、避難先の都道府県、市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

2 個人被災者への資金援助等

(1) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

ア 市は、条例の定めるところにより、地震災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

イ 市は、条例の定めるところにより、地震災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

ウ 市は、地震災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、災害援護資金の貸付けを行う。

(2) 被災者生活再建支援金

市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。

なお、市は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう、必要な措置を講じる。

(3) 岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金

県は、岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金交付要綱に基づき、地震災害により市町村に補助金の支給の必要が生じた場合に補助金を交付する。

(4) 生活福祉資金

岐阜県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、地震災害により被害を受けた低所得者等に対して、速やかに自立更生させるため、災害援護資金の貸付けを行う。ただし、災害弔

慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付の対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付は行わない。

(5) 災害生業資金

岐阜県社会福祉協議会は、災害救助法に基づき、同法を適用した市町村に居住する者で、零細な資本によって生業を営んでいる者が、地震災害のため住家を全壊、全焼又は流出した場合に、その自立更正をさせるため、災害生業資金の貸付けを行う。

(6) 知事見舞金

県は、地震災害により多数の者が被害を受けた場合は、被災者に対し、知事見舞金を支給する。

(7) り災証明書の交付

市（福祉班）は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度を認定し、被災者にり災証明を交付する。

ア り災者台帳の作成

市（福祉班）は、被害状況の把握につき市（税務班）との連絡を密にし、かつ、関係各班の協力をえて、各世帯別の被害状況が判明したときは、速やかに様式1号による「り災者台帳」を作成する。

また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果当を活用するなど、適切な手法により実施する。

- a り災者台帳はできるだけ速やかに作成するが、災害時の混乱により作成が遅れるときは「住家等一般被害調査表」（様式1号の2）又は、「救助用物資割当台帳」（様式3号）を一時的に利用する。
- b り災者台帳の作成に当たっては、「住家等一般被害調査表」に基づくことはもちろんであるが戸籍（住民登録）等の係と連絡をとり正確を期する。
- c り災者台帳は、救助の基本となるものであり、また、世帯別救助等の実施記録となるものであるから、救助実施状況をできるだけ具体的に記載し、整備保管しておく。

イ り災に対する証明書の発行

a り災証明書

市（福祉班）は、り災世帯に対して様式2号による「り災証明書」を交付する。

証明書の発行に当たっては、次の点に留意する。

- ① り災証明書は、災害救助はもちろんであるが、後日諸対策の基礎となるものであるから特に慎重に扱うこと。
- ② り災証明書は、り災者台帳（仮証明書の場合は、「住家等一般被害調査表」又は「救助用物資割当台帳」）と照合し、発行に当たっては、契印をする等、発行の事実を判然とし、重複発行（仮証明書と本証明書の重複を含む）を避けるように留意すること。
- ③ 本証明書は、遅くとも救助用物資支給前に交付又は切替えを終り、物資支給時には証明書の提示を求められるようにすること。

ウ り災者旅行証明書

市（福祉班）は、住家に被害を受けたため、現在地に居住することができず、一時縁故先等に避難（旅行）する者から要請があったときは、様式2号の2による「り災者旅行証明書」を作成し交付する。

エ リ災証明書等の交付場所

リ災証明書等の交付は、次の場所において行う。

土岐市福祉事務所

3 市税の徴収猶予及び減免

市(税務班)は、被災者に対する市税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画を策定する。

4 働く場の確保

市は、被災者の雇用に関する相談について、県に対する要望措置等の必要な計画を策定しておく。

5 生活保護制度の活用

市は、生活に困窮し、生活保護を必要とする世帯に対し、民生委員等と連絡を密にし、速やかに生活保護法(昭和25年法律第144号)を適用する。

6 障がい者及び児童に係る対策

(1) 障がい者に係る対策

市は、避難所や在宅における一般の要配慮者対策等に加え、障がい者の係る以下の対策を実施する。

ア 文字放送テレビ、ファックス等障がい者に対する情報提供体制の確保、手話通訳者の派遣

イ 車椅子、障がい者用携帯便器等障害の状態に応じた機器や物資等の供給

ウ ガイドヘルパー等障がい者のニーズに応じたマンパワーの派遣

(2) 児童に係る対策

市は、次の方法等により被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見及び保護を行う。

ア 避難所の管理者、リーダーを通じ、避難所における児童の実態を把握し、保護者の疾病等により発生する要保護児童について県子ども相談センターに対し通報がなされるようにする。

イ 保護を必要とする児童を発見した場合、親族による受入れの可能性を探るとともに県子ども相談センターへ連絡する。

ウ 保護者が災害復旧事業に従事する等により、保育が必要な乳幼児に対して、市は保育所又は認定こども園に入所させ保育する。

7 生活必需物資、復旧資材等の供給確保

市及び関係機関は、被災地域において住民の不安と動揺を沈静化し生活秩序の回復と復興を着実にしていくためにも、生活必需物資、復旧用建築資材等の供給の確保を図るとともに、物資の需給・価格動向を調査監視し、物価の安定を確保していく。

8 金融対策

(1) 金融機関の措置

ア 金融機関は、現地金融機関の手許現金在高を調査し、貯金払戻し等所要金確保のために必要な指導、援助を行う。

イ 金融機関は、営業が可能な場合には、休日又は平常時間外にも臨時に営業措置をとらせるとともに、り災金融機関に可及的速やかに営業開始を図らせる。

- ウ 金融機関相互の申し合わせにより次の措置を実施させる。
 - a 貯金証書、通帳、届出印鑑を紛失した場合、実情に即する簡易な方法をもって払戻しする。
 - b 事情によっては、定期貯金、定期積金の期限前の払戻し又はこれを担保とする貸出に応じる。
 - c 手形交換については、交換開始時刻、交換戻決済時刻、不渡手形返還時刻の変更及び一定日まで災関係手形等に対して不渡処置の猶予を図るほか、不可抗力により支払期日の経過した手形についても取立の相談に応じる。
 - d 損傷銀行券等引換のための必要な措置をとる。

エ 国債を滅紛失した顧客に対し、日本銀行名古屋支店または最寄りの日本銀行代理店は相談に応じる。

オ 金融機関は、日本銀行代理店及び取引官庁との連絡を密にし、国庫事務を円滑に運営するための必要な措置をとる。

(2) 生保・損保会社の措置

東海財務局岐阜財務事務所は、地震災害時の生保・損保会社の営業を確保するため、次のとおり応急対策を実施する。

ア できる限り簡易迅速な保険金の支払いに配慮するよう指導する。

イ 契約者のり災状況に応じて、保険料の払込み猶予期間の延長に配慮するよう指導する。

(3) 証券会社の措置

東海財務局岐阜財務事務所は、地震災害時の証券会社の営業を確保するため、次のとおり応急対策を実施する。

ア 預り金払出しは、り災者の実情に即する簡易な確認方法をもって実施するよう指導する。

イ 預り有価証券の売却・解約代金の即日払いの申請があった場合には適宜配慮するよう指導する。

(4) 金融機関等防災体制等

東海財務局岐阜財務事務所は、金融機関等が地震災害時において十分な防災体制をとれるよう次のとおり指導する。

ア 金融機関の店頭の顧客及び従業員の安全の確保に十分配慮するよう指導する。

イ 被害の軽減、並びに業務の円滑な遂行を確保するため、金融機関に危険箇所の点検、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等について適切な応急措置をとるよう指導する。

(5) 顧客への周知徹底

東海財務局岐阜財務事務所は、金融機関等が(1)及び(2)の措置について必要に応じ、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて顧客に周知するよう指導する。

第5節 災害義援金品の募集配分

まちづくり推進課	危機管理室
市民課	福祉課
教育総務課	会計課

被災者に対して寄託される義援金品を、确实、迅速に被災者に配分するため、受入、引継、集積、配分、管理等必要な措置を実施する。

1 義援金品の募集

(1) 義援金品の募集機関

地震災害が発生した場合に、市、県、日本赤十字社岐阜県支部（義援金のみを取り扱う）、岐阜県共同募金会等は、義援金品の募集機関として、被災地のニーズ、状況等を十分考慮しながら対応する。

(2) 義援金品の募集

市等の募集機関は、義援金品の受入について一般への周知が必要と認められる場合、国の非常災害対策本部、報道機関等を通じて、次の事項を公表する。

なお、義援物資の梱包に際しては、品名を明示する等被災地における円滑かつ迅速な仕分け、配送に十分配慮した方法とするよう呼びかける。

ア 義援物資

- a 受入窓口
- b 受入を希望する物資及び受入を希望しない物資のリスト（被災地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定する。）
- c 受入窓口と集積場所の住所が異なるときは、その集積場所の住所等

イ 義援金

- a 受入窓口
- b 振込み金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名等）

2 義援物資の受入、配分等

市等の募集機関は、次により義援物資の受入及び配分等を行う。

(1) 受入、配分機関

市地域における義援物資の受入及び配分は市本部（会計班・福祉班）が中心になり、次の関係機関をもって協議会を構成し、各機関が共同し、あるいは協力して行う。

- ア 日本赤十字社岐阜県支部土岐市地区
- イ 土岐市社会福祉協議会
- ウ 土岐市民生児童委員協議会
- エ 土岐市連合自治会
- オ 上記の他、必要と認める機関

(2) 受入

- ア 地震災害発生後速やかに受入窓口を開設し、義援物資の受入を行う。
- イ 受入れを希望する物資を明確にし、早期に公表を行う。
- ウ 義援金品拠出者名簿を作成し、あるいは義援金品受領書を発行してそれぞれ整備保管する。

(3) 引継ぎ、集積

市等の募集機関は、受入れた義援物資の引継ぎに当たって、義援金品引継書を作成し、その授受の関係を明らかにしておく。

(4) 配分

ア 配分

県、市、その他義援物資の募集機関等で構成する配分委員会組織が定める基準によって行う。市域における配分は、市本部（会計班・福祉班）が中心になり参加機関が協力して行う。なお、特定物資及び配分先指定物資については、それぞれの目的に沿って効率的な配分を個々に検討して行う。

イ 配分の時期

配分は、できる限り受入又は引継ぎを受けた都度行うことを原則とするが、義援物資の量等を考慮し、適宜配分時期を調整する。

ただし、腐敗、変質の恐れがある物資については、迅速かつ適切に取扱うように配慮する。

(5) 義援物資の管理

義援物資は、義援金品受払簿を備え付け、受入から引継ぎ又は配分までの状況を記録する。

(6) 各種様式

義援物資の受入、引継ぎ、集積、配分、管理にあたり、作成、発行する各種様式は別に定めるものによる。

(7) 費用

義援物資の募集や配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするが、輸送に要する経費等はそれぞれの実施機関において負担する。各実施機関は、経費の証拠記録を整理保管しておく。

3 義援金の受入、配分等

市等の募集機関は、次により義援金の受入及び配分等を行う。

(1) 受入、配分機関

市地域における義援金の受入及び配分は市本部（会計班・福祉班）が中心になり、次の関係機関をもって協議会を構成し、各機関が共同し、あるいは協力して行う。

- ア 日本赤十字社岐阜県支部土岐市地区
- イ 土岐市社会福祉協議会
- ウ 土岐市民生児童委員協議会
- エ 土岐市連合自治会
- オ 上記の他、必要と認める機関

(2) 受入

- ア 地震災害発生後速やかに受入窓口を開設し、義援金の受入を行う。
- イ 義援金品拠出者名簿を作成し、あるいは義援金品受領書を発行してそれぞれ整備保管する。

(3) 引継ぎ、集積

受入れた義援金の引継ぎに当たっては、県、市、日本赤十字社岐阜県支部、岐阜県共同募金会、その他義援金の募集機関で構成する配分委員会の銀行口座への振込みの方法による。

(4) 配分

配分委員会組織が定める基準によって行う。配分に当たっては、配分方法を工夫する等して、出来る限り迅速な配分に努める。

市域における配分は、市本部（会計班・福祉班）が中心になり参加機関が協力して行う。

(5) 義援金の管理

義援金は、銀行預金等確実な方法で保管管理する。義援金品受払簿を備え付け、受入から引継ぎ又は配分までの状況を記録する。

なお、預金に伴う利子収入は、義援金に含めて扱う。

(6) 各種様式

義援金の受入、引継ぎ、集積、配分、管理にあたり、作成、発行する各種様式は別に定めるものによる。

(7) 費用

義援金の募集や配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするが、送金、引継ぎに要する経費等はそれぞれの実施機関において負担する。各実施機関は、経費の証拠記録を整理保管しておく。

4 事務手続

受付あるいは任意拠出される義援金品の受入、配分、集積は、次の記録を作成し、あるいは発行してそれぞれ整備保管する。

- (1) 義援金品拠出者名簿（様式1号）
- (2) 義援金品引継書（様式2号）
- (3) 義援金品受領書（様式3号）
- (4) 現金出納簿（様式4号）
- (5) 義援金品受払簿（様式5号）

第6節 被災中小企業の振興

危機管理室	税務課
産業振興課	会計課

被災中小企業の自立を支援し、財政支援により早急な再建への道を開くことが必要であり、被災中小企業の被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずる。

1 支援体制

市は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

2 自立の支援

市及び防災関係機関は、災害復旧貸付等により、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行い、被災中小企業の自立を支援する。

また、市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

3 各種対策

- (1) 日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等の貸付条件の緩和措置
- (2) 再建資金の借入れによる債務の保証に係る中小企業信用保険について別枠の担保限度の設定、てん保率の引上げ及び保険率の引き下げ
- (3) 災害を受ける以前に貸付を受けたものについての償還期間の延長等の措置
- (4) 事業協同組合等の共同施設の災害復旧事業に要する費用についての補助
- (5) 貸付事務等の簡易迅速化
- (6) 被災関係手形の期間経過後の交換持出し、不渡処分の猶予等の特別措置
- (7) 租税の徴収猶予及び減免
- (8) 労働保険料等の納付の猶予等の措置
- (9) その他各種資金の貸付け等必要な措置

第7節 農林漁業関係者への融資

危機管理室 産業振興課 会計課

被災農林漁業者の施設の災害復旧及び経営の安定を図ることが必要であり、被災農林漁業者の被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずる。

1 株式会社日本政策金融公庫による融資

市及び防災関係機関は、農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者の経営維持安定に必要な資金について、日本政策金融公庫資金等の円滑な融通、既借入金の償還猶予等の措置を行うとともに、農林漁業者へ資金の周知、資金相談対応を行う。

2 各種対策

- (1) 天災融資法による資金
- (2) 農業災害緊急支援資金
- (3) 農業災害緊急支援特別資金
- (4) 農林漁業セーフティネット資金
- (5) 農業経営基盤強化資金
- (6) 農業基盤整備資金
- (7) 農林漁業施設資金
- (8) 林業基盤整備資金

第5章 東海地震に関する事前対策

第1節 総 則

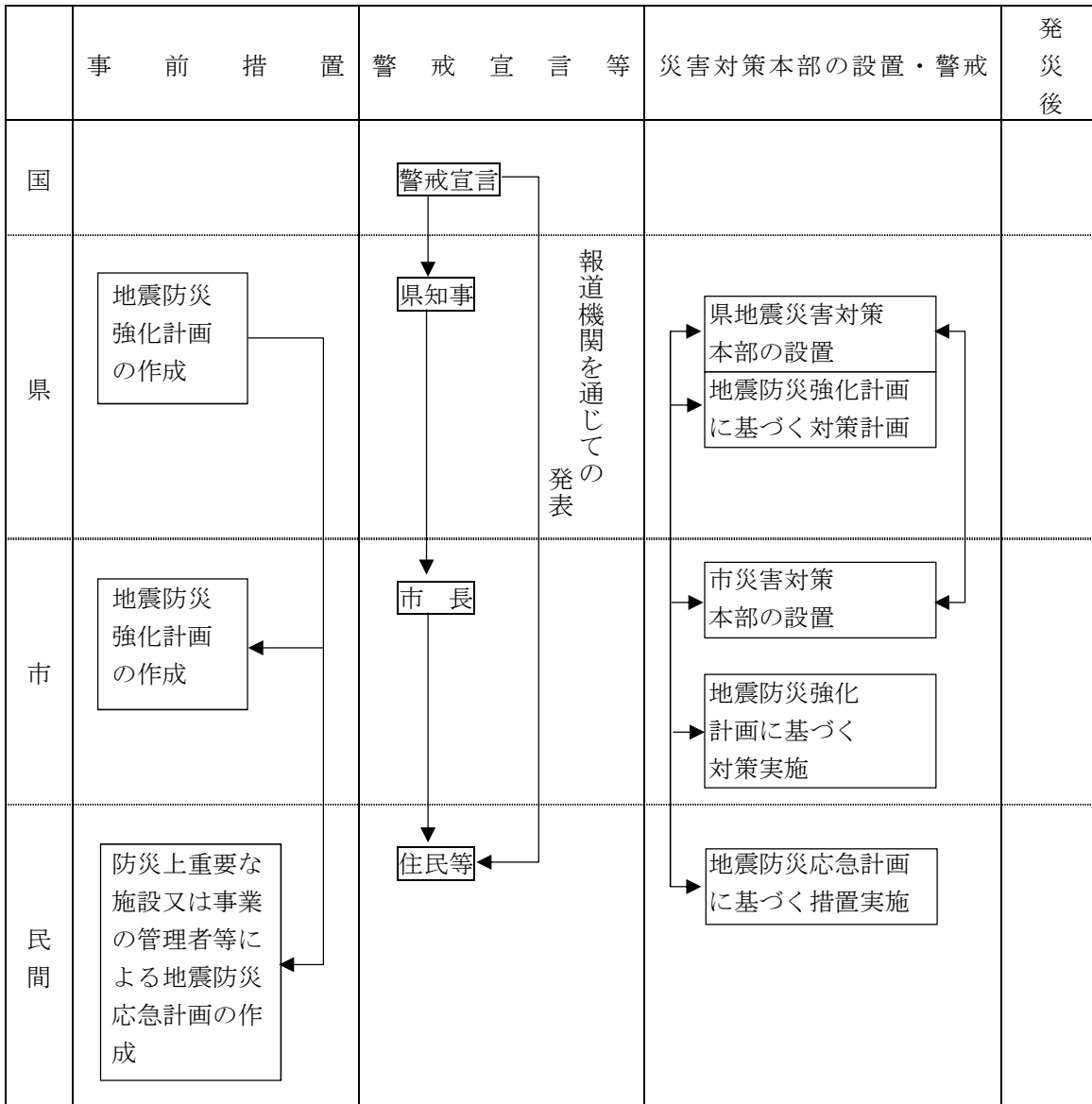
第1項 東海地震に関する事前対策の目的

この計画は、大規模地震対策特別処置法（以下「大震法」という）第6条の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という）において、警戒宣言が発せられた場合にとるべき対策を中心に、強化地域に指定されていない地域における事前対策についても必要な事項を定め、東海地震の予防対策の推進を図ることを目的とする。

- 1 この計画は、東海地震の発生に伴う被害の発生を防止し又は軽減するため市域を対象として、県、市及び防災関係機関等のとるべき事前処置の基本的事項について定める。
- 2 この計画は、一部警戒宣言前を含み、主として、警戒宣言発令時から、地震発生迄の間における事前応急対策を定める。
- 3 市及び関係機関は、この計画に基づいてそれぞれ必要な具体的計画等を定め事前対策の実施に万全を期する。

第2項 東海地震に関する事前対策の体系

東海地震に関する事前対策の体系は、次のとおりである。



第3項 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合の対応方針

市及び防災関係機関等は、警戒宣言発令前において、東海地震注意情報（以下「注意情報」という）に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合、警戒宣言時対策の円滑な実施のため、時間を要する準備行動で、警戒宣言前から準備しておくことが望ましい対策（以下「警戒宣言前からの準備的行動」という）を実施する。

第4項 地震防災応急計画の作成

警戒宣言発令時等における事前対策を円滑に行うため、大規模地震対策対策特別措置法第7条第1項第1号から第4号までに掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営する者は、事前に地震防災応急対策計画を作成し、地震災害の未然防止と社会的混乱の防止を図る。

震防災応急計画の基本となるべき事項は、次のとおりである。

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
<p>第1節 地震防災応急対策に係る措置に関する事項</p> <p>① 各計画において共通して定める事項</p> <p>1 地震予知情報等の伝達等</p>	<p>警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関する調査情報の内容その他これに関する情報（以下「地震予知情報等」という）については、各計画主体の機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を定める。</p>	<p>勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう定めるほか、必要な代替伝達方法等を定める。</p> <p>防災関係機関等の特定の電話以外の公衆電話は規則される場合があること。</p>
<p>2 地震防災対策の実施要員の確保等</p>	<p>具体的な要員の確保を図る。</p> <p>必要に応じた指揮機能を持った組織を設置する場合において、当該組織の内容等を定める。</p>	<p>1に定める伝達方法及び伝達手段の実態</p> <p>所要要員の不時の欠員備え代替要員</p>
<p>3 発災後に備えた資機材、人員等の配備手配</p>	<p>警戒宣言時に講ずることが妥当な災害応急対策の実施準備活動（少なくとも災害応急対策に必要な資機材の調達手配災害応急対策を実施する人員体制の事前配備、防災関係機関への連絡等については、その内容を定める。）</p>	
<p>4 工事中、建築物等の工事の中断等</p>	<p>工事中の建築物その他の工作物又は施設において安全上実施すべき措置についての方針（地震の発生の危険にかんがみ、原則として工事の中断の措置を講ずる。）</p>	<p>防止等の措置を実施するものについては、作業員の安全</p>

<p>② 個別の計画においても定めるべき事項</p> <p>1 病院、劇場、百貨店、旅館等不特定かつ多数の者が出入りする施設</p> <p>(1) 地震予知情報等の顧客等への伝達</p> <p>(2) 顧客等の退避又は安全確保のための措置</p> <p>(3) 施設の安全性を踏まえた措置</p> <p>(4) 病院関係</p>	<p>その施設に出入りしている患者、観客、顧客、宿泊者その他不特定かつ多数の者（以下「顧客等」という）に対し、当該地震予知情報等を伝達する方法</p> <p>顧客等の退避の誘導方法及び退避誘導実施責任者又は安全確保のための措置（当該施設が退避対象地区にあるときは、退避後の顧客等に対する避難誘導の方法等を定める。）</p> <p>営業を継続する場合の理由（施設の安全性）</p> <p>病院においては、患者等の保護等の方法及び内容については具体的に定める。</p>	<p>1 顧客等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な退避等の行動をとるよう情報の適切な伝達方法を考える等の措置を講ずること。</p> <p>2 顧客等が適切な退避等の行動にとりうるよう退避地の位置、交通の規則状況その他必要な情報を併せて伝達する用事前に十分検討すること。</p> <p>3 病院や百貨店等については、耐震性を有する等、安全性が確保されている場合においては、医療又は営業を継続することができる。</p> <p>個々の施設の耐震性を十分考慮すること。</p>
<p>2 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物資等の製造、貯蔵、処理又は取扱を行う施設</p> <p>(1) 周辺の地域に対し影響を与える現象の発生防止</p>	<p>緊急点検、巡視の実施、充填作業、移し替え作業等の停止、落下、転倒その他施設の損壊防止のため特に必要が</p>	<p>この場合、定めるべき内容は当該施設の内外の状況を十分に勘案し、社会的に妥当性があるとともに技術的に妥</p>

<p>(2) 発災に備えて準備すべき措置</p>	<p>ある応急的保安措置の実施等に関する事項（時間帯に応じ具体的に定める。）</p> <p>施設内部における消防等の体制 救急要員、救急資機材の確保等救急体制</p>	<p>当といえる。</p> <p>また、実際に動員できる要員体制を踏まえるとともに、作業員の安全を考慮した十分な実行可能性を有する。</p> <p>必要がある場合には、施設周辺地域の居住者等に対して適切な避難所の行動をとる上で必要な情報を併せて伝達するよう事前に十分検討する。</p>
<p>3 鉄道業、その他の一般旅客運送に関する事業計画</p> <p>(1) 地震予知情報等の旅客等への伝達</p> <p>(2) 運行等に関する措置</p> <p>(3) 通行の停止等の結果生ずる滞留旅客等</p>	<p>旅客等に対し、地震予知情報等を伝達する方法（この場合、発着場等の施設のみならず運行中の列車、バス等に対する伝達方法についても具体的に明示する。）</p> <p>1 警戒宣言時の運行規制等の内容及び不要不急の旅行等の自粛要請の措置</p> <p>2 警戒宣言までの運行継続の内容</p> <p>3 鉄道業、軌道事業については、強化地域内へ進入する予定の列車に対しては進入を制限するとともに、強化地域内を運行中の列車に対しては原則として最寄りの安全な駅、その他の場所まで安全な速度で運転して停車、待機すること等の措置</p> <p>ただし、震度6弱未満の地域における対応については、安全に運行可能か判断した上でその対応を定める。</p> <p>4 索道事業については、運送中の旅客を停留所まで運送した後、運転を停止する。</p> <p>5 一般乗合旅客自動車運送業については、走行路線中に地震の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合、交通規制が実施される区間がある場合等における運行の停止、その他運行上の措置を定める。</p> <p>規制等の結果生ずる滞留旅客等に対しては、とりあえず講ずべき安全及び保護のための措置を定める。</p>	<p>1 旅客等が極めて多数の場合はこれらの者が円滑な待避等の行動をとりうるよう情報の適切な伝達方法を考える等の措置を講ずる。</p> <p>2 旅客等が適切な待避等の行動をとりうるよう避難又は津波危険予想地域等の位置、交通の規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に十分検討すること。</p> <p>警戒宣言前の段階からあらかじめ情報提供すること。</p> <p>警戒宣言までは、需要に応えるため極力運行を継続する。</p> <p>列車に対しては、列車無線、駅に対しては駅一斉伝達装置により伝達</p>

に対する措置		
4 学校等	<p>幼稚園、小・中学校等保護を必要とする園児、児童生徒等がいる学校等に当たっては、これらの者に対する保護の方法を定める。</p> <p>学校が避難対象地区にあるときは、避難所、避難経路、避難誘導方法避難誘導実施責任者等を定める。</p>	<p>この場合において、園児、児童生徒等の保護者の意見を聞いた上、実態に即した保護の方法を定める。</p>
5 社会福祉施設	<p>入所者等の保護及び保護者への引継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の耐震性を十分考慮して具体的にその内容を定める。</p> <p>社会福祉施設が避難対象地区にあるときは、避難所、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等を定める。</p>	<p>施設の種類や性格（情報の伝達や避難所等に当たって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多い。）</p>
6 放送事業	<p>地震予知情報等の正確かつ迅速な報道に努める。</p> <p>地震予知情報等の発表及び発災に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図る。</p> <p>発災後も円滑に放送を継続し各種の情報を報道できるようあらかじめ必要な要員の配置、施設の緊急点検その他の被災防止措置の具体的内容を定める。</p>	<p>報道に際しては、地震予知情報等と併せて居住者等が防災行動をとるために必要な情報の提供に努める。</p>
7 水道、電気及びガス事業 (1)水道事業等	<p>警戒宣言時において飲料水の供給を確保継続すること及び居住者等が自ら緊急貯水を実施するよう留意すること。</p> <p>発災時に備えて、緊急給水のための貯水及び人員、資機材等の事前配備、応急復旧体制の整備、他の地方公共団体からの応援給水等を内容とする計画を定める。</p>	<p>水道施設の損壊による給水不能の事態の発生に備えて、警戒宣言が発せられた場合において各所における緊急貯水が必要である。</p>
(2)電気事業	<p>必要な電力を供給する体制を確保すること。</p> <p>発災時に備えて応急復旧に必要な資機材、要員の確保、他の電力会社からの電力緊急融通等を内容とする計画を</p>	<p>電気については、警戒宣言が発せられた場合においても地震防災応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基盤となるべきもので、その供給の継続を確保することが不可欠である。</p>

	定める。	
(3) ガス事業	<p>1 ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定める。</p> <p>2 発災後に緊急に供給を停止する等の措置を講ずる必要がある場合には、これを実施すべきこと及びその実施体制を定める。</p> <p>3 発災時における需要者側のガス栓の閉止等必要な措置についての広報の実施体制を定める。</p> <p>4 発災後に備えて応急復旧に必要な資機材、要員の確保等を内容とする計画を定める。</p>	<p>ガスについては、警戒宣言が発せられた場合においても、その供給の継続を確保する。</p>
<p>3 その他の施設</p> <p>(1) 鉱山</p> <p>(2) 道路</p> <p>(3) 工事等で勤務人員が千人以上のもの</p>	<p>構内作業員に対する地震予知情報等の伝達方法及び伝達後の退避等の行動について、具体的な実施内容を定める。</p> <p>集積場等で保安上応急の措置を講ずる必要が認められるものについてはその措置を定める。</p> <p>警戒宣言時において講ずる道路管理上の措置</p> <p>警戒宣言時の緊急点検及び巡視の実施必要箇所及び実施体制</p> <p>当該工場等に勤務し又は出入りする者（以下「員等」という）に対する地震予知情報等の伝達及び作業員等の退避等安全確保のための措置を定める。</p>	<p>警戒宣言前の段階から、警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行う。</p> <p>発災による道路の危険度</p> <p>橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が特に高いと予想されるもの</p> <p>地震の発生の危険性にかんがみ作業員の安全に配慮する。</p> <p>当該工場等に置かれている位置、周囲の状況、退避ルート等を勘案して防災要員を除く作業員等の工場等からの退避、帰宅等の行動計画を定める。</p>
<p>第2節</p> <p>大規模な地震に係る防災訓練に関する事項</p>	<p>各計画主体は、強化地域に係る大規模な地震を想定し、警戒宣言前の準備体制、警戒宣言に伴う地域防災応急対策及び発災後の災害応急対策等に係る防災訓練を年1回以上実施するものとし、その実施内容、方法等を定める。</p>	<p>他の計画主体等と共同して訓練を行う。</p> <p>居住者等の協力及びその参加を得る。</p> <p>努めて関係地方公共団体等防災関係機関の実施する訓練に参加する。</p>

<p>第3節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項</p>	<p>各計画主体は、その職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施するものとし、その実施内容、方法を定める。</p> <p>顧客、収容者等に対する教育・広報の実施方法及びその内容を定める。</p>	<p>この教育内容には、少なくとも次の事項を含む。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容 2 東海地震の予知に関する知識 3 地震予知情報等の内容 4 予想される地震に関する知識 5 地震予知情報等が出された場合及び地震災害が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識 6 職員等が果たすべき役割 7 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識 8 今後地震対策としてとりくむ必要のある課題 <p>この教育・広報の内容には、少なくとも次の事項を含む。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警戒宣言の性格及びそれに基づきとられる措置の内容 2 予想される地震に関する知識 3 地震予知情報等が出された場合及び地震災害が発生した場合に出火防止、自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識 4 正確な情報入手の方法 5 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容 6 各地域における崖地崩壊危険等に関する知識 7 各地における避難地及び避難路に関する知識
-------------------------------------	---	--

第2節 東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の対策

市及び防災関係機関等は、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまで、又は警戒解除宣言が発せられるまでの間、警戒宣言発令時対策を実施する。

さらに、注意情報が発表され、政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、市及び防災関係機関等は、警戒宣言前からの準備的行動を実施する。

第1項 組織の体制

各 課 共 通

1 市の地震災害警戒組織

- ① 注意情報発表時⇒市長は、注意情報が発表された場合、警戒宣言前からの準備的行動が実施できる体制をとる。
- ② 警戒宣言発令時⇒市長は、警戒宣言が発せられた場合、警戒宣言発令時対策を実施するため、災対法第23条の規定に基づき市災害対策本部を設置する。
- ③ 警戒解除宣言発令時⇒市長は、警戒解除宣言が発せられたとき、市災害対策本部を廃止する。

2 防災関係機関の災害対策組織

- ① 注意情報発表時⇒指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長（以下「防災関係機関の長」という）は、注意情報が発表された場合、警戒宣言前からの準備的行動が実施できる体制をとる。
- ② 警戒宣言発令時⇒警戒宣言が発せられた場合、その所管に係る警戒宣言発令時対策を実施するため、あらかじめ定めた災害対策組織を設置する。
- ③ 警戒解除宣言発令時⇒警戒解除宣言が発せられたとき、災害対策組織を廃止する。

3 防災上重要な施設の管理者

- ① 注意情報発表時⇒防災上重要な施設の管理者は、注意情報発表の報道に接した場合は、実情に応じた準備活動を実施する。
- ② 警戒宣言発令時⇒警戒宣言が発せられた場合は、人命の安全確保、火災、爆発等の防止措置をとるため、それぞれ応急計画等に基づき、組織的に防災活動を実施する。

4 地域住民の自主防災組織

- ① 注意情報発表時⇒地域住民の自主防災組織は注意情報が発表された場合、注意情報発表の地域住民への周知や警戒宣言前から準備が必要な活動を実施する。
- ② 警戒宣言発令時⇒地域住民の自主防災組織は、警戒宣言が発せられた場合は、組織的に情報の伝達、避難の実施等を行い、防災関係機関、施設等の実施する地震防災応急対策が迅速かつ的確に実施できるよう協力し、一体的に行動する。

第2項 職員の動員配置

各 課 共 通

市は、警戒宣言が発せられてから、地震災害が発生するまでは、注意情報が発表された場合を含めても、比較的短時間と考えられ、この間に事前対策の実施及び応急対策を迅速かつ的確に実施するための体制を確立するため、職員の動員配置を行い、対応体制を強化する。

1 職員の配備

(1) 注意情報発表時（体制は地震警戒体制の基準①の体制による。）

勤務時間内⇒それぞれの職場で勤務中の職員を配備

勤務時間外⇒各部（班）で定める情報伝達経路により緊急配備につく者に登庁を指示し、非常配備につく者（緊急配備につく者を除く。）は登庁準備をする。

(2) 警戒宣言発令時（体制は地震警戒体制の基準②の体制による。）

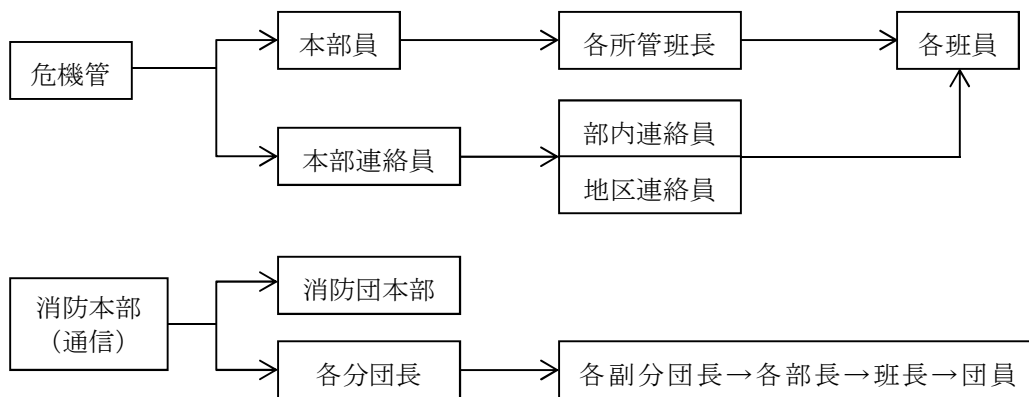
勤務時間内⇒それぞれの職場で勤務中の職員を配備

勤務時間外⇒勤務時間外においては、非常配備につく者は、テレビ、ラジオに注意し、警戒宣言発令の報道に接した場合は、直ちに登庁する。

(3) 注意情報発表時及び警戒宣言時における情報及び動員の伝達

注意情報発表時及び警戒宣言時における情報及び動員の伝達は、「第3章 第1節 活動体制」による。

《連絡体制》



(注) 1 市庁舎の勤務時間内にあつては庁内放送（市（危機管理班）担当）により行う。

2 部（班）内における情報及び動員の伝達の方法は、それぞれ各部（各班）で定めておく。

3 注意情報及び警戒宣言が発せられた場合、市（危機管理班）は防災行政無線による一斉広報を実施して、住民及び防災関係機関等に伝達する。

第3項 防災関係機関等協力体制

危機管理室 警 防 課

防災関係機関等は、密接な連携を保ち、相互に協力して地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施する。

1 相互連携及び応援

防災関係機関は、地震防災応急措置を実施するうえで、他の機関の応援を求める必要が生じた場合は、直接災害応援協定を締結している他機関に対し、または市長に対し、応援の要請又はあつせんを依頼し協力を得る。

2 自衛隊地震防災派遣

市長は、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため、自衛隊の支援の必要があると認めたときは、県警戒本部長に要請の依頼を行う。

要請の方法は、「第3章 第4節 自衛隊災害派遣要請」による。

3 警戒宣言後の緊急輸送の実施

市は、警戒宣言後の緊急輸送の実施の具体的調整は、市警戒本部が行うものとし、現地本部が設置された場合は、現地本部において行う。

4 警戒宣言前からの準備的行動

市は、広域応援部隊の派遣及び受援準備を行うとともに、災害時応援協定等を締結している市町村等や、隣接市町村等の体制を確認する。

第4項 警戒宣言・地震予知情報等の伝達

各課共通

地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため、防災関係機関等は、正確かつ迅速な地震予知情報等の伝達及び居住者等に対する緊急広報を実施し、情報の収集、伝達の万全を期する。

1 伝達情報

「東海地震予知情報」・「東海地震注意情報」・「東海地震に関連する調査情報」に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定の公表、警戒宣言発令（以下「地震予知情報等」という）

2 伝達主体

(1) 県は、地震予知情報等を市、関係機関へ伝達する。

(2) 市（危機管理班）は、地震予知情報等が発せられた場合、その内容をサイレン、広報車、同報無線等、あらゆる手段により住民に伝達する。また、テレビ・ラジオ等を通じて伝達する。

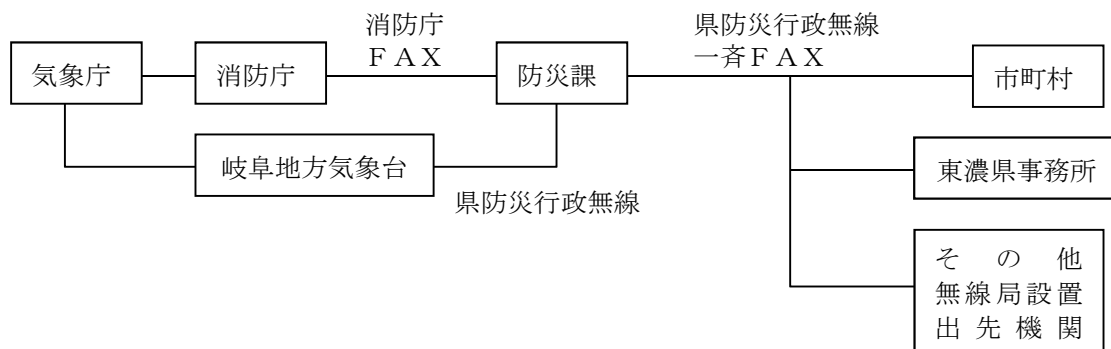
この場合、地震予知情報等の意味及び居住者等がとるべき行動を合わせて示す。

(3) 市、防災関係機関、鉄道や百貨店等関係事業者は、地震予知情報等の内容を、観光客、買い物客、通勤・通学者、外国人、障がい者等に伝達する。

3 伝達経路

(1) 勤務時間内の情報伝達経路

地震予知情報等の伝達は、次の系統図による。

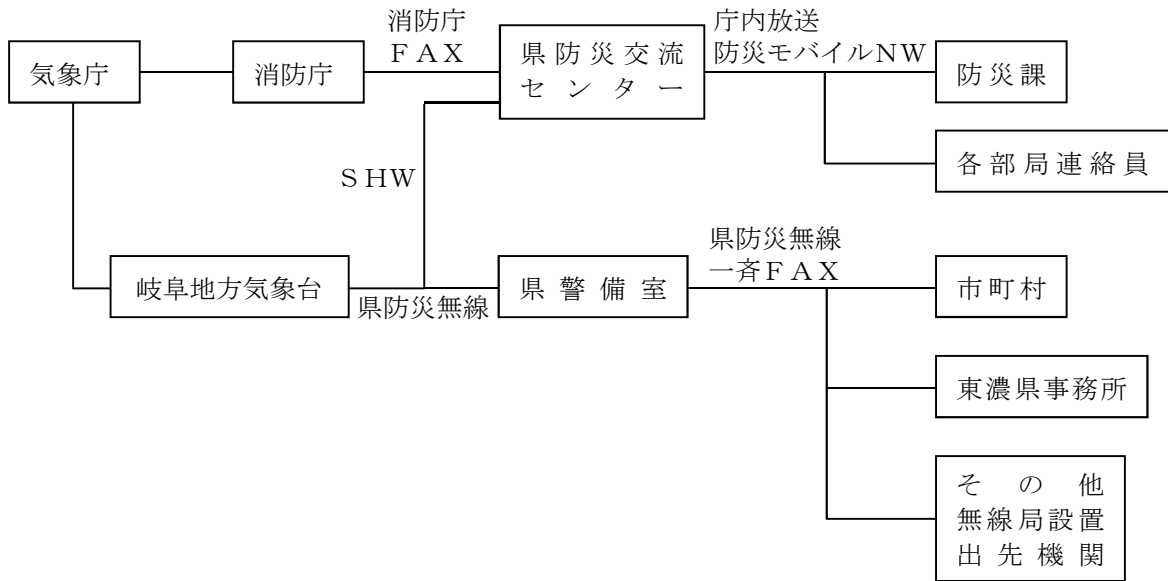


● 市の組織内の伝達

- ・本庁内については、庁内放送により伝達する。
- ・現地機関については、放送を受けた各部局連絡員が、有線電話等により各部局出先機関に伝達する。

(2) 勤務時間外の連絡報伝達経路

勤務時間外、休日における地震予知情報等の伝達は次の系統図による。


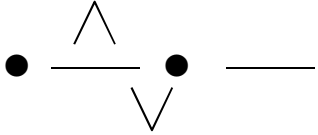


4 警戒宣言前からの準備的行動

市が住民等へ行う伝達は、注意情報発表時点から実施することとし、合わせて注意情報の意味や今後の推移、住民・事業所については、不要不急の旅行、出張等を自粛すべきことを伝達する。

なお、警戒宣言が発せられた旨の伝達のために使用する防災に関する信号は次のとおりである。

地震防災信号

警 鐘	サイレン
<p style="text-align: center;">(5点)</p> 	<p style="text-align: center;">(約45秒)</p>  <p style="text-align: center;">(約15秒)</p>
<p>備考 1 警鐘またはサイレンは、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。</p>	

第5項 広報対策

各課共通

市、防災関係機関は、地震予知情報等が発せられた場合、地震予知情報等の周知不徹底あるいは突然の発表等に伴う社会的混乱を防止し、民心の安定を図るため、迅速的確な広報を実施する。

1 警戒宣言時対策

市、防災関係機関は、居住者等に密接に関連のある事項及び民心の安定を図り、混乱の発生を防止するための事項に重点をおき、居住者等が正確に理解できる平易な表現を用い、反復継続して表現する。

なお、強化地域以外の居住者等に対しても、的確な広報を行い、これらの者の冷静かつ適切な対応を促すよう努める。

また、外国人等情報伝達手段について特に配慮を要する者に対する対応については、外国語による表示、冊子又は外国語放送等、様々な広報手段を活用する。

〈広報の内容〉

- 1 地震予知情報等の意味、今後の推移、予想される県下の地震の震度等の予想
- 2 住民等は、デマに惑わされず、テレビ、ラジオ等の情報に注意し、正しい情報の収集に努めること。
- 3 住民は、水、食料の備蓄、家族の連絡方法の確認、不要な火気の始末、家具の転倒防止等の措置を行うこと。
- 4 自動車による移動を自粛すること。
- 5 食料品等の買い出し等の外出は自粛すること。
- 6 電話の使用は自粛すること。
- 7 病院、劇場、百貨店、旅館等不特定多数の人が出入りする施設の管理者は、施設の安全確保措置を実施すべきこと。
- 8 危険物取扱事業所、工事現場等の管理者は、安全確保措置を実施すべきこと。

〈広報の手段〉

- ・県及び関係市町村が行う広報
 - 1 ラジオ、テレビ（文字放送を含む）等
 - 2 パソコン通信（インターネット等）
 - 3 同報無線、有線放送及びアマチュア無線
 - 4 広報車の巡回等
 - 5 報道機関への情報提供
 - 6 自主防災組織若しくは自衛消防組織等
- 特に、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、必要に応じて、外国語による表示、冊子又は外国語放送等の様々な広報手段を活用して行う。
- また、聴覚障がい者に対する情報伝達にも配慮する。

2 問い合わせ窓口

市（生活環境班）は、居住者の問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整える。

3 報道機関との応援協力関係

県、市と報道機関は、地震予知が行われた場合の報道について、あらかじめ報道協定を締結することとしており、そうした協定に基づき、必要な情報の提供を行う。

なお、県は、「災害時における放送要請に関する協定」等に基づき、情報提供や知事談話の発表を行うこととしている。

4 警戒宣言前からの準備的行動

上記の広報対策は、注意情報発表時点から実施することとし、合わせて注意情報の意味や今後の推移、住民・事業所については、不要不急の旅行、出張等を自粛すべきことを広報する。

第6項 事前避難対策

各 課 共 通

警戒宣言が発せられた場合、急傾斜地崩壊危険地域、地すべり危険地域、老朽ため池下流の浸水危険地域等の居住者等（以下「災害時危険地域居住者等」という）の人命の安全を確保するため、発災後に備えて必要に応じて避難所の開設準備を行い、必要な資機材の確保を図るとともに、避難所での病人等に対する応急救護所の開設準備を行う等市は、自治会及び自主防災組織等と連携し、警察の協力を得て迅速的確な避難対策を実施する。なお、円滑な事前避難対策を実施するため、注意情報発表時点から警戒宣言前の準備的行動を実施する。

1 事前避難の実施

(1) 事前避難措置の実施者は、災対法第60条及び第61条の規定に基づき、次により避難の勧告又は指示を行う。

ア 市（危機管理班）は、警戒宣言が発せられたとき、直ちに避難対象地区の住民等に対し、避難指示を行う。

イ 警察は、市が避難指示を行ういとまがないとき、又は市から要請があったときは、直ちに避難対象地区の住民等に対し、立ち退きを指示することができる。

(2) 避難指示の内容

市及び警察は、次の内容を明示して避難指示を行う。

ア 避難対象地区

イ 避難先

ウ 避難経路

エ 避難指示の理由

オ その他必要な事項

(3) 避難措置の周知等

市及び警察は、避難指示した場合、速やかに関係機関に対して指示した旨連絡するとともに、避難対象地区の住民等に対してその内容の周知を図る。

ア 避難対象地区住民等への周知徹底

市及び警察は、避難措置を実施したときは、その内容について避難対象地区の住民に対し、広報媒体等を通じて周知徹底を図る。

イ 県への報告等

市は、避難措置及び避難の状況等について県に報告するとともに、警察と相互に連絡をとる。

2 収容施設における措置

(1) 市は、収容施設の所有者又は管理者の協力を得て、避難者に対し、次の措置をとるよう努める。

ア 地震予知情報等の伝達

イ 警戒宣言発令時対策実施状況の周知

ウ 飲料水、食料、寝具等の供与

エ 収容施設の秩序維持

オ その他避難生活に必要な措置

(2) 市は、避難者に対し避難生活に必要な生活必需物資等の傾向を指示する場合、その旨明示する。

3 事前避難対策の確立等

市は、警戒宣言発令時において、避難者が円滑かつ迅速に避難行動をとれるよう事前避難体制の確立に努める。

(1) 市は、避難に当たって、警戒宣言の発令から地震の発生までは、比較的短時間であるということを前提に避難体制の確立を図る。

(2) 市は、避難対象地区を単位にあらかじめ把握した高齢者、障がい者、子ども、病人等の要配慮者の避難について、自治会自主防災組織等の協力のもと実施する。

また、外国人、出張者及び旅行者等については、関係事業者と連携しつつ、避難誘導等適切な対応を実施する。

(3) 避難対象地区の居住者等が避難地まで避難するための方法については、徒歩による。ただし、市は、山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区の居住者等については、地域ごとの実情に応じて必要最小限の車両の活用を地域内で検討する等、避難行動の実効性を確保するよう努める。

4 避難対象地区以外の居住者等の対応

(1) 警戒宣言が発せられた場合、避難対象地区外の居住者等は、耐震性が確保された自宅での待機等安全な場所で行動する。また、このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、耐震性を十分把握しておく。

(2) 市は、警戒宣言発令時において各自で食料等生活必需品を確保するよう平常時から周知徹底する。また、生活必需品を販売するコンビニエンスストア等小売店舗の営業の確保に必要な物資輸送のため、車両の確保等必要な措置を講じる。

5 警戒宣言前からの準備的行動

事前避難対策は、警戒宣言前からの準備的行動において、最も重要な対策となるため、強化地域か否かに関係なく、確実に実施されることが必要である。

(1) 学校等

各学校等は、必要に応じ、臨時休校措置の検討や、児童生徒等の保護者への引き渡し等安全確保措置を行う。

(2) 要配慮者

各施設管理者は、高齢者、障がい者、病人等要配慮者の実情に合わせた安全施策を図る。

(3) 災害時危険地域居住者等

市は、災害時危険箇所居住者等の事前避難の措置又は検討若しくは準備を行う。

第7項 消防・水防対策

危機管理室	産業振興課
建設総務課	都市計画課
上下水道課	消防部

消防機関及び水防管理団体は、警戒宣言が発せられた場合、居住者等の生命、身体及び財産を保護するため、災害発生後の火災、水災及び混乱等に備える。

1 消防対策

消防機関は、警戒宣言が発せられた場合、居住者等の生命、身体及び財産を保護し、地震発生後の火災及び混乱の防止に備えて、次の事項を重点として必要な処置を講じる。

- (1) 正確な地震に関する情報を収集し、必要な機関へ伝達すること。
- (2) 火災の防除のための警戒をすること並びに必要な機関へ情報を伝達すること。
- (3) 火災発生の防止、初期消火について居住者等へ広報すること。
- (4) 自主防災組織等の活動に対して指導すること。
- (5) 施設等が実施する地震防災応急対策に対して指導すること。
- (6) 迅速な救急救助のための体制確保。
- (7) その他必要な処置。

2 水害予防

水防管理者は、警戒宣言が発せられた場合、不測の事態に備えて次の必要な処置を講じる。

- (1) 正確な地震に関する情報を収集し、必要な機関へ伝達すること。
- (2) 気象情報を収集し、水害予防のための出水予測や警戒をすること並びに必要な機関へ情報を伝達すること。
- (3) 地震の来襲と出水の同時生起が想定される場合は、重要水防箇所や液状化の予想される地区の堤防等、留意すべき施設の点検や水防活動のため必要な準備体制をとる。
- (4) 水防活動に必要な資機材の備蓄量の点検や補充を行うとともに、河川管理者や他の水防管理者と連絡を密にし、不足の事態に備える。

3 警戒宣目からの準備行動

消防機関や水防管理者は、注意情報発表の段階から、それぞれの活動に必要な物資、資機材等の点検、補充、配備等を実施する。

第8項 警備対策

1 警戒宣言時対策

警察は、警戒宣言が発せられた場合、居住者等の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、岐阜県警察大震災警備実施計画に基づき、次の事項を重点として警備に万全を期する。

また、警備対策を推進するに当たっては、防災関係機関、自主防災組織との間において緊密な連携の確保に努める。

- (1) 各種情報の収集と早期実態把握
- (2) 避難に伴う混乱等の防止
- (3) 不法事案等の予防及び取締り
- (4) 避難所、警戒区域、重要施設等の警戒警備
- (5) 住民等による地域安全活動への指導、連携

2 警戒宣言前の準備的行動

警察は、市の行う災害時危険地域居住者等の事前避難が混乱なく、的確に行われるよう、市との連携の強化に努める。

第9項 交通対策

危機管理室	管	財	課
建設総務課	土	木	課

警戒宣言が発せられた場合、人命の安全を図り、交通の混乱を防止するため、一般道路の交通規制、鉄道の運行制限を実施する。

1 警戒宣言時対策

(1) 道路危険箇所に係る管理上必要な処置

道路管理者は、道路の点検を行い、危険箇所を把握し、警戒宣言が発せられた場合は、道路管理上の必要な処置をとるとともに、報道機関に依頼し広報する。

(2) 交通規制

警察は、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の円滑な避難と緊急輸送を確保するため、必要な交通規制を実施する。

(3) 運転者のとるべき措置

運転者は、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる。

ア 走行中の車両は、次の要領により行動すること。

a 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて、低速走行に移行するとともにカーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取しその情報に応じて行動すること。

b 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。

やむを得ず道路において避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切りエンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。

駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。

イ 避難のために車両は使用しないこと。

(4) 鉄道の運行制限

東海旅客鉄道株式会社は、警戒宣言が発せられた場合の鉄道機関の列車運行は、次によるものとし、滞留旅客等は原則として列車内または駅舎内で収容する。

なお、その他滞留旅客の保護のため必要な事項は、市と連携した対策を行う。

《中央本線（勝川～恵那、坂下～南木曽）》

ア 注意情報発表時

旅客列車は運転を継続する。ただし、長距離夜行列車及び貨物列車については強化地域内への進入を禁止する。

イ 警戒宣言発令時

- ・旅客列車は勝川～恵那間で折り返し可能な駅間（春日井～瑞浪）の運転を、定められた運転速度により可能な限り確保する。

- ・坂下以北で折り返し可能な（南木曾）以北の運転を定められた運転速度により可能な限り確保する。
- ・長距離夜行列車及び貨物列車については強化地域への進入禁止を継続する。
- ・貨物列車は強化地域内への進入禁止を継続する。その他の列車は運転状況等を勘案し可能な範囲で定められた速度で運転する。

2 警戒宣言前からの準備的行動

鉄道事業者は、東海地震注意報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の発表があったときには、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転の計画を案内する。

第10項 緊急輸送対策

危機管理室	管財課
建設総務課	都市計画課
土木課	

緊急輸送は必要最小限にとどめるとともに、緊急輸送の対象範囲、緊急輸送車両の確認手続きを定め、また緊急輸送道路（＝「緊急交通路」以下同じ）、緊急輸送手段の確保を図る。

1 警戒宣言時対策

(1) 緊急輸送の対象範囲

緊急に輸送を必要とするものは、次によるものとし、各実施機関であらかじめ定めておく。

- ア 応急対策実施要員
- イ 地震防災応急対策の実施に必要な物資及び資機材
- ウ その他、県または市警戒本部が必要と認める人員、物資等

(2) 緊急輸送車両の確認

県及び県公安委員会は、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）第12条の規定に基づき、次により緊急輸送車両の確認を行う。

- ア 緊急輸送しようとする機関は、迅速な緊急輸送の確保を図るため、県知事又は県公安委員会に緊急輸送車両確認証明書の交付を申し出、標章及び証明書の交付を受ける。
- イ 緊急輸送車両確認手続きの事前届出制度について整備し、スムーズな交付を図る。

(3) 緊急輸送道路

ア 第1次緊急輸送道路

県庁所在地及び地方生活圏の中心都市等の重要都市を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路

イ 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と防災拠点を相互に連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路

ウ 第3次緊急輸送道路

第1次・第2次緊急輸送道路と防災拠点を相互に連絡し、地区内の緊急輸送を担う道路

※緊急輸送道路は「第2章 第7節 緊急輸送網の整備」を参照

(4) ヘリコプター離着陸場の確保

市（危機管理班）は、ヘリコプターが安全に離着陸できる場所（避難所・避難ひろばを除く）を県に報告するとともに、離着陸する場合には安全の確保を図る。

(5) 輸送手段の確保

ア 市の確保体制

市（管財班）は、次により輸送手段を確保する。

- a 地域の現況に即した車両等の調達を行う。
- b 必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・あっ旋を依頼する。

2 警戒宣言前からの準備的行動

警戒宣言時の緊急輸送対策が円滑に実施されるよう、各関係機関で警戒宣言前から次の措置を実施する。

- ・ 県警察は、交通規制の準備を行う。
- ・ 県、県警察は、緊急輸送車両の確認の準備を行う。
- ・ 県は、車両の確保を行う。
- ・ 県は、災害時応急対策に必要な輸送車両の確保等に基づき、県トラック協会に体制を確認する。
- ・ 県及び市（危機管理班）は、ヘリコプター臨時離着陸場の確保を行う。
- ・ 県、県警察は、保有ヘリコプターの待機を行う。
- ・ 県は、災害航空応援協力協定により民間ヘリコプターの確保を行う。

第11項 物資等の確保対策

危機管理室 市民課
福祉課 高齢介護課
産業振興課

市は、関係機関の協力のもとに警戒宣言時の避難者の救護及び災害発生後の被災者の救護及び災害発生後の被災者の救助に必要な物資、救助資機材等を確保するために体制の整備を図る。

1 警戒宣言時対策

(1) 物資確保体制の整備

市(産業振興班)は、警戒宣言時の避難者等の救護及び災害発生後の被災者の救助に必要な物資、救助資機材等の確保を図るほか、発災に備えて予想される被災者に対する救助物資等の円滑な調整を図るため主な生産者、卸売業者、大型小売業者等の保有物資等についての在庫量を把握し、調達体制を整備するとともにこれらの業者等の団体を通じ、または直接それらの業者に対し、必要な物資等の保管及び放出準備の要請を行う。

(2) 食料の確保

市は、警戒宣言発令とともに、地震災害の発生に備え、備蓄物資等を確認し、協定等を締結している関係団体等と連絡を取り、食料調達体制の確認をするとともに食料保有数量等の把握並びに応急給食のための要員、資機材及び運搬手段等の確保を図る。

(3) 物資の確保等のための要請・指導

市は、警戒宣言が発せられた場合、食料等生活必需品の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止のため、関係者に対して必要な要請、指導を行う。

(4) 関係指定地方行政機関協力

- ア 育児用粉乳、缶詰等応急食料品……………東海農政局
- イ 生活必需物資中部……………経済産業局
- ウ 災害復旧用材木……………中部森林管理局名古屋事務所

2 警戒宣言前からの準備的行動

市は、警戒宣言時の避難者の救護及び災害発生後の被災者の救助に必要な物資、救助資機材等や食料の調達体制を確認する。

第12項 保健衛生対策

危機管理室	保健センター
衛生センター	環境センター
生活環境課	上下水道課

市は、県と連携し、医療関係機関のもとに、警戒宣言が発せられた場合、避難者等のうち病人等の応急救護並びに発生後に備えての医療及び助産、医療品等の確保、清掃並びに防疫に関する措置を講ずる。

1 医療・助産の警戒宣言発令時対策の概要

医療機関は、警戒宣言が発令された場合、次の措置をとる。

(1) 警戒宣言発令の周知

医療機関の長は、警戒宣言が発令されたことについて、医師等の職員及び外来、入院患者等に対して周知徹底を図る。

(2) 病院（診療所）の防災処置

医療機関の長は、地震防災対策本部を設置するとともに、消火設備、避難設備及び自家発電装置の点検、並びに医療器械、備品、薬品等の転落防止、移動の防止及び諸出火防止対策を実施する。

(3) 入院患者の安全対策

(4) 外来診療

医療機関は、緊急患者を除き外来診療を中止する。

(5) 発災後への備え

医療機関は、発災後の医療機能を維持するため、医薬品、血液、治療材料等の確保に努めるとともに、水、食料、燃料等の確保も併せて行う。

また、医師をはじめとした職員について、あらかじめ定めた職員連絡網等により連絡を行い、その確保を図る。

2 医療救護チームの編成待機

市（保健班）は、発災後医療関係機関の協力のもとに、傷病者及び助産を必要とするものに対する医療及び助産に必要な医療救護チームの編成及び携行医薬品等の整備点検を行い、活動体制を整える。

3 医薬品等の確保

市（保健班）は、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料及び医療用具の円滑な確保を図るため、市内及び近隣市町村のおもな製造業者並びに卸売業者の在庫量を把握し、必要な医薬品等の保管及び放出準備の要請を行う。

4 清掃

市は、災害発生により生じるごみ又はし尿を収集運搬するため、市（清掃班）の編成及び車両の確保について準備する。

5 防疫

市（保健班）は、災害発生後の防疫活動に必要な防疫用資機材の整備点検及び防疫薬剤の在庫量の把握を行うとともに、防疫活動に必要な車両の確保を行う。

6 警戒宣言前からの準備的行動

警戒宣言時の医療救護対策が円滑に実施されるよう、警戒宣言前から次の措置を実施する。

- ・市は、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料及び医療用具の流通在庫を把握する。
- ・県は、県と災害拠点病院間の通信の確保並びに当該拠点病院と地域病院との連携に必要な措置を行う。
- ・市は、救護所の開設準備を行う。
- ・市（保健班）は、医療救護チームの編成、派遣準備を行う。
- ・県は、災害時拠点病院等の空きベッド数等受け入れ態勢の確認を行う。
- ・各病院等は、病院の耐震性に応じた患者の移送の措置又は検討若しくは準備を行う。

第13項 生活関連施設対策

危機管理室 管 財 課
上下水道課

水道、電気、通信、報道及び金融に関する事を営む機関及びその監督指導機関は、警戒宣言が発せられた場合は、地震防災応急対策及び住民の防災行動の円滑な実施を推進し、災害発生に備えて迅速な応急復旧を実施するための体制を整える。

1 水道

(1) 警戒宣言発令時の飲料水の供給

飲料水については、発災後の水道施設の損壊による給水不能の事態の発生に備えて緊急貯水が必要であり、市及び水道事業者は、飲料水の供給を継続するため、浄水池や配水池の水位をできるだけ高水位に維持する。

水道事業者は、発災後の断水に備えて居住者等が行う緊急貯水による水需要の増加に対応するため、浄水設備及び給配水設備を最大限に作動させ、飲料水の供給の継続を確保する。

(2) 災害応急対策の実施準備活動

ア 給配水施設

水道事業者は、配水施設の応急復旧用資機材の備蓄数量を確認するとともに、工事業者に対し、出動準備を要請する。

イ 応急給水

水道事業者は、発災後の浄水作業不能の事態に備えて、配水池が満水に近くなるように水位を管理する。

ウ 水道事業者は、配水池等から飲料水を運搬、供給するため給水車、容器等の給水用資機材及びろ水器、消毒薬剤、水質検査器具等を整備点検するとともに、市（上下水道班）の出動態勢を整える。

2 電気

(1) 警戒宣言発令時の電気の確保

電気については、地震防災応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであり、その供給の継続を確保することが不可欠である。

電力会社は電力の供給について万全を期し、電力の供給の継続を確保する。

(2) 災害応急対策の実施準備活動

電力会社は、災害発生に備えて応急復旧に必要な資機材の数量の確認及び必要な車両の確保を図るものとし、不足すると予想される資機材について生産者、工事業者に対し出動準備を要請する。

3 ガス

(1) ガス会社は、警戒宣言が発せられた場合においても、その供給を確保する。

(2) 災害応急対策の実施準備活動

ガス会社は、災害発生に備えて応急復旧に必要な資機材の数量の確認及び必要な車両の確保を図るものとし、不足すると予想される資材について生産者、工事業者等の在庫の確認を行い、緊急確保に努めるとともに工事業者に対し出動準備を要請する。

4 公衆電気通信の確保

(1) 警戒宣言発令時の重要な通信の確保

公衆電気通信については、居住者の相互連絡、学校、県、市等への問い合わせ等の増大により、通信のそ通が著しく困難となる事態の発生が予想される。

西日本電信電話株式会社は、通信のそ通が困難となった場合には、速やかに一般加入者等の使用をその状況に応じて、適宜制限する措置をとるものとし、地震防災応急対策の実施上重要な通信の確保を図るとともに状況に応じ災害伝言ダイヤル“171”及び災害用伝言板（Web171）を開設して安否確認に必要な措置をとる。

(2) 災害応急対策の実施準備活動

西日本電信電話株式会社は、発災により通信が途絶した場合に備えて、早急に通信の復旧を図るための小型ポータブル衛星通信システム等や、長期停電に備えた移動用電源車の点検整備に努める。

また、応急復旧に必要な資機材の備蓄数量の確保及び車両の確保を図るものとし、不足すると予想される資機材について、西日本電信電話株式会社グループの在庫の確認を行い、緊急確保に努めるとともに西日本電信電話株式会社グループ等に対し、出動準備を要請する。

5 報道

(1) 報道関係機関は、地震予知情報等の正確かつ迅速な伝達のため不可欠であり、地震予知情報等の正確かつ迅速な報道に努める。

(2) 報道関係機関は、地震予知情報等の発表及び災害発生に備え、事前に関係機関等と密接な連携をとり実態に即応した報道態勢の整備を図る。

(3) 報道関係機関は、報道に際して民心の安定及び混乱の防止を図るため、地震予知情報等と併せて居住者等に対し冷静かつ沈着な行動をとるよう呼び掛けるとともに居住者等が防災行動をとるために必要な情報の提供に努める。

6 金融

東海財務局岐阜財務事務所、日本銀行名古屋支店は、警戒宣言が発せられたときは、金融機関の現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な援助を行う等、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講じるほか、必要に応じて、適当と認められる機関又は団体と緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関等に対し、その業務の円滑な遂行を確保するため、次に掲げる措置を適切に講じるよう要請する。

(1) 強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く民間金融機関の措置

ア 民間金融機関は、営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、営業所等の窓口における営業は普通預金（総合口座を含む。以下同じ）の払戻業務以外の業務は停止するとともに、その後、店頭顧客の輻輳状況等を的確に把握し、平穩裡に窓口の普通預金の払戻業務も停止し、併せて、窓口業務を停止した旨を取引者に周知徹底する。

この場合であっても、当地の警察等と緊密な連絡をとりながら、顧客や従業員の安全に十分配

慮した上で、現金自動預払機等において預金の払戻しを続ける等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講ずる。

イ 民間金融機関が営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、営業停止等を行う店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載することによる。

ウ 民間金融機関は、休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の金融業務の円滑な遂行の確保を期すため、窓口営業の開始又は再開は行わない。

この場合であっても、警察等と緊密な連絡をとりながら、顧客及び従業員の安全を十分に配慮した上で現金自動預払機等の運転は継続する等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講ずる。

エ 民間金融機関は、警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の営業をする。

オ 民間金融機関は、発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等についての適切な応急措置を講ずる。

カ 民間金融機関は、その他、地域の金融上の混乱の未然防止に十分配慮する。

(2) 強化地域外に営業所等を置く民間金融機関の措置

ア 民間金融機関は、営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、強化地域内にある本店・支店等向けの手形交換業務については停止し、併せて当該業務停止を店頭に掲示し、顧客の協力を求める。

イ 民間金融機関は、強化地域内の本店及び支店等が営業停止の措置をとった場合であっても、強化地域外の支店及び本店等の営業所は、平常どおり営業する。

7 警戒宣言前からの準備的行動

- ・市（上下水道班）は、配水池等での飲料水確保体制を確認する。
- ・市（上下水道班）は、応急給水の準備を行う。
- ・各ライフライン関係機関は、応急復旧用の資機材等の確保や工事業者の出動態勢の確保等、応急復旧体制の準備を行う。

第14項 帰宅困難者、滞留旅客に対する措置

各課共通

1 警戒宣言時対策

警戒宣言が発せられた場合、強化地域に対する交通規制や鉄道の運行停止等により、市内に帰宅困難者や滞留旅客が発生することが予想されるため、具体的な交通規制の実施や鉄道の運行を踏まえて対策を講じておく必要がある。

県は交通規制等の結果生じる帰宅困難者、滞留旅客に対して具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせんを行い、市が実施する活動と連携するとともに、必要に応じた市町村間の調整を行う。

2 警戒宣言前からの準備的行動

- ・市、各公共交通機関は、警戒宣言時の運行中止等の措置に関する広報を行う。
- ・市、各公共交通機関は、鉄道折返し駅、観光地等の滞留者対策を確認する。

第15項 公共施設対策

各 課 共 通

警戒宣言が発せられた場合、被災防止措置を実施し、災害発生に備え迅速な応急復旧を実施するため必要な体制の整備を図る。

1 警戒宣言時対策

(1) 道路

市(土木班)は、道路管理者と相互に連携し必要に応じて道路の応急復旧のため建設業者に対し、出動準備体制をとるよう要請し、また建設業者、販売業者等の保有する仮設資機材の在庫量の把握を行い、調整体制を整える。

(2) 河川

河川管理者は、必要に応じて応急復旧に必要な水防資機材の備蓄数量の確認及び整備点検並びに水防上注意を要する箇所(point)の点検を行うとともに、水防管理者に対し、団の待機を要請し、また県建協防災隊等の自主防災隊に対し、出動準備をとるよう要請する。

(3) 下水道及び水道

下水道管理者は、施設の被災状況を迅速かつ的確に把握し、次により対策を実施する。

ア 災害対応組織の編成

- a 職員の招集(自主参集)
- b 役割分担の再確認
- c 関係機関との情報交換(警察、道路管理者、電気、ガス、水道及び地下水道管理者)

イ 管渠

- a 震後の調査や緊急措置のための資材の確保
- b 調査用機材、応急用器材の点検

ウ 処理ポンプ場

- a 点検箇所：機械設備
 - ① 火災及び爆発の恐れのある設備(ガスホルダー、燃料貯蔵タンク、焼却炉等)
 - ② 劇薬を扱っている設備(塩素消毒設備、水質試験設備等)
- b 点検箇所：電気設備
 - ① 中央監視室(電気設備の稼動状況)
 - ② 火災の恐れのある大設備(受変電設備)
 - ③ 漏洩等による火傷の恐れのある施設(制御電源設備)
 - ④ 防災施設(防災設備、非常用通信設備)

(4) 治山施設等

治山施設等の管理者は、必要に応じて緊急巡回及び点検を実施し、災害の発生の恐れのある箇所の把握に努め被災防止措置を講ずる。

また、応急復旧に必要な資機材等の調達体制を整えるとともに、必要に応じて工事業者に出動準備体制をとるよう要請する。

(5) 庁舎等重要公共施設対策

庁舎等重要公共施設管理者は、庁舎等重要公共施設が災害応急対策の実施上、大きな役割を果たすため、おおむね次の措置を講ずる。

また、応急復旧に必要な資機材等の調達体制を整えるとともに、必要に応じて工事業者に出動準備体制をとるよう要請する。

- ア 自家発電装置、可搬式発動発電機等の整備点検及び燃料の確保
- イ 無線通信機器等通信手段の整備点検
- ウ 緊急輸送車両その他車両の整備点検
- エ 電算機、複写機、空調設備等の被災防止措置
- オ その他重要資機材の整備点検又は被災防止措置
- カ 飲料水の緊急貯水
- キ エレベーターの運行中止措置
- ク 出火防止措置及び初期消火準備措置
- ケ 消防設備の点検

(6) 工事中の建築物及びその他工作物又は施設

ア 工事中の建築物等管理者は、工事中の建築物及びその他工作物又は施設について、その管理者は必要に応じて工事の中断等の措置を講じる。

イ 工事中の建築物等管理者は、特別の必要により、補強、落下防止等を実施するに当たっては、作業員の安全に配慮する。

ウ 工事中の建築物等管理者は、倒壊等により、近隣の住民等に影響が出る恐れがある場合は、その居住者等に対して注意を促すとともに、市に通報する。

2 警戒宣言前からの準備的行動

各公共施設管理者は、応急復旧のための資機材等の備蓄数量の点検、補充を行い、必要に応じ調達体制を整えるとともに、工事業者の出動態勢を確認する。

第3節 大規模な地震に係る防災訓練計画

各課共通

- 1 市及び防災関係機関は、東海地震に関する事前対策計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、東海地震を想定した防災訓練を実施する。
- 2 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施する。
- 3 1の防災訓練は、警戒宣言前の準備体制から警戒宣言に伴う地震防災応急対策及び地震に対する災害応急対策を含む。
- 4 県は、市が行う自主防災組織等の参加を得て行う訓練に対し必要な助言と指導を行う。
- 5 市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (3) 余震に関する情報等情報伝達訓練
 - (4) 車両による避難訓練

第4節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

各課共通

1 市は、県、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

(1) 市職員に対する教育

市は、地震防災応急対策業務に従事する職員を中心に、警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。防災教育は、各部局、各課（室）、各機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含む。

- ア 東海地震の予知に関する知識、地震予知情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- イ 予想される地震及び津波に関する知識
- ウ 地震予知情報等が出された場合及び地震災害が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- エ 職員等が果たすべき役割
- オ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- カ 今後地震対策として取り組む必要のある課題

(2) 住民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施する。

防災教育は、地域の実情に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含む。

なお、その教育手法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施等、地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行う。

- ア 東海地震の予知に関する知識、地震予知情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- イ 予想される地震に関する知識
- ウ 地震予知情報等が出された場合及び地震災害が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- エ 正確な情報の入手方法
- オ 防災関係機関が講じる地震防災応急対策等の内容
- カ 各地域における避難所及び避難路に関する知識
- キ 避難生活に関する知識
- ク 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- ケ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

(3) 児童生徒等に対する教育

(4) 防災上重要な施設管理者に対する教育

(5) 自動車運転手に対する教育

(6) 相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるための必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

第6章 南海トラフ地震に関する対策

第1節 総 則

第1項 計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という)第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に対して必要な事項を定め、当該地域における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

第2項 防災関係機関が地震災害時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者(以下「防災関係機関」という)の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第1章 第3節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」による。

第3項 南海トラフ地震防災対策推進地域の指定について

本市は、平成15年12月17日内閣府告示第288号で南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された。

第2節 災害対策本部等の設置等

第1項 災害対策本部等の設置

各 課 共 通

市長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という）が発生したと判断したときは、災対法に基づき、直ちに市災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

第2項 災害対策本部等の組織及び運営

各 課 共 通

災害対策本部等の組織及び運営は、災対法、土岐市災害対策本部条例及び土岐市災害対策本部条例施行規則に定めるところによる。

第3項 災害応急対策要員の参集

各 課 共 通

- 1 要員の動員及び参集は「第3章 第1節 活動体制」による。
- 2 職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努める。

第3節 地震災害時の応急対策等

第1項 地震災害時の応急対策

各 課 共 通

1 情報の収集・伝達

情報の収集・伝達については、「第3章 第8節 地震情報の受理伝達」、「第3章 第9節 地震災害情報の収集・伝達」による。

2 施設の緊急点検・巡視

施設の緊急点検・巡視については、「第3章 第30節 公共施設の応急対策」による。

3 二次災害の防止

地震による危険物施設等における二次被害防止のため、「第3章 第11節 消防・救急・救助活動」により、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

4 救助・救急・医療活動

救出・救急、医療救護については、「第3章 第23節 医療・救護活動」による。

5 物資調達

物資調達及び供給については、「第3章 第17節 食料供給活動」、「第3章 第18節 給水活動」、「第3章 第19節 生活必需品供給活動」による。

6 緊急輸送活動

緊急輸送活動については、「第3章 第6節 交通応急対策」による。

7 保健衛生

保健衛生対策については、「第3章 第25節 防疫・食料品衛生活動」、「第3章 第26節 保健活動・精神保健」、「第3章 第27節 清掃活動」による。

第2項 資機材、人員等の配備手配

各 課 共 通

1 物資等の調達手配

- (1) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という）の確保については、「第2章 第12節 必需物資の確保対策」による。
- (2) 市は、県に対して居住者、滞在者その他の者及び公私の団体（以下「居住者等」という）に対し応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資の供給の要請をすることができる。県内で物資等が不足する場合には、必要に応じ、国等に対して調達・共有の要請を行う。

2 人員の配置

市は、人員の配備状況を県に報告する。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震災害が発生した場合において、土岐市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第3項 他機関に対する応援要請

危 機 管 理 室 警 防 課

他機関に対する応援要請については、「第3章 第4節 自衛隊災害派遣要請」、「第3章 第5節 災害応援要請」による。

第4項 帰宅困難者への対応

各 課 共 通

- (1) 市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進める。
- (2) 帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進める。
- (3) 市は、帰宅困難者対策の実効性を確保するため、警察、消防、交通及び民間事業者等との連携の強化を図る。

第5項 長周期地震動対策の推進

各 課 共 通

南海トラフ地震は、震源域が広範囲にわたる海溝型地震であり、地震動の継続時間も長いと予測されるため、発生すると予想される長周期地震動の構造物に及ぼす影響について、市は、国、県、大学、研究機関等と連携を図りつつ、その対策について充実させるよう検討する。

第4節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

第1項 趣旨

各 課 共 通

南海トラフ沿いの大規模地震は発生形態が多様であり、確度の高い地震の予測は困難であるものの、現在の科学的知見を防災対応に活かすことは引き続き重要であることから、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表した場合の後発地震に備えた市や関係機関等がとるべき防災対応について、あらかじめ定める。

第2項 防災対応の基本的な考え方

各 課 共 通

市は、南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（内閣府（防災担当））や岐阜県南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応指針（以下「県対応指針」という。）を参考に防災対応を検討する。

住民等や企業は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合には、「自らの命は自らが守る」という防災対策の基本を踏まえ、防災対応を検討する。

住民等は、日頃からの地震への備えの再確認等を行った上で、日常生活を行いつつ、個々の状況に応じて地震発生に注意したできるだけ安全な行動を取ることを基本とする。

また、企業は、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。

住民等	日頃からの地震への再確認の例	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所・避難経路の確認 ・家族との安否確認手段の確認 ・家具の固定の確認 ・非常持ち出し品の確認 <p style="text-align: right;">など</p>
	できるだけ安全な行動の例	<ul style="list-style-type: none"> ・高いところに物を置かない ・屋内のできるだけ安全な場所で生活 ・すぐに避難できる準備（非常持出品等） ・危険なところにできるだけ近づかない <p style="text-align: right;">など</p>
企業	日頃からの地震への再確認の例	<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認手段の確認 ・什器の固定・落下防止対策の確認 ・食料や燃料等の備蓄の確認 ・災害物資の集積場所等の災害拠点の確認 ・発災時の従業員等の役割分担の確認 <p style="text-align: right;">など</p>

第3項 南海トラフ地震臨時情報

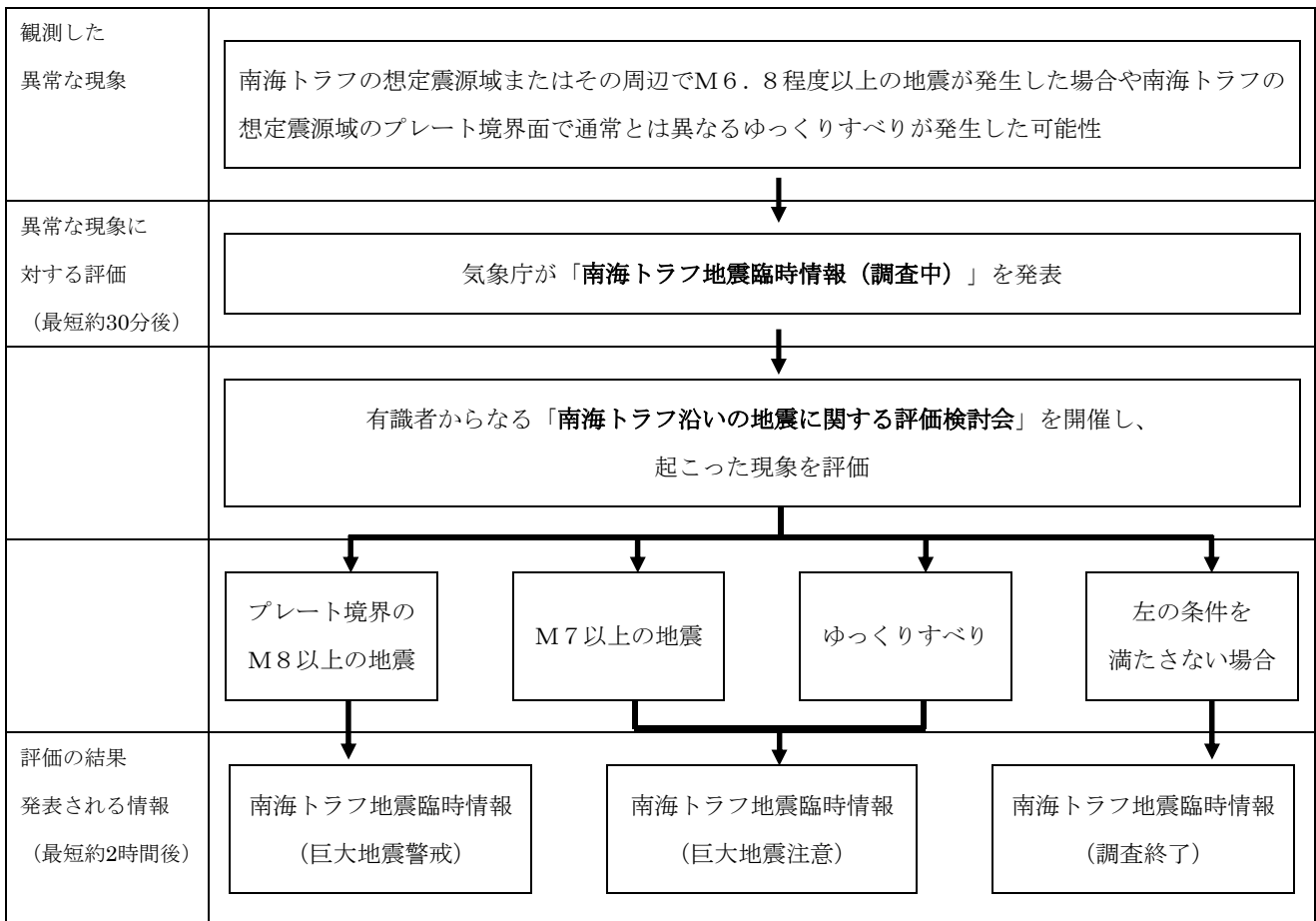
各 課 共 通

南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べ相対的に高まったと評価された場合に、気象庁から発表される。

○南海トラフ地震臨時情報の種類

南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	監視領域内においてM7.0以上M8.0未満の地震や想定震源域内のプレート境界において、通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

○南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ



第4項 防災対応をとるべき時期

各 課 共 通

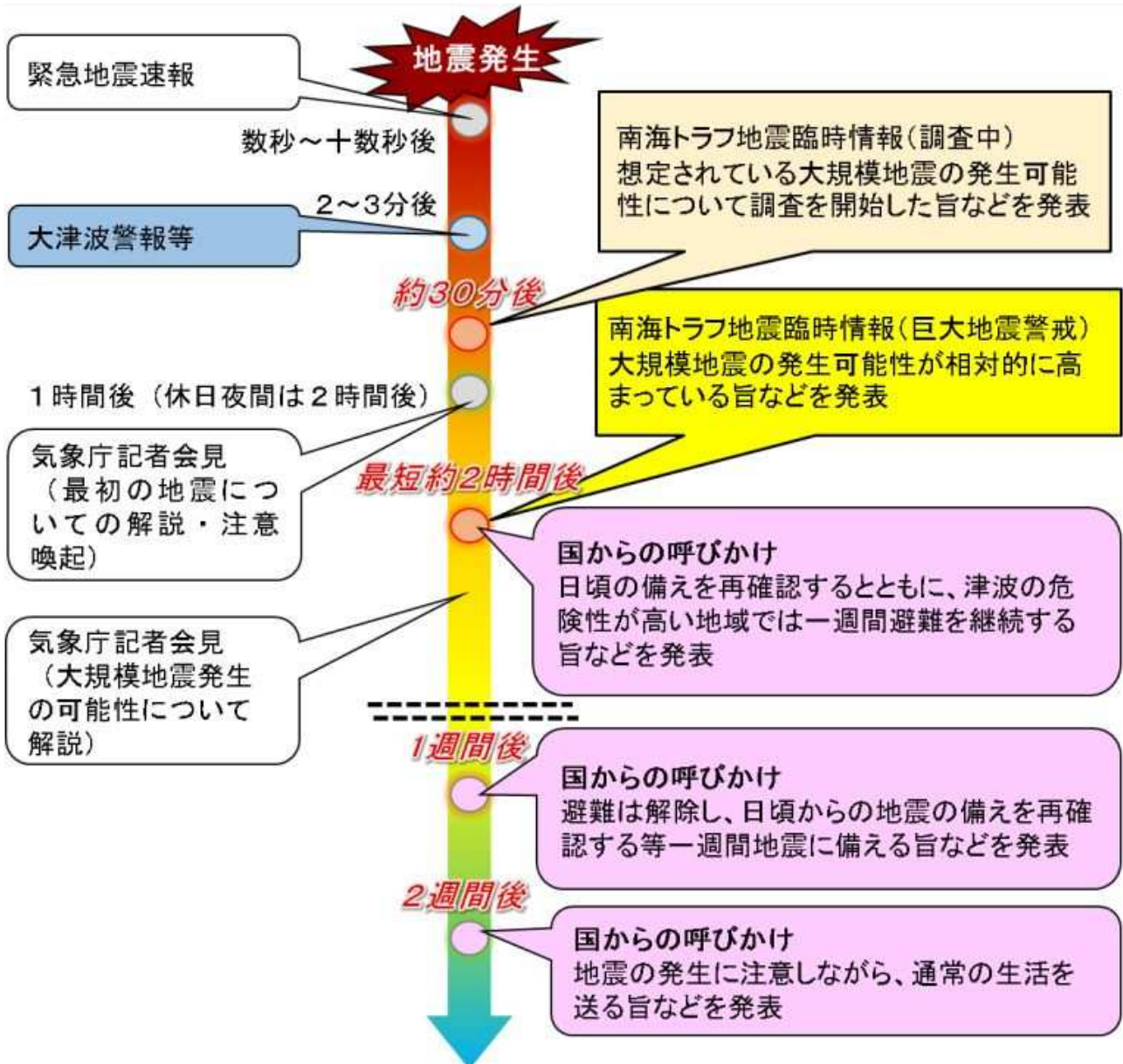
市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域およびその周辺で速報的に解析されたM6.8以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価される南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとる。また、当該機関経過後1週間、後発地震に対して注意する措置を取る。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

○南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ

	M8.0以上の地震	M7.0以上の地震	ゆっくりすべり
発生直後	○個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		○今後の情報に注意
(最短) 2時間程度	巨大地震警戒 ○日頃からの地震への備えを再確認する等 ○個々の状況に応じて事前の避難など避難対策を実施	巨大地震注意 ○日頃からの地震への備えを再確認する等(必要に応じて避難を自主的に実施)	巨大地震注意 ○日頃からの地震への備えを再確認する等
1週間			
2週間	巨大地震注意 ○日頃からの地震への備えを再確認する等(必要に応じて避難を自主的に実施)	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	
すべりが収まったと評価されるまで	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う		
大規模地震発生まで			○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う

○巨大地震警戒対応における情報の流れ



※南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の発表後は、随時、「南海トラフ地震関連解説情報」で地震活動や地殻変動の状況を発表

出典: 南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン(平成31年3月、内閣府)

第5節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災体制

第1項 市の体制

各 課 共 通

市は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、下表のとおりそれぞれの情報に応じ、防災体制を取る。

ただし、市内で地震が発生し、市本部が設置されている場合は、すでに設置している体制で対応にあたる。

○市の防災体制等

情報名	市の防災体制等
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	市長公室は、県からの情報を受けた時点で、関係部局に対する連絡等、所要の準備を開始
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	<p>災害対策本部</p> <p><構成></p> <p>本部長：市長 メンバー：本部員</p> <p><内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急災害対策本部（知事）の伝達を受け、各部局からこれまでの対応状況や今後の取り組みを報告し、全庁的に情報の共有、確認 ・気象庁からの情報、政府の緊急災害対策本部会議の結果を全庁的に情報共有 <p>【各部局における対応状況の確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集、連絡体制の確認 ・所管する防災上重要な施設等の点検 ・地震発生後の応急対策の確認
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	<p>災害警戒本部</p> <p><構成></p> <p>本部長：市長公室長 副本部長：建設水道部長、消防長 メンバー：市長公室・建設水道部・消防本部の代表者</p> <p><内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象庁からの情報、政府の災害警戒会議の結果を全庁的に情報共有 ・各部局から、これまでの対応状況や今後の取り組みを報告し、全庁的に情報を共有、確認 <p>【各部局における対応状況の確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集、連絡体制の確認

	<ul style="list-style-type: none">・所管する防災上重要な施設等の点検・地震発生後の応急対策の確認
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	市長公室は、関係部局と情報共有

※現地災害対策本部、支所連絡班、現地連絡所については、上記に準じて所要の体制をとる。

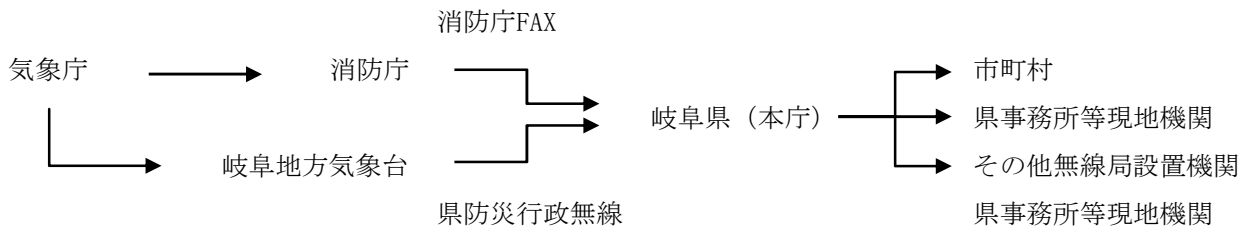
第6節 南海トラフ地震臨時情報の伝達

各 課 共 通

南海トラフ地震臨時情報を正確かつ迅速に関係機関へ伝達するとともに、住民等に対して適時的確な広報を実施する。

1 伝達経路及び方法

南海トラフ地震臨時情報の市町村及び防災関係機関への伝達経路及び方法は、下図のとおりとする。



2 住民等への伝達方法

南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）や緊急速報メールのほか、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、ホームページ、SNS等多様化に努め、生活かつ迅速に伝達する。

高齢者や障がい者など要配慮者に対しては、地域の自主消防組織や民生委員、消防団等「共助」の力を得るなど確実に伝達できる手段を確保する。

外国人に対しては、ホームページやSNS等様々な手段を活用する。

3 住民等への伝達内容

市は、住民等への臨時情報を伝達する際には、住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、具体的にとるべき行動（下図参照）をあわせて示す。また、交通、ライフライン、生活関連情報など住民等に密接に関係のある事項についてもきめ細かく周知する。

○具体的にとるべき行動

南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	発表時	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃からの地震への備えを再確認、できるだけ安全な行動を取るよう呼びかけ ・事前の避難を促す住民等に対し、事前の避難の呼びかけ など
	1週間後	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃からの地震への備えを再確認するよう呼びかけ ・事前の避難を促す住民等に対し、事前の避難の呼びかけ など
	2週間後	<ul style="list-style-type: none"> ・地震の発生に注意しながら、通常の生活に戻るよう呼びかけ など
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	発表時	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃から地震への備えを再確認、できるだけ安全な行動をとるよう呼びかけ など
	1週間後	<ul style="list-style-type: none"> ・地震の発生に注意しながら、通常の生活に戻るよう呼びかけ など

4 問い合わせ窓口

市は、住民等からの問い合わせに対応できるように問い合わせ対応窓口を整備しておく。

第7節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の災害応急対策

第1項 避難対策

各 課 共 通

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、地震が発生してからでは避難が間に合わない住民等の安全を確保するため、本市における災害リスクに応じ、事前の避難を促すなど適切な避難対策を実施する。

1 事前の避難

事前の避難が必要な災害リスクは下記（１）、（２）を基本とし、市は災害リスクに応じ、1週間を目途に地域の実情に合わせた適切な避難対策を実施する。

（１）急傾斜地等における土砂災害

市は、土砂災害のリスクがある地域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づき指定された「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」を基本とする。）の住民等に対し、後発地震の発生に備え、個々の状況に応じて身の安全を守るための行動をとるよう呼びかける。

その上で、急傾斜地の崩壊等に伴う建築物の損壊により、生命又は身体に著しい危害が生じる地域として指定されている「土砂災害特別警戒区域」の住民に対しては、県対応指針を参考に、事前の避難を促すなど適切な措置を講じる。

市は、土砂災害の不安があっても自ら避難することが困難な入居者がいる土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の施設管理者に、土砂災害防止法に基づき作成される避難確保計画に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応を位置づけるよう呼びかけることとし、施設管理者は適切な措置の実施に努める。

（２）耐震性の不足する住宅の倒壊

市は、耐震性の不足する住宅に居住する住民に対し、県対応指針を参考に、できるだけ安全な知人・親類宅や避難所に避難するなど、身の安全を守るための行動をとるよう呼びかける。

市は、事前の避難を促す住民等に対し、避難所、避難経路、南海トラフ地震臨時情報方法及び家族との連絡方法等を平時から確認し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の備えに万全を期すよう努める旨を周知する。

上記以外の住民等に対しては、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認など地震発生に注意した行動をとるとともに「できるだけ安全な行動」をとるよう周知する。

2 避難先の確保、避難所の運営

住民等の避難先については、知人宅や親族宅等への避難を促すとともに、それが難しい住民等に対しては、市が避難所を確保する。

市は、県対応指針を参考に、避難所の受け入れ人数の把握、避難所の選定、避難所が不足する場合の対応についてあらかじめ検討する。

避難所の運営については、防災士やボランティア等との連携・協力のもと避難者自らが行えるよう、市は、避難所運営マニュアルに関係団体による連携体制や役割分担等を位置づける。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時における事前の避難が被災後の避難とは異なり、ライフラインは通常どおり稼働し、商業施設等も通常どおり営業していると想定されることから、市は、「自らの命は自ら守る」という防災対策の基本を踏まえ、次の事項について住民等へ周知する

- （１）住民等の避難は、知人・親類宅等への避難が基本であること
- （２）知人・親類宅等への避難が困難な避難者に対しては、市が避難所を確保すること
- （３）避難に必要な食料や生活用品等は、避難者が各自で準備するのが基本であること
- （４）避難所の運営は避難者自らが行うことが基本であること

3 学校等

学校等は、県対応指針を参考に、個々の状況に応じて臨時休業措置の検討や児童生徒等の保護者への引渡し等安全確保措置を講じる。

第2項 関係機関のとりべき措置

各 課 共 通

関係機関は、住民等の混乱防止や住民等が日常生活を行えるよう事業継続のための対策を実施する。

1 消防機関等の活動

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び消防団が出火及び混乱の防止、円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、住民等の避難誘導、避難路の確保を重点として、その対策を定める。

県は、市町村の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう不測の事態に備え次の必要な措置を講じる。

- （１）地震に関する正確な情報の収集、必要な機関への伝達
- （２）火災の防除のための警戒、必要な機関への情報の伝達
- （３）火災発生防止、初期消火についての住民等への広報
- （４）自主防災組織等の活動に対する指導
- （５）施設等が実施する地震防災応急対策に対する指導
- （６）気象情報の収集、水害予防のための出水予測や警戒、必要な機関への情報の伝達
- （７）地震と出水の同時発生が想定される場合は、重要水防箇所や液状化の予想される地区の堤防など留意すべき施設の点検や水防活動のため必要な準備
- （８）水防活動に必要な資機材の備蓄量の点検や補充、国・県・市や他の水防管理団体と連絡を密にし、不測の事態への備え

2 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとる

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取締り
- (3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

3 水道

飲料水については、発災後の水道施設の損壊による給水不能の事態の発生に備えて各所における緊急貯水が必要であり、市及び水道事業者は、発災後の断水に備えて居住者等が行う貯水による水需要の増加に対応するため、浄水設備及び給配水設備を最大限に作動させ、飲料水の供給の継続を確保する。

4 電気

電気については、地震防災応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであるため、その供給を継続し確保することが不可欠であり、電力会社は、電力需要を把握し、発電および供給について万全を期し、必要な場合は他電力会社からの緊急融通を受け、電力の供給の継続を確保する。

5 ガス

ガス会社は、必要なガスを供給する体制を確保する。

また、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講じるものとし、その実施体制を定める。

6 通信

電気通信事業者は、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保をおこなうため、通信の維持に関する必要な体制を確保する。

また、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等を行う。

7 放送

放送は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な伝達のために必要不可欠であることから、放送事業者は、正確かつ迅速な報道に努める。

このため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表および後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図る。

なお、報道に際しては民心の安定および混乱の防止を図るため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等と併せて居住者等に対し冷静かつ沈着な行動をとるよう呼び掛けるとともに、居住者等が防災行動をとるため必要な情報の提供に努める。なお、放送局にあっては、外国人、視聴覚障がい者等にも配慮を行うよう努める。

8 金融

金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合および後発地震の発

生に備えた、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置をとる。

9 交通

(1) 道路

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、住民等に周知する。

市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報について、あらかじめ情報提供する。

(2) 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行う。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報について、あらかじめ情報提供する。

(3) 滞留旅客等への対応

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定める。

県においては、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市が実施する活動との連携体制等の措置を行う。

10 市自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する道路、河川、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、図書館、病院、学校等は次の管理上の措置、体制をとる。なお、具体的な措置の内容は施設ごとに定める。

ア 各施設に共通する事項

- (ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
- (イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (ウ) 施設の防災点検および設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (エ) 出火防止措置
- (オ) 水、食料等の備蓄
- (カ) 消防用設備等の点検、整備
- (キ) 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューターなど情報を入手するための危機の整備
- (ク) 各施設における緊急点検、巡視

イ 個別事項

- (ア) 橋梁、トンネルおよび法面等に関する道路管理上の措置
- (イ) 護岸、水門および樋門等に関する河川管理上の措置
- (ウ) 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性を十分に考慮した措置
- (エ) 学校等にあっては、次の掲げる事項

- ・ 児童生徒等に対する保護の方法
 - ・ 事前の避難を促す地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
- (オ) 社会福祉施設にあっては、次に掲げる事項
- ・ 入所者等の保護および保護者への引き継ぎの方法
 - ・ 事前の避難を促す地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
- (2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置
- ア 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、10の(1)に掲げる措置に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。
- また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。
- (ア) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
 - (イ) 無線通信機等通信手段の確保
 - (ウ) 災害対策本部等開設に必要な資機材および緊急車両等の確保
- イ 推進計画に定める避難所又は応急救護所の開設に必要な資器材の搬入、配備に協力する。
- ウ 県は、市が行う屋内避難に使用する建物の選定について、保有施設の活用等協力する。
- (3) 工事中の建築物等に対する措置
- 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について、安全確保上実施すべき措置を講じる。

第8節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の災害応急対策

各 課 共 通

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合には、住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかける。

市自らが管理する施設は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認する。

防災関係機関は、自ら管理する施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認する。

第9節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

危機管理室	管財課
建設危機管理室	都市計画課
土木課	消防総務課

施設等の整備はおおむね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

- 1 建築物、構造物等の耐震化
- 2 避難地の整備
- 3 避難路の整備
- 4 消防用施設の整備等
- 5 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備
- 6 通信施設の整備

第10節 防災訓練

各課共通

- 1 市及び防災関係機関は、推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、南海トラフ臨時情報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練等、南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。
- 2 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施する。
- 3 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。
- 4 市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、具体的かつ実践的な訓練を行う。
- 5 その他必要な事項は、「第2章 第3節 防災訓練」による。

第1 1 節 地震防災上必要な教育及び広報に関する対策

各 課 共 通

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。その他必要な事項は、「第2章 第2節 防災思想・防災知識の普及」による。

1 市職員に対する教育

市は、職員等に対して、等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を行う。その内容は少なくとも次の事項を含む。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動等に関する知識
- (3) 地震に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題
- (8) 家庭内での地震防災対策の内容

2 住民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施する。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含む。なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施等、地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行う。

また、外国人に対しても関係機関と協力し、防災教育を行う。

(1) 防災知識の普及

「第2章 第2節 防災思想・防災知識の普及」に準じて、以下の内容について普及に努める。

- ア 南海トラフ地震臨時情報の内容および臨時情報が発表された場合の具体的にとるべき行動
- イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- ウ 地震に関する一般的な知識
- エ 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- オ 正確な情報入手の方法
- カ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- キ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識

ク 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

ケ 避難生活に関する知識

コ 住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策および災害時における応急措置の内容や実施方法

サ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施

(2) 児童生徒等に対する教育

(3) 防災上重要な施設管理者に対する教育

(4) 自動車運転者に対する教育

(5) 相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。